

高尾和宣 原作

黙

(「松下サザンの筆訂正会」)

15

こんなことは、あつたためしがない。もつといふなら、あつてはならない」とかもしれない。

昔のことといふやつは、多くのひとにとっていつもなく過ぎ、あぶくのようだ日常生活に飲み込まれ、忘却の波のかなたに消えてしまう。終わってしまった過去のことという定位位置に納まる。

またあるひとにとっては、何かの機会に氣まぐれに思い出され、美しかったり恥まぬましかったり、尾ヒレのついたホラ話に変わったり、どちらにしても当たり障りのない「くたあいのないもので、他のひとから言われて「ああそういうことがあったっけ。おれも若かつたんだなあ」、「エッ、それ、あいつだろう、おれじやないよ」、「でも、おたがいに若かつたんだよ」とかいった具合に変形していく。

かつては損得を離れ、周囲の意見などどこ吹く風、「己の青春の総てをつき込んでいたようないいことでも、今の暮らしにとてはどれほどのものでもなく、みんな過ぎてしまった昔のことだからと軽く見做され、あんなことをしたのは若かつたからだよ、若かつたからバカもできたんだよ」と悔恨の情をもって吐き出すように呟かれ、知らなかつたんだよ、世間知らずだったんだよ、おれたち、というぐあいに幕が降ろされ、自分の生活と仕事、妻や子供、家族のことを念頭において、いまさらどうつてことない、あんなこと、どうでもいいじゃない、もう面倒臭いよ、と話のタネからも外される。

それでもなおかつ、世代の層といふ時代の風潮にため、独特の体臭とでもいう差異がそれぞれの人々にはあって、明治、大正世代、戦前と戦後、六〇年安保世代とベビーブームの前後には物事の受け止め方にも目ざと違が生まれる。

団塊の世代、全共闘の世代がくぐつてきた時代の流れもまた多くはかくの如し。ただ、

なかにはそのころの情念をそのまま一十数年持続しているひともある。そういうひとはまったくの少数派ではあるが。

ところがところが、その時代をうつすらとしか知らないとか、本でしか知らない若いひとたちは、何をそんなに大事そうに引きずってるんだ、ビートルズに酔って、集まつたら必ず今村新一の「すばる」をみんなで思い入れたっぷり歌う、いつまでも女々しい、メランコリックな殉教者みたいな顔をして、などと嫌な顔をされたりもする。

島田雅彦は団塊親子のはざまにいる若手の有望な作家らしい。なんでも七、八回続けて芥川賞の候補にあがっているという島田くんによる批判は、ヘエーそうなの、そういう見方をするの、きみらは、と少しも門違いの意見におかしな感心をさせてくれる。

その島田くんによると「八〇年代に、数だけ多い彼らノスタルジー共同体に属さない人間は排除される」という形で抑圧された。今日、ノスタルジー共同体の露骨なお祭り騒ぎは影を潜めているものへ村上春樹的世界へと形を変えて現在も反動的リベラルとして抑圧の機能を果たしている。日本の団塊が批判されるべき最も根本的な理由というのは、他者を前提に置かないという思考。彼らの親父にあたるたちは中国を侵略した兵隊です。彼らは個人の責任の感覚を持たなかった。その息子が、団塊なんです。戦後、移民労働者でも入ってきていれば、身近なところで他者と接することもできたんでしょうが、そうでない。結局、石を投げて火炎ビンも投げてという共通体験で補強しながら構築してきたのが団塊の世代の世界です。親が数が多いので子供も数が多い。親が子供に接する時、これまで他者を前提にしない考え方を吹聴するわけです。（脱サラ、ベンション経営）そういった故郷志向がそこで復活してしまう。結果的に、団塊の親、そして自分たちの団塊の世代、その子供という二代にわたって、日本の歴史はまったく変わらなかつたかのふりをしていられる」ということになるらしい。

地方に住む者にはあまりストレートには飲み込めない。時代の認識の違いか、島田くんのへその緒がどこにつながっていてどこの惑星で育ったのかちょっとわからない。アッと驚く、為五郎。開けてびっくり玉手箱。

反対に年上の世代は、全共闘のその過激さと痛めつけられた記憶に反感をもち、世間に馴染んだことを変節した連中、節操のないやつら、身がわりの早いやつらといふうに軽蔑を交えて見、目上の者を尊敬しない、常識のないやつら、と見下している。

もちろん彼らが軍国少年やファシスト青年であったことの清算は忘れて、変節も転向も

ど」へやら。軍歌のカラオケにうつつをぬかし戦後の繁栄は自分たちの力によるとうそぶく。それは彼らの努力の一部であって、彼らの力が全てではないという事実をみようがないし、世界のバランスの上に乗つかったといふ認識はしない。

煮ても焼いても食えない自己満足にふん反り返っている。そう思いたい気持ちがわからぬわけでもない。そういう気持ちがなかつたらおとうさんたちの生きていた意味がなくなるもの。生きるため、カネのため、家族のために自分の人生、自分の楽しみも放棄し仕事人生とばかり、なし崩しにひたすら官民一体の引かれたレールの上を走っていたといふだけでは侘しきざるもの。

団塊の親と団塊の世代は、物心つくころからどちらも不信感を抱いていた。子供のころから競争、競争とはやしたてられ、成長するにつれ話すこともなくなつて、あいつらはなにを考えているのかと思うようになって、それはそのまま人生観の違い、体験と価値観の違いというへ默認へ無視へやつてきた。親と子というだけでなくその立つ位置のなんと遠く、違うものか。世代の違いはいつまでも越えられない溝なのか、とギャップの大きさを苦々しく舌打ちしている。それがお互いさま、ということなのだ。

もちろん大人になった団塊の世代への批判を一方的だといつてみな否定するものではない、自分たちにだつて苦い自己批判はある。なにしろ、全共闘の解体は警察機動隊の力の前に押さえ込まれただけじゃない。連合赤軍のあの自己解体で終わつたわけでもない。その前から、それこそ始まる段階からそれは始まつていた。そして、それ以後、自分のつた行動や選択に決着をつける前に、自分たちが嫌い、否定していたはずの生活のため生きることのため、親の論理をそのまま踏襲し、思想的・政治的なことからの逃避と無関心、情況への沈黙というシラケは世の中を根つからシラケさせた。

他人のことより自分のこと、社会のことよりわが家のこと。建前よりも本音。カネ、もうけ。株がどうの、バブル経済がどうの。歳暮、付け届け、ワイロの延長のヤミ献金と政治腐敗はあたりまえのことになって、二流の成り金社会を立身出世に憂き身をついやす自分たちは内側からその腐敗を支えてきた。

とあれ、ありやあ、もう二十年前のことだよ、十年ひと昔っていうよ、むかしむかしのその昔、みたいにもっと距離をとって、肩の力ぬいて、軽く流したら、という説得力のある誘いを誰か囁いてくれる。ほんとにうれしい。

けれどあるひとつにとっては、そうはいかない。気心の知れた友達に話すのさえも變つとおしく、ひどい場合は逆にそれを知っているひととは付き合いたくない、声も聞きたくない話もしたくないし顔も見たくない。生理的に嫌なんだ、そっとしてくれないか、といつたことになる。

白い偏見の田に追われる被抑圧者のように精神的な深い傷を負ったひとは、ただ忘れたい、早く忘れてすっきりしたい、と思う。それは祈りにも等しく切実な願いだが、思えば思うほど息苦しくなり昔の出来事なんでもものには納まりきらない。そんなものはとにかく忘れない。忘れないけど忘れられない、忘れさせてくれない、真夏の昼下がりの影のよう歩みをとめ生きた亡靈となつてじつとそのまま過去と現実と未来にのしかかってくるというしつこい出来事もある。

当人にとっては重苦しく並の神経では耐えがたいことは想像にかたくない。

この話の主人公は、北海道は「一〇〇年前はリラの森」だったと中島みゆきがいう札幌で一九五三年に生まれた。

戦後ベビーブームの終わり、団塊の世代とギリギリのところで接触し、彼にとって青春の初めに全国で吹き荒れた全共闘運動・大学闘争の終焉を見ていた。

彼は、同じドサンコだからというのでもないが、いろんな表情で大衆のところの影をすくい、愛と悲しみ、夢と現実、ありふれた街角、男と女を特別難しい言葉はつかわず、時代に敏感な嗅覚を働かせ、聴くひとや口ずさむひとが自由のところとして、彼女の歌に乗換えられるような、いつてしまえばプロフェッショナルとは思わない巧みなへ喻々と筋立てを、いつか自分が抱いたことがあったと思い込ませるような彼女の感性のなかへ引き込む。「わかれうたうたい」の中島みゆきの歌と詩をこよなく愛していた。

彼もそのころの若者のひとりらしく、自立的思惟や共同幻想論の洗礼を浴び、ケンカっぱやくて他を寄せつけない吉本隆明の著作を読み、自分でも詩や評論を書き、「チラ・イノコグニタ」というある大学の雑誌に投稿したこともあった。

彼は大学にはいかず慶應大学の通信講座を五年うけスクーリングのときの面接試問を通じて大学の実態に絶望し、学費未納で中退した。それから公園の乗物の係員とか、いろんな

なアルバイトをし、八一年ころから郵便配達の仕事をするようになった、そこでも全通にははいらず新左翼的な非組合というより八三年選舉闘争資金（臨時組合費）の徴収に公開質問書をだすなど反組合的な活動をし、彼と執行部、同僚の間には緩慢な沈黙がずっと続いている。

人間誰しも見た目にはわからない。下半身には人格がない、とも、二重、三重人格者ともいわれるし、別のいくつもの顔をもつともいわれる。へえ、あのひとがと感心したり呆れたりといふこともまあある。人間に未知の部分がないほうがおかしい。

これからおいおい、彼のしたこと、彼のいたことなどほとんど知らないに等しいながら、知っていることは明らかにしていく。それは、まさに彼ならではの未知の領域、彼こそテラ・インコグニタそのもので、できあがるものは「ちらの推理と想像の産物で彼と縁もゆかりもないものになっているかもしない。いま「人間のわからなさ」を書こうとしている自分もなんのために書くのかまたわからなくなつていきそなう…：

彼の特筆すべき点は目鼻だちはっきりしたハンサム。めったに笑わないが笑顔は含羞んででもいるように見るひとをなじませたし、瞳の深さもエキゾティックな魅力があった。男の魅力、矛盾するが硬い雰囲気ともろい色氣ともいえそうなセンスがあった。それも映画俳優やテレビに出ている優男にも決して引けをとらない、いやそれ以上というくらい飛び抜けたもので、バスに乗っていて彼が降りると、見とれていた女子高生がうつかり彼の後について降りてしまった、というエピソードにも現れている。

中肉中背の彼は誰に似ているのだろう、誰にも似ていない、敢えて較べるなら田中健、もう少しバタ臭い黒田アーサー、マイケル富岡なら彼の横に並べてもそんなに見劣りしない、とでもいっておこうか。

それでも彼が浮ついた色男でなかつたこともいつおかなければならない。彼がほんとに心を動かした女性は、わずかにひとりといつても過言ではない。初恋？の女性Nを遠くからそっと片思いのままに何年も見つづけ、自分からはその距離を埋めようとはしなかつた。片おもいのその虚しさをいつも感じていた一八、九にもなる男性が一六才年上の男性にその女性への気持ちを綴った（八三、四年）もので、面識がなくて、彼の年齢を考えると、その一途さ？無警戒？ともいえそうな徹底ぶりに奇妙な感じを受けるかもしれない。その彼のちょっと難しい表現を借りると、

「Nへの対幻想については、これまでいく度か対象化しようといふみたことがあります、いつも対象化をとどめようとするへこいろ／＼がはたらいできました。それは対象化

することの困難性、不可能性、あるいはどこかでへ虚しさをいつもかんじてきたからで
もある。」

「この対幻想というタームにはこの先、彼の人生の中心部分になる予告があるような気が
する。このころからだつたのか、と思つてしまふ。」

「対幻想を他の幻想領域との関係でとらえるとともに、全幻想領域を把握する」と、ある
いはへ対幻想について表現することはできたとしても、対幻想そのものを表現しきるい
とはひどく困難な」とのようにおもわれます。」

「Nの」といううまくつかまえ（られないかぎり・られたとしても）いつまでも私は幻想の
なかにいるというおもいとともに、たとえ論理として把握できたとしてもへどうにもなら
ない」というおもいもしております。」

「対幻想はへ放つておくとゞしまでも内閉してゆき、その度合が強ければ強いほどへ他
者へが入りこむことを拒絶することを本質としているようにおもえます。」

「私のへ対幻想へはNへのへ過剰なへ悲哀感へとわかつちがたく結びついております。」

「へ定職へへ日常性へは私のひとりよがりのへ対幻想へをへ中和へするように働くよう
におもわれます。それはへ救いへなのだとおもわれる一瞬もあるのですが、やはり否定し
ます。」

「以前からずっとおもいつづけている」とでもあります、わたしがいま職場でやつてい
ることなど、組合なりなんなりの対しあう（場）があたえられれば、だれにでもできる程
度のことのようにおもわれます。

出勤をつづけていたら給料がきちんと支払われるというコップのなかでのへ孤立へ感な
ど、ながいアルバイトへ時代へにおける、さまざまな職場でのへ沈黙へを抜きえていない
ようにおもわれます。

労働組合による森永支援のアピールやマスコミによるキャンペーン（へ森永企業の經營
悪化へパートの解雇へ犯人の早期逮捕の要望へ）には怒りさえおぼえます。

郵政職員をはじめあらゆる公務員の失業、すべての企業の倒産のイメージへ夢へ」そ
わたしのへじるをいきいきとさせてくれます。」

「へ対幻想へがへうまくいかないへうまくいかないへたへ」とがなぜへ共同幻想へ
のへ異和へへ反抗へを激しいものにさせる（させた）のへ、かんがえてゆきたいとおも
ております。」

彼自身、Nなどのような言葉のやりとり、意思の伝達をしていたのかこちらには具体的

にはわからない。ただこれらの短い表現から想像するのは、彼もまた恋する自分、悩む自分を客観的にどう表現しようもなく悶々と時間をつぶしていただろう」ということ。彼がいよいよ沈黙のとばりをおろし、沈黙を友として内閉して、他者が入りこむことを拒絶していく。他者は彼が気づいたかどうか、Nもまた他者だったのではないか、他者はNそのひと以外あえないのではないか。この沈黙、意思を言葉にあらわそようとしない、言葉を外へ伝えない、意思を記号にすることをしない、とにかくなにも伝えたくない、伝えようとしている見える性格は、このあとの事件になつて一段と徹底していく…

その女性が東京の大学へ進むと彼女のアパートの周りをとぼとぼ歩いていて、たまたま出会ったように出会っても一言ふた言話しかけて終わらラブレターひとつ渡さなかつたりと歯がゆいばかりのストイックぶりだつたらしい。この徹底ぶりは彼の言葉数の少なさ、自分からはあまり話さないおとなしさ、それでいてこうと決めたら粘り強く続けるという性格は、帯広へ移つたらしいNの家族を探し、そこが他人の家になつているのを確かめると、彼女の出身大学の学生課を仮装して、電話で彼女の母親から住所を教えられたが同時に彼女の結婚も教えられるという余祿もつくが、彼らしさをよく物語っている。

根本さんについて、一緒に暮らしている鈴木さんによると、「根本氏もあるイミで中学時代に時を止めた人」という。この「も」というのは、鈴木さんも「中学時代」という意味であるらしい。読みすんでいくひとは、すぐこの鈴木さんという女性がスーパーイヤイディーだということに気づくだろうから、ぼくはへ／＼つきにした。

彼の隠れた秘密は握力七〇キロを越える腕力の強さ、その纖細な指には想像もできない指先の力の強さだった。にもかかわらず、妹によると、「他人とつかみ合いはもちろん、口げんかさえできないので、頼りない兄で不満に思っていた」というくらいおとなしい性格だった。

彼の父親は表具師で文化財の補修や美術品の装丁などもするという専門的な職人で、幼いころから仕事場出入りしていた彼は、特にそう仕込まれたわけでもないのにまつちりした、がんこで、一途で、まるで秘めたるが花とでもいうように言葉の少ない、いわゆる古風な職人気質とでもいう性格をいつしか身につけていた。彼の書く文字は若い男性にはみられない女性的なやわらかみをそなえた規格品のような筆さばきだった。

そうはいってもこんな説明ではこの主人公としての彼の性格がそのまま理解されることはないだろう。なにしろ軽薄短小の即物的で類型的なものしか価値がないとみられる、没個性の今の世間には、例外的ということはそれだけでも無価値で奇妙で信じられない」と

かもしれない。若いひとはすぐに、ダサイとかばかばかしいとか、だからどうなの、そんなのおとぎ話じゃないの、興味ないよというかもしれない。そのひとつて、性的に何かコンプレックスでもあるんじゃないの、どこかおかしいんじゃないの?というひとがいるかもしれない。海外へ手堅に出かけカネに物を言わせてあちらの男性を買う若い女性をイエローキャブー。昨今では、ウソみたい、そんな気持ちが悪い、と眉を顰める女性だっているかもしれない。でも彼には一人の子供がいる。れっきとした父親だから、別に性的に欠陥があるとは思えない。とすれば、精神的ににか、理解されにくいものがあるのだろうか?…

北国育ちで寒さに強く寡黙な彼の名前は、根本くん。

根本くんが何もここで主人公にならなくともよかつた。物語の展開というやつは往々にして偶然が重なってひとびとに幸福や不幸という役割を用意するし、不条理な試練を課すことがある。勿論それらすべてが偶然とか作り物とかでないのはいうまでもない。ただし、この寡黙な根本さんが、黙ることの代表者、象徴であるとしたら、このひとを主人公にしたことが理解されるだろう。

根本さんの場合は、八五年一月一日、京大のA三六七号室への強制執行のまえ、鈴木そのという女性と語り合ったことがひとつの大好きな契機になった。

(そのさんは、おいおい明らかになるが、未婚の母で、れいくんは岡山の男性とのあいだに八一年十月に生まれた男の子…)

それまで、根本さんと鈴木さんは、まったくの見ず知らずの間柄でもなかった。二、三年前には顔を見ていたし、根本さんが書いた物も彼女は読んでいた。それだけで、友達とか知人とかいうまでには至っていなかった。

一月二六日、強制執行が確実という段階での、出会いはどうなものだったのか。いきなり混沌とした塙堀のなかのルツボに招待して申し訳ないが、鈴木そのさんがまとめた『—生命と関係(対→母→子)』のテーマを軸とする「自己」史綴括の試み 一九八五・一〇・一八~一一・七』をベースにしてそのへんを眺めよう。

その「出会い」は二人にとってドラマティックだったようだ。

「出会いの歓喜(相互に、この人が自分の未来をかえるとの直感)。ふしきと松下氏、中尾さんが拘留中であることへの気づかいはあったが、ウシロメタサはなかった」という。強制執行の後二月の末に根本さんは札幌から京都の鈴木さんのところへやってきた。三月

末には鈴木さんが札幌まで出かけ、二人の対的幻想は深化していく。

根本さん、「ともにくらしたいというオモイを実現する方途をもたぬことの苦痛」

鈴木さん、「開示しないこと（これは私が決めた。開示したら池上君のときの二つの舞になると判断した。また、岡山をソウカツすることの不可能性とみえた）に耐える苦痛」

深化すればするほど、実際の距離の遠さに苦しむのは恋人同士の常。

「宙吊り状態の苦痛——四月三十日。三つの季節をめぐったかなぎのフ化。（とうに死んだと思っていたのに。外のガスマーテーの管。黒アゲハがかえり、そして舞い立つていつた。私はれいをよび何かの始まりの予感にふるえてみつめていた。保証の知らせ（松下さんと中尾さんの東京での拘留）をきいた直後だったと思う。」

「しかし、それでも私がふんばりえたのは、（根本氏を決してあきらめようとしなかったのは）これが私の起死回生の最後のチャンスという啓示的な直感があったというワケではなく、それ以上に、根本氏の対幻想を信頼したからである。この人に、この人がナットクできることばかりがいえないで、あきらめるなど（いとを）したら、私はもう自主ゼミもヘチマもない、人間でいられなくなる、というオモイ。（大ゲサでなく）」

七月三十日 誰にも行方を告げずに京都から札幌の根本さんのところへ。私、根本氏、ともにれいをかかえきれないオモイをうちにひめつつそれでも、それ以前よりは、少しは楽に呼吸していた。

れいについて——私は拘束しているというウシロメタサ、自分の逃亡姿勢と対応。

「——根本氏、岡山をくぐらない限り、れいがほんとうにはみえない、かかえようとして抱えきれない、というオモイ。

れいはやはりさびしく苦しかったのではないかという思う、一番に。（表面的には根本）しそうにしてくれていたけれど

九月六日 根本氏、れいとともに京都へ。（私は札幌を動かず）

根本氏がこの場面で出かけることに対する私はまた彼への信頼を深めている。れいの（新幹線の京都駅のプラットホームでの）「放置」についても「デバボウチョウ」よりは自分に正直な対応だった

はずだ。（私たちは、れいが岡山で大事にされること、元気にくらすことは力クシンできていた。また根本さんは一時期のこと、と考えてもいた）

私は？私が一番ダラシナイ、私はこのとき、出かけると、自分がグラつく怖れをかんじてい踏みとどまつたのである。

このときはれいについても私が一番ダラシナイ。「れいにすてられた、すてで

くれた」と思い、あきらめようとしていた。でもあきらめられるばすもなか

つた。八木さんの下の励ましも大きい。全くナサケナイ親ではあった。

*」の「れいくんの放置は、岡山の学生たちがすこし離れた場所にいて、そこに立ちすぐ
むれいくんの手をとったのだが…」が全編をおおう、それでなくとも口数の少ない根本さ
んの寡黙さに、暗い影を投げかけ、さらに輪をかけたことも事実だった。そして、この物
語のなかにある根本さんの沈黙の重たさは、霧のなかの迷路、その迷路のしたに掘られた
地下隧道のように、入り組んだ男性と女性の対幻想と思想的な重苦しい情況が交錯し、時
間とともにどこかにあるはずの出口が消えていくしまうような要因によって形成されてい
た。だから、彼が、ある象徴といったのは理解されるだろう。

結論からいうと、いま根本さんは造られた容疑者として起訴されている。普通、冤罪と
いうのは検察・警察の段階で捏造されるものだが、根本さんの場合は裁判所によって捏造
された。手続きは検察が起訴しているが、実質は裁判所がデッチ上げの犯罪を犯し、その
罪を根本さんに着せた。従って、根本さんが無罪になる可能性は皆無に等しい、なぜなら
裁判所が根本さんを無罪とすると同時に裁判所の有罪が確定するのだから。

公務員が、起訴されると同時に本給、手当などすべて六割支給（一審判決まで六割。
二審判決までは三割。三審判決までが一割五分）、しかもアルバイトは禁止というところに
なっており、慎ましかなというよりは、家族が最低限の生活をしていくこともできない
清貧のギリギリの生活をしいられる。

一九八六年三月二十四日

一時から法廷は始まることになっているのに裁判官の入廷が遅れていた。

A三六七の明渡し事件の控訴審の第二回。

この日の判決言渡しを延期させ実質審理にこぎつけるための書類がこの日にあわせて、直前まで何人かからいくつも提出されていた。裁判所はとにかく門前払いしようとするだけで、既成の事実を認める、手続きの段階で結論をだそうと急いでいて、開かれた司法とかいう機能は、封建社会なみの口実だけという状態を続けていた。控訴する側に弁護士がない、という（経済的に頼むゆとりがないし、思想的にも自主的に裁判を提起するのも闘いの一つだった）ハンディも裁判所は見越していた。それは裁判を受ける権利も、公平の原理もなにもあったものではなかった。その横暴な見切り発車に、可能な手段でストップをかけようとしていた。ある種のゴタゴタは予想されていた。

そのためばかりではなくこの大阪高裁の十階にある一〇〇七号法廷は、前回の一月十日札幌から来ていた根本さんに「ある種のリンク」があって、その混乱を引きずるように傍聴人と補助参加人が五、六人ずつたまつて総勢では二十人前後いた。なんだか落ち着かない感じだった。

法廷に入つても岡山から来ている坂本、浜本さんと学生数人は係員に参加のための新しい書面を提出しようとしてやり取りをしていた。

坂本さんは小柄で撫で肩。昔はサッカー部で活躍していたスポーツマンだが、どこにそこのパワーがあったのか?と思われるぐらい瘦せこけていた。

坂本さんは七十年代前半まで岡山大学の教養部で英語の教育をしていた。造反講師。年上のおくさんと二人の娘がいるが、その後、離婚。おくさんは坂本姓を名乗り、住まいも五分と離れていないところへ。気持ちは残しているらしい…

『資料n「坂本教官」はどうへ行つたか
「坂本教官」の△教務▽係發行』のなかからいくつかピックアップしてみると、

資料1 『公開質問状 きくところによりますと、履修届を貴教務係に提出に行つた学生

にたいして、～、「坂本先生の授業に出ても力がつきませんよ。もつといい授業があるでしょ」（四月一四日）～、「坂本先生は今度は全員不可にすると言っていた」（四月一五日）という発言をしたということであります。～発言中の「坂本先生」とは～誰のことか、あるいは～何の～ことか、「力がつかない」の「力」とは何か、～とば（＝共同性）としての～英語～との関わりにおいて、また～大学の本質～との関わりにおいて、更に、人間の根柢的共同性との関わりにおいて、説明されたい。

～岡山大学教養部教務係長 岩崎 正殿 ～昭和四七年四月一九日～

七三年五月一二日に一〇三教室で五名逮捕～小松、山本、坂本さんら三名起訴（四月に入学したばかりの鈴木さんも不退去で逮捕・ただし未成年で家裁へ送られ処分なし。鈴木さんの先の「総括」では、当時国大の唯一の占拠空間、入るにはそれなり的好奇心も勇気もいった。坂本さんへの恋心、スターを見る子どもの田つき。教室空間のミリョク。エロスに満ち、反地上的魅力にあふれたブラックホール（空洞）。この世は虚構で、眞実はここだけにある、といった感覚の育成。（坂本氏～のエイキョウ）（ホントは図式的、マング的で単純すぎるのだが）――正しいと思うことは、妨害のあるなし、また結果いかんにかかわらず遂行されねばならない、というリネンの実行だったという。）これから、一〇三被告団～

資料3 ～～教室変更のお知らせ～～ 「坂本教官」担当の授業の教室を左記のとおり
～変更～する 教室を

全宇宙空間に

拡大する 七二一・六・二六 「坂本教官」の～教務～係

資料6 「坂本教官」の授業の履修者～

左記のとおり～シケン～を～実施～する

とき～七一・九・三〇～十・七（除日曜） am9:00 pm1:00

ところ～～研究室 ～

問題 ～ ～

（註）記号～～は各主体が「試験」～～「大学」～～「国家」を凌辱しているその切り込みの鋭角性の総和に応じて新たな共同性に向って開かれている。従って
～～内にある文字ないし空白は標識にすぎない。

七一・九・一五 「坂本教官」の～教務～係

資料 8 ～昭和四七年一〇月一四日

坂本守信 殿

教養部教務係

昭和四七年一〇月一二日～片山恵子名義で先生担当のクラスの成績票用紙（評点、評価記入済）が送付されましたが、これは先生が判定されたものであるか否かを昭和四七年一〇月一七日（火）までに当方にお返事下さい。

なお、評点はすべて八〇点、評価は優が記載されています。』

資料18『公示 坂本教官が担当している英語の授業について前期成績判定の報告が同教官自身から提出されていないので、数回にわたり問い合わせ～同教官自身から何の回答も得られず、約一ヶ月を経過した。

～学生に迷惑をかけ、今後の授業にも支障を与えることになるので、教養部教授会は～上記授業の履修者について特別の措置をとることとする。

昭和四七年一月一七日 教養部長 田代嘉宏』

その措置として、代わりの教官が単位修得の判定を行い、後期の履修届を変更することを希望者には認める、というものだった。

この、～試験～について、資料 37～38、一月一七日の読売新聞によると、【～単位制度を是正するという理由でオール八十分、評価優をつけ、これを不当とする教授会が別の教官で再試験しようとしたことから学生側が騒ぎ出し、一七日坂本講師（三二才）を囲んで集会を開く。～試験は五百六十人が受験したが～デモで逮捕された学生などを支援する「岡山救援連絡センター」の連絡名「片山恵子」の名で、教務係に成績票を郵送した。～教養部は教授会を再三開き、同講師にこの判定についての問い合わせをしたが回答がなく、さる八日の同部教官会議で「同一の成績ということはあり得ず、しかも坂本講師からは何の回答もない。同講師は成績判定を放棄したものとする」と決定～成績票は無効処分にし、他の教官が代わって判定テストすることを一七日、文書で掲示した。

坂本講師の話「学生は単位制にしばられ、本当に身につく勉強をする時間がない。単位制のゆがみを是正しようとして、全員に八〇点をつけた。成績票は郵送しているのだから成績判定権を放棄したというのは筋違いだ」】

同一八日付けでは【～再試験措置などに反対し一七日、教養一〇二号室で、学生三〇人と集会を開き「送付した成績票に基づき単位認定するよう」など決議、要求書を田代教養部長に提出～坂本講師の受講生五八八人に文書を出し、一二五日までに二五二人が再受験、約二六〇人が後期の教官変更届を出した。再試験は十人の教官が行うが、ほとんどがレポート制になっている。】

(13)

ほかのひとたちは、四五ある傍聴席に散らばって勝手にそれぞれ小声で話していた。

根本さんは二十日の朝、北海道から東京へ飛び、当日は東京高裁で刑事事件を傍聴し、松下被告人の発言に鈴木そのさんとともに拍手した。そのため、退廷命令がでて強制的に出されようとするのに彼は身体が動かなかつた。他の人が拘束されかけてもどしさには抵抗の身動きひとつできなかつた。それに対して他人が批判したわけでもなかつた。とにかく身体が動かなかつた、その自分にかえつて消耗し沈み込んでいた。それにこの大阪に来てきたわけではなかつた。納得しないまま、漠然とやってきた。そういう精神状態のまま大阪へきて、前の晩も神戸の六甲で会議に参加した（させられた）ために、鈴木さんは早々に眠ったのに根本さんは一睡もしなかつた。

彼にとつては、面白くもない責め苦のような、鈴木さんと一緒に暮らすことの意義や根拠、そのさんの子どものれいくんをどうするか、それと今後の法廷闘争の関係などなど、簡単には応えようもない命題を課され、じつと聞いていた。

彼は法廷に入る前、精神的にも肉体的にも疲労困憊していて、窓ぎわのベンチの横の廊下に寝そべっていた。そのベンチのはずれには一緒に暮らしている鈴木さんが妊娠のめだつお腹で丁寧と座っていた。彼女も疲れていた。

根本さんは軽く目を閉じ、その呼吸は深く長く正常には見えなかつた。横たわっていることを見とがめた裁判所の職員が注意する「いまもあつたほど」：

「始まりますから、着席してください」

「書類を出してるでしょ」坂本さんの低い声が座っているぼくにやつと聞こえた。

「席についてください」

「いいじゃあわかりませんよ」

「わかるでしょ、書記官は受理してくれたんですよ」

「そりやあ、わかりますけど、今は、とにかく、座つてください」

一・〇三分過ぎ係員の横の電話のベルが鳴り、廷吏の、ハイ、ソウテス、ハイ、ハイ、グライデス、ハイ、ハイという受け答えが聞こえるなか、係員と坂本さんらのやり取りは続いていた。

「午前中出したんですよ。あれがないと始まらないでしょ」

「書類のことは、ここではわからんから、とにかく座つてください」

「補助申立ですよ。どうなつてゐるのか確認できるんでしょ」

「出したことが確認できるんなら、着席してほしいんですよ」

「書記官には、ちゃんと届いてましたよ」

「届いてたって、それがいま、どうなつてゐるかはわからんですよ」

「それなら、ここで確認してもらつてもいいですよ」

「確認、いまんとこ、終わつてないので、とにかく着席して待つて」

一・一〇分、石川、小沢、安倍の三人の裁判官が入ってきた。

と、「全員起立！」突然、廷吏がどなつた。

その声に従つたのはこの裁判所の職員で傍聴席の後ろにいた五、六人と控訴人席の後ろの二人（民事の法廷でこのような場所に職員が座ることはない）と、向かい合う側の国側代理人一人と法廷職員一人が立ち上がって姿勢を正した。残るひとたちは話を少し控え声を落としたものの命令は無視していた。坂本さんたちはまだ粘つていた。

「座つて！」廷吏がまた促した。そのまま一瞬の時が流れた。係員がため息をついた。そのまま一瞬の時が流れた。

裁判官席から、「あんたはダレ？」とか細い声。

「マツシタです」

「ダレ？」

「マツシタノボルです」いつものとおり、ゆづくり話した。

こんどは、証人席の後ろの長い椅子に座った山本牧師と北九州の永里さん、学生に

「あんたら、どうしてそこに座つてるの」これもかろうじて聞こえる声。

山本さんが、「共同訴訟参加の申立のためです」

学生が、「わたしは、書類を出します」、永里さんが、補助申立を申し立てています

係員が、威勢よく「そういうことにはならないので、後ろへ座れよ」

「なに、いつてゐるの、民訴法を勉強しなさいよ」と坂本さんがやり返すと係員は黙り込んだ。すると松下さんが、小六法から民事訴訟法のその部分を朗読。

まもなく裁判官がなにかボソボソと呟いた。時間にして十数秒…

辛うじて聞こえたのは、「……控訴人～松下～四・二八～…」だけでなにが何かその内容はまったく聞き取れなかつた。下を向いて、口」もるような感じだつた。まるで悪いことをした子どもが親に見つかりうちしおれて言い訳でもするような姿だつた。

(註)、斎藤基樹主任書記官の 61.4.1 〈佐世調査の中にもあらかじめ山田(ム信)廷吏が(開廷前) 法廷で何通り受け取つてしまつていて、ものめりに永里のもある。

まだ少しのザワつきはあったがみんなは、なんかいってる。と思つて聞き耳をたて、つぎになにが話されるのか待つていた。

と、裁判長は黙つて立ち上がった。二人の陪席判事もそれに従つて立ち上がった。左の陪席判事から、そのまま、五十秒前に入ってきた右手のドアに歩きそのまま出ていった。みんなはただその様子を見ていた。黙つて。係員につめよつていたみんなもあっけにとらわれていた。なにが起つたというのか？いつもなら閉廷と同時に廷吏が「起立」と号令をかけるのに、出番をなくした彼もまた黙つたまま。背後の裁判官席の様子がわからない書記官も、急に訪れたこの空白の短い時間に面食らつていて。彼にしてみれば畏れおおくて壇上を振り返るなんてこともできず、慌てていた。他のみんなもなにが裁判官におこつたのかわからず、ただ見るだけ。みんなそうだった、なにがおきたのか、なにがどうなつているのかしらんと見とれていた。

学生がエエッ、なに？どうなつたの？とザワつきかけた。それとほぼ同時。右の陪席判事が最後に出かけると、

「申立を先に審理せよ」

松下さんがいつた。いつわどおりの普通の静かな声。裁判官の呟きがまつたく聞き取れなかつたから、この静かな声もはつきり聞こえた。

学生たちが、大きな声で、なにや？どうなつてんの、裁判長、なんていつたの？と話しだし、だれかがクククツ、と笑つた。

「裁判所をなんと心得るか！」起立の号令をききのがし、職分を忘れた忠実なる書記官が自分の失態を隠すために大音声！

このタイミングたるや、金一封のお手柄もの。遠山の金さんも真っ青。思わず苦笑が漏れ、またザワめき。

「申立を先に審理せよ」

松下さんはいうと同時に、清酒の入つた紙パック（開廷前に控訴人席に座つた松下さんはちびりちびり嗜んでいた）を裁判官席へ向かって投げた。弧を描いて飛んでいったパックは、右の裁判官の座つていた席のあたりにぶつかった。

その右陪席の判事がドアから姿を消そつとする瞬間だった。

いや、傍聴席に座つていたり、立つていたひとの見る姿勢と角度によつて、様々の証言がある。あるひとはその判事がチラッと顔を向けた、いやいや、あのドアが閉まる瞬間だったから誰も気づかなかつたはずだ。いや、パックが飛んだのはドアが閉まつた瞬間だつ

たよ。その前ですよ。最後の裁判官の肩が隙間からまだ見えてたわ。そんなんじゃないわよ、まだあの判事はドアの内側に入つてなかつた、びっくりして、まるで逃げるように出でつて、ドアをバシッと閉めたのよ。

ともあれ最初から裁判官たちはこの審理を恐れ、この空氣を嫌つていた。この法廷からも職員からも逃げ腰だつた。

つぎの瞬間、さっきまで職務を忘れていた警備員が一人、任務にありついたとばかり松下さんの後ろからとびかかり、はがいじめにした。

同時に動きがあつた。左の傍聴席にの前に座つていた根本さんが、誰よりもはやくスイングドアのほうから松下さんたちのほうへ揉み合いを振りほどこうとするように飛び出した。開廷前、あれほど疲れていた彼が想像もできない素早い動きだつた。まるでスケートの短距離のダッシュのように音もなく、といった身のことなしだつた。

人間が動くからにはなにかの意志に従つている。根本さんが身にまとつている疲労という壁を突き崩すためにか、ここに座つている自分の情況、その強いられた自分を拒否するサインを読み取つて立ち上がつたのか…

法廷内はまだ飛んでいった酒パックの余韻に飲み込まれてもいるように言葉を失つていた。不思議な緊張が流れるだけで、別にヤジもどよめきも言葉もなく、騒然ともしていなかつた。ぼくも裁判官たちの消えていく姿と酒パックの描いた放物線の残像を同時に頭のなかに描いていた。みんなも似たりよつたりで、とにかく騒然としていた。

これがいわゆる始まる前の静けさ。

よりもどしといふか、ことの起こりといふか、それは、つぎの瞬間だつた。

松下さんの後ろにいて抑えていた警備員の一人が摺り足で動き^(やまつ)前に出ようとする根本さんの前に立ちはだかつて、彼を殴つた。どういっていいのか、乾坤一擲、左の顎とこめかみの間に猛烈な突きを入れた。物凄いカウンターになつた。すくなくとも日本拳法か少林寺拳法あるいは合気道、ボクシングをやつてているということがすぐにわかる男の、腰のはいつた鮮やかな一撃で、やつたことのある経験者には身震いを催させる凄まじいものがあつた。

根本さんには何の警告もなかつた。

入つてくることを阻止するのであれば、両手で抑えればよかつたし、はつきり入るなど警告すればいいものを、無言のままその右の一撃で警備員はとめた。根本さんは、ガクと

腰を落としてスイングバーを握った。

このとき警備員はなにを考えていたのだろうか、うつかり手が出た、とでもいうのだろうか、魔がさした、とでもいうのだろうか？漁師の前に飛び出した獲物とでも思ったのだろうか…いまもってわからない。

山本牧師が椅子のところで呆然と立ち上がった。

変な空気が流れたとでもいうように法廷内は瞬間凍りつきつきの一瞬、騒然となつた。と、牧師の横にいた永里さんが条件反射で警備員(前には大河原)彼は剣道も空手も有段者で心得もあつた。警備員の中段突きを受けた。無言のなかに激しい気合のやりとりが感じられた。永里さんは余裕があつた。空手は専門防衛が基本で、警備員の攻撃はすべて永里さんはなかなかのものだった。

ぼくは同時に、「殴ったな、見たぞ。凌虐罪だぞ、公務員！特別凌虐罪だぞ！」甲高い声で傍聴席から叫んだ。

こんな叫び声はついぞ忘れていた。自分でも驚いていた。警備員の暴行にも、自分自身の高い叫び声にも。ぼくのなかで、殴り続けられたあのときの記憶がありありと蘇っていた。一八年前の機動隊との激突。こんな叫びなど屋上の風と機動隊の人の壁にかき消され届きようもなかつた。「入試粉碎！闘争勝利！」を叫んで関西学院の五号別館の屋上にバリケードを築きたてこもり、一月八、九日二六時間をこえるガス弾、放水と投石、火炎瓶での抵抗によるバリケード戦。その終わりは屋上を埋めつくした制服機動隊の人垣のなかでの無茶苦茶な公務員の暴行、集団リンチそのもの…：

法廷の外で待機していたかなりの警備員が、傍聴者入口と前の関係者入口からどっと法廷に入ってきた。彼らはドアの小窓を上げてなかの様子をはじめから伺っていた。関係者入口から入った五、六人は書記官の前を斜めに横切つて、永里さんと対峙する警備員（根本さんを殴つてすぐ気配を感じたらしく永里に向かつてきていた）を分けるようとびこんできた。

「静粛に！」「しづかに」「まあまあ、座つて」と口ではいうのに制服姿の彼らこそがいやに勢いこんでいた。法廷にいたひとたちよりも興奮していた。

なかでも先頭にたつて警備員の指揮をしていた大島は、傍聴者は男性も女性の別なく荒々しく突いた。身体もがつちりしていたし、言葉つきも身のこなしもなにもかも凶暴だつ

裏 様じだ氣配を察知した山田広信選手(当時)
22才、背は低いかー小型力士のようだが44kgした
体格)が背後からふく掌の腰に握りつけて
「やめてください」と言つたが
さうに攻撃を加えようとする警備員(伊東)から
引を離しました。

た。一種のダンプカーを連想させた。

傍聴していたひとたちは、根本さんに猛烈なパンチを警備員がみまつたことで毒氣を抜かれ啞然とし、一瞬の間をおいて立ち上がり、「エエッ」「なにイ!」「ウソーッ」と呻くようにブーイングをあげた。それはすぐ驚きと抗議に変わった。そして、新しく入ってきた警備員のスピードに煽られ坂本さんが肩を小突かれ、濱本さんが罵声を浴びせかけられて騒然となつた。その間には一区切りあつた。

法廷の警備員はいつたい何人になつてゐたのだろうか?五、六人ずつ二組はいつたとして、十二、三人に膨れ上がつていただろう。背広を来た職員が五、六人、それでもまだ傍聴者よりも人数では劣つていた。それをカバーするように威圧した。

真っ直ぐ入つた二人の警備員が、根本さんを殴り、睨み合つたたちになつてゐる例の警備員、ドジつた仲間を奪取めあわさつと引き離し、彼の両手を抱えて法廷の外に連れだそうとしていた。↑

殴られ失速してしまつたというようぐつたりしている根本さんの横をすり抜け、ぼくも小走りに書記官のほう、殴つた同僚を隠し、現場から連れだそうとする警備員たちのほうへ向かつた。ぼくは叫びはしたもの、これよりもすさまじい修羅場を体験していかか、場馴れていた。落ち着いて全体を見渡してゐた。

殴つた若い警備員の横顔を見た。背は高くない。髪の毛は癖がなく長くもない。胸の厚みは激しい動悸であえぐように上下してゐた。目は興奮のために血走り、瞼が神経質にパチパチ動き、顔が真っ青。驚いたことに彼は震えていた。同僚に連れだされている自分に気づき、自分のしたことに今やつと気づいた、初めて人間を殴つてしまつたとでもいうように強張つた視線を前に預けていた。

「殴つたな、見たぞ、名前を言えよ。凌虐罪で訴えるぞ」

「エッ、なにいうてはるの?」三七、八の男がふざけていた。

岡山の女子学生が、「わたしも見たわよ。このひと、殴つたわよ」と叫ぶのを聞きながら、「見たよ、彼が。殴るのを。公務員の、特別凌虐罪だよ」

「そりよ、無抵抗なのに、公務員なのに、そのひと、殴つたわよ」

「そんなことないやうつ」

「いや、彼は殴つたよ、名前を言えよ、告発するから」

警備員二人はひとたまりに腕を組み、なかではじまつた小競り合いにはいつさい関係

永里さんは、山田延吏に後から立派な年齢的で、表情はなんだか
詫人席近くまで運ばれたが、又至る所で高貴易していふように
おしゃげで、解放感に似た気分で、見えた。彼は岡山の学生と年齢的に近い。

ない、なにも知らないといった様子でひとごみを通り抜けていった。

ぼくは彼らの横にくつづいて法廷の外へ出た。

東のエレベーターホールのほうへ歩きながら、「告訴するよ、暴行罪で」

「だれを?」変なアクセントで端の男が聞いた。

なかの男がチラッと横目で見た、顔をねじって「彼を」

「へへへ、だれのことをいうんねん」

若い男が無理に笑顔を作つて聞いた。

「そこの警備員を。名前は?」

「もういいやんか、細かいことは」

「公務員は、名前、聞かれたら、応える義務がある」早口にいった。

「へえー、知りまへんなあ」ひとを食つた言い方。

「そんなことはない、公務員なら常識じやないの」

「けど、わても、知りまへんなあ」

後ろから急ぎ足でやってきた背広の男が、「どうしたんや」

「このひと、なんや、いうてはるんですわ。聞いてくれはりますか」

「こいつ、ちょっと氣分悪いよつて、あれなんですか」

「なんか、あつたわけ?」

ぼくがついて行くのを妨げるよう立ちはだかつて尋ねた。

「彼が、あの警備員が」サッサと遠ざかる三人を目で追いながら、「法廷で、無抵抗の傍

聴者を殴つたんです」

「いつです?」五〇に手のとじきそうな身なりのきつちうとした男は聞いた。

「ひさしき。あなたも見てたでしょ」何者か確かめる目で見た。

「いや、法廷には、いてなかつたから」

「ほんとに、顔を殴つたんですよ」

「まあ、まあ、落ち着いて」

「落ち着いてますよ、ぼくは。だから、法廷からはずついてきて、名前をきいてたんで

すよ。さつきのひとはなんていうんですか?」

「名前?名前はちょつと?」

「真ん中の、あの若いひとですよ」

「いやあ、ここにいろいろな部署があるよつて、古いひとなら顔も名前も知つてゐるけど、

若いひとの名前まではちょっとな…

「そんなはずないでしょ」

「そういうわれたってねエ。それで、あなたは？」

「え…ぼくは」ぼくはなんだ？「参加者ですよ」

「傍聴者～」

「どうり、この事件の、もとの参加者です」

「もとの参加者、といふと…」

21

ぼくは、ここにいた。参加者だといつた。参加者。つまり、法廷のここでは参加者。

ここはなれると休日祭日雨の日を除いて、西宮商店街のアーケードの下とは名ばかりの、露天の店で二年間アルバイトをしている。野菜と果物と塩干類を売る店で、朝の九時半から夕方五時まで他に三人のバイトの主婦と働いている。

店主はぼくより一才若い一九四九年生まれ。彼はまったく違う価値観、異質の才能の持ち主である。

お客様からは「おにいちゃん、おにいちゃん」と気安く呼ばれる。ぼくもそう呼ばれる。最初は面食らった。照れてしまつた。知らないひとの前に立って、物を売る、お願いするという行為に恥じらいもあった。そんなことをアッという間に払拭したのがこの「おにいちゃん」ダッタ。その「おにいちゃん」は、バリバリのバイタリティにあふれた商人で、大ざっぱなように見えて実に計算にたけた功利主義者である。見かけや体面は気にかけない。恥という感覚を忘れているように見える。すばらしい現実重視、売り掛けや手形による決済はいつさいしないし株や投資、証券などリスクを伴うことには初めから手をださない。貸し借りもしない。たとえ友人や親戚であつても連帯保証人や身元保証人などにはならない。

彼の父親は京都の七条で旅館を経営していた。兄弟四人の末っ子の彼が小学校へ行きはじめたころ、遠縁のひとに頼まれ軽い気持ちで名前を貸したためにそのひとの債務をかぶり、借金取りに脅され、財産をなくし親子七人ほんとに着のみ着のまま手に持てる物だけ持つて夜逃げをし、その後自分で稼ぐことができるようになるまで二十年ちかく、中学卒業するとすぐに働きに出なければやつていけない、絵に描いた不幸とでもいえそうな長く辛い貧乏暮らしを送るはめになった。職も塗装工、溶接工、左官に土方、てんぷらと寿司屋の見習い、店員、新聞配達、クリーニング屋、車での果物販売その他軒々。その苦い経験に裏打ちされているから、どんなことがあってもどんな事情を並べたてられても他人に名義や名前なども貸さない、自分からも頼まない。

とにかくすべて毎日自分がいまもつていて払える許容範囲内の現金の取引で、この現

金主義は、現金の回りが遅れがちな問屋にはかえって歓迎される。即金によるために値引きして大量の仕入れが可能であるし、注文もつけやすい。同じ等級の品物なら他のスーパー・ケットや野菜専門店、果物店のものよりも格安に売ることができた。一円でも安いと主婦は喜ぶ、回転が早い、新鮮、よく売れる。

彼もぼくと同じように「足のワラジをはいでいる。昼は商人だけど店をはなれると全国組織の宗教団体の若手の地方幹部で、熱心な老若男女三〇〇人ちかい信者のやり手のリーダーもある。

彼は、いまこそ革命が必要だ、これからは革命が必要だ、という。臆面もなくいう彼の革命は、宗教革命だが…

彼らは自分たちが仲間だということをどうして見きわめるのか。足の甲に白く硬化した座りダコがあることで確かめる。そういうひとたちの団体でもやつてみると、「ああ、黎明は近づけり」と一声、それに応える笑いもどつとくる。ただしそういう仲間が彼にとって最上のお客というわけでもない。仲間だから、もつと安くして、同志じゃないの、とでもいわれると最悪である。

彼の辞書には「値引き」という項目もない。そんなに儲けなくともいい。客が多いからふっかけたり高く売る必要はない。品物も品物だから安くしか売れない、というのも現実だから、「損して得とれ!」ともいう。そういう現実的な彼だから、

「もつとマケといて、安うして」としつこく粘る客には、

笑いながら、「帰つてもらつて」という。

「こんなにたくさん買ったのよ」と十円単位の金はださないひとがいるとい

「消費税、一銭ももらつてないんやで、こっちが欲しいくらいやわ。十円は五円足りなくても電車にもタクシーにも乗れんやろ」と答える。

「ううで買つてるやないの、毎日やないの」

「毎日はありがたいけど、足りなかつたら仕方ないで。だいたい、デパートなんかではサイフと相談するやう。足りんかったら、買おういう気もおいらんやろ」

「じつかりしてるわ、もつけるひとはちがうわ」と舌をまく。

品物に関して、「なにイ、これ。もつといいのはないの」といわれると、

「スイカはタナ落ちしたようなんがうまいの。熟れたんでないと糖度が低いんやから」「けどねェ…」

「人間でも、熟れどき、いうやないの。あおいだけで、きれいとはかぎらんで」

「そりやそつやからうけどね」

「おへさんなんか、金もってんやから、なんぼでもあるんや。よその店にいっただらい
いやないの。専門の店で、金さえはらうたらなんぼでもいいのがあるやない」

「そんなこと、いうても…」

「なんなら、明日買つてこつか。おくさんのために。金さえ出してもらつたら、一万円の
タバコメロンでも、五千円のスイカでも市場にはあるんやから」

「でも、いま、使い物にしたいのよ」

「だったら、デパートか百貨店やね。夙川のイカリスーパーでもいいやない、高級品ばつ
かりやる、あつちは。こゝとは値段が一ヶタちがうやん」

「そりやあまあ、品物がちがうけど」

「そ、そ、そ、う、じ、う、い、と」と負けず嫌いなおばさんにハナを持たせて、「うちには、おへさん
に売る物はないんとちがう。高級品やもんね、おくさんの場合は」

キユウリやトマト、ホーレン草につぎつき触つてどれにしようかと迷つてお客がいる。そ
うじう自分がいいといつて、しつこいひとにはまたギャグがとる。

「おへさん、そんなに触つたら大きくなるやろ。イボイボがとれるよ」

「わ、おにいちゃん、そんな、下品なこと」

「下品なうても、おくさんの顔見てたら、なんや、ギラギラしてんだ。おじいちゃんのア
レとオ、キユウリをかんちがいしてるんじゃないかな、思つやないの」

「よういわんわ。エッティ」

「エッティわれても、あたつてるだけに否定できんわ。けど、おくさんかで、口でいふほど
嫌いやないでしょ」

「ほんまに、恥ずかしいわ、そんなこと」

「あーあ、あ、おくさん、そんなにモモをつまんだら、形が崩れるやないの」

「ちよつと見ただけやないの」

「ちよつといふけど、指の跡がつくやろ、傷モンになるんやで」

「そんないうても、いたんだの買つたらペーやもん、ちゃんと見てみんとなあ」

「ちゃんというたかで、おくさんは、毎日やもん。よそでやつたらどういわれる」

「みそでやつたら吐られるもん。おにいちゃん、やさしいからあるんやが」

「よからんやいいのか、怒つていいのか、呆れるわ」

「商売、商売、お客さんあつての商売やが」

売る者の自尊心をいたく傷つけるのは、こういうオバハンの無神経な質問。

「、ミカン、すっぱいんとちがう？」

「ミカンは、色がすべてとちがう」

「けど、色のこじいのが甘いやない。すっぱいのはアカン」

「おくさん、うちがすっぱいミカン売ると思うか？」

「売る」ともあるやないの」

「あのなあ、すっぱいミカンほしいんなら、ツワリ用にいうて、どつか他をさがして」

塩干物についても嫌味な客が露骨なことをいうことがある。「、の田刺し、辛くない？」

マズインとちがう？」

すると常連客が、「いいのはおいしいわよ。その日のうちに、売り尽くしてはるから、

新鮮よ。わたしなんか、目刺しは、いつもいいに決めてるから」

「ほんまに、マズクない？」と念を押す。

セコイ客とのこんなやり取りが毎日繰り返される。

彼も朝起きるとすぐに一時間ぐらい読経して、それから市場に買いだしに行き、九時半すぎに店にやってくる。夜も寝る前に一定時間読経する。正座しての勤行、そういうイスラム教的なお勤めで座りダコができるらしい。

宗教に帰依するひとが多くが人生のどこかで辛い体験をしている場合がある。そういうひとは、ときとして根クラな性格を顔にあらわしたり、みんなどうちとけない持ち主が多いものだが、「おにいちゃん」の兄姉たちはあの夜逃げと貧困の体験をつんだにもかかわらずみんな声がでかくて話し好き、陽気で底抜けに明るく、三人が同じ宗教にかかわっていた。そのなかでも「おにいちゃん」がいちばん熱心だった。

彼はまた指導者として宗教革命を口にし、二一世紀は宗教の時代だと信じているだけあって、政治や社会の動きに無関心、無気力な若者に対して苦言を呈する。

「この頃の若いやつらは、覇気がないよ。ちゃらちゃらして、親のスネかじって、高級車乗り回して、遊び方は派手んなったらしいが、ほんまの内実いうもんがない」

「そういうことを言うと、オジン臭いわれるんとちがう」

「ほんまや、そういうんやわ。連中は、とにかく頭くるのは、しゃべる」とはしゃべるが、自分の意見いうもんをいわん。高さんは、若い連中とつきあいがないから、知らんおもうけど、ひとがいうからいう、ひとがするからする、こういうのがいちばん多いんや。

いちばん目につくんは、自己中心主義や、社会的な関心がない。第一、新聞を読まん、テレビのニュースもみん。不正があつても怒らん。正義感がない。そやから、腐った自民党が何をやっても文句ひとついわん。選挙にもいかん。わしらは知らん、関係ないやろ、いうて黙つたまんまや」

「そりやあ、若者だけに限つたことじやないやろ」

「そりやあそうやけど、特に若い連中の無関心がひろがつたんわ、あの連合赤軍の事件があつたからやで。あれがあかん、あの暴走で学生運動がダメんなつて、それでなくても人気なかつたのに、あれで左翼は完全に人気なくしよつた。あれから、連中の政治離れが始まつた、そは思わん？」

「ううーん、連合赤軍ねエ。だけど、あれだけが、沈滯の原因じやないよ」

「」とわつとくけど、わしは、連合赤軍の内ゲバで、ひとを殺したからいうて、裁判なんかで、死刑にはできん、思うよ。あの森恒夫は、首つって死んだやないの、指導者としての責任は、とつたと思うでエ。政治家の、チャランボランなどとは別やと思うでエ。森なんか、ほんまに立派やわ。思想のための殺人と、カネや欲望のために、人を殺したのとはワケがちがう、思うよ」

「でも、思想のための殺人、いうたら、ヒットラーもスターリンも、大東亜共栄圏のバックボーンだった天皇も同じやで。主義主張は違つても、みんなおのれの思想を現実化する過程で、人を殺したんやしなあ」

「けど、高さん、けどやで。角栄や、中曾根や竹下みたいな国会議員や政治家がスキヤンダルのたびに、秘書や運転手を殺してやしないの。秘書が勝手にやつたことで、わたしはなんも知らん、関係ない、とかなんとかいって、責任のがれするやん。トカゲのシップ切つて、秘書や関係者を追い込んで、弱いヤツが自殺いういつもの手エ。権力にはネコかぶつてるから、捜査当局もそれでハイ終わり。陰じやあ、あいつらがやつてるよ。そういう連中が、いつも無罪んなつて、連合赤軍の永田洋子が死刑じゃあ、話にならんやろ」

「それには一理あるとおもうよ…」

「とにかく、政治家がダメでも、若い連中、抗議行動ひとつ起つこさん。年寄りや大人は、もう根が腐つてて、家のまわりを、政治家が便利してくれるからいうて、文句のひとつもよう言わん。大学生も、政治的な運動に関わつてたら、卒業してもエエどこへ就職できんよ、うなる、いうて黙つたまんまや…まあこれも、全共闘運動やつてた、高さんらの責任、ないとはいわれんやろ」

ぼくは苦笑しながら彼の批判をきく。彼が特別、社会派というのでもないし、正義感が特に強いとも思わない。酒がはいると、低俗になる。弱点もさりげ出す。さきにも紹介したように功利的で自己中心的な面も目につく。商人は現実的で、この現実社会がそうであるようにだれでも競争原理に従って生きている。他人のことを考えていては商売にならないのはイロハの段階だ。その駆け引きによって負けるか勝つかの瀬戸際にたつ。そういう現実主義に裏打ちされた、彼の批判は最良の批判でもあり、すべて否定するわけにはいかない。

薄利多売の、品物の多くは業界でパチ物と呼ばれる二流二流の曲がったキュウリや不ぞろいのナス、泥のついたジャガイモ、育ちすぎのホーレン草などはイツモノコト。ときには規格外の安い品物などか並ぶがとにかく新鮮である。なにしろ店は土間があるので冷蔵庫というものがない。

夏など売り残すということは腐らすということだから、夕方になるとバナナの叩き売りも頗負け。それまで書いていた値札の額を百円とか二百円アップして書き直し、どんと二百円引き、三百円引き、と口で言い、客を集めると、路上に座り込み、膝立ちになって、「こんな値段は、今日だけやでエ、おくさんだけやでエ」とくすぐりをかける。

「デパートなら、なんぶしてる? 見てきた人はわかるやろ…ハイ、倍はします」

「ウソォー、そんなにせえへんわよ」と言われる。

「なら、明日、阪急の地下、行って見てきて。なんぶしてるか、教えて。ああ、買っときやあよかった、信じいたらよかったです、思うにきまつてるんやから」

それでも反応が鈍いと、「どうばうー持つてけ」とどなりながら値札で地面を叩き、行き過ぎるひとなら誰にでも声をかけ、たちまちきれいにしていく。

この、その日のうちに売り尽くしてしまって、新鮮で長持ちするということは主婦の認めると、いろいろだとたまに、休日前に問屋が売り残して処分にこまつたような物を二足二文で押しつけられることがある。そういう品物も売りさばけるのはこの「おにいちゃん」の技である。

彼は、歩行者道路の片側に元手のいろいろなリンゴの入っていた木の箱をいくつかひっくり返して並べ、そこにベニヤ板を敷き、その上と路上に品物をザルに入れて山のように積み上げる。客はどういう心理になるのか、品物を路上に並べるとどんどん買ってくれる。売れないと並べなおすと別の品物のように売れていく。その膝立ちで盛る作業は彼

の仕事で、すべてそれを素手でするから、その指はいつも土に触れているお百姓さんの指のようにひび割れ、ささくれだって血を滲ませる場合もある。また、夜の宗教活動は深夜に及ぶこともあるから、毎日が睡眠不足で、ザルに盛りつけながら、うたた寝を始め、ザルを持ったままゴロンと仰向けに引っくり返り、お客様が悲鳴をあげることも珍しくなかつた。このうたた寝は彼の特技で、立ったままで、物に寄り掛かっても、メモしながらでも、といでも眠ることができた。それが働きものの、彼の勲章でもあった。

仕入れた物はたとえ原価を割って仕入れ値をきつても叩き売り、とにかくその日のうちに売り切ってしまう。彼が値引きを嫌うように売れ残りもまた嫌う。残してもいいような物でもその日のうちに売ってお金に代えることが彼の身上でもある。残っていた品物は隠すように箱につめてしまいこみ、どうしても欲しいというお客様に僅かの金で売る。それくらい彼の哲学は金の重み、十円、百円の重みであつてその積み重ねの重みである。小市民的だと思うかもしれないが、銀行員が感心しながらいうように、

「あの朝の、店の前のひとばかり、あれだけひとが集まる店はこのへんにはないですよ。朝の並ぶ品物の山と、きれいさっぱり片づいた、夕方と比べたら、どれだけ売れてるかわかりますよ。ほんまに、はやってますね。」

銀行員や一茶園のおじさんがいうように現金主義の彼は商店街のなかでもっと稼いでいる一人とみなされている。ぼくは、もとの仕入れ値がどれくらいか興味がないから、どれくらいの売上があつて稼ぎがどうなるのか、そこらの実数は知らない。でも、ポリバケツにたまるお札と、大ザルの硬貨が夕方にはどれだけ増えているかは一目瞭然、売上が多いのはよくわかる。毎年、いつものことだが、春から夏、秋にかけて天気のいい日の午前中の、切れ間のない人だからにはうんざりさせられる。

彼は頑固に、新鮮であるということ、他よりも安い庶民の店ということをキャッチフレーズにしている。またそれを田舎にやってくるお客様といえば毎日同じ顔ぶれ。それを見ていると家庭の事情もうつすらわかる。社会学の定点観察のように人々の動き流行、味の好みもわかるし、買い物客の健康状態もよくわかる。

一年中、ちりめんジャコを売る。年寄りはカルシューム摄取には牛乳かジャコと老人大学で習っているから、ここにないとわかるがかりし、翌日とつておいてね、と注文がつく。ジャガイモ、タマネギ、キャベツを除くとサツマイモ、南京、タコ、ジャコ、夏の西瓜とモモがこの店の売れ筋。特に大根は「オトリ商品」といって特別いい品物を原価を割るか割らないかという値段で売っている。つまり「損して得とれ!」というスローガ

ンを実施する。

家庭にいるのはおばあちゃんや中年のおばさんで、客としても圧倒的、四〇過ぎの主婦にも「おねえさん」と呼ぶ。ちょっと若くみると「おねえちゃん」になる。中学生くらいの娘をつれて買い物にくる主婦には「おー、今日は、きょうだいで買い物?」と歯の浮くような言葉をかける。衣装、髪形、化粧、香水、ハンドバッグ、サイフ、履物、連れている赤ちゃん、犬やネコ、ちょっと田につく物はなんでも褒めあげ、お世辞をいう。言われたお客はまんざらでもなさそうな笑顔を見せる。でも、おどける彼にはそれが不思議と不自然ではない。

午前中はさびれた人通りもまばらな商店街の通路を身動きできないほどに混雑させ、挨拶がわりに、「なー、おにいちゃん、もーと負けてえな」とくどいくらい、値切ることを唯一の楽しみのようにしているお客様と「いれは、イイデスハソソン」「どれも安いショウジ」としゃれのめし、おいしいの?と聞かれるど、「うまい、うまいとクニから便り」と口調あざやかに切り返す。

通り過ぎようとすると馴染みのひとの腕をとって、「ストップ、ストップ。なんか買っていいで」

「今日は急いでるのよ。用事があるから」

「ほんなら、帰りには寄つてよ。約束やで」と念をおす。

押し売りみたいに強引に売りつけ、「家にあるって一きのうも賣わせといて」と怒つて帰る客に、「あつたら捨てて、これ買ってエな」と迫り打ちをかけ、笑いでしまます。

二十前後の若い女性や、ちょっとときれいなひとには親切にしてる、と言われるど

「おばちゃんでも、昔はいい田したんやる。まわり持ちやないの」とやりかえす。

彼は、若い女性、特にグラマーには目敏い、色っぽいひとにもベタベタする。きわどいダジャレやブラックジョーク、色っぽい話、いやみやくさじや笑いをまじえ、たまに品物やオソリをちょろまかされたり前の日の品物の苦情をいわれたり、負けではならじとやり返し、まわりの斜陽のたたずまいからはとても信じられない喧騒をふりまいている。

何かあって店を臨時休業になると商店街の活気がなくなる。

ひきの日には必ず何人から「どうしたの? 病氣でもしてたん?」と聞かれ、「おにいちゃんのくだらん冗談聞かんと、一日、落ち着かんのよ」といわれる。

たしかに上品でもないし口もない。ここで採まれてぼく自身、恥の観念も薄らいだような気がする。客の呼び込みもあるし、彼ほどでないまでもダジャレもとばす。

」の店では、露骨ないやみもとびかう、ちょっとと面い過ぎだよ、と口を挟みたくなる場面もある。はっきり「下品ねエ」と書いて通り過ぎるひともある。でも、にぎやかで笑いに包まれている。周囲の迷惑のかかっている商店からはやっかみ半分白い田でにらまれ、警察に苦情の電話をかけられ年に一回はパートナーがやってきて、

「通行の邪魔になるから、品物を引っ込めなさい」とスピーカーで放送され形ばかりそれに従って三〇分後にはまた元の黙阿弥。看護師も顔負け、桃、スイカ、ナシ、イチジク、カキ、ブドウ、ミカンなど親切を表いなんでも田の前で切ってお客様に味見させる。

「区切りついたころ、「食べたら、買えよ。食い逃げは、ドロボウの始まりやでエ」とやってまた客の笑いを誘う。気の弱いひとや、初めてのひとはオドオドするが、なかの何人かは、試食してさっさと立ち去るオバタリアンもいる。試食を田当てに、それが始まるころだけやってくる心臓の強い「若い母親」もいる。

ただ、この試食はスイカなら一、二玉、桃なら七、八個以上にもなるから、せっかく市の補助を使ってタイル舗装しなおした新しい路面も、毎日食いさしで薄黒く汚れグジュグジュ濡れ、公共心など吹く風、まわりの迷惑がえりみず、安い物目当てにきてくれる下町の主婦の期待に答えるべく、さらに四時過ぎから勤め帰りの若い主婦が増えはじめると、ぼくも夕食のアイデア提供とばかりに手抜き用の塩干類の調理法を伝授するため声をはりあげ五時まで売っている。

ぼくの場合、九時半前の出勤途中に、「自由業は、遅くてもいいのね」と声をかけられることがある。「まあ、そうですねエ」と苦笑。

たしかに気ままを認めてもらっている、リラックスもできる。難しい仕事でもない。汗を流して、健康にもいい。そのかわり安い時給と将来になんの保障もない。パートというより肉体労働者というほうがあたっている。

ぼくはそれからアパートに帰ると、掃除をし、夕方食事の用意をし、妻の帰宅をまって食事を終え、銭湯に出かける。それからもうひとつ、パート先の仕事とからは想像つかない、ちょっと知的な感じの読書や物書き的な時間に入していく。」の緊張感のある時間が持てるから、バイトができる。

「おにいちゃんによれば、ぼくが書くものはいつ完成するの？どんな本になるの？それは売れるの？金になるの？そのときは必ず買うから、という」とだ。

そして、この商店街の変人番付をつけると、毎日、自動車を水洗いしワックスを塗りこみ、その仕上がりをじっと見つめる大力食堂の若主人。腹がへつたら店はほつたらかしにして隣のタコ焼き屋でビールを飲む花屋のフトッチヨのおばさん。口が達者で商店街で決めることにまず反対してかかり、何事にもスンナリとは首を振らないクリーニング屋のジヤズ狂いのおじさん、と肝つたまの座ったお嬢さん。トラキチのなかでもタイガースをけなし、巨人ファンを自認し、ドキッとするような皮肉を誰にでも投げつけ、よく刃物で刺されんなあ、といわれる半アル中のサツマ屋のオヤジさん。そして、われらが店の「おにいちゃん」という順番になるのに、

バイトのおばさんから、「でも、よう考えたら、高さんも、変わってるわよ。番付なんかでも、そうとうなランクがつくわよ。みんなは、高さんがどんなひとか知らんだけで。知つたら、びっくりするわよ」

「そ、うやなあ、灯台下がらしやで。いちばんの変人かもしれんで。物書きで、いつ売れるかなんて、考えずに、シコシコやるひとなんやから」といわれた。

ときどき、ぼくのことを聞くひとがいると「おにいちゃん」は、「このひと、家では、ポルノ書いてるんやわ。ほんまは、ポルノ作家やで」と紹介する。ぼくも笑って、否定も肯定もしない。セックスは人間性のひとつ側面だし、ポルノもそのことを取り上げる文学活動?だから。マルキド・サドは傑出した作家でもありこれから何世紀にもわたって読まれる作家だから。

その物書きの延長というか、それがアンテナになって、いまいっただの「もと」と八一年の夏から接触した。

このもとの事件はごくわずかなひとしか知らない。

国立大の一室が、あの全国をおおっていた大学闘争の収束からまる十年間まったく新しい使われ方をしたという、不法占拠事件。その明渡請求事件、異議申立事件である。世紀末の予感にみちた、前代未聞の京都大学教養部の三階にあるA三六七号室。これが城のなかの城。しかし、その城は学生でも教官でも、またまったく大学に関係のないひとでも、夜昼の別なく気のむくときに入り出しができる。入る資格をどういう門番もさえぎる扉もなく、個人の意思で使える、本来なくてはならない、あって当然の場所。こう書いているぼくも八二年までしらなかつた。

この未来の「城」とでもいう他ない空間をあなたは想像できるだろうか…

あまり好きな言葉じゃないが、自分たちの税金で建てられたこんなところが、山谷や釜崎、武庫川の河川敷にあれば、真冬に新聞や段ボールの箱をかぶって横たわり、焼酎のアルコールで暖をとり換えて肝臓をこわすホームレスのひとたちにもっとと有効なシェルターのような使われ方をしたかもしれない、ただおしむらくはここを使っていたひとたちは、ほとんどおやけにしなかつた。だから、ここを知るひとはもともと少なく利用するひともさらに少なかつた、という側面もある…

それに事件化してからは知っていても知らないふりをするほうが身のためと思つてゐるひとのほうが多いかもしない。ここにも沈黙のとばりが落ちていた。

（）A三六七にくると自由を堪能できた。教養部の三階にあるため学生の歩きまわる場所からも遠く、静かだった。煩雜な日常生活の憂さを忘れ、ストレスから解放してくれる効用もあった。孤独にひたることもできた。ときどき幼い子どもたちが何人もいて、なごやかな言葉がかわされ、時間を忘れることもできた。活字中毒のむきにはいくらでもそれを癒してくれる知的なものから、刺激的で挑戦的な文章もあった。リラックスできる漫画もあれば昔なつかしい絵本や童話もあった。気のもちようでは、カビ臭い学生アパートの

雰囲気を楽しむこともできた。

無料のガス、水道、電気、すいし歩くと共同だけど清潔な水洗トイレもあった。冬の底
びえはスチーム暖房完備でしのぐことができたし、京都の名にしおう暑い夏も天井が高く
て木々に囲まれたキャンパスのために窓からの風が爽やかで、ここにはいると汗もおさま
り心地よくすむことができた。四季折々の風情があつた。

このA三六七の壁にはまだ六九年代からの落書きやスローガンも残っていたし、正門の
脇にはバリバリのバリケードも存在して、成田空港粉碎の気勢をあげるゲバスタイルの中
核派の活動家もいた。

またこの静かなA三六七そのものが生きたバリケードとしての緊張感も持っていた。だ
からといって、漫然と「過去のノスタルジー」や、名残りなどにひたっているわけでもな
い。そこは常に現在進行形で動いていた。ここにやってくるひとが、ちょっと視点を変え
れば自分の過去と対峙する」ともできだし、現実の自分と本質的な自分を対比することも
でき、ある種の未来も見えた。なによりも混沌とした、こここの空気に触れるとなんともい
えない不思議な感覚を味わうことができた。

じうじう異質な空間、いわゆる部外者によって自主管理される自由な空間は、これまで
こんなに長く続くなかった。それだけに、特權的な地主だと思ってる旧来のブル
ジュア思想の持ち主で使用者・教官たちには、ここの上のタンコブのように映っていた
にちがいない。妬みを隠さない教官のなかには、十年ほど前の一時期、積極的に自主ゼミ
に出入りし参加していたひともいた。

一九八五年一月一日の建物明渡請求事件。

F・カフカの「城」の一章のはじめに、おそらく男の教師から指図を受けてきたらしい
女教師のギーザが測量技師のKとフリーダに敷居のところからこう言う場面がある。

「これは我慢なりません。なんとも結構な世帯です」と。あなたたちは、教室で眠る許
可があたえられているだけです。しかし、わたしには、あなたたちの寝室で授業をしなく
てはならない義務はないのですよ。朝おそらく寝床で「んぐ」としている小使の一家なん
て、前代未聞だわ」と。

ると、

六九年

全国的に大学闘争。

九月二〇二二日 京都大でバリケードが解除。二一日に農学部の教官十一名が逮捕。

七四年四月

ドイツ語の自主ゼミが制度上の担当教官奥野氏で開始。

松下昇こと松下未宇を担当教官とする自主ゼミの申請を学生がするが教授会で否定。以後三回にわたる申請も拒否

七六年一月二九日 京大の学生たちがドイツ語ゼロックス室A三六七号室を占拠し暗黙

の了解?

九月 自主ゼミの参加者でドイツ語の本の作成にかかる。

八〇年四月

古本市が定期的に開催される。

八一年八月末

中尾麻里子、鈴木その、れいがA三六七で暮らしはじめ、自分の連絡先や(制限住居)にし、市役所へ住民登録。

四月初め
何年かの試みを全く知らない教官の一人が、ある日突然やってきて、室内がすこく整然と整理されていて、さまざまな資料が並べられている状態を見て、またそこで作業しているひとを見てたいへん驚き、教室会議で問題にして、教室主任を突き上げ。以後部屋を明け渡してくれないかと教室主任が要請。(竹中証言二回公判)

四月 A三六七への郵便物が届かなくなる。

九月 ドイツ語教室会議とのやりとりが教養部レベルの問題に

八三年一月三一日 室内の物品を持ち出したいと教室会議から申し出

三月三一日 自主ゼミから京都地裁に「占有」を認めよという占有妨害排除の仮処分の提訴。申請人は過渡的に坂本守信、松下昇、被申請人も過渡的に学長の沢田敏夫、教養部長の渡辺実、ドイツ語教室主任の林功三。事件番号は昭和五八年(ヨ)第二六三号。

①被申請人は形式的に国とするが、同時に申請段階から現在までの各役職にあったものを全て含む。すなわちA三六七抑圧にかかる機構個人の全構造を被申請人として対象化する。
②A三六七を公開の位相で使用するもの全体が対等な申請主体であり、申立手続きから申請人と参加人の区別がしいられてゐるにすぎない。

これは訴訟参加に関する全ての前例と決定的に異なる特性である。

(この特性はA三六七の空間性や情況的意味の特性と深くかかわる。)

：時の櫻通信 第八八号 一九八三・九 より

四月六日 第一回 審尋 ～六、二の第五回 審尋

七月八日 仮処分申請却下決定

七月一九日～八月四日までの時間差で即時抗告。七、八決定を取消し、本件仮処分申請を認め、共同訴訟参加、補助参加を認め、本件に関する全ての訴訟費用を被申請人に負担させる、との裁判を求めている。

*①四月一五日 A三六七の窓の横断幕へ永続する大学闘争の撤去を要請にきた池田助教授は、「あんたらも國家権力に泣きつくなんてバカなことをしたもんだ。自分たちの方から申請するなんて…」

*②四月一八日 教養部正門で、池田助教授は自主ゼミ参加者に、「仮処分申請により問題がドイツ語教室の手の届かない所へ移って、当局が退去命令をださざるをえなくなるようにさせたのは政治的にマイナスだ。申請以後、事務官との打合せなどで、主任もだけど教室員のよけいな労働が増えて迷惑している」

*③五月一八日 京大吉田寮祭の「真夏の狂宴會」で池田助教授（竹本公判支援の主役のひとりであった）は「正式にはいえないが、自分としてはA三六七を支える関係にシンパシーをもっており、空間の持続を願っている。それゆえにこそ、裁判によつて国家権力レベルの問題にしてしまつたこと、それによつて、排除の時期を早めたことに対するは本当に怒つている。A三六七に来る学生が少數になったから裁判なんかに訴えたのかなあ」

『*の項目は～103～通信第一～11～号による。 その通信をもうすこし広げる」と、A三六七室の仮処分申請に対し、四月以降、五回にわたる審尋がおこなわれ、子どもたちを含む申請者側の多彩な訴訟参加、主張を深化させる書証群提出に対して国、大学、裁判所のそれぞれは窮屈に追いつつある。ところどころの公然たる展開に対する怖れ、反発が、とりわけ京大進歩派へ教官からあらわれつたり、ここに大学闘争の根源的展開によってあらわされた現状況の腐敗の一つの極が示されている、～もはや白々しいばかりのI教授の進歩的ポーズや、

それを温存させているへ京々大の土壤とは一体何だらうか？すでに昨年夏以降、数回にわたるドイツ語教室との交渉過程で自主ゼミ側が問題を教室レベルにとどめず、教授会～大学總体～国家機構の拡張りでとらえよ、そのためには「良心的かつ好意的に」A三六七の持続を願う教官としては仮処分申請をふくむ意志表示の主体になることを検討したらどうか、と提起したのに對して、I教授らの教室代表は、論理的に太刀打ちできず、會議にかけてみる、と引き下がった。～自主ゼミは仮処分申請を提出する半年以上も前に、申請の原案を作成しており、「良心」派教官との討論素材にしていた。～それを今年三月末になって、やっと提出したのは、一つにはA三六七問題の直接的責任がある林ドイツ語主任と渡辺教養部長の任期が三月末で切れるため、かれらの責任を四月以降に持続させる媒介としてであり、二つには三月末の強制排除通告～執行に何回も動員される「進歩」派教官の苦痛をやわらげ、止揚するためであつた。しかし何よりも重要なのは、昨年以降の過程において自主ゼミ側は仮処分申請をしようとしてまいと十一分にたたかいうる力量を形成しあえ、その余力を駆ってへ京々大の全構成員（闘争学生を含む）の幻想性構造にへげバトルを加え、かれらの反応の水準から、かれらの大学闘争把握、情況認識のお手並みを拝見するためにこそ、自主ゼミ的に（仮装的かつ本質的に）してみた。～裁判所の審尋でものべたように、私たちは、国～大学が仮処分でなく本訴を提起していくるならいつでも仮処分申請を撤回するし、また裁判過程の有無にかかわらず、またその結果の如何にかかわらず、国～大学とはいつでも全面的に対決していく。I教授の個人批判というよりは、そこに象徴される情況の後退～頽廃のすさまじさを対象化するための次の批判を最低限おこなつておきたい。

①～自らの存在基盤の二四時間的な權力性に全く無自覺だということである。国家から給料をもらい、単位認定権をもち、A三六七を含む全ての議題について教室会議や教授会の論議の「結論」に「民主的に」従い、「結論」以前の事務當局の要請にすぎない横断幕撤去を伝えに走り、強制執行（行動より予告？）の動員にかり出される、かれの姿の總体こそ、國家權力によることからめとられ、保護され、甘やかされているものではないか！

時々学生の集会に出たり、竹本支援の連絡先になつたりする位で自らの存在基盤が反權力に移行しているなどと錯覚しないほうがよい。

また仮処分申請を含む裁判所など国家機関への申立を全て否定するのであれば、

阪大宮山寮の廃寮化攻撃に対する寮生を中心とする仮処分申請や、大学闘争における被処分教官、学生のおこなってきた各訴訟過程をどのように把握しつつ否定するのかを展開してみせるべきである。七〇年の神戸大・松下処分に際して六九年バリケード解除段階の教養部長であった岡村弘氏（カフカ研究者）が松下氏に、「きみは反権力なのだから、処分されても人事院などに泣きついたり、教授会や評議会で弁解などするな」と「忠告」していた事実を付記する。

②—①の情念がよりスマートに格下げされた形で機能的論理がのべられている。しかし、そもそも当局の「退去命令」が成立しうるのは、I教授を含む大学構成員管理層の「出て行ってほしい、さもなくば自分たちの正体が白日の下にさらされる」という無言の要求の集積過程をへてからであり、すでに退去要請は具体的にも、まづ、教室主任、ついでI教授ら教室員代表、さらに教室會議決定として出されており、段階的に教授会、教養部長、機動隊へと省略を含みつつエスカレートしていく過渡にある」とを考えれば、今後に予想されるものに限って、しかも小手先の政治的?かけひきの水準でのみ論じようとするのは、問題と責任のスリカエ以外の何ものでもない。

前述の五・二八では「教室會議からの退去要請は正式なものではない」との弁解がなされていたが、ハレンチもいい所である。退去すべきことが「決定」されたと三月末のA二六七へ「通告」にきたのは誰なのか？その瞬間には口をつぐみ、経過を知らない人々の前でこのように言い逃れるのは当局がよくつかう手ではないか？いや、I教授のやり方はそれ以上ともいえる。いいかげんに進歩派の伝説が有効と信じている場所でハシヤぐのはやめて寡黙にもどるべきであろう。

③—この被害者面、自らは手を汚したくない優等生ぶりこそ、大学闘争のみならず全情況の腐敗の要因の一つである。「事務官の仕事が増えるから」というのは、一見いかにも「労働者」的でありながらも、大学闘争によって職場を追い出されたと泣き言をいう日共系労働者のバリケード解除、闘争圧殺の口実とされていたのを忘れるべきではない。

もし事務官との打合せが政治的にマイナスと考えるのなら拒否するか、大衆的に公開すればよい。そもそも自分たち教官を含めて大学機構の中に「よけいな労働」と「よけいでない労働」があり、前者に追いつんでいる者がワルいという発想をとりうること自体がオドロキである。」の発想は「労働者」的でも「革命」的でもな

く、それに対立せざるをえない」とは、すでに戦後の世界情況が痛苦にみちて證明してきているところである。』 八三・七・一

この「103～通信に呼応して池田浩士氏は「批評精神」⁵という雑誌に、彼のパロディ精神とサービス精神に富む戯文で劇化してみせてくれた。

題名は、

全共闘残党派が『遂に戦取!』した

14年ぶり徹夜大衆団交の『異議ナシ』とナンセンス—徹底激録となつてゐる。このパロディは自分を池内酷使（いけないひどし）と偽悪的・偽虐的に自己紹介しているが本文では池田となつてゐる。ことのところは、この「103～通信の文章を松下さんが書いたものとみての」とらしく、自主ゼミの女性が団交の席でこの「103～通信を朗読し、それに学生が加わつてくる」という構図になつてゐる。

『女性A　ええとお、ではつぎにい、I教授の驚くべき腐敗ぶりをへ具体的にへ明らかにへしてへいるところのかれの（へ発言へ）を具体的に見ていただきたいと思います。《以下略》「あんたらも國家権力に泣きつくなんてバカな」とをしたもんだ。自分たちの方から申請するなんて…」とのべた。』

議長 ちょっと待つてください。先へすすむまえに、ひとつひとつ的事実について、池田を追及していくほうが、ここに結集された学友諸君にもわかりやすいと思いますので。学友諸君、異議はありませんね。「異議なし!」、拍手) それでは、池田さん、きちんと答えてください! 「ちゃんと答えるよー」、「ナンセンス!」の声)

【以下、池田助教授の述べたとされる部分をピックアップしていく。】

池田 ぼくが述べたとされているセリフは、その部分だけに關するかぎり、だいたいそのとおりです。しかし、横断幕の撤去を要請しにきた—というのは、少し違います。管理掛から、「部屋の使用者であるドイツ語教室が撤去してほしい」と電話があり、教室主任は、かねてから「いかなる場合でも実力で排除することはしない、話しあいで解決する」という原則を立てて教室全体で意思一致していたため、事務當局に「それはできない」と返事をして、結局「事務當局がそういう意向を伝えてきている」と自主ゼミ実行委員会に伝えたのです。たまたま教室事務室に、主任以外にぼくひとりしかおらず、一人だけで行くのではなく話の内容を確認しておられた

(38)

めに一人で行くことにしました。といいますのは、これまでの長期にわたる話し合
いのなかで、へ自主ゼミ実行委員がじつに隣面もなく一度確認したことをクルクル
変える」とを、ぼくをふくめた教室員は知っていましたので…

「ぼくは主任に、「ぼく自身の意見を伝えたいと思ってるので」とつそいで口に
出した」とは、さっきの文書に書かれていた内容のほか、とくに「これからあらゆ
る方法で、あなたたちのやりかたにたいする批判をおこなっていくつもりだ」とい
う」と…

これははつきり言つておきたいわけですが、「迷惑している」という言葉は、こ
れは絶対に、ぼくが使うはずはありません。ぼくは、この事態を、「迷惑だ」など
とは考えていない無意識などではなく、この問題にかんするかぎり、きわめて意
識的に反対している（言葉も）の問題にかんするかぎり、きわめて意識して発して
いるつもりだから、教室員や教室主任がどういう状態にあるかを説明したり叙述
したことはあるが、それを「迷惑」という言葉と結びつけて考えたことも発言した
こともない。」

最低限、事実と明らかに違うことだけ、言っておきたいと「退去すべき」とが
「決定」されたと三月末のA三六七へ「通告」にきたのは誰なのか？その瞬間は口
をつぐみ／云々と書かれ／ぼくが三月末「通告」に行つた、というのは、事実に反
します。教室会議には、退去要求の決定権がないことくらい、松下さんたちは百も
承知しておられる。だから、裁判にうつたえたわけでしょ？退去命令を出しても
らうために。それはともかく／ぼくは「口をつぐ」もつたも「へシャ」／うにも
その場にいない／その日、大学構内にいなかつたことは、必要なら客観的に証明で
きる／アリバイがある／「口をつぐ」もとりますが、松下さん／自身よ／く承知
しておられるようだ／ぼくは学生のまえです／と口をつぐんできた一方で、松下さ
んたちのまえでは、終始、ハシャギすがれらに見えたらしいくらい、自分の意
見をはつきり述べて…

「政治的に」などという言葉は、ぼくのボキャブラリーに無い

頽廢をはずかしいなんて、思つたこともないですねえ。もともとぼくは、七〇年
代初頭以来、松下エピゴーネンやぼく自身のことを一貫して「頽廢派全共闘派」と
呼んできたり論敵を「頽廢」ときめつければ倫理的に優位に立てる、と思いつむよ
うな運動だけはしたくないと思つてますから。ぼくは専門バカどころかバカ専門だ

けど、ナチス運動やスターリン主義のことを自分なりに勉強するなかで、そのことくらいは学んだつもり、今度の問題で自分が「被害者」だなんて、全然思つたこともない、労働者ウンナンにかんしては、どこのシワヨセがいくのかを、「加害者」および「ハシャギ人」としての自分の存在との関係で考える必要があると考えてるだけ、日共系労働者がどうであれ、あの全共闘運動当時には見えなかつたものを、あの体験をふまえてちゃんと見つめなおさなければ

教授H …その後、八一年春からは、ドイツ語教室の了承をえてその都度使う、ということで松下さんたちと合意して、週に一度の使用のつど、共同使用者として教室主任から委託された教室メンバーから松下さんが鍵を借りて使って

教授I 八一年春に、ドイツ語教室がA三六七を個人研究室にする、という計画をたて、内部の改装を準備し、松下さんとのあいだで八一年三月三一日かぎりで共同使用をやめる、と合意したから、それは、～自主ゼミ・グループにとって不可視の、予期できない新しい展開の前段階にすぎないからでしょうね。

池田 トンでもない。そんなこと、ツメのあかほども思ってません。七年間のA三六七の経過の中に、話しあって合意しておきながら、このことは、～103～通信には書かれてませんけど、八一年三月末で使用をやめて鍵を返す、という合意の席には、ぼく自身参加していましたので、よく知ってるわけですが、一つづきと合意事項を反故にして、約束をつきつぎと反故にして、学生を裏切っていく、大学当局のやりくちと同じではないか。

教授J 松下さんたちとの話し合いの場に参加したものとして言わせて、自分も今後さうぢりと一緒に考えていいたい、A三六七号に置かれているものを自分の研究室に移してもらって結構ともに討論をつづけようと申し出た教授がある、A三六七から立ち退けない理由へ置かれている大学闘争関係の資料が散佚するといけない、ある一ヶ所のこれも大学の研究室ですが、そこで引き受けてくれるかどうか問い合わせて、熊本と静岡の大学研究室の主から拒否回答がつきほど言った教授が、自分のところを、その保存と討論の場としてくれて結構、今度はあそこには二十四時間生活している母子がいる、赤ん坊が登場したわけです。

大幅な略、そしてまた略

松下さんの返事 八三・一一・一四では、「事実関係の明らかな違い」を何箇所

も指摘されている。それは松下さんの意見として置くとしても気になるのは

①池田氏の「松下エピコーネンやぼく自身のことを一貫して「頬廻派全共闘」と呼んできた／＼論敵を「頬廻」ときめつけられれば倫理的に優位に立てる、と思いつむような運動だけはしたくない」と述べる部分である。

ケンカ口調でオッいい調子とほめてあげたいところだが、彼が松下エピコーネンというとき、婉曲に彼が「頬廻派」というレッテルを、彼が想定する相手に使っているにすぎない。また論敵という言葉には彼＝池田氏が自らを誰かの対等な論敵であるという、ちょっとと氣取って悦にいっているにすぎないのも明らかだ。しかもパロディを武器とするほどのひとが古風な、倫理的などという言葉を捻り出して、そこになにかの価値基準をおくかのような言い方をされるとは。先祖帰りした観念が顔を覗かせる。

ナチス運動やスターリン運動のことを自分なりに勉強したといわれる。だからどうだというのだろう。勉強や研究は実践とはまったく別の次元の問題だ。

今度の問題で、という問題は今度という時間で区切るべきではない。ずっと七〇年代から続いていた。池田氏が、田をそこから逸らしていた。逸らしきれなくなつた、これが事実だ。

②「松下昇氏の指導を直接受けて」という感覚や実態は自主ゼミへ遅れてやってきた参加者でもあるぼくにはない。

説得力に乏しいかもしれないが、他の参加者も多分そんなところだろう。それにまた、八一年七月二九日の神戸地裁第三刑事部への〔最終意見陳述〕書で松下さんがいう共謀ともかかわっている。

その一部を「五月三日の会通信25」から抜き書きする。

『私にとって眞の意味の共謀は、まだ成立していない。私の共謀者は、どこにもいないのだ、という絶望を、この十年以上味わってきた。むしろ私を支えたのは、闘争から遠くにあるようにみえる幼い存在——生まれたばかりのもの、永遠に巡礼したもの、まだ生まれていないもの——であり、そのような存在と出会い、眞に共謀したいと願っている。』

この位相はかなりシヴィィアーな自覚を参加者に求めるものであった。それは、主体性の問題でもあり、距離の取りかたの問題でもあり、かつてヘ松下昇／＼と仮装して名乗ったひとには理解できないことではないハズだとおもうのは、こっちの勝手

なのだろうか？

③ 男性A 「大学のなかなんかで赤ん坊そだてる〔…〕ほんまに無茶やわな」――なぜここでそういう展開になるのかわからないが。

A二六七に対する嫌悪感、不法占拠に対する池田氏の感情的な嫌悪感が根底に感じられる。国家公務員のそのお膝元が揺さぶられているというねじれた感覚があれば、「これもこくあたりまえのことかもしないが。

A二六七がぼくの興味を駆り立てた一つは、この不法占拠だった。バリケードの延長であろうと、新しい空間へ領域であろうと、そこに幼い子どもを含むひとたちが暮らしているということにも引かれてやってきたから、この男性Aの口を借りて批判的に述べる池田氏の幻想の巾の狭さに驚かされる。

現代の都市化されつくし、社会資本と法秩序の網の目に区画整備されつくしたところでの不法占拠は、傍目には競争社会からドロップアウトした気ままなひとの、世間体を気にしない生き方と見えて、おおくのひとは孤独な一人暮らしで、本當はなんのたくわえ、着替えもないその日暮らしの貧しい、ぎりぎりの切迫したひとの住→食→Xへの生活重視の価値基準で細々と繰り広げられる嘗みだ。

ぼくが見たものは、さまざまな河川敷での菜園づくりや掘つ建て小屋をたてて暮らすひとびと、職場と家との往復に明け暮れるひとの視線には触れない地下街や暗渠、空き家の夜間の無断利用など、法的な権力構造を日常的に騙し、積極的に搾取し、逆に網の目を解きほぐしながら収奪し、明確に転倒し、既成事実のものとして権力的な位置にある側をマヒさせていく作業である。（反対に権力を抱き込んだ田中角栄や政治家たちの日に余る不法占拠もあるにはあるが）

そのことは全共闘運動に関わっていた者にとってながばで挫折したプラン？であり、特に珍しい発想でもない。なぜ挫折したプランであったのかは、池田氏の姿を見、ぼくの軌跡を振り返って見て、いまにしていえることだが、あのバリケードを構築する側に積極的にへ自立しそのなかで生産し、枠を超えていく発想がなかったからだともいえるし、権力に抗していく必然性を、言葉のうえだけではなく、ほんとうには持ち合わせていなかつたからではないか。それだけの幻想を持つていなかつたからではないか。

不法占拠は、敗戦直後の無政府状態の土地に住みついたひとからはじまったように、現在では外国人労働者の公園での集団化した道路生活者や山谷や釜崎の労働者

のように管理の目からこぼれたひとの空き地暮らしにも見られるし、世紀末のようにアメリカのハーレムやスラム街での積極的なスクウォッター運動のように、秩序の吸引力によって逆にぱっかりできあがった都市の真ん中の無秩序な空間を利用しようとする未来系の営みまである。

カフカの「城」の一節には未来系がある。A三六七の子どものいる風景にも未来系がある。たまたま大学の、教室という特殊な空間が一四時間有効に活用され、新しい息吹が排除されている人々によって吹きこまれ、死体に血がかようように現実化されていく幻想・想像・創造性～それゆえに、捨てるものがなく自分から好むと好まざるとにかかわりなくそこからはじき出され由己矛盾を誰よりもよく知っている池田氏は、A三六七に対して他のひとよりも無視できない近親憎悪的な拒絶・拒否の観念を抱くことになつたのではないか、と思う。

④『「私がその一教授です」とわざわざ名乗り出たバカ男の追記
へ松下昇^v氏の大批判を、わたしは、第三者にその存在を教えられてはじめて知った。ということはつまり、この大批判がそもそもなされたということを、わたしはその第三者がいなければ、いまだに知らなかつたということである。せつかく知ることができたので、団交中にその全文を、女性Aに読み上げてもらつた。ミスプリントを見すゞしてしまった可能性を別とすれば、女性Aの朗読を通して大批判は一言一句そのまま再現されている。悪文（ことばの真の意味における）の典型をTシャツの前後にプリントして歩いているようなこの大批判にたいして、さしあたりいま、わたしは、このようななかたちでの対応しかできなかつた。Tシャツを着ている張本人まで一緒に破りするほどの本格的な反批判をあえてしなかつたのは、大学闘争以後にへ松下昇^v氏が失つたものの大ささと、大学闘争によつてわたしが得たものの大きさとの、あまりにも深い対照に想いをいたしてしまつからである。国家権力（つまりわれわれ）は、へ松下昇^v氏から、愛児・未宇君のことばと生命を奪い、その他数えきれないほど多くのものを奪いとつた。そしてわたし（われわれ）は、国家権力と共に存しながら、大学闘争をはじめとするさまざまの闘争と運動の体験を糧として生き、その糧を、あらうことが未来へと引きついでいる

「…ともあれ、3月は、」と曰く、トクハ吉田博士。

だ。

^池田浩士論文追加▽

1

批評精神⁵号は十一月十日にA三六七にコピーが池田氏から届き、松下さんが四日後に返事をだした。その返事への返事は届かない。またその返事は池田氏によって公開されなければ、自らの作品?の原理に背くはずなのに、回路を持つている池田氏⁶がら公開されることはなかつた。

最初から、戯作作家としての池田氏に気負い過ぎの感じがあった。それは池田助教授が「103」通信の作者をへりつきではあるが松下さんと決めつけ、早とちりしているようにわざと振る舞うことからはじまる。

「103」通信の主体は岡山大のRB302闘争を闘うひとたちだといふことを池田氏は百も承知しているのに、松下さんとあえて見なしたことには池田氏なりの深い計算があるのだろうが、裏工作のしすぎという感がいなめない。

パロディにしても、この程度の「追記」を論文というほど格式ばる必要がどこにあるのかどうかぼくにはわからない…

この「追記」をよく見ればわかることだが、へんに奥歯にもの挟まつた遠慮が感じられ、前と後ろでバランスが崩れている。

「Tシャツを着ている張本人まで一緒に破りするほどの本格的な反批判」がもしもほんとうに池田氏にできるものなら、そうすべきだった。しかしどけるハズがない。自主ゼミに早々と幕をひいたうえに、大学闘争以後という池田氏の過去形の把握と松下さんのそれは現在（一九八三年を超えて、この文章を書いている九三年四月）も続いているものでその情況もちがい比較対象のしようがない。

できつこない「反批判」がほんとうにしたいのなら、大学闘争によって得たという池田氏の「大学闘争」の総括かそれに匹敵する「大学闘争」論、それに類するものを聽かなければならない。

さいわい、松下さんの中間報告はさきに引用した「五月二日の会通信215」のなかにある。その表現は、部分的に池田氏の戯作と較べて読む」ともできる。松下さんは失礼だが。

そこに読み取ることができるのは、テーマの拡がりの違い。問題のどちらの方の深さの差。いい加減な感情で形だけの批判に見せかけたものと、命と祈りによつて表現された生き物のような表現の違いである。

池田氏というより、知識人全般にもみられる傾向である。大なり小なり、その人

が大学闘争へをどのようにくぐったのか?という意識・把握が人間性の違いにまで
反転する、テキニカルなついている、というのが松下さんと池田氏の表現を読み比べてよればよくわかる。

『……私は、バリケード闘争の段階から、批判された者、占拠された者、妨害されたと
感じる者、闘争から離脱した者などの苦痛を包括し得ない闘争は意味がない、と主張して
きた。また、それ以前の深い眠りの季節にも、存在するだけで気付かぬうちに他者に与え
てしまつ苦痛の問題にとりくんできた。この方向こそ自主講座の原則の一つになつて行く

——以下略——

私たちにとって闘争現場は決して固定された過去形のものではなく未来に創出していく
不定形として存在する。従つて、そのような闘争現場で共闘者に何をかたり、何を提起す
るかさえ各主体の判断と必要性の極限で可能なのだ。これを一瞬に把握しえないものは過
去の闘争に参加したかどうかにかかわりなく解体している。

——以下略——

私はかんたんに記述しうる定職がないことを恥じてもいはず、マイナスとも考えていない
には制度のみならず表現ジャンルや職業概念をふくめて、人間が言語をもつて以来の
全ての問題を問い合わせなおした大学闘争の本質が開示されている。

大学闘争の提起した全社会的・全世界(史)的テーマの一つは、^へ正しい主張をするの
はいいが、それではお前はどういう生活するのか?という問いに答えることであつた
この問いに目をそむけたり、本質的に答えようとしなかつた者は全て抑圧者の側にまわる
か、無残な居直り・解体を示している。私はこの問いを深め、追求し続けるためにも特定
の職業につかないのである。権力からの妨害、生理的な制約をふくめて、あらゆる困難さ
は、この問いの対象化作業のゆたかな素材である。

——以下略——

私は多くの被拘束・獄中生活をへて、獄のバリケード性や身体性にふれてきている。つ
まり身体もバリケードも外からみるだけでなく、その内外ないし、求心・遠心性を往還す
る関係性の把握こそが重要なのである。

身体的拘束自体は不當であるが、その意味を現在の体制の基底部(まさに、体制の内面
的生理)において追求してきた経験は、たんにマイナスと評価すべきではなく、むしろ、
たのしいとさえいえる面をもつていたし、平凡な管理社会の表面においては決して気付か
なかつた数々のテーマに出合つこともできた。

大学闘争は、たんに虚偽にみちた大学の機構や当局者たちだけを批判してきたのではない。もっと巨大で、無意識のうちに私たち全てをつみこんでいる矛盾の総体と格闘してきたのである。これまでのあらゆる革命運動がみ落としてきた領域を、現在まで人類史が累積してきた諸幻想領域との関連で把握し止揚の道を切り拓くこと。大学闘争の個々の参加者、政治党派の思いこみとは別の位相でのこの方向性は存在し続いているのである。

私たちは、この方向性を持続的に巡礼したために、あらゆる反撥と弾圧をひきよせてきた。本件公訴は、国家水準におけるその構成部分にすぎない。へにすぎないゝ問題も人間の生涯へ人類史のある段階すべてを必要とするであるうことも確実であるが……。

くりかえすが、私たちは、たんに大学の機構や当局者を相手にしてきたのではない。むしろ、それらは親しみさえ感じられるへ共闘者でさえあつたといえる。

最も切実な感覚からいうならば、ある場所に（とりわけ幻想性の振幅が最上限である大学空間に）前記の方向性を持続して存在し続けることが、好むと好まざるとにかかわらず現情況のあらゆるテーマを引きよせてしまつことの怖しさ～さびしさ、そしてそれを越える祈りである。

この水準では、もはや法的に有罪かどうかは私たちを全存在的にゆり動かすテーマではない。もちろん、軽視するのではなく、本当にうけとめて行くためにもいのべているのである。

根本的なところでの勝者があるとすれば、それは、この闘争（裁判をふくむ）において、だれが最もよく、時間、空間、関係性を包括し、その方法を世界に開示しえているかという基準で測らねばならないであろう。この点においては、私たち、仮装被告（団）こそが勝利してきたといえる。しかしこれは、たんに誇つていうのではなく、やり残した課題について自ら批判的に、また未来における共闘者への、ある的なあいさつとしているのである。（コピーへの註――）の空白部分には、この表現をうけとった人が任意に記入して下さい。』

ぼく自身は完全に総括はできていない。が、沈黙しているわけでもない。松下さんの綿密な総括にうなづきながら、中間総括的な作業を続けている。じつは、沈黙をひとつのかいワードとするこの話もまたその作業の一環である。

⑤ 国家権力（つまりわれわれ）、と池田氏が断り書きするのは、「なにをほざいて

る。国家権力の手先になりさがつてゐるくせに」とけなされることを十分に予知し、前もって打ち明け、批判の矛先を弱めようとする周到な感覚の持ち主には、自分で開き直るよりもなにか別の狡猾なを感じてしまう。

国家権力（つまりわれわれ）とカッコのなかを自分に限定していない。つまり、われわれ＝きみらもやはりその内部に包含されているんだよ、という呪いをちらつかせている。それが後ろでまた明らかになる。「国家権力と共存しながら」という自覚を池田氏がたとえ持っていたとしても、権力はそういう自覚は持たない。持っているのは、池田氏のような有能な協力者は、ぬるま湯的な状況さえくつておけば、待っていなくても自然にエサに群がる「ドレイ」のようにわいてくる、という自惚れだ。利用できるものは「反体制」を標榜する連中だってかまわない、これが権力体制の「寛容」の本質だ。

池田氏は、おまえらが一方的に攻撃し、批判する国家権力のなかに「オレ」さまは一時身を潜め、フトコロのなかに飛びこんで、その「とき」がくるのを待つている。そのほうが有効で、消耗もしなくていい、といいたいのかもしれない。だが、そんな「とき」は向こうからやってくるものではない。主体的に捉えるなら、失つた「とき」がたとえ来たとしても、そのとき、手も足もだせない。なぜなら、「与えられた物」が大きくなりすぎて、清算できないからだ。

⑥ ほんとにへ松下昇／氏から、愛児・未宇君のことばと生命を奪い、その他、数えきれないほど多くのものを奪いとった、というくだりも意味内容の重さの割りにはすんなりとは伝わってこない。この前の段落とバランスを欠きすぎているし、ここで「真撃」な語り口調をつかっても、その使うご本人の衣の下にヨロイが見えるからとも信じられない。それに、なぜそういう観念的な責任関係が遠い位置にあつた池田氏に生まれるのか?なぜ、そこまでウエットな感覚になれるのか?…こういう形にはまりすぎたコトバは、手アカにまみれた口先だけの決まり文句、外交的、社交的で「こころがない」という感じがする。こういうぼくのような読み方はひねくれた読み方、というのかもしない。池田氏と松下さんのつきあいはぼくよりは長いワケだが…

⑦ また仮に、へ松下昇／氏が失つたものの大きさと、池田氏が大学闘争によつて得たものの大さが比較できるとしたならそれは池田氏の思い上がりと錯覚、としか思われない。きれいことを並べたってほとんど意味がない。池田氏が書き損ねてい

るには池田氏が失ったものの大きさで、想像力を欠いた表現の歪みのなかにコンプレックスが顔を覗かせている。もちろん池田氏もわかっているらしい。その歪みもまた陰から顔を覗かせている…。

⑧ 池田氏がよくつかう言葉遣いで、「あらうことか」という部分も池田氏にかかるど、もとの「あるうことかあるまいことか」という、後ろの強い否定部分によって「あり得る」となる主格が消えて「あり得ない」という伏せられてしまふ部分が浮きあがり、奇妙な修辞に読み取られてしまう。

(一)の池田氏¹⁾愛用の「あらうことか」の用法については後の松下竜一氏の「狼煙を見よ」の氏の書評にもつかわれ、そこでも述べる

A三六七をめぐって、国から禄を受けていた池田氏はじめ国家公務員と、在野（ただし主権者である）自主ゼミの立脚点のちがい、二足のワラジをはくひとの恨みつたらしい歯切れの悪さが目につく。なかでも、このレトリックに酔う池田氏の歯切れの悪さは、さかのぼることへ十年～の複雑な彼の存在のしたかにもっとも深く根ざしていた。

七〇年十月に神戸大学は松下さんを一二の理由で懲戒免職にすると発表。

しかし、その理由はまったく述べないままだった。それが突然八一年十一月四日になつて処分理由について大学と国（人事院）は公開の場で審理することになった。

代理人は京大教養部のドイツ語教室の野村修氏、鈴木その、竹中千恵子、濱本さんらだつた。この再開された審理に池田氏は文書を提出している。そこで彼はどうなことをいつているのか、

【*なお、この日付に、注意深いひとはすぐに気づくはずである。松下さんの（最終意見陳述）書の書かれた年のもので、あの池田氏の戯文が書かれる前であり、松下さんの共謀論について池田氏もよくじっていたからこそ、逆に「指導を云々」と言ったのだと想像できる】

『人事院公平委員会が、みずから十年の不在を突如打ち切つて、ふたたび神戸の地に姿を現すきっかけを、刑事裁判の判決が与えたことは、明らかです。判決→審理というこの順序にあらわれている人事院公平委員会の政治的・治安的位置について、審理に先立つて公平委員会が証明することを、私は要求します。

第一点として、前回審理の一方的打ち切りと、それ以後のみずから不在について、今回審理を担当する公平委員諸氏がどのようにお考えか、明確にお示し下さるよう、要求します。これとの関連で、前回審理を担当した公平委員長が法廷で陳述した内容について、今回担当委員諸氏の「意見をお書きしたく思います。

以上二点について、審理再開前に公平委員諸氏がみずから見解を表明されることが当然であると、私は考えますが、この条件がみたされて審理が再開された場合、私は、松下昇氏の代理人として、以下の諸点を主張いたします。』

ここでも池田助教授が述べる、「突然打ち切った」国の理由として、

その時点での代理人のひとりでもあった折原氏は、第二日目におきた審理の席で神戸大の学生、清水早子さんがパンを食べたへパン▽事件（傍聴人のパンを食う行為→公平委員長の制止→抗弁→一部代理人が悪のりしてパンを食う行為→審理打ち切り）と、

【～自己紹介のさい、「松下昇」ないし「松ト昇」と名のつた代理人がいた。その方々に、その根拠を内容的にうかがいたい。というのは、

①わたし自身は「松下昇氏はわたくしではなく、わたくしは松下昇氏ではない」というあたりまえだが基本的な事実を出発点として、今回の口審闘争におけるわたくし自身の課題を設定し、責任をとろうとしてきており、そのようなわたくしからすれば、へ松下昇▽とかへ共同性▽とかの無規定の言葉ないし記号によってこの関係を曖昧にするような発想は、きわめて無責任であると思う。

それに、②六八一六年学園闘争は、いつ、どこにおいても固有名詞をもって語れる主体の形成をこそめざしたものではなかったのか。～Aさんの行為以上に問題だと思うのはこの感覚的・場当たり的行為に悪のりしたとしか思えない一部教育代理人の無責任な行為である。

～学生～さんのはあいには、まことに述べた「聖世界」（全共闘運動は、近代公教育体制による差別・選別・分断に抗して、各大学のバリケードのなかに、いわば小型の「集合的沸騰」を簇生させた。したがって、その闘いを担った学生諸君は、その「集合的沸騰」の自我の融解を味わったのである。）の高みから急角度に「俗世界」に投げ返されたという連関から、審理場における「いら立ち」の事実的必然性と重みが了解できるのであるが、その教育代理人にはたしてどれだけの背景があるかどうか疑わしい点と、やはりどんな

に正当な情念をどんなに激しく燃やし発動してもにわかには意のままにならない現実の諸事件にたいしてより醒めた認識と判断をもたねばならない大人のはずだという点からである。

わたしの記憶に誤りがなければ、この教官代理人は、『松下昇』と名のつた【】ことをあげ固有名詞をもって説明される、ようなど、五月三日の会通信で反論を求めていた。

この反論・論理の展開ははつきりいうと古い。全共闘の運動のなかで否定されていた部分がそのまま顔をだした、という部分も見受けられる。

折原氏がいうところのその人物が池田氏であることは周知の事実だった。この折原氏へ池田氏は、「松下昇はパンをいかに食うべきか?」と五月三日の会通信十号で応えている。日付は七一年四月一六日。

そのなかで折原氏のことを、大日本帝国私立・小さな親切運動推進本部付設東京帝国主義大学私教養学部助教授（マックス・ウェル的ブルジョワ会社_{トーリー}・_金學專攻）下痢腹酷氏と呼び、みずからることは求められた固有名詞ではなく、「元大日本帝国私設・滝川＝蟾川記念京都民主帝国主義大学無教養部助教諭（ドイツ小ブルジョワ類廢的イデオロギー文學專攻）池内白痴（いけないしきち）とパロディ化して名のつて、

「下痢腹酷氏からの固有名詞をもつてとの強い要請にもかかわらず、わたしはいまのところまだ、『六八～六九年学園闘争はいつ、どこにおいても、固有名詞をもつて語れる主体の形成をめざしたのではなく、むしろ個別・具体的パーリア・インテリゲンチヤが固有名詞を消し去る作業を手さぐりで開始する契機となつたものである』との自説を撤回する必要を感じませんので、この『固有名詞を消し去る』という甘ったれた自己矛盾的・自己満足的試みを、地べたを這いつぶるようにして少しづつ続けていきたいと思います。」と書いたが：問題はパンの食べ方、どのように食べるべきかという本質的な問題を正面に掲げていない。名前をパロディ化しようが、レトリックに多少ユーモアのある工夫をいらそうが、論旨をかみ砕いて長文に託そなうがそんなことはどうでもいい。もっといいこととがあるのではないか。つまり公平委員会の席で池田氏がなぜパンを食べたかということよりも、ほんとうにパンをどのように食べるべきかという問題を簡潔に述べることのほうが重要だったのではないか。

この日たちがりのXノリは十年後まで続けることはなく、さきの公平委員会への見解表明のような文体にかわり、悪癖的なパロディ文体の名残りは「批評精神5号」のなか

にも名残りらしきものは見られるが、あの『固有名詞を消し去る』という甘ったれた自己矛盾的・自己満足的試みを、地べたを這いつくばるようにして少しづつ続いている。ようにはどう見てもみえない。

八四年七月一九日 国側 占有移転禁止の仮処分申請。昭和五八年（ヨ）第六一三号

七月二二日 決定

七月二九日 公示 A三六七に京都地裁執行官藤岡一郎名で仮処分公示が掲示。

これによると債権者は国、債務者は松下、坂本、鈴木、濱本、竹中であり、執行官は債務者らの占有を解いて保管したうえで債務者らの使用を許すこと。

八月一五日 国側明渡請求の本訴。被告は松下昇、坂本守信、鈴木その、濱本多恵子、竹中千恵子の五人に限定。昭和五八年（ワ）第一四七六号建物明渡請求事件。

一二月一七日 松下さん、東京高裁の判決に抗議して監置へ起訴され長期勾留。八五・四・三〇までこの間、大阪拘置所へ移送されて神戸大学闘争の刑事公判（高裁）での本人証言。

八五年一月一四日 京都地裁の裁判官を松下氏、東京拘置所から忌避申立

一月一五日 国は上申書一一八日に被告が忌避を行っても判決言渡しを行べと
一月一八日 京都地裁 昭和五八年（ワ）第一四七六号事件の判決及び仮執行
宣言を強行。開廷前には被告団から代理人解任届け（坂本）、
裁判官忌避（鈴木）、参加及び忌避申立（竹中みな）

判決後ただちに、大阪高裁へ控訴申立及び執行停止決定の申立
(松下、坂本、鈴木、竹中、濱本)

第三者へ執行異議申立が山本牧師から、

仮処分申請が永里さんから京都地裁に。

一月一九～三〇日にかけて、判決文送達、未送達？…

一月三〇日 大阪高裁へ執行停止の疎明書を提出。

一月三一日 執行停止申立（山本）

一月一日 強制執行による排除。

★五にんの被告のなかの竹中さん（京都市内在住）には判決正本が裁判所

の職員によって送達されたが、正式の住所（制限住居）ではなく別の住所だった。それも、本人がいないとわかると、家の前の停めてあった無関係なひとの車のボンネットのうえに、判決のはいった封筒を乗せたまま立ち去った。わざわざまちがった住所に届けたのも、ボンネットのうえに無責任においたのも意図的だったのだろう。道に落ちて風に飛ばされているのを拾ったのが、たまたまそこで留守番をしていた根本さんと岡大の男子学生のひとりで、それが重要なものだと知った根本さんが書留速達で郵便局へ返送した。その控えも持っているが…

★明渡しの強制執行★

それは朝の七時前から、起きがけを狙っていたように始まった。

A三六七には前の晩から京大生（農学部の一人と何学部かぼくの知らない吉田寮の二人と熊野寮のひとり）が五人に。鈴木さん親子。一月末に札幌からやって来た根本さん。岡山の大学生が数人、濱本さん。ぼくと同じ西宮から八木さん。

八木さんは、七四年一二月以降教養部のドイツ語中級ゼミナール（担当教官奥野氏）に参加した制度内学生で、ゼミで討議、検討された松下昇・末宇の履歴書のドイツ語教室に提出する過程に申請主体のひとりとしてかかわりつけてきていたから、彼のへもちものゝとして名前を書いた貼り紙がついたものが棚にもたくさんあった。

そのなかの文書群は昭和五〇年三月、四月の奥野教官との往復書簡から、五五年一月の「へあなたへ…」（これは八木さんの卒業論文としてA三六七に集まつた学内外のひとによつて審査されたものらしい）、六〇年一月の「へ市／No.9」などだつた。

それらの表現にもりこまれた問題は、

- (a)教育基本法第十条にいう国民全体に対して直接に責任を負うべき教育とは何か？
- (b)大学教官が一方的な成績評価権を持つことの不正当性、不可能性。
- (c)ひとつの組織を活性化していくためには、へ外部のものゝたとえばへ不法・占拠／を容認していくことが必要である。
- (d)他者性、第三者性、間主体性とは何か？
- (e)大学教官の表現と無名の大衆の表現を拮抗させ、交流させていくことの必要性。

52

(f) 書かれたものと私有財産制との関係。

(g) その他

のテーマが展開されていた。〔八木さんの 昭和六〇年(ヨ) 一三一号 仮処分申請 昭和六〇年一月一七日 付けの報告書から…つぎもそれに添付されたもので、〕
「それらのテーマは棚にあった物品（私が貼り紙した棚だけではなく他の棚及び部屋にあつた物品すべてを含む）のすべてのテーマと共に鳴しあい、それらを総括する役割をはたしていました。（右記のテーマだけが特権的に他を総括していたわけではなく、あの部屋に置かれていたすべての表現、文書は互いに他を包括し、包括されあうネットワークとしてへ存在vしていたのであり、その無数の結節点の一部として右記のものがあるということ。）

八、A三六七号室の空間制及びそこに置かれていた物品に対する態度が、五人の被告とは全く別の角度からのものであり、彼らとは独立したものであることを示す証拠として、昭和五八年一月一七日のドイツ語教室員との討議に提出した一枚の紙片を添付します。

『「落差のなかの白い茎」

1983・1・17

—そんなどき、そつした振舞いに徹底して欠けているのは、批評、すなわち賛成しても反対してもそれとの縁が切れず、自分を変容させつつ世界の表情を変容させぬ限り息がつけなくなってしまうような事態との遭遇体験に

ほかならない。（蓮実重彦）

触れてはならないものを噛みつぶしてしまったために口の中一杯に拡がった奇妙な感触にそれは似ているかもしれない。そのような体験をひとは日々の流れのままに過去へ、記憶の下層へと押しやろうとする。だがそのようなベクトルが強すぎるために、それはむしろきみような感触として保存されてしまうのだ。

私が数ヶ月の空白を経てふたたびこの空間にやってきたのは、何ものかへの愛や義務のゆえであるとしても、もつと正確にいおうとすれば、数ヶ月前の
△自主ゼミ△が私のうちにそのような感触を保存しており、私はそれから逃れようとする欲求の命ずるままにここに来てしまった、と言えるのだ。
そして先生がたがここに来られたことにも「ドイツ語教室の一員として」といった表層的な理由のしたには、私と同じダイナミズムがあるに違いないと思うのです。
今日論じなければならないことに対して私があえてこんな迂遠な言説を

53

もちだしたのは、先生がたの今日述べられるだるうことに対する私の反対であるおそれ

をいだいているからです。「今年度事業は今年度中に施行しなければならない」あるいは「学外者は学外へかえれ」等々といったトートロジーに、それが（先生がたのおっしゃること）が限りなく近づくのではないかといつた怖れを。

トートロジーこそ権力の言葉であるのは、いうまでもないことです。

そうではなくて、わたしたちはいつだって世界の不可能性へむきあっているんだ

ということを確認し、かつて大学が、ドイツ語教室が断言した「公開。」

という言葉を、現在諸々の制約の中で、どのように具体化、展開していくのか？

を見出そうとしていきましょう！

（八木孝三）』

といつものである。彼のいうとおり、五人の被告とは全く別の角度からの
参加者で、彼の言うところは池田助教授らの「臭い駄洒落」と違って貴重
な「証言」である。

あそこにいたのはさらに、竹中さんの子ども三にん。徳島から女医の濱本さん。岡山大
生が数人。神戸大闘争史をまとめようとしている神戸大の新聞部の学生がひとり。

そして一リットルのプラスティック容器にガソリンをつめてもらっていたぼく。バリケード
解除に機動隊が導入され暴行をうけるような場面になれば火の海にしてしまおうと思つて
いた。パクられると一年になるか二年になるかわからないから、とりあえず「何も心配い
らない」とメモを残してアパートの部屋を出てきた。厚手のものへの着替えもすませてい
た。しかしそういった覚悟？というか歯車は完全に狂っていた。ここに、この現場に乳飲
み子、オシメの取れないいくんまでがずっといるとは思いもしなかった。

ぼくは一晩中、眠れなかつた。

いろんな考えにからめとられていた。現実と過去が交錯していた。

そもそもはじめましたが、あの、十一時ちかく、宝塚の山本牧師のところへ連絡するとい
う鈴木さんについて建物の外へ出て見た雪景色。空は晴れ、いつ降りつもったのか踏みし
める雪はサクサクと乾いた音をたてますます気温が下がっていく気配を予感させたし、こ
んな時間に大学のキャンパスを歩くなんて考へてもみなかつた。

昼間なら中核派が拠点にしている教養部の正門右の尚賢館の前に、伝統にのつとつたゲ

バ棒にヘルメットとうす汚れたタオルで覆面しサングラスをした一、三人のやる気十分といういでたちの連中が見えるハズなのに、影も形もない。

あそこに焚き火があれば、あの前夜の光景につながっていくハズなのに…なにもないのがかえって不自然で不気味にさえ思われた。

そのかわり教養部の建物の一階には、明かりがともりなかではひとのぼやけた影がいくつも蠢き、ザワザワしているのに、声が聞こえてこない。そのかわり変てこな、取つてつけたような雰囲気が外に漏れだしていた。この、外と内のアンバランスな暗い夜の一瞬が辺りを威圧していた。

まったく、その冷たい光景に、あの閑学の五G別館の機動隊との二日間におよんだゲバルトのことが重なった。だが、もっと感覚を冴々とさせるものは、その前夜のこと、あの始まりの直前の過ぎてしまつた一六年前のこと。それがまるで昨日のことのように時間をおつてやってきた。ぼくはあそこで二時過ぎに、深夜の屋上に上がつた。

あの前夜だった。投石用にブロックを碎く音がガツン、ガツンと何ヶ所かで、いつまでも続き、下を向いていると鼻水がたれかかり、見上げると澄みわたる夜空に時々薄い雲が逃げる真綿のように足早くながれ・屋上とほぼ同じ高さで東の大坂の夜の空を背景にした美しすぎるスペニッシュスタイルの図書館の時計台を見つめていた無言の長い時間。夜明けをひたすら待つ静けさ。眠りたいとも思わなかつた。でもシユラフにはいって眠つている豪傑がいた：誰かの遠慮がちな咳払い。ときれがちな囁きのような話し声。冷たい耳を切る風の音。木々のざわめき。下から聞こえてくる遠い話し声。誰かのすうタバコの先の鈍い火あかりが力を使い果たした末期の虫のように弱い輝きで闇の空間に泳いでいたのも突然記憶に浮かび、あれは誰だったのかしら？といふいま現在のことだわりに変わつてしまふがなかつた。

それでもいつしか疲れ、うつらうつらしかけると、激しい歯ぎしりのリフレイン。どうやら瀬本さんとかわつた三時ころには、入口を急遽バリケードのよう組み換えたのに、気づかずやつて来てくれた京大生のグループが扉が開かないのゴトゴトやりだし、ぼくが懐中電灯で照らし、入口を開けてなかへ案内した。三にんはどこかで酒を飲んでいたらしくアルコールの匂いをブンブンさせていた。ぼくは文句もいわなかつた。来てくれたことに心から感謝していた、また戸締りをした。

目を覚ました小さい女の子に声をかけたり、眼れないことにいろいろと興奮したまま朝を迎えた。

昨夜、ここにきたときから失望していた。バリケードとはいっても形だけの簡単なものだった。それにまずぼくは呆れていた。なんだか腹もたっていた。薄暗い夜明けがはじまる、もうぼくの出る幕はないと思った。バリケード、解除、ゲバルトというイメージの連鎖はなかつた。

松下さんが昨年十一月に東京で高裁の判決言渡しに忌避申立をし、制裁裁判を受け、二日後に釈放、告訴～拘置所の門前で再逮捕～丸の内署、警視庁本部で起訴～勾留～大阪拘置所へたらいまわしの移管、大阪高裁での神戸大闘争の刑事公判の四回の集中審理～東京拘置所へ、という長期の拘束が続くそのスキに、大学と国と裁判所は連絡しあつて、この実力行使にてた。

そういう権力と一体になつた教官たちがここにいるといふことに腹はたつもの…とにかくその机と資料を積んだ棚を組合せただけで針金ひとつ使わない、素朴というか簡素というか、ひたすら慎ましやかなバリケードらしきものを見るたびにぼくは場違いなところへきたとおもつた。ここへ最初にやってきたときから、場違いさはあつた。疎外感という感覺、いくらかの疎外感はある五Gの屋上でもなかつたとはいわない。

あそこにいたのは、反帝学評を除いて、社会学部の革自同を中心のみんなそれぞれが各セクトに属していたのに、ぼくは文学部のノンセクトとして独り参加していたから…でもこの場違いという感覺はあそこにはなかつた。

誰よりも早く起き上ると、ぼくは、すぐにフタを開けてぶちまけられるように隠しておいた机の下のプラスティックのガソリンの入った容器をバッグにしまい（あのとき正直いって思い詰めたような自分に恥ずかしさも何分の一かあつた）、

「帰ります、バイトへ行きます」と瀬本さんに伝えてあの黒板を扉の裏に固定しただけの防禦柵？ともいえない出入口をくぐり、とにかくなんともいえない何かに幻滅して、廊下に出た。たぶんぼく自身に幻滅していたのだろう。消毒液の香りと冷たい外気にみたされた廊下に出た。

後ろから、わたしもトイレへ、といって鈴木さんもついてきた。

暗い、照明の落とされた廊下に出た途端、三〇メートル向こうの階段からドスドス、ドスドスと地鳴りのような足音に先導された黒いかたまりが競り上がるようにならわれた。紙切れを大事そうに持つた背広の男を前に押し立て、廊下いっぱいにひろがつたひとのかたまりが、無言で迫ってきた。まるでヤクザ映画のひとまでも見るような感じに、

「鈴木さん、入って！」押し戻すように背中を押して、「はよう、入って！」

「きたわよーー！」となかに叫びながら彼女が消えるのとほぼ同時に、なかからチーン

でロックした。

ぼくは作業員に「じけエ、じゃまスンナ！」と、入口から突き放されかけた。

「なにするんだよー」

「ただいまから、明渡しの強制執行にとりかかります」

その声が終わらぬうちに先頭にいたトビ職スタイルの男が一人、すでに扉を開けにかかっていた。

ぼくが、「ちょっと待ってよ、令状は？」聞き返していると、濱本さんが、

「子どもが眠ってる。静かにしろ！」と低いドスのきいた声をだした。

「あなた、濱本さんですね」という執行官。

ぼくは、背広のもうひとりの男に、「」の令状はあるの

「ありますよ、もちろん」

「じゃあ、見せなさいよ」

「なんであんたに見せる必要があるの」

「わたしは当事者ですよ、」の」

「そんなこと、こっちの知ったことじゃないですよ、いいから、さきなさい」

やり取りしている間にもう作業員は入口を大きく開け、なかのバリケードを壊しにかかっていた。扉をいっぱいに開くのに五分とかからなかった。開くと、廊下に立っていた者はみんな、どっとなかへ吸い込まれるようにはいっていった。ぼくも、その流れのなかにいた。

執行に携わったのは執行官と、「執行補助人」の腕章を巻いて金魚のフンになりきつてみんなの後からオタオタとくつづいて廊下の壁際にはりついていた京大のドイツ語教室の教官（林功三主任と、学生に聞いた高木久雄氏＝晶文社からの、ベンヤミン著作集⁴「ドイツ・ロマン派」、同じく5巻「ゲーテ 親和力」、同じく7巻「文学の危機」の解説を書いているひと…）のふたりしかぼくは名前を知らなかった）数名とこれも後で学生に聞いたところでは教養部の他の教室の教官数名、大学当局の職員十数人、法務局の職員も数人、土建屋さんスタイルの、酒の匂いをブンブンさせている作業員がこれも十数人、まるで場違いな黒のダブルのスーツを着こんだごつい身体の得体の知れない、あえていえば葬

式にでも出かける途中の暴力団員か下品な公安の刑事クズレという感じの男がいた。こいつは態度もテカく鼻息の荒いさかりのついたタネ馬みたいだった。

キャンパスにはあらわれなかつたが校外に機動隊が待機していた。あとで知つたことだが大げさにもトラック七台に分乗していたという。

幼い子どもが四人いたこともあつただろう。ぼくが、はじめて思つてたよだな当局の有無をいわせない排除と、徹底抗戦といった感じの局面はおきなかつた。

いや最初に八木さんが激しく抗議し、作業員たちに持ち上げられるように室外に運びだされたことと、調子に乗りすぎ、挑発していた岡山の学生が、作業員に肩で突きあたるよう何回か抗議したため、あの公安の刑事みたいな男が一本背負いで投げ、押さえこみに入つて、公務執行妨害でバクるぞ、と怒鳴りあわててぼくは一人を引き離しにかかり、「責任もつて抑えんど、あんたもただじやすませへんぞ」、と恫喝され、ちょっと緊張する場面があつたものの、まるですべてが「予定のコース」。

こういう場合、写真をバシバシとつて、証拠写真にするぞと暗に脅かしをかけるのは当局の常なのに、この執行に際しては根本さんがカメラを向けて執行に携わる者の姿や「補助執行人」の表情をおつてどんどん写真をとつていた。ひとごみのなかで、プロのカメラマンのように正面にカメラを構えて立ち向かう根本さんの動きは、なかなかどうしてサマになつてた。そのカメラを意識し、あわてて、顔を背けるのは「補助執行人」の腕章をした教官たちだった。

彼らはただ立つてた。昨夜招集され帰宅を禁じられ、なぜか家への電話連絡も許されず、早朝からの強制執行に付き合わされるために学内に待機させられ、執行の際には最初から矢面にたたなくていいように、どうでもいい立ち番を仰せつかつていた。当局は、教官の参加は教室会議の総意に基づくものという見せかけのポーズだったし、教官たちはとにかく自分も参加したというアリバイによつて忠誠心を二重に示し…でも、イヤイヤだつたとでもいいたげに立つてた。だから、正確にはなんでここに駆り出されたのかわかつていな、迷惑げな顔もあれば、ニタニタ意味もなく苦笑しているのもいた。

根本さんに、「これは、仕事ですか?」と聞かれ、

「仕事かもしれないし、仕事でないかもしれないし…」

「なんです、それ、自分の意思いうもんはないんですか?」

「いや、ぼくの場合は、自由意思できてますよ」

「だったら、この執行についても、責任はもたれるんですね」

「それはまあ…ぼくは…」

「自由意思なら、当然、責任はあるでしょ」

「責任といつても、特に個人的には…」

「なるほど、歯車のひとつにすぎんってヤツですか。いい加減なもんだ。あんたらは、いつだって逃げられるもんねエ」

抗議されると横をむき、ひとの陰にかくれ、室外に出ていった。

彼らはまだ自分たちの背中に進歩的知識人、京大の教官で知的なステイタスを持つているという誇り?や意味のない剥げた看板を背負っているらしく、学生たちの視線やウワサも気になるようだった。

実際にはここにいる学生と彼らから広がっていくこの田のいじでの報告がいちばん気になることだった。だから下手な立ち回りはやりたくない。なにしろ、教官がここで見たものは想像を絶していた。話には聞いていたがこのA三六七の現実を目にするのは初めてというひともいた。

教室を「部外者」が十年ちかく占拠している。たしかに私立の大学では考えられないことだ。また東京近郊、文部省のお膝元ちかくでもしそういう事態になれば翌日には警察機動隊が動員されきれいに片付けられただろう。だが、本来、国民の財産であるものは国民が自由にしかも夜昼十二分に使われるのが理想で、管理の面でそうはいかないのが常識とされているのが現実だ、権力的にはまったく逆の運営になっている。

A三六七の運用は現実を離れた理想に近かく、ありうべき近未来の姿ともいえた。そのへんはさきの八木さんの報告書にも伺える。

『学問や教育は本来一定の限定された時空間や固定された関係性の中で完結するものではありません。大学が学生に対してもう一つの内容を持つものなら、過去に教わったへ学問／＼から遠い環境にある卒業生に対しても、彼の学んだへ学問／＼を再確認し、発展させていくための開かれた空間を制度として保証することが不可欠です。もしそののような空間を欠けば、大学は世間で俗に言われるような「卒業証書授与機関」にすぎなくなり、学問の内実というのは大学教官たちの自己満足でしかなくなります。ひとりのひとにとって大学が、「卒業してしまったら不要になってしまふ制度」ではなく、へ世界に向かあう自己／＼をリフレッシュしうるへ学問／＼の場であるためには、A三六七号室のような空間性

は必要不可欠のものです。』

この新しい大学の可能性、みんなに開かれた大学という展望は閉塞する情況のなかでは数くない試みで、その端緒はここ京大の教官の姿勢に負うところもいくらかはあつた。京都大学だからこそ可能だったともいえた。なにしろ、「ならずもの暴力宣言」を出し「パルチザン前史」を書いたあの滝田修はこの大学の経済学部の竹本信博助手のペンネーム。あの過激なのがここにいた。かれはドイツ語に堪能でローザ・ルクセンブルグの研究者でもあって、ドイツ語教室、自主ゼミと無縁でもなかつた。かれは朝霞事件で赤衛軍を名乗る菊井にはめられ、逃走を支援したのは松下さんだとみた公安当局は松下さんの知人宅などを全国的に家宅捜索し、逮捕へ公判闘争を支援していたのはあの池田助教授…

だが、その後の展開は予定どおりというか、わかつていたとでもいうか、尻すぼみともいうもので、彼らはもとからの自己にそなわっていた公務員の立身出世の保守的な本性にもどり生活のたやすさに気づき、これまでのことには見ざる、言わざる、聞かざるを地でいくことになる。とくに、例の池田助教授の先の公平委員会への八一・十一・一付けの見解表明の続きをみてみよう。

『一、神戸大学が松下昇氏への「懲戒免職」処分の理由とした松下昇氏の一連の表現活動は大学という場にふさわしくないものであるどころか、まったく逆に、教育、討論、仮説探求、実践試行の場としての「大学」にこそふさわしいもの…松下昇氏の表現活動について判断を下すにさいしては、学生たちがどのように受けとめたかを、厳正に調査する」とが不可欠…

二、教官としての松下昇氏について、私は、一九七〇年代の数年間にわたって京都大学教養部で行われた松下昇氏をふくむ正規の授業（ドイツ語ゼミナール）の経験にもとづいて、松下昇氏がおそらく圧倒的多数のいわゆる大学教官よりも遙にすぐれた教官であることを証言することができ…五年にわたる私自身の大学教員の体験のなかで、もっとも充実したのもっとも大きな困難をともなう授業でした。困難とは、教官である私が、つねに自分自身の教官としての責任を問い合わせざるをえないところへ、授業参加者たちによつて追いかまれることからもたらされる困難のこと…

三、公平委員諸氏は、「大学」における「教育」というものの範囲、その方法の多様性についてどのようにお考えでしょうか？…教育・研究の場であるとみずからが考える場所において生じた問題に、警察力を借りなければ対処できない教官たちと、あくまで自己の

責任において、学生たちとともに立ちむかおうとした松下昇氏と、どちらが「大学」という場所にふさわしい態度のとりかただた…あなたがたは松下昇氏の一連の表現活動のうちの何を具体的に肯定し、何を具体的に否定するのか？そして、その根拠は何か？

四、松下昇氏が問われていると称される刑事責任なるものは、…当局の「処分」の結果であつて原因でない…ためにされる歪曲ならいざ知らず、刑事件なるものを松下昇氏の「懲戒処分」の理由とする…ことは不可能である…

五、…公平審理はひとつセレモニー…この場でなされることを、今後にむかって展開していくもの、この狭い空間からあらゆる場所と時間と人々のなかへと持ち込んでいき、それらの場と時と人とを動かしつつ、みずからをも運動させていくもの、それは、あなたがたが裁いているとお考えになつてゐる松下昇氏のほうでしかありません。…』

皮肉というか、これを書いた日付は八一年十一月一日。「批評精神の尋」をA二六七に届けたのが一年後の十一月四日。

これを書いたときの池田氏の認識力では、松下さんの「表現活動」は「大学」における「教育」の多様な方法であったというものだ。それは「一部の側面をいつてい」るにすぎない。松下さんの表現は、明らかに大学＝体制も教育も超越し普遍的な世界を招来させようとするラティカルなものだった。だから、眞実はその表現が「大学」を解体させる必然性をもつ危険性を当局が感じていた。それは池田氏の認識よりも正確だったから対処するには松下さんの沈黙、消滅を求める以外にはなかつた。曖昧な池田助教授程度の表現なら無視し、現実の体制のなかに組みこんでおきさえしておけばよかつた。松下さんの場合は中和することができなかつた、だから、「処分」せざるを得なかつた。池田助教授のようなパロディをもりこみ、勇ましい道化や過激さをもりこんでも、もともと牧歌的な表現活動という認識ではなかつた…

体制内の「大学」にずっと巣くう池田氏がおこなう「無」ガイな表現活動と、松下さんのそれが同じインパクトをもつていてるという錯覚でものをいつていてる」とに池田助教授はまったく気づいていない。

だけど、松下さんの表現には、たるみがない。言葉アソビもない。仮説の世界の安住者でもない。本質が実存と常に一体になる身体性とでもいう不可分な、情況をともなうものであつた。記号だけに形を変えた言葉を操るスペシャリストは何人もいるが、言葉が本質的かつ根源的な人間の表現であることを気づかせたのは、おとなと子どもの世界に暮らす

松下さんだった。

しかし、池田氏の公平委員会への手堅な意見書の提出から、このほぼ一年間になにが起きたのか？と思われるひとがいるかもしれない。意見書を書くまでの池田助教授の自主ゼミへの対応を知る人は、なぜこんな意見書なんかを彼が書いたのだろう？首をひねるにちがいない。彼は文部省の大学路線を踏みしめながら教官としてへ活躍していた。とはいっても、この見解の中には松下氏ならとうてい領かないともおもわれる松下さんとの差異があらわになっている。かつてバーフォーマンスして見せたひとの、柄にもないじめな文体、意味内容などの詳しい検討はおくとしても、続く「批評精神5号」で常識的な大学知識人の限界、ひとりの有能な官僚の現実にながされ、恵まれた生活人（ぼく自身は優秀な生活人で主夫のはしりのような者だからけつして自己卑下するようなことはない）となっていくひとの姿を露にしている。

A二六七の実際の使われ方を長い間知らなかつた教官が驚いたのも無理はない。まったく新しい「教室」がそこに出現している、しかも目の前にはまだあどけない幼子もいる、白い木綿のオシメも干してある。誰かが寝起きし、そこでは全共闘の全盛期は斯くはありなんとももういうように、とにかくひとがここで生活している。

ついにやつてきた教官たちが驚くのは全国各地から膨大な大学闘争・裁判闘争の資料を集めていることだった。棚にある資料の多くはそれで、これから、この強制執行をめぐる訴訟は避けられず、証言をするはめになるのでは？というおそれだった。

これらの使われ方は、文部省や世間一般でいう、本来の使用目的を踏み越えている。

ドイツ語教室の教官が目上のタンコブ以上の心理的なコンプレックスを感じるものわかるうといふもの。それといふのも、その使用を認めるところになったのはドイツ語教室の教官の「進歩的」という自惚れ、自己中心的な生き方、他者の価値観・他者の行動への冷淡さ、とくにアンティ・アカデミズムへの軽視と無関心、そしてまた相反する複雑な松下氏（同業者であるあつた、という）への心情的な「理解者」というつまらないポーズから。

前の晩から、こういう展開になるのはわかっていた。それなのに、あの学生と私服刑事みたいな男とのドタバタがあつてからは、バリケード同様に抵抗も文句をいう、注文をつける程度の軽いものに終始していった。なかばは諦め、なかばはシラケにちかい空気に汚

染され、やつと思いつくのは時間稼ぎという感じで「作業」と「進行」をみていた。

そういうなかで最も存在感のあったのは子どもたちだった。扉をはいて左の奥の階段の下に敷きつめたフトンのなかで目を覚ました女の子たちはそこから、あわただしい動きをじっと見あげていた。

ぼくが気づいたとき、パンを食べていた。時間がそこだけとまってでもいるような錯覚を抱いた。まわりは雑然としていた。

鈴木さんは赤ちゃんを抱いてフトンのうえにすわり込み、ひなどりを守る親どりという感じで身構えていた。作業員と執行補助人を鋭い視線で睨みつけていた。そんななかで、鈴木さんに、早く、早く、もっといそいでーとせき立てていた仕事熱心な男がこの朝いちばんの被害者だった。

彼女はその男に、取り替えたばかりのまだオシッコの湯気がのぼっているオシメを、掴むと肩にかつき、身をふるわすように捻ると、「いいかげんにしろよ、もう」と叫びながら顔面へストレート。

男が恥ずかしそうに苦笑いを浮かべて立っていた。

この朝、子どもたちはマイペースを崩さなかった。大人の目など気にかけずオマルを堂々とつかい、パジャマをゆつくりと着替える子、ミルクを飲む子、パンを無心に食べる子がいた。大声には時々緊張した視線をむけていたものの…

濱本さんのテンションは最初から高いままだった。執行官や当局者を向こうに回し相手の名前をきき、指揮者をたずね、説明をもとめ、責任を問い合わせ、ケンカ腰で抗議し、あるいは忙しく指示し、疲れを知らず活躍していた。

子どもたちはそういったひとひとの動きや姿をすべてあるがままにうけとめ、はじめて耳にする子守歌のように感じていたのではないか…子どもたちの身づくろいが終わると、ぼくは手をのばした小さな女の子のその手をひいて部屋の外へ出た。

いつしか泊り込んでいた学生が部屋から押し出され、窓のカーテンがはずされ、床に敷いていたカーペットや畳表は手加減なしにめくられ、壁にはっている絵やポスターは破りでもしたらどんな抗議されるかわからんから、とでも言ひ渡されていたらしく、バカ丁寧に腫れ物にさわるようにはずされていった。当局者の人数が過半数をしめてしまったA三六七のなかはもうもうとホコリが舞っていた。

時間とともに確実に室内は片付けられていった。

子どもらのオモチャや本、オマル、オシメなどをなんとか引き取らせようとする連中に
「まだ、ここで使うんだからね、おいくとくんだからねエ！」と鈴木さんが中性化したとで
もいう声で宣言した。

机や棚が部屋の右側に押しやられ、扉が左右いっぱいに広げられ、

「棚のものはかためて箱につめるんやで、他のどこのちやにしたらあかんでエ、わかつて
るやうな。氣つけエや」と監督とおぼしき作業員が指示し、持ってきていたダンボー
ルの箱を組み立て、それに番号をつけて、棚にも整理番号をつけ同じ番号が一致するよう
に手早くしまいこんでいった。これもどこかで前もって練習していたとでもいうように手
ぎわがよかったです。

子どものはいていたクツがわからなくなつてみんなで捜す一幕があつたからか、箱に詰
め終わると、「いま、すぐに必要なものなんかは、どんどん持つていってくださいよ」と
執行官がすすめ、外に運び出しにかかった。

A三六七からダンボール箱につめた品物などをみんな運び出すと、扉を閉め頑丈な垂木
を五寸クギで打ちつけたうえこれまた垂木に負けないバカでかい南京錠を二個もつけて閉
鎖してしまった。まるで呪いのかかった部屋、白く塗りたる墓、無用の部屋、といった自
主ゼミへの憎悪と警戒をあらわにしていた。

薄い合板に書かれた文句は、

「ここは、京都地裁執行官によつて引き渡されものであるから、
何人も立ち入りを禁止する。禁を破ろうとする者は法律によ
つて罰せられる。」

六〇・一一 教養部長

ダンボール箱はA三六一、とA三六七の前のドイツ語ゼミナール室に運び込まれた。

「なんで、あんたらはここにいるワケ？」と濱本さん。
（ゼミ室の前で教官のひとりは濱本さんと鈴木さんに問答を挑まれた。

64

「ほら、答えられんやろ」

「自分の意思できてますよ。きみらとおなじじゃないの」さらに学生に向かって、「きみらは、なんでここにいるの。答えがないじゃない。ぼくが黙っているのも自分の意思」とさらにつづる。

濱本さんが腹に据えかねたとでもいうように、「自分の意思なんて、えらそうにいうのは、あのたいそうな横木を自分で取り外してからにしな」

「そうよ、あんたは、黙つて立つときやあいいんだよ」と鈴木さんがダメ押し。

「そういう口きくのは、十年早いんだよ。ほんまにイ」と濱本さん。

教官はしかられた悪ガキのようにふてくされて横を向いた。

徳島大学の山本光代さんに対する処分攻撃の実体を綴った、教官処分粉碎資料集「愚者の呵呵」（続編 七一年春）のなかに濱本さんは詩をのせていた。

棘月は 猥褻極まる月だ

梶子の花を 死んだ土から生み出し

存在に消滅をかきませたり

春の雨で鼠の

ぬらぬら お腹をひきずらす

冬にははじめもなく おわりもなく

ふくらむ宇宙の 膨張のいきつく果て
に坐り、宇宙の外側にむけて 鉤糸を

たれていたのです

吉野川の向こうから

夏が夕立をつれて急に襲つて来

へ私たちは本部庁舎で雨宿りをして
日が出てから法廷に行ってコーヒーを

飲んで一時間ほど遊ぶのか

ぼくは、この宇宙の外側にむけて鉤糸をたれていた、といふくだりにいたく感心した。
細やかな神経と、牧歌的な感覚には孤独の深い影も感じる。こういう詩をものにした濱本

さんだからといって過激にならないということはない。」

濱本さんも、「六九年バリケードストのさなか、従来の講座の「研究」方法にさからうと、さんざん文句をつけられつつ始めた共同実験計画にもどづいて助手との共同研究をおこなう…七一・四以降も引続いて実験したいので、七二年度に何らかの身分を与えよという交渉を七二年末から始め、七二・二月中旬まで再三くり返し行つたが、主任教授は『自主退学せよ。講座内の一切の身分は与えない』といった。

この山本光代さんは保証人にしたために担当教授は、『山本さんはへ懲戒処分＝停職六ヶ月の中／＼であるから不適当』、という形式的な理由で大学院の在学期延願も認められず、結局在学不許可の決定をうけた。

これに対して濱本さんは山本さんのへ停職／＼がそもそも不當なものであるから、保証人として不適当という見解も不当であり、在学不許可の決定も不當である、という行政処分の取消請求訴訟を提起した。彼女は本質的には闇う女性だった。

闇う女性の証といつてはなんだが、象徴的には、【あの保証人＝山本光代さんの位置が濱本へ消滅／＼処分を引き寄せた経過の立証】には、今井勝行（当時、徳島大医学部助手として大学を批判し、現在、島根医科大助教授）の証言（七八・八・四と二二・一・岡山地裁）が必要となつた。とりわけ性／＼を媒介する自口史の闇がへ処分／＼の構造を支えてしまつていることを明らかにするために。】「時の楔通信 第八二号 八〇・十一」より、さらにつれを引用・概略すると、

【八十年四月十七日にはこの今井証人と「自主ゼミ」を続行しようとした濱本さんと鈴木さんが松江で逮捕されている。その起訴状によると、三月一三日には島根医科大基礎研究棟の生化学今井助教授の研究室で、生卵十六個を投げつけ、研究資料を破り捨て、その日の午後にも同人に生卵三個を投げ、さらに四月十七日にも大学宿舎今井方玄関付近で同人の腕を掴み、生卵一個を投げつけ共（同）して暴行を加えた、云々】この事件で起訴、拘留され十一月十日になつてやつと二人が保釈されたという実力をもつキャリアウーマンでもあつた。

この長期拘留の間に鈴木さんも、『単位制や障害児問題の追求のために教員試験を受けとるという要求を実現し、愛知県のプールで水泳の実技テストをうける仮装で身体をきたえたり、ピアノ練習を岡山の小学校の共闘者と行って刑務所の壁を一時的に無化した』「さきの通信 より」という実力者でもあつた。

」の、鈴木さんが濱本さんについて松江に行ったことについて、鈴木さんのまわりのひとは、「なんで鈴木さんがついていったのかわからない」といつてていたという。当時、鈴木さんは、「当たり前じゃない?」くらいのことしか考えられなかつた、という。今は、「ほんとに濱本さんのためにしたい、と思う場合をのぞいてすべきではない。濱本さんは私ナンカとちがつて、やはり今井氏に深い想いがあつたのですから」という…

ともに国家権力の前に立ちはだかつて、力を併せて闘つてゐるよう見えるこのたくましい二人の女性の間にも、亀裂というより、何をもつしても修復することは不可能なくらい長く、鋭く深い対立、それこそ「性」を媒介にした対立があつた。 n 角関係の、そのなかの一つ?として、性=坂本さんという男性、そのさんの生んだれいくんという子どもをめぐる対立でもあつた。

この不自然な n 角関係は、八一年八月の夏の終わりに鈴木さんが岡山をはなれ、京都大学の△三六七に住み着くことになるまでつづく。もちろん、対関係はその後は憎悪をともなうものに変わる。濱本さんと坂本さんら岡山のひとたちは、京都へ総括しないままに行つた、といつて批判的目的にした。

ぼくには、どちらかといふとこの憎悪をともなうほうが致し方ないというよりも、より自然というか、健全なものにみえる。

A二六七闘争は国(=大学)の強制執行なんかでは絶対に明らかにならないへ対的 \vee な問題もまだそのまま残つていた。

受けとめ方によつては、こちらのほうが、この物語(根本さんを主人公にしたとき)のテーマというか、おおきな根幹に触れることになる…

ぼくは濱本さん、鈴木さんと京大の教官たちのやり取りを見てから△号館をあとにした。足取りは重たかった。

薄暗くてまったく精気の失せた廊下には、スプレーやマジックインキによるおびただしい抗議のへ落書き、表現 \vee が新しく誕生していた。

ぼくはいつもの東階段ではないに、二度と足をつけることのない建物の中央の階段から降りた。その横巾のたっぷりとした広さにあらためて驚いた。二階の教室では後期の試験があるらしく、教室は学生であふれていた。天井のスラブ一枚隔てて上とは別の光景がそこにあつた。

外は冷たい風のなか、いつのまにか屋になつたようなまぶしいばかりの太陽の光があつた。建物の影に雪が残つていたものの、キャンパスは雪解けで濡れていた。寒々としていた。建物からすこしはなれて、葉っぱの落ちた木々の枝の間から見えるA三六七を振り返つてみた。

最初のとき見たあの「深化、永続するへ大学闘争」の横断幕がまだ窓の下の壁にかかっていた。ぴたつとはりついて揺れることもなかつた。窓のカーテンがはずされ、なかの内容物を失つた空間だけが冴えざさしていた。それだけに少し色褪せた横断幕の、その存在感は前よりも一段と凄味をましていた。

大学本部の時計台を見た。十時一五分。一六年前のあの日のことが頭に浮かんだ。ついあのときのことと較べてしまふ…長くもなく短くもないこの強制執行。

A三六七の三階で朝から、いままでなにがあつたのか、なにも知らない学生は寒そうに背中をまるめ、なにもなかつたように歩き、立ち止まって話す男女の…

中核の連中も寝起きで、また、何があつたのか知らないまま、尚賢館の前でおおあくびを繰り返していた。

結局、ドイツ語教室の主任が言つていたことは裏腹に、実力による強制執行で明渡しをさせ、逆に誰も使用ができないようになつた時間とともに権力の下らない意思だけを閉じ込めてしまつたA三六七。

その執行の目的物でない動産類はダンボール箱一四六+αにおよび、つきの活動の根拠を約束してくれた。

執行のさいに、根本さんに食い下がられヤケギみになつてゐた執行官は、「京大の倉庫におさめますから、手続きをふんで、そっちの、都合のいいとき、取りにいってもらつたら、いつでも渡しますよ」

「それは、ほんとに可能なんですね」
「五人のひとの、名前をいつたらいいんですね」
「ぼくらは、あの五人とは関係ないですよ」

「そうはいわても、執行官室としては、五名の物として扱つてますからね。そっちで、五人と話しあつてください」

「だけど、いきますに必要な、公判關係の書類なんかがあるんですよ」
「だから、いうたでしょ？ いる物があるんだつたら、すぐに持つて行つてください、

いうて

「でも、どこにあるかわからんでしょ、こんなんじや」

「そんなら、しかたないでしょ」

「もしもなくなったり、損傷していたら、そのときの責任は?」

「そのときは、裁判でもなんでもおこしてください」と聞き直ってみせた。

しかし、この執行官の助言?に助けられて、A三六一とゼミ室に運び込まれた荷物の山をこそそやつていると、大学当局の職員があわててやってきて、みんなを排除しにかかった。感情的になっていた。

やっと追い出され、部屋のドアに貼り紙をはりだした。文面はあのA三六七のものとほとんど同じだった。

執行官藤岡二郎がまとめた保管調書による物品は、あっさりと「ふとん包・五、枕・六、マット・七、カーテン・二、パイプ椅子一、ガスコンロ・一、じゅうたん・一、ガストーブ・一、電気コンロ・一、ギター・一、冷蔵庫・一、書類雑品(段ボール入)・一四七」となっていた。

しかし、ぼくの記憶にあるおおまかなものだけでもリストアップするのが不可能なほどのものだった。

執行官は書類雑品と記録してくれたが、その雑品と名付けたものこそ貴重な記録と書類で、膨大な全国大学闘争に関する闘争記録。現在進行形で必要欠くことのできない公判関係記録。

いの自主ゼミに加わっていたひとたちのレポート類三〇〇枚以上。手紙・メモ・原稿類。時間をかけて集められたパンフ類。

いにやつてくる子どもたちも楽しんでいた絵・絵本。色紙・絵の具・彫刻刀・ホッチキス・セロテープ・ファイル類・定規・コンパス・ノリ・ハサミ・パンチ・修正液・ボールペン・いろんな鉛筆数十本・ビラ・大学ノートなど無数。

さらにショーラフ・夏と冬の布団・毛布・シーツ・タオルケット・枕・子ども布団・電気毛布・布団袋などの寝具類。冷蔵庫・電気ガマ・鍋・フライパン・ポット・まほうびん・ヤカン・まな板・おろし金・包丁・タッパー・皿・茶碗・カップ・スプーン・ボール・ハンマー・ナイフ・計量カップなど使いこまれた台所用品。バター・パン・ジャガイモ・蜂蜜・米・砂糖・塩・ミソなどの食品。

ゴザ・カーペット・カーテン・クッション・座布団などの調度品。おとなど子どもの衣類・下着・オシメなど數十点。

オモチャは風船・ぶたのぬいぐるみ・積木・ブロック・縄跳びのヒモ・テニスボール・ピンポン玉・髪かざり・ビーズ玉・紙の自転車・菓子のオマケ・折り紙・輪投げ・子ども用のメモ帳・塗り絵・ガラガラ・人形こけしなど多數。

その他にガスストーブ・観用植物・ポトス・黒ヘルメット・レコードプレーヤー・レコード・ラジカセ・カセットテープ・扇風機・電気ストーブ・ギター・ハーモニカ・オカリナ・電気スタンド・ヘヤドライヤー・懐中電灯・オマル・ホウキ・かさて・雨傘・日傘・洗面器・ホース・スリッパ・ボーザック・買い物かご・ハンドバッグ・植物油からつくった粉セッケン・玄武セッケン・棒タワシ・スリッパ・ハンガー・洗濯バサミ・洗濯用ツリヒモ・バケツ・石鹼箱・ちり取り・窓ふき棒・タオル各種・白布・目覚まし時計は三ヶ・裁縫道具・救急用具・薬品各種・大工道具・化粧品類など。

いつでも、どこでもすぐに何人かが何不自由なく生活ができるような品物がちゃんとそろっていた。

これらはいつのまにか京大E号館の地下の倉庫に移された。

そのなかには、ぼくが△三六七に持ちこんだ「石の枕」の原稿コピー二〇〇〇枚と「冬の風景」一〇〇〇枚が含まれていた。

『右の枕』

これは七四年三月一八日と一〇日の晩に、妻の勤務していた精神薄弱児収容施設で連續しておきた一二才の園児（男の子と女の子）の殺害事件とその前後のひとびとの動きを題材にした。

福祉施設だというのに園の関係者は、考えられない選択をした。事件はさておいて運営を、という姿勢に傾き事件は忘れよう、隠そうとした。

子ども殺しはギリシャ悲劇の題材に何度も取り上げられたように昔からあった。この年には「一月に愛知の、カギを取り払った解放システムをめざしていた春日台コロニーで連續して園児が死ぬ事故？」が起き、その後に三月のあの事件。さらにコインロッカーに園児を捨てたり、赤ちゃんの死体を捨てたりするニュースが何度もあった。

陰惨で社会的な事件といってしまえばそれまでだが、妻がかかわり、その殺された子どもの温かみを知っているという直接性が応えた。建物の裏側にある汚水浄化槽のなかに生きたまま落とされて殺されるという異常さ、それが二回も続いたというのに、それをそのままやり過ごす、きれいごとですまそうという管理者と一部職員たちのエゴイステイクな感覚には耐えられないものがあった。

妻はその二十日の深夜からアパートにもどらず朝まで警察の事情聴取に、応じた。それが義務だとおもった。わからないでもない。遺族の悲しみ、やりきれない気持ちも人並みにわかる。二十日の晩、行方不明がわかるとぼくも学園に捜索の手伝いにいった。十二時前までいて二つの遺体が運ばれるのも眼にした。やるせなさもわかった。唇を噛みしめた妻に話すことともためらわれた、うつむく保母さんたちの無念さも…それでもぼくは、翌日仕事からもどると妻に沈黙するよう強くすすめた。矛盾しているようでも警察の事情聴取に応じるな、みんなにも話すな、証言もするな、検察官にならなくてもいい、裁判官になる必要はない、ともいった。権力対反権力という単純な物の捉え方だけでいたわけではなかった、もちろんそれもあった、死者よりも生者という傲慢な気持ちもなくはなかつ

た、太宰治の「子どもよりも親の側にたつ」という言葉も頭にあった、だが、そのまますぐでいくと、ことの本質が裁判という形式によって歪められ、子どもの死が歪曲されるとおもった。

人殺しにはその本人でなければ推し量ることのできないなかがある、裁くのはその当人自身でなければ不可能ではないか、自裁を考えるべきだ、と…

妻は啞然として聞いていた。怪訝なかおになつた。「本気で話してゐるの?」と聞き返した。本気だよ、といふと、「冗談じゃないわ」と吐き捨てるように返した。

日頃は冷静で、学園の仕事や人間関係をあまりとやかくいわない妻なのに、徹底して抵抗した。驚くほど明確に反論した。そんなことをするひとなら初めから殺人なんてやるはずがないわ、と…

「わたしには直接性があるわ、あの子らに責任があるわ。宿直だったわたしに、できる」とといったら事実をはなすことだわ。あそこにいたのよ、その関係性からいってもわたしの証言は、絶対に避けられないわ、義務だわ」と主張した。

それはそうだった。否定できなかつた。否定できるものは連合赤軍がひきおこした肅清事件の全体も否定しなければならない。ぼくの発想のなかではこの事件の二人の子どもと連合赤軍の一六人の死者には明らかな違いは見いだされなかつた。それでも妻に自分の主張を押しつけた。妻はぼくと同じコメントで反発した。ぼくが話す同じ量を話した。妥協はしなかつた。まるで宗教以上に宗教性をもつた確信犯という存在だつた。

何日も激論を交わした。ぼくが、「死んだ子ども」といいかけると妻は、大きな声で、「殺された子ども」とすぐに言いなおした。

「きみが殺したわけじゃない」といふと、

「殺したようなもんだわ、犯人でないだけで、責任は免れないわ」と言い切つた。

「自分で、解決できる範囲だけカバーすべきだよ」といふと、

「あの子らにも望みというものがあるのよ。生きていたのよ。それに、理想というものはどうなるの。あなたの反権力はヒューマニズムにもつながつてたんじゃないの」と思わず方向からやり返された。

「だからってどうして警察当局へ話すことが事件の解決になるの」

「いま現在、それ以外に、なにかわたしにできることがあるの?みんなも、話しさしてるので、調書にするということ沈黙するのよ。うわさの段階なら、みんなも犯人は人間じやない、ぶんながらつてやりたい、っていうのよ。でも、事件解決なんか考えてない。園長も、

自分のいないときに起きたことですからって逃げるの。エゴイスト丸出しよ、それじゃ悟やミッコがかわいそう…」という具合にはねかえってきた。目つきは鋭かった。

「だからって、きみが話すのは、結果的には裁くことになる」

「裁くなんて思つてもいいわ」

「でもきみは、犯人を許そとしない」

「許す」とができるのは、もし、そういうできるのなら、神とあの子たちだけだわ」
神の存在。妻は幼いときからキリスト教の影響にあった。母親は熱心な、伝道所をつくったほどのクリスチヤンだった。児童洗礼ではなかった。逆に、神はみんな許されるといふのに、どうしてあのユダだけがゆるされないので?と質問攻めにして困らせる、という子どもで、その本質的な疑問を抱いたまま中学一年のときに洗礼を受けた。聖書を介しての生死、罪と罰ということにはぼく以上に考えていたはずだった。

視点のちがいというにはあまりにも食いちがいがありすぎた。妻は、悟が死んだとおもわれる八時前後の出来事の記憶に則って、レコードをくわえた猛禽類というかっこうで反発した。事実関係にたつ妻。それを乗り越えようと焦るぼく。話せば話すほど、感情的になり、泥沼にはまるようにならぬめぐりした。妻にどうももうだつたらうが、妻の知らなかつた一面を日の当たりにするような日が続いた。食事を終わってから真夜中まで、交わらない話しを何日も続けた。知らなかつた部分をさらけ出すことになった。その後に息のつまるような長い時間が返ってきた。よくこんな状態で暮らしていくるものだという日が続いた。かるうじて時間と沈黙だけが見せ掛けの妥協をうながした。

その副産物として警察に取り調べの段階で話したことはみんなにも話し、あの夜、あの時間帯に外に出ていた容疑者と、その時間まで一緒に管理棟にいたといって容疑者の支援をする男性に、納得のいかない点や疑わしい点を直接質問してみたら、と提案した。そんなことは無意味よ、といったもののパンフにまとめ、園の関係者に手渡した。妻のいうとおり関係者からはナシのつぶてだった。それは警察当局に利用されるだけだという批判もあつたがなにもしないよりはまし、という気持ちだった。

妻は見かけよりも神経質なほうだが、このころは研ぎ澄まされていた。人間社会は汚れているものだ、純粹なものなんかこの世に存在するはずがない、という仮説をたててみたことがない、とでもいうような純粋性があった。不正は不正。人殺しは人殺し、なんでもんなは沈黙するの、人を殺したらその責任は問うべきで、本人は責任を取るべきよ…触るものはなんでも切り傷をつけてしまいかねなかつた。冷たい感情に圧倒されていた。笑い

など消え、話しあうことも忘れたように避けていた。ほんとの食欲はなくしていた。苦笑も忘れていた。毎日、眠りに帰るだけ、という夫婦で、狭い部屋がよけいに狭く息苦しく感じられ、仕事にでかけると解放感を味わうほどだった。まったく複雑な気分だった。それだけでもゆうに一冊の本になりそうだった。

四月になって、噂にのぼっていた容疑者の沢崎悦子は逮捕され、学園みんなの「話し」と「うわさ」は日増しにぎわっていったものの、証拠不十分で三週間後には釈放されるべ、みんなは黙りこみ、それぞれ新しい勤め口をみつけて転職したり、やめたり、学園から離れ、事件から距離をおきはじめた。

釈放されると、弁護団も共産党系から総評系にかわり、東の音頭取りで逆に不当逮捕の国家賠償の訴訟が提起された。みんなのうわさでは彼がやったのよ、と犯人視されていた東指導員がリードした路線に沢崎悦子がのつかったものだった。

人権擁護委員会が検察を批判、一年後に検察は連ればせながら、容疑不十分で不起訴を決定した。するとそれを待っていました、とばかり取り調べに協力し隠そっとしていた職員を批判した妻に対する批判が陰险なものになってきた。妻は学園での仕事をやめ他の幼稚園に勤務していたが、批判的アジビラをアパートの前に貼りだされ、通勤の街路樹にズラッとぶら下げるることもあった。批判的なセクトの活動家が数軒先のアパートに住みついて、意地の悪い視線を露骨に投げかけることも続いた。このまま黙って抛つておくといふわけにはいかなくなつた。やはり妻の言うとおりかもしれないとおもうようになつていつた。なにかがちがう、とおもつようになつた。なんだ、こいつら、冗談じゃないとおもうようになつた。

せめて何が起きたのか、何が行われているのか、みんなに説明したい、とおもつた。ただ、関係者が何をしたにしてもそれが単なるスキャンダル、人殺しに終わらせたくはなかった。普遍的な作品世界に作り変えたかった。どういったらしいのか？無神論者で神の存在はみとめないぼくだけど死んでいった子どもたちのために、形のちがう祈りにでもなれば、と思ったのも事実だった。

直後からノートは増える一方だった。そのうち風向きが変わった。まわりはいやな感じになってきた。

だが、検察審議会が沢崎悦子の容疑不十分での不起訴はまちがいである、再捜査すべき

である、という決定をした。検察はこの決定を受け入れた。

当局と被告との闘いにだけ焦点が移る、このままでは単純化され白か黒かが問われ、その当時の証言も意味をたがえ被害者と容疑者のどちらに加担するかという「元論」が大手をふって歩く古い墮落した状態になっていた。そんな閉塞情況を破りたいため、ぼくは七年四月からほんとの情況を確認・把握したいとおもいだし、そのため時間が必要だった。書くことの必然性から設備会社をやめ、執筆に専念するため無職になっていた。書きはじめたのは七七年からだった。

『石の枕』は子どもの殺人と罪、容疑者が正面に位置しているためどうしても暗く重たい作品になった。加えてさまざまのテーマがからまってきた。死者、夫婦、生活、知恵連れのことも、欲望、性、裁判、書くことなどが複雑にからみあって、ぼく自身、ある種の興奮状態に陥っていた。それも一年間以上、眠る必要を感じないほど書き綴っていた。書く一行がつぎの一行を求めていた。

妻の父親が急性肝炎で死亡したとき、葬式の前後五日ほど九州の妻の実家に行った。そのときも夜は明け方までひたすら書き続けた。五三キロあった体重は四七キロに減っていた。右手の腱鞘炎にもかかっていた。2Bの鉛筆を持つ手首が疼いた。太字のペンに変えてみた、痛みは変わらなかつた。感覚がなくなつていった。食欲がなくなり、朝食べるとコーヒーのブラック一杯で夕食までのことができた。書いていてその場面に、涙をこぼしたり、ヘドを吐くことが何回もあつた。原稿一枚書くと寝ころがつて背筋を伸ばさなければ息もスムーズにできないような身体になつていた。買い物に出ると息切れし、アパートの階段も踊り場で一息いれないと一階までたどりつけないという情けないありさまでった。夢のなかにまでストーリーが勝手に忍びこんできた。気がつくと前にも同じ情景が同じ言葉で書かれているということが度々あつた。

どうやら一〇〇〇枚を超える第一稿ができるのに足かけ三年かかった。妻は読むことを嫌つた。生々しそうといつた。いつのまにか立場がちがつていて。客觀化しなければと思っていたのに、ぼくが好むと好まさるにかかわらず、裁く役割を果たしかねなくなつていた。

もう一度書き直した。すると長くなつた。今度は前のベースでは廃人になりかねないと思つてすこし肉体労働をしながら、バイトしながら書くことにした。それが八百屋でのバイトのはじまりで、足の裏にマメができ、立つておられなくなると思つたがいつの間に慣

れてしまった。健康を取りもどした。瘦せていた身体に肉がつきはじめ体力も回復していった。すると前よりは書くスピードがあがった。筋立てができるがっているのだから当然だった。約二年で完了した。

人権問題を避けるため、さらにマスコミなどの流した予備知識をもつたまま読まれ本質が見逃されるのを嫌つたぼくは、壁に埋め百年後でも眞実はなんだつたのかわかつてほしかつたし、スキャンダラスなモデル小説という誹りを免れるため、誰が何を話し、何を隠し、どんな嘘をいつていたか、どんな沈黙を返したか、遡って人間とはどんなものができるだけ正確に書きとめておこうと思った。

その根拠は妻が最初に話したこと全幅の信頼をおいたわけではなかつた。それどころか、ぼくは妻が何か関係しているのではないか？万が一にも直接、手を下していないか？何か隠しているのではないか？と疑つた。だから何回も尋ねた。時間や動いた範囲、誰に声をかけたか？何を見たか、と。順序を変え、時間を違えて尋ねても妻の答えはほぼ同じ答えた。それでやつと安心した、といえば、ぼくの妻に対する信頼はその程度かと首を捻るひとがいるかも知れない。でも、ぼくは第一に妻を疑つた。なぜなら、そこにいたから…そして、その結果、疑うことはなくなつた。

そのあとに展開する人々の醜悪さ。これはまさしく人間の絵模様だった。

さらに沢崎悦子への疑惑だった。

でも、犯人とされた彼女に会つて三回話をきいた。妻は記憶をベースに時間を小刻みにわけるように尋ねた。そういう聞き方は一方的であつたかもしれない。でも、それではあなたはどう思つているの？どうだったのと聞き方を変えても矛盾した記憶？しか返つてこなかつた。

「忘れたわ、記憶ないわ」という言葉と「ちよつと…」といったままの沈黙が繰り返された。積極的に話そうとするつじつまのあわないワナに自らはまつてしまつたようにな黙り込んだ。とくに、核心にちかづいたびの長い沈黙とその憲苦しそうな表情を見るにつけ、こっちがなにか悪いことをしているような気持ちになつた。妻は何度も助け船をだした。何度も話題をかえた。お茶をだしたりコーヒーをすすめて場をとり繕つた。それでも彼女の沈黙はゆるがなかつた。その痛ましいほどの沈黙の深さによつて妻の立場を疑わなくなつていった。

『冬の風景』は『石の枕』を書く過程で生まれた。

新左翼とか反体制とかいわれる部分は全共闘運動以後の社会～時代の風潮、思想と格闘するには表現方法がないに等しかった。乗り遅れていた。自立というスローガンを叫んでいた者は、自活とか生活といふ日常のことの生活のほとんどすべてを費やし、情況への異議や発言は沈黙に置き換え、パンに生きる根拠を見いだしていた。はつきり言って、かくいうぼくも妻に非難されたように、そのひとりだった…

彼らは、検察サイドに立つことになった妻の対応を感情的に批判し、連れ添いのぼくにも非難の目を向けた。同時に、乗り遅れた彼らの掲げる目標がちいさくなっていた。反権力的であることが即ち冤罪闘争の支援であるという短絡。すべての裁判闘争の支援が正義という錯覚。その支援の根拠をもたないままの概念的な共闘。これらは永続するものではないのに、それを全共闘の闘争でも知っているのに…

そしてムード的な環境、生活問題などが思想的なものより具体的な日常性～政治性～をおびてから鈍くなっていた。この動きのすくなくなったかつての連中が、こそって国・検察サイドにたつ証言をした妻（殺された一日に日直と宿直の勤務をしていた。悪魔のいたずらか、最初から狙われたのか…死んだ子どもたちに比重をおいたのは彼女の気質でもあった。スタンダードプレーでも正義漢ぶつたのでもない。あの日の義務だとおもったのだ）の意見を聞くこともなく批判し、それで良心的とか反権力というレッテルを自分ではつてようこんでいる見苦しい姿に半分あきれ果てていたから、その精神構造をおつていううづ、じく自然に全体小説的な構成になり、その時代的な背景と情況を描くうちに全共闘とはなんだったのかという疑問から生まれたもので、ピーチにはいつか書かなければならぬと思っていた六九年二月八、九日の関学五G別館の屋上でパリケード闘争をもつてきた。

二つの原稿のコピーをA三六七に運んだのは八三年三月だった。それは二回目のA三六七への訪問ということになる。

初めて自主ゼミとかかわりをもつたのが前年の八月。

事件直後に妻が書いたあのパンフについての手紙（あの職場のみんなは忘れよう、関わりたくない、無視しようとしたのに…八年後に、あのパンフの意見をきくなんて、それだけでも驚きだった。あの職場の雰囲気を知らないひとたちが、あの忌まわしい事件を語りテーマとして取り上げているひとたちがいるということにまたビックリ。無関係だと思われた人たちの話題、別な角度から見えたときのテーマの広がり、そういった新しい視覚から捉えられた…そのものが本質的な領域に到達するのではないかという仄かな確信が直観

的についた。それというのも松下さんが関学の経済学部のドイツ語の非常勤の講師をしていて、機動隊導入に抗議して封鎖された門にメッセージを貼りだしてくれたことを記憶していたし、吉本隆明の「詩的乾坤」の冒頭ちかくに出でたことと、「読書人」で読んでわざながら知っていたから…）が、見ず知らずの自主ゼミ、仮装被告団という何やら不気味な組織から届いて、それへの返事を書いたところからはじまった。

*【そういうえば、この物語の主人公である根本さんも、吉本隆明の「詩的乾坤」を読んでいて松下昇という名前に触れ、そこから北川透の「あんかるわ」深夜版の「松下 昇表現集」をさがし、さらに松下さんの書いたものを読みたいと北川氏にたずねたが拒否され、そこから松下さんと書簡のやりとりが始まった、ということだった。

松下昇・北川透・菅谷規矩雄の、元教師、無職（ある時期まで）トリオは、六九年から（ある時期まで）の情況を考えるときには除く」とができないように思われる。

①北川氏が、「現代詩文庫 菅谷規矩雄」に書いた、交渉史一面によると

…出会いといふものは不思議だ。六甲の山の中で、思いがけず、松下さんと邂逅しなければ、そして、彼に案内されて、菅谷さんのアパートにまで出かけなければ、大げさではなく、わたしの人生のいくらかは確実に変わっていた、と思う。：書かれたものを読むと、いう関係を越えた交渉が生まれた。この延長においてこそ、松下さんは大学闘争が起こるや「情況への発言」を出発点とするビラを送ってきた。名古屋大学に移った菅谷さんは、バリケードのなかに、わたしを招いてくれた。彼らの熾烈なたたかい。わたしは同人組織を解体し、わたしの個人編集の雑誌として「あんかるわ」を、彼らの闘争のレベルでの媒介にした。…「あんかるわ」別号として、『松下昇表現集』（七一年一月）を刊行し、さらに『菅谷規矩雄×解体新書×第一冊』（七四年一月）を刊行した。…その連続性において『北東紀行』…『神聖家族』などの詩集を…

あのころの菅谷さんについて書くとすると、松下さんを含んだ奇妙な三角関係について触れないわけにはいかない。松下昇と菅谷規矩雄との間には、わたしにはよくわからない緊張関係があった。大学闘争について言えば、二人はそれぞれの拠点となるべき場所をもつていた。場所をもたないわたしは、大学闘争のレベルでは対応しない（できない）、表現にかかるレベルでだけ関係すると公言しつつも、具体的な場所では、明快な区別がつけられないことも多く、いいかげんにないがるをえなかつたし、いいかげんになることをむしろ積極的に肯定した。わたしへの対応で二人には非常にはつきりした差異があった。

松下さんは、わたしに対しても、次々と課題を提起し選択を強い…わたしが拒否すれば、決裂にいたった最後の局面以外では、彼の考えを押しつけられたことはない。…菅谷氏は大学闘争に関して、わたしに何かの選択を強いる」と自体がいちどもなかった。…どんな学生たちと共に闘うる集団を組んでいても、わたしの見るところでは、いつも基本的に一人だった。

…松下さんと会った時は、闘争の話題以外に、もちろん、瑣末で取るに足りないような日常生活的話はいくらでもしたが、文学や思想情況の話はほとんどできなかつた。彼は闘争の展開と孤立とともに、その面の関心や…とはさりますます失ってゆくように思われた。…菅谷さんは、彼が闘争のどんな困難な局面にある時でも、そんなことはまったく関係ないよう文學や詩の話をしていた。一人ともいわゆる政治家とは遠かっただけれども、菅谷さんは大學闘争のなかにいても、すくなくともわたしとの関係では、詩人であり、文學の批評者である姿を失つたことはなかつた。わたしと松下さん、わたしと菅谷さんというよううに、別々にはずい分会つていても、三人が一堂に寄り集まつたのは、たつた一回しかない。…

②菅谷の松下宛ての通信（七三年十一月四日）に乖離のはじまりがす」…」

「松下昇様

いまぼくには竹本信弘・氏からの委託を仮装する意志がありません、いや、仮装しきれる自信がないと言つたほうがより正確かもしないのですが。

…滝田修から竹本信弘を抽象（抽出）することは可能か…という自問がのこります。この問い合わせにたいして、ぼくは、はんぶんまでは否ひいたえてきたとかんがえています。しかし、なかばまでしかこたえられなかつたことと、すでに一年以上も三里塚を放棄せざるをえない状態にあることは、まったく不可分の相闘をなしているとかんがえています。

…ぼくが三里塚で闘つたことのうちには、滝田修の存在（に表象されるもの）にたいする、深い批判のモティーフが内在していました。言いかえれば、無名を闘いぬく」ことが、じぶんに課した主題であった…去年三月に鉄塔が完成したとき、それが同時に、ぼくじしんの主題の限界となつてあらわれてきた理由がいまも充分につきとめられぬままです。

…ぼくの視野には、たとえば松下昇・山本光代の交錯に表象される委任のリアリティは竹本信弘・白紙という点にかけられている…あなたのモティーフもまたそこにかかっているのだと了解しています。ぼくはこの方法をとりえません。滝田修の存在（に表象される

もの）から否定的に媒介することをこころみたものは、白紙たりえないリアリティをなし
ているからです。もちろんそれは、竹本信弘＝菅谷規矩雄＝という交換可能性ともしえな
いものです。

△授業×拒否は戦線たりえたか——と一年まえに問い合わせたが、いま、この問い合わせおなじ次元で——すなわち△大学×処分において——孤立は戦線たりうるか、というふうに問い合わせています。

ぼくがじぶんの孤立をおいつめてゆくとそこにあらわれるのは滝田修ではあっても竹本信弘ではない……この無言がどうなるのかは、いまのところじぶんにもわかりません。△授業×拒否と三里塚闘争が分裂したまま一年あまりも時間がとまつたままで——そしてそれがわが自主講座＝解放学校の現状です。無言のなかから、あなたの健闘を祈ります。

『解体新書』2—6 七四年十月 萩原朔太郎論 菅谷規矩雄

…文学者たる」とと大学教師である」ととは、もともとなんの必然的な相関性もない…逆に分裂は必至となる。高橋（和巳）が、といわなくともじぶんの経験からそうおもう。文学を根拠とするものは△大学×から追放される。…高橋が死をもってあがなわねばならぬほどの呪縛が、そこにはあったのか。

たしかなのは、高橋の死因が、かならずしも△大学×闘争の内部には発していないことである。むしろそれは最終的な加速要因であった。あえていうならば、過労と深酒に相乗されて結果した高橋の結腸ガンが…あらゆる個々の病死は、そもそもいかにして思想の普遍的な対象となるか——という問い合わせ、高橋にたいする違和感からもたらされた帰結なのだった。かれじしんもまた、その病症が戦後社会の内部にどのような意味の根をえてかれを死にいたらしめるかを、つきとめてはいなかつたとおもつ。あたう^すぎり自然死にちかくなげなく死んでゆく——というような観念はおよそかれには不可能であった。かれの病死は△情況のなかの死×としてわたしたちに共=苦（コンパッショーン）をよびさますにいたらない暗部をどこかにのこしているように感じる…それともわたしたちは、いかなる死をも、それを△自然×に還元したところで悼むほかないのであろうか。

△大学×をクビになつてまもなくの一昨年夏、じぶんでもおそろしくなるような酷い疲れにとらえられた。つきの局面をどうする——というおもいとともに、その背後から、疲労はまちかまえていたかのようにおそつてきた。疲れた、とひとりとじぶんにゆるしたことだが、ほかならぬ疲労感じたいに相乘され、はてしもなく過労の度を深くし、まさに身づ

生きのならない心身不可分の情態を加速してゆくのだった。

まさしくそれは敗退の一形態であろう…個体の疲労と心的なそれを区分しえなくなつために、休息がかえって心身を消耗にみちびく…疲れたら休め!…といふのはあらゆる活動における鉄則である…一九六九年以降のへ大学へにおいて、闘争とはまずからだをうごかすことだという原則はじぶんに課してきた。いいかえればそれは、当面するつきの行動のためにはあらかじめいかに休息しておくかの選択の方法であった。じつさいにやってみればわかることがある。だが、これは日和見とはおよそ反対の前提をひつようとする。しかしわたしの方は崩壊の局限にたたざるをえなかつた。

へ处分へ以降、わたしが都立大学にほんご姿をあらわさなくなつたことにたいして、全共闘の学生たちの評言は、スガヤもヤキがまわつたな…のひとことにつきるようである。…だまつてそのことばをうけとつておく。その意味をさいじ今まで体現するのは、かれらであるよりはわたしじんであるとおもうからだ。かれらもまたそれぞれにへ大学のそとへ散つていった。異議なし!ナンセンス!とのはざまにふくまれたすべての意味は、かつてそれを発した個々人の現在に、なんらかのかたちで体現されずにはいられない。わたしのさいの選択は、どこに孤立の局限をおけば持続が可能かをさぐりだすことであった。

…じぶんが対象をこちらへひきよせる過程と、対象のほうへあゆみよる過程とが交差し二重化するところに、批評の意識はなりたつ…わたしの批評は強度の偏差にさまたげられている。すでに対象の輪郭はさだまっているのに(あるいはそのためにかえつて)、往路と復路とがひとつ構造をなさない。なによりもそこにふくまれる現在のぶあつな不透明さによって、わたしを仮構たらしめる回路が遮断され隔絶されている。おどとしの夏らいい、疲労のおくに深くよどんでいる、この暗の領域をきりひらくことが、方法論の課題である。わたしの現在を仮構しえなければ、対象はこちらへうきださない…わたしが当面しているのは批評のもつとも基礎的な条件の成立である。対象はわたしをひとつ必然性のようなどいている。にもかかわらず、全的に血肉を投入することをこばむものがあるて、書きはじめる」とをたえずささぎる。決してそれじたいの姿をあらわすことのない、この執拗な反作用、はてしなく現在をうしなつてゆく現在そのものの逆説、かたくなに外化をしりぞけて充足しようとする主觀の原質、個的な生活そのもの—なぜ、わたしは無言のまま生死することをえらびとひす、ことばを発したのか。自問はそいにはじまり、そこにつづる。(後略)

解体新書には「すでに一年以上も三里塚を放棄せざるをえない状態にある」ことが、滝田・竹本論との関連で記され…また、…「一昨年夏、じぶんでもおそろしくなるような酷い疲れにとらえられた」…ことが、「暗闇の領域」として、かつてひらくべき方法論の困難な課題の対象として言及されている。…

…菅谷が苦しんでいたことは感じうるとしても、その契機や深さへの回路が閉ざされていることに対してもどかしさを感じたはずである。…少なくとも、菅谷に対して自分のもどかしさを提示した人は存在しなかったと思う。もし、存在していれば、かれの苦しみを増幅したであろうが、同時に、かれの人生の残りの十数年の軌跡を変換する媒介になった可能性はある。この点において（も）私には悔いが残る。

私は、一九七一年の夏の終りに、かれから久し振りに手紙を受け取った。書き出しあは、かかえこんでいる暗部をどう対象化したらいいか苦しんでいた、で始まり、事実の要点として、三里塚での負傷→入院の経過にふれている。しかし、この事実は松下にのみ報告する、…少なくとも自分自身が事実を表現のレベルにもたらするまでは、という条件付きで。手紙の最後は、「八月は空白にして暗黒の」と…まだわれながらその意味がつかみきれない」という呻きで終わっている。かれは、この時に、一たん死を潜ったのだ。かれの自死願望や死因も、この深さから再検討されるべきであろう。潜った後の生々きのび方の再検討と共に。…私は、これまで、このへ事実へをだれにも開示しないまま、かれが高度の表現レベルに止揚してくれるのを願ってきた。前年の早春に三里塚で逮捕された時には、すぐれた詩や論文に意氣揚々と形象化した力量を信頼して。だから、冒頭に引用した解体新書（かれは、このタイトルに大きな愛着を持ち、このタイトルの自立紙を発行することができただけでもへ大学へ闘争に参加した意味がある、と私は語っていた。）の記述や、その後の無言の持続に対して、いくらかのもどかしさを感じつつも、いつか期待に応えてくれると信じていた。しかし、私の把握している限りでは、これまで、このテーマに関する表現はない。かれと私の緊張関係は、非私的な、このような位相でも存在したといえる。

…註というより非註として記すが、かれは、かれ自身によって投げつけられ、機動隊員によつて投げ返された火炎ビンに当たつて火傷した。かれが私への手紙でへなにものかへのあいさつ／＼の一部（☆）を引用しているのは、かれが公表した文章における私の表現からのどの引用よりも熱を帯びている。私は、生前に、もっと積極的に、かれの「暗部」の対

象化を促し、共同で追求していくべきであったのかも知れない。武装と身体…さらに内ゲバ、反日、甲山などの概念を飛翔させ、既成の（もじる意味のない）文学を含む幻想領域を解体していくためにも。今後は私が、かれの分もやっていく。それにしても、このような暗部をかかえこんでいるにもかかわらず、七二年夏以前と以後の菅谷の表現が、表面的には何事もなかったように連続している（ように読むこともできる）のは、表現論としても、存在論としても、重大な考察を迫るのではないか。この問題は、かれに限らず、全ての人や関係性についても、追悼集・批評集への原初的視点から追求していただきたい。

☆へ火炎ビンを投げつけざるをえない関係そのものへ火炎ビンを投げよ。▽

①の北川氏の文章は八七年十一月刊行である。

三人の闘わりの始まりが北川氏の筆ではこのように見えたのだろう。トリオとは書いたが三人のなかで一つ共通点が欠けるのは北川氏にバリケードの内での体験がないことであり、ゲバルトもなく、逮捕・拘留、裁判にかかる体験も「拠点となるべき場所をもた」ないことである。北村透谷論を書いたひとだし、見て知っている、観念ではもちろんわかるだろうが、この出発点のちがいはその後の歩みにおいて計り知れないちがいをうんだとおもわずにはおられない。

この「松下さんは次々と課題を提起し選択を強いた。わたしが拒否すれば、決裂にいたつ最後の局面以外では、かれの考えを押しつけられたことはない」という部分を何度も読みなおした。どういう関係だったのか？どういう文脈なんだろうか、対等ではなかったのか？…

『「解体新書」第一冊』を刊行、その連續性から『北東紀行』～をだすことになる。と紹介している。ここには松下さんが菅谷さんのかかえこんだ「暗部」を告げられたのに、北川氏はそのことを知らざれなかつたのか、「暗部」からの重苦しい余韻をなにも感じていなかつたらしく、関係の深（浅）さのあとがそのまま語られている。

詩人・表現者という偏見で菅谷さんを見るとき、三六才で二里塚闘争に取り組み、火炎ビンを投げ、それを投げ返されて火傷を負うという象徴的な姿も表現のレベルで眺めてしまつ。現代詩手帖八三・十一号で「こちらがかえこんでいる「過去」としての現実のおくるしい根っこをぬりうごかそうなどというモティーフは、「若い現代詩」の詩人たちにははじめから無い」という説にうなづくことができた。

北川氏はそういう姿よりも「文学や詩の話」にある偏差をおいて珍重している。どこか



に揶揄を含んで書かれた松下さんの「瑣末で取るに足りないような日常生活の話」＝ぼくなど厳密な文学論をしらない、遊びがすきで道を歩くひとをみるのも楽しいから瑣末などに眼がいき、日常のことに興味を引かれたり、おもしろいとおもつたりするものだが。

北川氏はその後、新宿ゴールデン街の飲み屋でのにぎやかな文学仲間との交際（文学が特別意味をもつていてもおもわないが、それもまた文学とは縁もゆかりもないことだらうが…）で時間をつぶす自分の姿に逆転していることに気づかない。

①の後半はもはやどっぷりと「文壇」サロンへつかつたひとの交遊記である。また「あんかるわ」のNo.81の「十年の、ユメイザイ」（八四年十月）の「松下さん、ニセのキリストを装つて信者たちのことにウジウジするより、ニセの反キリスト、たつた一人のニチエを振舞つたほうが楽しいと思うけどな」などにい~~いた~~ては、彼自身の「逃げ去るいがいなかつた」という述懐がそのままかれの気持ちだったんだなあ、このひとは松下さんを意識しすぎている。この詩人はすでに現実・原則とおりあいをつけ緊張関係をうしなって、週刊誌の樂屋バナシまがいの裏バナシで行間を埋めるひとになったのかなあ、としかおもわれないような惨憺たる文章になつていて。こんな書きかたをするとは、…

九一年九月の「Y.O.Y.O.」の対談では――浅田彰とか中沢新一…を取り上げた…そういう時に割合全共闘の人たちは凄く肯定的に評価：一方で懷疑的なんです。

――たしか北川さんはあのとき浅田彰について「福本イズム」ではないかと…

北川 ええ…要するにモダニズムが共通に持つてゐるラジカリズムといいますかね、これがぼくには奥いわけですよ。松下昇のラジカリズムもね、ほとんどモダニズムのラジカリズムに近い、と今では思います。それは、日本という現実と言つてもいいし、資本主義社会というふうに言つてもいいんだけど、そういうものの毒というものを十分に知らないモダニズムだとと思うわけ。

――その中にたとえば柄谷行人なんかを入れていいのでしょうか。

北川 ある意味ではね。：一種の制度という観点で文学を切つて行くわけで…ある意味でモダニズムなんです。

という具合にまつたくとうとに松下さんのサンドウイッチができる。これは北川が「松下昇／＼」という存在を意識しきれていてなにがなんでも批判的な素材という共通項だけでもくつてしまつ、ある種のコンプレックスを抱いているのではないか？それにまた柄谷行人の把握も違うのではないかとおもつてしまう。

北川氏の「十年のユメイザイ」にも「わが執着われら難破船」にも、はて?といふかで田

にしたような気がする?と思つるのは、あの池田助教授の駄作^くに一脈通じるものがあるからだ。やはり松下さんが法廷で投げた酒パックが裁判所の壁や時間を超えていく表現であつたから、無視しようと思えはできるものを、南山大闘争（北川氏も間接的にかかわっていた）の裁判でヒマワリのタネがとんだ記憶があるから……】

最初にぼくが薄暗い階段をのぼってA三六七に足を運んだのは、

『いま、もう「二」つの「自主管理」空間が消されようとしている……』の日時に来ることができない人も、一度ぜひ、この部屋に遊び^くに来て下さい。遠い未来へから、へゝの記憶の一片を、あなたの中にもとこめておいてほしいと希っています。討論集会[月]一日於：A三六七「自主ゼミ」実行委員会』というビラを読んで、八三年一月一日

その日だった。

構内にはいるとすぐに大きな樹々の枝の間から窓ガラスに「永続する大学闘争」と書いたスローガンが目に飛びこんできた。ぼくが行つてもいいのだろうかという気持ちになつた。それも期待がうち消した。

この日もドイツ語教室と自主ゼミの明け渡しの話しあいがもたれているさいちゅうだつた。そんなおとなたちの話には我関せずとばかり、「才になるれいくんがおぼつかない足取りでよちよち歩いたり、泣いたり、笑つたりしていた。わからない点はぼくも同じでちよつと場違いな感じがあつた。なにがどうなつてているのかわからなかつた。第一、自主ゼミというのがわからなかつた。

あとで知つてぼくがいちばんひかれたのは、「学生が既定の担当者による授業以外に、学科・学部外からの担当者を見つけて大学側にゼミナールの開講を申請すれば、教授会で認めた上で正式の授業として時間割に組み入れる、バリケード後の制度上の概念で、建前を最大限応用して、学外の学生・労働者・無職の人々・幼児（障害を持つ者を含む。）を参加者として、最終的には担当者として認めさせ、成績評価権を全員で共有することによる内部からの大学解体を試みたい。

ドイツ語を契機として参加者が教材やテーマを持ち込むとともに、学外からの問題提起や発言も積極的にとりあげ、大学闘争の過程で出てきたさまざまの問題（たとえば単位制など）を考えながら、つきのようないくつかの原則でおこなう。①公開。②参加者の自由な討論ですべてを決定する。③このゼミで討論され考察の対象となつた事柄は、参加者が各人の責任において、以後あらゆる場で展開していく。

自主ゼミ的なものへの参加や評価の仕方によって、各人の大学闘争以後の情況（学内問題に限らず、世界認識から微少な日常性に至る全てを含む。）への関わり方の特性が明白になる。ただし、特に外部からの参加者は、自己の活動の場で同じ比重の試みをおこなう時の困難さの把握をふまえてのみ制度内部の参加者と批判的に共闘しろる。」だった。

知らないとはいっても、オーバーな言い方ではなく、ぼくはある夢をみていくような気持ちだった。A三六七に入るとすぐに窓の下を見た。建物の高さと周囲。道を隔てた本部の時計塔がほぼ真向かいに位置していた。ああなるほど、と思った。現実にひきもじされた。（）が國の権威と官僚的な大學當局にとって認めてはならない場所だといふ」とは明らかだった。（）は、挑発し続ける棘、安眠を許さない狼、それ以上に最悪のものと映るのはたやすく想像できた。また進歩的といわれる教官たちにとっても自主ゼミを（）でいのまま認めるかどうかは、六九年代とそれからをどう対象化してきたかを確認する一種の踏み絵だらうと思つた。

それにしてこの内部、壁一面の落書き、スローガン、六九年台のバリケードのなかがそうだったのと同じ空気が存在していた。懐かしさやノスタルジーを拒否して連綿と続くこんな空間が（）に、十年間もあったということ、それがまだ現実にあってまさに呼吸しているということ。いろんなイメージがわきあがつてきた。たとえば、現場、二重権力、逆包囲、生きたバリケード、子どものいる場所、洗濯物のぼしてある生活空間、新しいカフカの「城」などなど…

翌八四年の三月一七日と四月七日には甲山事件がおきて十年目に対応するシンポがA三六七で開かれた。参加はぼくら夫婦と松下さん、八木さん、山本牧師。岡山から坂本、濱本、金本さん。それに鈴木さんだった。この席で討論され、松下さんがまとめたレジュメはじめて読むひとを驚かすだろう。しかし、これほどまでに考え抜かれた「甲山」のテーマの広がりはそれまでも、これからもあるA三六七のバリケードを潜らなければ生まれないレベルの高さがある。それは決して俗なモラリストの衛生的な論理でもないし、観念に流されたものでもない、これを読むひとは是非とも全文を参照してもらいたい。かならず普通的な問題領域にまで誘いこむだらう。

1、事件を冤罪事件ないし、二重逮捕事件その他、法的水準でのみ先駆的にとらえるべきではない。むしろ、七四年までに全国各地の障害者施設で連續的に生起した園児死亡事

件の一つが、殺人事件として起訴されたという位相をまず視るべきである。

2、とはいえた権力闘争が不要とか、不毛であるというのではなく、対権力、労働、冤罪という次元の前に、まず、死者たちの眼から、全ての関係性のうきを再把握する存在闘争の視点が必要だと考える。（いわば、生者と死者ーしかも障害者ーの内ゲバとしてとらえるとき、何かの根源へ一步近づく。）

3、前項は、検察側主張の行為主体～状況をみとめてのべていているのではない。むしろ、検察主張を根柢的に解体し、そのむこうへ突き抜けるためにも必要である。ここでも、ある条件付きで例をとれば、連合赤軍事件や永山則夫事件に共闘しうる質が、いつか必ずこの事件にかかる人に問われてくるだろう。まだ公然とは提起されていない、この質こそが沢崎さんが行為と無く関係である場合にもさいやまで共闘しうる条件となつていくにちがいない。

4、検察側主張と検察側証人とは同一方法で批判すべきではない。いま岡紀代さんについてのべれば、かの女の七四～七五作成パンフ數十による供述～証言は、もし、検察側主張を利用する視点を排除して（比喻的に、一つの作品として）よむならば、極めて透徹した事実性への回路をもち得ている。この事実性が現実と併合をしいられていてこと、検察側が徹底的に利用しつゝそうとしてきたこと、それに反撃しえないまま、というより、反撃の必要～必然を殆ど意識してこなかつたことが、かの女の悲劇である、といえよう。

5、より重大なのは、この悲劇は、かの女のみに属していないことである。

△△△△△闘争の一〇〇年性をかけてのべれば、かの女を孤立させ、権力の利用のままに放置したことが、反体制側の個人～総体の悲劇なのだ。

6、私（たち）は、では、どのようにすればよいのだろうか？最低限必要なのは法的な無罪かくとくの裁判闘争は持続するとし（そうである、それは貫徹されねばならない）、その闘争の過程で、△△△△△的視点を敵視し、孤立させてきた要因を解体しはじめることである。これに対応して、△△△△△の側からも、有罪に加担してきた～せられてきた根拠を転倒していく作業が求められてくるであろう。

7、前項は一見、倫理的判断のようにみえるかも知れないが、そうではない。もしもこれを本格的にやろうとするなれば、これまでの被告人～弁護士～支援者の意識～生存基盤や、そこから生じる方法～運動形態を、一度は解体することを迫られるからである。

8、いくらか、くどいようだが、私（たち）は被告人を含む事件関係者のモラルやプライ

バシーの水準、その評価で語っているのではない。もしかしたら私（たち）の方が、より暗い領域をくぐってきたともいえる。ただ、人間存在の個々対々共同の幻想性構造の総体の矛盾とたかう課題を決して手ばなしではこなった、とは断言できる。私（たち）が、非存在や仮装の概念を媒介して情況と格闘してきた過程からは、甲山のヘアリバイアや救援方針は何かひどく、そらぞらしくみえる。何かをもう一度、死なせているともいえる。

9、被告人らには、それでも生命がかかっている、という重さ、そらぞらしくみえようと耐えていく時の祈り、というものがある。しかし、法律的、学問的、政治的、一的専門家たちのかかわりにみられるそらぞらしさは、はつきり全情況の空洞化へ反存在化の証であると思われる。これについては、いつでも詳細に指摘しうる。被告人らへの配慮へ共闘者としての原則から今は何もいわずに、みつめているだけなのだ。（ヘ無／力さの転倒を決意しつつも）

10、このレジュメでさえも、ただちには一般的開示はしない。しかしへ 委員会に十年かかわった人々には開示しようと考える。その後、どのように討論へ実践していくかは、まず各人の一〇年性の重みと祈りに委託したい。

八四・四・九をくぐったある日に

松下 昇

濱本さんのシンポにちなんでのレジュメ。

□ 三・一七に關わる私の位相

- ・「殺人」や「死刑」にふれてくる問題*を自分が抱えていること。
- ・それについての審理を手さぐりする中で、「子供」や「死者」を証人申請してきました」と。
- ・一方ふだんの何気ないやりとりの中で「障害者」の、とばや行為を自分を肯定する（有利な）証言のように扱ってきたこと。
- （「子供」については少しちがうが、「子供」があらわすものが大事とふうい」と）「子供」の「ことなど」「たことではない」ということの一極をむすぶ方法を見出せていないままいる、従って「子供」があらわすものへの対し方が一貫したもののがなかつた。）
- ・「死者」の「死」についても同様。

*①七〇年～七一年、人を「殺傷」可能な「凶器」の素材の入手に関わったが、自分

の「殺意」とその対象をよくとらえ得ていなかつたこと、その後「凶器」の行方

を問おうとしていたこと。

②七八年末、国～大学による処分を支える「性」的関係の闇の当事者の一人への提

起が、関係への憎悪～殺意の不十分さのゆえにスキャンダルの暴露→脅迫として

つけられ、相手が「自殺」。

この不十分さの延長上に、「死者」の子らに自分が「殺」されてもよい、という
気持ちが働いたままの訪問。→再訪問。（再訪問の根拠）を子らに對して持続的に
伝えるみちをつくれていない。

③「障害者」の「死」に職業的医師として関わってきたこと。「死」因についての
審理を提起できていないこと。

私にとっては、①～③～についての審理をはじめないことは、存在の波動として伝えう
ることがなければ、甲山事件の当事者たちに本当に聞くことは言えないだろうと思つて
いる。

□ 甲山事件救援解発行のパンフのうち、私がこれまでにみていくもの（「命ある限り無
実を訴う」、「園児証言～虚構のストーリー」「Q&A」）

のうち、とくに「園児証言」に関して私はこう考へる。

(1)「子ども」とくに「障害」のある「子ども」（「おとな」の障害者」、「死者」も）があ
らわすものは、自分に「不利」なものだけをとりあげるべきである。

そして、反対尋問はすべきでない。これは法廷外でも貫かれるべきである。

(2)「子ども」をあてにしないで、「おとな」だけで自分の主張を支えるべき。

(それが「子ども」のあらわしているもの——たとえ「見え見えのウソ」と「おとな」
に思われても、ある本当のことをいっているのだ——を聞くみちにつながつていいくの
ではないか。)

(3)浜田寿美男氏による報告（ふつうによむとそのおかしさがすぐわかる）は、「園児証
言」法廷に係わる、言及するあらゆる「専門家」の専門性を解体する」とが、園児証
言の条件の一つだと囁かれていたことと同じ。（個々の陳述の批判以前の問題だとい
う）

妻へのメモという形でのレジュメ。

「自分の供述調書や証言録に何のつもりも持たずに向きあう必要があるのではないか。
そうする」とは、他の人からのどんな提起よりも自分についてとらえ返す手がかりにな
ると思つ。

私はそくしていふと、自分の供述調書類（刑事事件に限らない）というのはその入
手の難易は別にして、まず内的にみたくない、ということがものすごく強くなる。
そこには必ずあることをまず自己審理の対象とさせないようにしている力がはたら
いているから。そして、そのことでも自分の供述そのものからしらされてしまうので
あるが。

ある」とは何か。——あからさまにあらわれてしまった「殺傷」の場合でさえその
当事者であるはずだのに（ヒ害、カ害のどちらに自分があっても）何かに追われて
いるユメのような感覚におちいるのは「殺傷」だけがあって当事者関係性がないか
らだ。おおっているものへの自らの加担の質（供述の根拠）。

非和解が紀代さんのものとして表され貫かれるのなら、そこからは相手を国家ナンゾに
は指一本ふれさせないと、いつものが出てこないとおかしいのではないか。

追：調書だけでなく「訂正」できずまた時間をかけて書いたり推敲したりできない表現
によつてのみ明らかになる（自分についての）真実というものがある、と思ひます。

五月に山本牧師は、甲山シンボをうけて、春の日本キリスト教団補教師検定試験の説教
出題テキストの「マルコによる福音書一四章二九節」、イエスの「逆説」、のなかで牧
師の論理を展開している。

△門司大里教会▽月報▽38▽号に掲載されているが、それは八六年十月一七日の第一
審判決後の△四五△号にも引き継がれていく。

『… イエスの逆説とは、まさに関係性へが、を▽仮装した組織論によつている、とい
ふことです。

貧しい人たちとの共存という共同幻想のテーマは、イエス自らの存在様式で試みられま
した。女の対的幻想も夢中な行為以上の意味で受けとめられました。イエス個人は、死と
いう極限的に個人幻想が浸蝕される針の穴を突き抜けて行きました。イエスの大いなる逆
説は、あらゆる罪を受け転倒する関係性の表現に極まるでしょう。このテーマは、私
たちに委託されています。

…最後に、甲山のテーマにふれます。

昨秋、十月一七日に、神戸地裁で甲山事件の「無罪」判決がありました。私たちは「有罪」「無罪」等の概念そのものの解体が必要と考えます。裁判制度全体が、全否定の対象ではないでしょうか。

*「誰も傷つかない判決」（被告人の評価）によって、なたびへ殺されているものは何か。

*甲山事件は、冤罪事件ではない。労働現場へ拘束空間における対関係のねじれを媒介するへ殺／人事件である。

*園児証言にマンホールの中の子どもたちのへ伸び／をききとつうるものは、誰か。

いのような視点から、Eと言われる元園児の証言に注目します。（事件当時十五才、証言時二二才の「重い知恵おくれ」の女性せい）「松下竜一「記憶の闇」で省略した部分を引用

（検察官）マンホールにはふたがありますか。（E）ある。（検）ふたは重いですか、軽いですか。（E）重い。（検）ふたは木ですか、鉄ですか。（E）鉄のふた、

【その後に、注目したい証言α】

（検）マンホールのふたは誰が開けたの。（E）へわたし／…… α

【再び「記憶の闇」の省略部分】

（検）そのふたをどうしたの、高く上げたの、それともちょっとだけ上げたの。（E）ちょっとだけ、（検）手で持ったふたを横にしたの、それとも前の方へやったの、後ろの方へやったの。（E）横、

【その後の、もう一つ注目したい証言β】

（検）Eちゃんは光子ちゃんのおでてをひっぱたことあったかな、なかつたかな。

（E）へあつた＼、

……β

証言α・βは、不可視のへ＼が付いていると思うのでへ＼を付けました。「指」八十年八月号の弁護士の一人による報告から引用。

α・βの証言は、超仮装証言と言えるでしょう。法廷で尋問する誰も引き出さないものです。契機になっている検察官のねらいを超えた返答だから、検察官が引き出したとも言えません。いったい、誰が、いや、どのような関係性が引き出したのでしょうか。

権力に対して無罪を獲得する立証は必要です。しかしこのα・βの証言は、それ以上で

す。他の誰と比べようはないほど自ら犠牲、本質的宗教性・仮装の本質を湛えています。

ナルドの油注ぎ、Eという女性の証言、それぞれのテーマを、今日、同時に扱わざるを得ないという位置と重なりうるのです。』

【この牧師のテキストに妻は納得しなかった。】

さらにその年九月末には作家の松下竜一（大分中津のノンフィクション作家で社会派、庶民派といわれ、朝日歌壇をへて、「豆腐屋の四季」で売れっ子のひとりになった。彼のことは妻の高校時代のともだちでチッソ水俣公害闘争に加わっていた児玉恭子さんから聞いて知っていた。児玉さんは彼の「草の根通信」の読者のひとりだった。）から沢崎悦子の無罪を確信し、本を書くのである事件についてのあなたの関わりを取り材させてほしい、という申込みを受けた。その手紙には名刺がわりに、とう下筌ダム建設反対闘争の中心人物、蜂の巣城の主を取り上げた「砦に拠る」が同封されていた。すぐに同意の返事をだした。

大阪梅田の旭屋内の喫茶店でぼくと妻、松下さんが応じた。松下さんはシンポのなかで確認された、検察・警察、その他、甲山事件の関係者と会う場合はシンポ参加者の誰かと一緒に会って話をすることによってだつた。

こちらの立場は岡紀代の証言に批判を加え、問題の本質を明らかにさせ、第三者的な松下さんが説明してくれた。さらにテーマを深く掘り下げるために前の一〇項目のレジュメを作家にも渡し、

「われわれは京都大学の一室を占拠し自主ゼミをひらいていて、そこに『石の枕』数千枚の原稿が置いてあり、これをまず読んでいただきたい。救援の支援パンフ類の何十とあるまやかしについて全部説明しましよう、それまでは作品の構想は不可能です」とまでいって事件からの問題を普遍化してくれた。

しかし結局、作家は「他に約束もありますから」と書いて申し出を断つた。「その夜、私はホテルのベッドにありながらついに一睡もできずにこの事件の奥深い暗がりを覗き統けていた」と本のなかに書いたとおり、京都にこなった。

「記憶の闇」という本で、その冒頭は、「あなたの主張に沿ってこの事件を記録してみましょう」という書き出しで始まる。

つまりノンフィクション作家と呼ばれている人の採る方法とはまったくアプローチの仕方の違う、思い入れと見込み、客観的立場を最初から放棄した位置から、ある目的をアラ

ワにするという動機のもとに書いている。

松下さんとのこの出会いについては松下竜一が「記憶の闇」の第一章の5のなかにも書いている。ただしそのレジュメで触れているように、一般的な開示はしない、と断りが明記してあつたにもかかわらず、そのくだりは伏せ、部分的に都合のよさそうなところをとつて一方的に開示した。

しかし、作家も、この松下さんの予想外の参加と、このレジュメの出現には面くらつたものの、すぐにその文章の高度な内容に引き込まれ、内心ほくそえんだ。取り上げた場合のプラス効果に気づいたにちがいない。

この申し入れを部分的にでも利用することはとにかく、平板で一方的な支援だけの作り物に終わらずにすむし、批判的な意見として取り上げることは、より公平な態度を広くみんなにアピールすることにつながると思ったにちがいない。

結果的にはやはりこの部分がこの信じたひとのつまらない作品のアクセントになつてゐる。大切な部分ははしょりもつとも必要と願つて申し込んだ、書くことの条件はまつたく一方的に自分の都合にあわせて無視していた。△三六七という京都大学の一室を占拠して使い続けている、という話を聞けば、作家的興味、未知なるものへの探求、好奇心といつたものがむずむずと蠢くのではないのか、と「石の枕」を書いた者としては考えるが、この作家にはそういう欲望はおきなかつたらしい：

最後に、「いったい何を、誰をかばおうとしたのか、それをきてみてください」と頼んだ件について、沢崎悦子の返事として作家が書いているのは、

「～まったく誤解しているんですね。私が犯人のことを知つていてかばおうとしたといふふうに受けとめているんです。～あの頃警察は学園の職員一人一人のプライバシーをあはきたてていたんですよ。ことに東さんに女性関係がいろいろあって、周囲では皆知つていることなんです。私はそれをしゃべるまいとしたんだけど、～警察に洩らしてしまいう人がいるから困るんだと、そういう意味でいたのにく誤解してしまって、私が真犯人を知りながらかばったと思い込んでいるんです。～」という意味のことだった。このように彼女が応えたというのなら、それに作家の責任、関与するところはないにもない。

が、この作家によれば、「十年間にわたつてこだわり続けている疑問も、直接本人に突きつけねば」のようになつて氷解する」というのである。

この作家は事件直後に岡紀代が出したパンフを読んだと書いている。パンフは二回だしいづれにもこの「かばう、かばわない」の顛末が詳しくのついている。

職員会議のとき、突然、沢崎悦子が立ち上がって、

「わたしはかばおうとするのに、それを破るひとがいります」というと、東がその尻ウマに乗り遅れまいとするように立って、

「そうや、かばおうとするのに、こわす者がおる」とブチあげた。

すぐに、岡紀代が、「なにを言つてゐる。かばう、かばわないじゃないでしょ。子どもがふたり、死んでいるのよ。各自知つてることをいえばいいじゃない。なにをかばうの」と切り返した。それに対し沢崎も東も黙り込んだ。

会議を終わった後、みんなは沢崎悦子の突飛な発言について、「あれはなに?」といいだし、それまで「東が単独で殺したのよ」、「きっと、女性関係に行きづまって、やつたんだわ」と噂していたのが、「あの子も一枚かんてる、きっと何か知つてるのよ」、「絶対、共犯なんだわ」、「あの子も東にやられてるのよ」といいだした。

ふたりにすぐ反論した妻は、「でも、犯人だったら、あんなことは言わないでしょ」といった。みんなは「やつてるから、言つたのよ」、「でもねえ、彼女は…」、「岡さん、ちがいないって」、「そうよ、証拠はないけど、ゆとりなんかないわ。自分でも、やつた事実に追い詰められてるわ。だからア、ついうちかり、喋つたのよ」と否定した。ともかく、あれ以来、沢崎悦子が事件に加わっているという感触をみんなが持つようになった。もし作家があのパンフをほんとうに読んでいたなら、「あなたの主張に沿つて」という姿勢で臨むのならかえつて想像を働かせてもつと突っ込んだ質問を彼女にしただろうが、つまらない思い入れのカーテンに遮られて問題をはきちがえてしまつて、「氷解した」と錯覚したとしかおもわれない。

沢崎悦子のあのときの沈黙はそれから続いているとも考へられる。

だが、沢崎悦子が逮捕・釈放されほぼ一年後になつて直接尋ねたとき返ってきたのは、作家が聞いたといふ、こんな單純な答えではなかつた。言葉などなかつた。重たい沈黙だつた。まわりの空氣をどんどん凍えさせる固い氷のような顔だつた。その表情と言葉を見失つたような長い沈黙が答えるといえだつたろう。伏目の顔から見えるのは痛ましいばかりの顔、はやくなんとかしてあげたいと思うほどの表情の枯渇だつた。こちらが質問を変え、沈黙を破らなければ何時間でもその表情を保つづけただる。三回目に会つたときにも同じ質問を妻はした。そして、沢崎悦子も黙りこんだ。彼女には夫もついてきていた。それでも、質問はしなければならず、彼女は黙りこまなければならなかつた。

見かねた夫が、横から、「このひとは、あの晩、八時前後のことを、ほんとは何もおぼ

えてないんです。信じてもらわれへんと思うけど…事実関係は東くんと、弁護士が調べてくれたことなんです。東なんか、ちっとも信じてないんですけど…」と苦々しそうな表情でいったのは、黙りこんでからどれくらい時間が経過していただろう。

ぼくらが黙っていると、「信じてもらわれへんかもしれんけど、ほんまに、」これの記憶がないんです。でも、このひとはウソはいうてません、ほんまにイ」と哀願するような助け船を出すことでしか、あの沈黙から救うことはできなかつた。それが、彼女のあの事件から一、二年後の答えであり、返事だつた。

いや、それにしても、いやしくも想像力の多少ある作家なら、この単純明快とはいえ、言葉の多さにオヤツ?と思わないだろうか。周囲のみんなが知つている東の女性関係、それをしゃべるまいとした、という。だが、こんなことなら、どうして返事ができないのだろうか?なぜそのとき反論しなかつたんだろうか?心変わり?だったら十年の間に、なにがおきていたのか?プライバシーを守ろうとしたというのなら、それがいまなぜ、自分には洩らされるのか?そのとき警察に洩らしては困る、と思った、というのに十年後にはなぜ、公然と出版され世の中に広く読まれるであろう「本」のために、執筆しようとする人間の「事情聴取」にはあれだけ隠そう、庇おうとした男の名前を、その庇おうとしたことの理由を説明してまで明かしていいのか?という疑問がわからないものだろうか?…

とにかく、園児以外の関係者はみんな実名で書かれたのに松下さんだけがMと伏せられているし、構成の点から考へても、この章は突出している。どうやら、原稿は取材のおこなわれる以前からすでに書かれていたらしく、岡紀代への取材スペースを開けておく、形だけのアリバイづくりだったような気がする。

たとえMと伏せられようとも、この「記憶の闇」がでた後、松下さんの透徹した世界觀を理解できない(その責任は)の中途半端な開示でごまかした作家にあるが、理解できない側にもその何分の一かの責任はある)かつての知人、影響をうけたと思う者、共闘?していると思っていたひとたちから批判もおきはじめていく。

「記憶の闇」は四月の検察側の論告求刑に先手をうつて、河出書房新社の文藝85・2号に園児以外は実名で発表された。松下さんだけがMという表記になっている。その松下さんは、この「記憶の闇」を東京拘置所から裁判のために大阪拘置所へ移管されていて、そこに獄中で一月中に読んだ。

日の、あのA三六七の明渡し強制執行については一行も書かなかつた。だが、この「記憶の闇」については手放して長い好意的な批評をのせた。その執筆はかの池田浩士氏で、『松下竜一は作品の冒頭で、～のつけから、警察・検察と対決する姿勢で～事件～をたどりなおすことを、読者に要求している（文学作品は政治的主張や思想信条とは一線を画すべきだとか、ルポルタージュやノンフィクションは客観的态度を貫いてこそ価値があるとか考える見解とは、まつから対立する～こうした姿勢を明確に提示していることだけでも「記憶の闇」は、日本の現代文学のなかでも特筆すべき位置をしめている（警察発表だけをよりどころとする新聞やテレビの報道の～中立性～、清水一行の～客觀性～、そしてさらには～非政治性～をつらぬくと称する文学・芸術のまじうかたない政治性をも、あざやかに照らし出している。

ノンフィクションという表現分野が～事実～や～真実～を描くものだ、という信仰を疑わない読者の基本姿勢は、書き手と作品によって～教示～され～説得～されることを無意識のうちに期待する心の動きと無縁ではない。～真相暴露～ものの流行とノンフィクションの隆盛は、しばしば、ファンズムの最大の土壤である。「記憶の闇」は、この点において、凡百のルポルタージュ文学やノンフィクション・ノヴェルズと、まったく異なる創作原理に支えられている。「記憶の闇」は、読者にたいして信ずるにたる～真理～を説得するのではなく、読者がみずから模索し発見するための素材と資料を、作品のなかで再現する。読者は、いつしか、主張の主体であつたはずの沢崎悦子そのひとさえ、自分が批判的な目で見ていることに気づく。このとき、沢崎悦子という人物は、物語の主人公ではなく読者が討論をかわさねばならぬ人間であり、ともに真相を発見すべき道づれなのだ。

松下竜一は、作品がすごいのではなくて事件がすごいのだ、と答えているといふ～事件～のすごさはわたしにとって、作品のすごさにはかならず、作品のすごさは、そのまま～事件～のすごさと不可分に結びついている。

園児たち～非公開の法廷場面は、「記憶の闇」の压巻である。当局のあやつり人形として連れだされた園児たちは、ついに、当局が思いもよらなかつたような証言をしてしまうのだ。その証言は、ほとんどすべて、断片的であり、連続した意味をなすとみなされる言葉とはほど遠い。だが、言葉をもたない園児たちは、松下竜一の文章によって、読むものに、もっとも感動的に語りかけてくる。われわれからは見えない園児たちの記憶の闇、あるいはむしろ、われわれからは見ることのできないその光を、みずからの言葉によって伝えている点こそ、「記憶の闇」の最大の意味であるにちがいない。

「事件」が「運動」とつながるということは、「運動」がまったく別の「運動」とつながることである。閉鎖的で自己充足的な宗派の運動ではなく、言葉をもたない存在が社会的な言葉を獲得していく過程、という意味での運動が、この十年間、いたるところに生まれ、そして相互に出会い、たがいにつながりつつある。「甲山救援会」も、もちろんそのような運動のひとつだろう。」

個々の「事件」の真相と同じく、個々の「運動」もまた、いまはまだ闇のなかに閉じこめられている。われわれの「記憶」が個別のものであるかぎり、闇は深まりつづけるだけだろう。「記憶」は、共有されなければならない。松下竜一の作品は、共有された結果としての「記憶」をえがくことによってではなく、「記憶」の共有を創作の目的原理とすることによって、記憶と言葉を奪われたものたちの目となり脳髄となり舌となっている。かれ自身がもはや言葉を発する必要がなくなるもまでのあいだ。さしあたりなお。』

この池田浩士の松下竜一を持ち上げることに余念のない批評は、「寧あればあるほど虚しさを隠すことができなくなっている。さきの、「底う底わない」という部分にしても読み解くことができないほど難解なナゾをそなえているところではない。単純でさえあるのに、池田助教授も敢え無く巻き込まれている。それもこれも、松下昇という不協和音を奏でる闇入者への対抗意識のユエにである。先に指摘した部分の特異さに一言も触れない批評家は、その専門性の看板を降ろすべきだ。あそこを無視する池田助教授の「批評」は東京高裁で制裁裁判をうけ年末から拘束されている松下さん（その行為・表現は文字や言語を超えた意思の表白であり、そのような表現を取りえない人間には劣等感を抱いて見ているしかないものだった）への負け犬の遠吠え的な、面当てのようなかたちになつた。

「文藝」の時評を担当する川村一郎の辛口の評論を除くと、その他新聞、雑誌などの文芸時評でも各紙取り上げ、いずれも好意的だった。「パルチザン伝説」の桐山麗、田川建三、鎌田慧、特に瀬戸内寂聴は沢崎悦子の個人的ファンのような声援をおくる。つまり文壇をあげて墮落しているという証拠みたいだし、日本キリスト教団の多くの牧師も支援にまわることになる。

また獄中の榎下一雄・前林則子・堀秀夫（土田日石事件被告）、近田才典（大森勧銀事件被告）、小野悦男（首都圈連続女性殺害事件被告）、塙田悦子裁判を支援する会、赤堀政夫・島田事件対策協議会、袴田巖（重役一家四人殺し事件被告）、佐藤一（松川事件被告）、二木茂治（二木事件被告）、松永優（沖縄返還協定反対ゼネストでの警官殺害事件

(22)

被告）、荒井政男・まり子（反日東アジア武戦線）らとのネットワークも完成していく。その中心になったのが松下竜一であり、瀬戸内寂聴だった。

作家からは、インタビューに応じたことへのお返しとして「文藝 八五 2」二冊が送られてきた。妻は読んで一月一五日にすぐに読後感想を送り、さらに神戸地裁で十月十七日の判決後にレポート用紙「四枚にのぼる、「記憶の闇」に書かれている明らかなまちがいと、事実に反すること、疑問点、異論と反論を詳細に指摘して作家と出版社に送った。それは妻が批判的に書かれたことへの腹立ちから書いたものではない。懇切丁寧な、想像力をくすぐる、作家ならば食指を動かさざるをえない批評でもあった。つまり、受け取りようによつて、さらに大きなテーマを背負って「続編」を書く契機にもなるはずだった。しかし、メンツにこだわり、プライドを傷つけられかねないとでも思ったのか、思つてたとはいえたく、無意味でくだらない返事を書いてきた。

「書留速達、確かに落掌しました。

眼を通しましたが、ことばとく、見方、解釈の喰い違いで、平行線を辿るしかなく、お会いしても互いの理解を深めると

いうことにはなりませんので、お断りします。

『記憶の闇』への訂正を迫られるのではなく、

お書きになつてある作品を公表すること

あなた方の主張を世間に問うべきでしょう」 八四年十月一五日

という短いもので開き直つた。見方や喰い違いであるはずはないのに…

書けばなんでも本になる、金になる、という売文業に徹した人間の鈍い感性、特權的な感覚。ノンフィクションであるなら、ある種のドキュメント性から免れることはできないはずなのに、共同執筆など考えてみたこともない、このような作家が書く単純な「信仰告白」めいた「甲山」事件は権力に取つても、眞実にとつても遠い断面で、熱心な松下竜一ファンに向けて書かれたから、正面からの批評も見当たらなかつた。

甲山事件にしろ、何にしろ、そこから問い合わせるテーマは、あたりまえのことだけれど捉え返そとする者の主体的な視点、体験でちがつてくる。甲山事件の場合、そのテーマが「冤罪」だけという単純な把握での書き方は、幼い死者たちへの冒瀆（作家の自己）破産を示すもの…

(98)

出版社は反論というかたちは受けつけないといつてきいた。

第一審は、疑問の余地のないシロ、沢崎無罪という判決がでた。「記憶の闇」はあるでバイブルのように持ち上げられた。

八五年五月三日には「記憶の闇」出版記念会が開かれ、その発起人には池田浩士、伊藤ルイ、歴史家の井上清、古高健司弁護士、作家の土方鉄と村田拓、詩人の向井孝、毎日新聞記者の八木昇介らが名前を連ねた。予定通り、というべきか、沢崎悦子が「かばう、かばわない」の説明に東の女性関係、スキヤンダルを暴露したため、東の存在価値はグッと下がった。彼女が釈放されるとすぐに弁護団を入れ替え国賠訴訟にふみきり、支援の音頭をとり、組織の拡大とネットワーク作りに奔走したのは東だった。彼がいなかつたらこれほど強固な運動になることはなかつたのに…彼は運動に表に立つことがなくなつた。また、その交換条件のようだ、沢崎悦子と結婚した山田氏も運動の表から消えた。

余談になるが、池田助教授と松下竜一氏の甘い関係はこれ以後も続き、「文藝」八六年冬季号にのつた「狼煙を見よ 東アジア反日武装戦線 „狼“ 部隊」の書評も、八七年三月二三日付けの週刊読書人に書いている。

その書き出しは沢崎悦子が「記憶の闇」を書くにあたつて作家に告げたこととあまりにも符合しすぎている。

『…ページを開いて読みはじめるのがこわかった。…一日も一刻も早くそれが完成するのを待ちわびる一方、戦後史上きわめて大きな意味をもつ「反日武装戦線」の思考と行動が…どのような姿をとつて松下作品のなかで新しい生命をおびることになるのか…ひょっとすると、書き手の松下竜一自身のいわば自殺行為という結果さえ、この作品テーマは孕んでいるように思われた。

…松下作品は、これまで一貫して、真に生活史といえるような生きかたをせざるをえなかつた人間たちを、描きつづけ…自分の意志とはまったく無関係な出自ゆえに、この社会のなかでいわば強制された生活を余儀なくされた生きかたを、逆にきわめてユニークな自分史にまでつくりかえてきた人間たち。それまでまったく自然そのものに思っていた日々の暮らしが、突然、発電所なり区画整理なり空港なりの計画のために、はじめて自分の生活として意識され、感性と身体とを動かすなかで新しい人生を生きはじめる人間たち。

いまの現実の中にいたるところに存在しながら、しかしわれわれ自身とはかけはなれた彼方にいるかのように思われる人間たちを…ノンフィクションと呼ばれる表現をつうじてじつに生きいきとした独自の人生をつかんだ人物たち、しかしわれわれときわめて近いところにいる隣人たちとして、描いてみせてくれた』

と、その作品の世界を概括している。ある部分には異論がない。だが、ぼくの読んだ松下竜一の作品、例の「砦に拠る」、「記憶の闇」、「豆腐屋の四季」では失望した。昔から計潤に興味があつたから「伊藤野枝全集」・学藝書林版の二巻を読んでいた。その予備知識があつたせいか、その子を取り上げた「ルイズ、父に貴いし名は」には、池田氏のいのような魅力はなにも感じなかつた。書かれていなし「魔子」のほうにかえつて食指が動いた。ぼくがすこし面白いと思ったのは最後に読んだ「豊前環境権裁判」の一節だけだった。感じたは読む者の視点と姿勢によるのは当然だろうが…

池田氏になると、まるで歯の浮くお世辞とみまがうばかりの最上級の、これまでお目にかかるたことがない評価・賛辞が並ぶ。料亭の政治家を持ち上げるタイコ持ちでもあるまいに、おべんちゃらがうますぎる、こう思うのは勿論ぼくの偏見のなせるわざだが、ドイツ文学専攻にしろなにしろ表現と言葉のプロであるはずのひとの、そのあまりに異常な加熱ぶり?その出所がどうも、A三六七~東京高裁での制裁裁判、(冒頭に取り上げ、このつぎに述べる)大阪高裁での酒パック飛翔~事件・公務執行妨害~松下竜一の「記憶の闇」で顔をだすM=松下さんへの形とこうを変えた場違いの批判でもあり、手の出せない存在~関係性へのつまらないヤッカミ~であるように思われてしかたがない。池田氏の手放し書評の続きは、

『もしも数十年後、あるいは人類が生きながらえていると仮定して数世紀後に、二十世紀後半の日本の社会と人間を研究し追体験する試みをおこなおうとするものがあるとすれば…松下作品は、どんな統計資料、どんな白書、どんなビデオテープによっても記録保存することができなかつた人間像を、平均的ではなく独自の個人の生として、しかも特殊な例外ではなく、平凡な普通人の生として、ありありと再現してみせてくれ…後世の流行によつて「再発見」される「埋もれた作品」や「良き古き過去」とは本質的に異なり…作品は書かれ発表される「いま・ここ」の人間たちの生きかたに、しっかりとこんでいる…諸作品は…直接そういう体験をもたぬ読者にとっても、自分自身の生とのあいだに通路を見出す可能性を内包していた。その通路を見出す作業が、松下作品を読むことの充実感であった』

松下作品を読んでこれだけ幸せにひたることのできる素朴な池田氏に乾杯！

『…この新作で…』ともあろうに、天皇を爆殺する寸前まで行ったグループ、その同じ爆弾で三義重工本社を爆破し、八人の死者と数百人の負傷者を出してしまったグループ…この“狼”たちと自分自身の日々の暮らしとの間に、そう簡単に通路など見出せるはずがないだろう。もしも作者の一方的な思い入れが勝つてしまえば、作品としては致命的になるだろうし、また逆に、「反日武装戦線」の思考と行動が戦後史のなかで持った意味を作品化しえないままだとしたら、そもそも書かれることが無意味だということになる。

…このディレクタを疑いもなく乗り切った。この作品によって、わたし自身の生きかたと“狼”たちの実践が一気に近くなつた——などと感じる読者は、もちろんあるとは思えない。依然として“狼”たちは遠い存在であるかもしれない。しかし、仮りの主人公についている大道寺将司（かれには死刑宣告が迫っている）の足跡をこの作品によってたどるなかで、わたしは、いまのこの現実のなかに実現されぬまま息づいているさまざまな可能性を、あらためて自分のテーマとして見つめなおすことを迫られたようだ。作者が手探りで行きつもどりつしながら書きすすめていく姿をこの作品のなかに読みとりながら、ああ、松下竜一が描いたのは、“狼”たちだけではなく、かれらとの対決で自分が書き手としても生活者としても一步ふみ出していくその動きだったなあ、と感じる。書き手自身のこの動きと“狼”たちの狼煙とを重ねあわせて読むにつけても、書き手をこれほど動かすものは何なのかな——という本質的な問い（この「こうはどうな小說もめったに触発してくれない問い」を、読者としてのわたしは、いまさらのように自分で引きうけざるをえないのだ。心地よい問い合わせではない。しかし、読むことのよろこびとしつかり結びついた問い合わせ、この作品はそれをわれわれにつきつけてくる。』

しかし、この「いともあらうに」という切り出し方はなにを強調しているのだろうか。全力をあげてなにかを破壊してしまおう、なにかを造ってみようと思ったことのないおとなしい優等生からすると、作家が選択した「東アジア反日武装戦線」というグループそのものの過激さと、それを構成する人々の主体性の難解さもあるだろうが、反権力的を標榜しながら、どっぷり首まで体制に順応した池田氏の天皇觀をいみじくも語るものだ。

大学闘争（全共闘運動）反体制運動の視野には、反帝・反スターリニズム、戦後民主主義（大学機構もそのなかの一部）の解体があがっていた。六〇年安保闘争は政治闘争であつても、七〇年を区切りとするあの闘争は存在闘争であり、表現運動でもあった。

大学にいた池田助教授は、天皇制打倒など壁に書かれたスローガン、絵空事という程度

に眺めていたというのだろうか？どうやらそこまでは言い切れないかも知れない…

ただ、ここでまた注目するのは、大道寺の足跡をこの作品によってたどるなかで、現実のなかに実現されないまま息づいているさまざまな可能性（あるいは不可能性の、それがなにか具体的に示さない批評などはほとんど批評としては無意味ではないのか）を、あらためて自分のテーマとして見つめなおすことを迫られたように思う、と抽象的な二重の言いで主体性を隠す、知識人の悪いクセがまた顔をだしてしまう。あの大学闘争を総括しきれなかつたひどにそれが可能とはとても考えられない。

ぼくは八四年十月に松下竜一に「記憶の闇」へ反論を送った。

『反権力的でありながらその実は権力的な環によつても、大人は物言わぬ子どもを、強者は弱者をいいようにもてあそび、葬っていくのです。（この弱者に、あなたの支援される東アジア反日武装戦線の人々を含む視点をあなたはもちえますか？）

「豆腐屋の四季の夏の終わり、から」の「究極の目的達成のためには手段を選ばぬのだ。そこには、人間尊重の念などかけらもない。隣人への愛や連帯もない。私などには通じない。」と書かれたあなたは、「人間は、必然の／＼契機／＼があれば、意志にかかわりなく、千人、百人も殺すことがありうるし、／＼契機／＼がなければ、たとえ意志としても一人だけ殺すことはできない」と吉本隆明は「最後の親鸞」で書いていますが…暴力嫌いのあなたが、どのように整合して書かれるのかじっくり待たせもらいます。』と書いて。

池田氏は、思い入れを抑制し、「武装戦線」の思考と行動が戦後史のなかで持つた意味を作家はディレクションを乗り切って作品化したという。

ぼくは八六年五月のインパクション41、で松下竜一が大道寺と触れ合つたいきさつを書いているのを読んだ。

『…一度焼きつけられた「冷酷非情の狼」…大道寺将司という名だけでもう拒絶反応が起きてしまう…しかし、私もそのことでは大きなことはいえない…武装戦線には近づきたくないと思っていた…五十歩百歩の位置にいた…もし、獄中の大道寺将司君から手紙を貰うことがなかつたら…手紙によって私の著作への感銘を告げられることがなかつたら、私はいも彼と無縁であり続けた…八四年八月に受取つた一通の手紙から、私は眼をみはられ…こんな男だった…「豆腐屋の四季」にこんなにも共鳴してくれる…その驚きが私の眼を彼にむかわせる…

改めて彼らの軌跡を辿って…無関心を恥じることになる。彼らが企業爆破によってなぞうとしたことが…抵抗なしに理解でき…熱い共鳴でうなずいた…私の軌跡もまた彼らの軌跡と重なっていたのだから。彼らが企業爆破を重ねていた七四年夏、私は海岸の埋立てを強行しようとする九州電力と対峙して、豊前の海岸に座り込みを続けていた。着工阻止行動を威力業務妨害とされ、すでに三人の同志が獄中についた。沖に並んでクレーンで無造作に碎石を沈めていく船団に対し、私は幾十回仮想の銃口を擬したことか。

私が豊前火力発電所の建設に反対したのは…公害を問題にしてではなかつた。…阻止したかったのは周防灘総合開発なのだ。これ以上の高度経済成長を続け、低開発国の資源を収奪し、産み出された物・物・物によって経済侵略を続けていくことをやめなければいけないというのが、豊前火力反対運動の根本の主張で…武装戦線の彼らと、豊前の地で九州電力と対峙していたわれわれは、同じようなことを考えていたといえる。』

しかし、「豊前環境権裁判」には、その最終弁論の骨子を見てもどこを読みなおしても低開発国のこととも経済侵略のことともひとことも出てこない。からうじて最後近くの、電気が消えローソクがともり云々の芝居がかつた人民法廷の部分に、石油危機、熱汚染、森林破壊（いまではその元凶は日本だと諸外国は非難する。だが最初に、その帝国主義的な経済侵略と露骨な収奪、領土分割のヒナガタと見本をつくったのは、キリスト教を先頭に立てたあのヨーロッパ各国だった。それがいまでは、連中はロシア、中国も巻き込んで中東やアフリカの宗教と民族主義のぶつかりあう火薬庫にモラルもなにもかなぐり捨てて、最先端技術の殺人兵器を競争で売り込み、マッチリポンプよろしく殺しあいに拍車をかけ、カネを巻き上げておいて、国際平和、国際秩序がどうのこうのわめいて、紛争の尻ぬぐいに日本も国際貢献しようと迫り、それにホイホイ馬鹿ヅラ下げてくるついでしていくというのがまた皮肉以下…）、というくだりがちょっと見える程度である。ぼくの好みにはあわないが、ま、後から意味を見出し、新たな概念を都合よく付け足したからといって別に批判するにはあたらない。

『それなのに私は彼らを知らうとはせず…自分たちとは別種の人間の如く思つて、その後一〇年間を遠ざかって…獄中からの手紙によつて大道寺将司君を知つたとき、すでに二審の死刑が宣告されていて、私は知合うことの過ぎたことを慨嘆せざるをえなかつた。

昨秋の京都の反日集会で、何人かの参加者から質問が出された。「彼らの行為によつて多数の死傷者が出たのは厳然たる事実なのだから、それに対する責任は取るべきではないか。この集会を主催する者たちは、死刑でなければよしとするのか。たとえば二十年の刑

ならないのか」といった趣旨である』

この質問をしたひとの中に、池田氏もいたというウワサを聞いて、オツ、彼にもそういう情念がまだあったのか、と思ったがその事実を確かめることができないままのが残念だった。

それにしても作家は、これだけのことを聽かれてどうして、

「では、あなたならどういう判断をするのか。責任を取るとは、政治家がよく口にする」とだが、そもそも責任ってなんですか?取る、とはどういう行為になるんですか?どうしこそ、彼らではないか。わかれは大きな不正を正すために何をしたというのか。何もしないからこそ、彼らのように重大な失敗を招くこともなかつた。何もしないわわれが、やったがゆえに死傷者を出したままに彼らを、裁くことができるのか」

どうして…若者の質問を封じてしまったのか…あとで苦い思いを噛みしめ…もつと冷静に説くべきであったという悔い…答えた内容への悔いではない。

獄中の彼らによって裁かれているのは、経済大国日本の中で安穏と暮らしているわわれ…彼らの「視線」はわれわれの日常を刺し続けてやまない。

そのことに耐え難くて、われわれは彼らを抹殺してしまおうとしているのか。』

これがその作家の文章だ。後に手を加えていたのだろう、ということは想像できる。それを割り引いても、ここで気になるのは「彼らのように重大な失敗を招く」という部分だ。反日の面々はほんとうに失敗したのだろうか?そんなことはない。彼らは彼らの論理と行為の両方でベストを尽くした。そして、その段階では決して失敗したのではない。失敗したのは、天皇の爆殺で、これを成功していたなら、作家はどういう評価をくだすのだろうか、という仮定が残る。

とにかく、作家はそうとうな思い入れをしている。過剰ではないか、とも思う。それは置くとしても、何度か反日の人たちと手紙のやりとり、接見もやって心境をつかんでいるんだろう、気持ちはわかっているんだろう、だからといって、そこで気持ちを振り動かされ感情的・倫理的な動機?を抱いたから、それがただちに作品化する動機となり、書く必然性となるという感覚がわからない。

人間は進歩するしそのための変遷が必要だ。そういうことが絶対におこらないなどといふ妄想は抱かない。先の「夏の終わり」の引用にいうようにアナキストやテロリストを嫌つた前歴があるから、この作家には「武装戦線」をテーマにはできないとは思わない。かつて、作家たちが何を考え、反日をどのように理解し、その行動をどう把握していたかどうかは詮索してもはじまらない。ただいえるのは、考えていたことと、考えを実際の行動に繋げていったこととの間には千里の隔たりがある、ということだ。それなのに「…同じようなことを考えていたといえる」と書いてしまったアツカマシイ感性では、「武装戦線」を書く必然性はまだ見えてこない、というしかない。

この京都集会のやりとりについて、時間的にはインパクションNo.4-1を読んで半年もあと、「支援連ニコースNo.4-9」八五・十・一五 死刑重刑反対★京都集会 の紙面を読んだ。そこでは、『松下さんの話のあと、若い男のひとが質問した。「かれらは誤って人を殺したといいますが、殺してしまった事実には責任をとらなければならないんじゃないですか? 支援をやっている人たちは、死刑じゃなくて二〇年の刑だったら満足するんでしょうか?』と。かれの問い合わせて、何人がが発言した。松下さんも「だれもかれらを裁へ」となんかできやせんですよ」と、厳しい口調で発言。それに対して、京都の一さんが「いや、僕たち支援する者共通の問題として、かれの問い合わせを出発点にしなければならないんじゃないですか」と反論。(後で甲山事件救援会の人から、「あれじゃ答えにならない。獄中の人たちが自ら批判している、苦しんでいるということとは別に、支援してきなさい。あなたの方の問題として考えなければ」と批判された。)となっている。

この「ニコース」を田にして、池田氏の反論といえる水準にはほどどおいコメントにがっかりした。独自の反論というのなら自分の意見を明らかにすべきなのに、彼の意見はない。この、主体的な見解を述べないのは池田氏のいつもの手で、このでの発言は、松下氏よりは視野の広いところを見せようとするスタンダードプレー。質問をうけて、別の口調でその質問をねじ曲げたようなものだ。

この松下竜一の取り組み方、その姿勢について、別の角度からみる。

山谷の寄せ場へ東アジア反日武装戦線”さそり”を結成して鹿島＝花岡闘争、間組＝キソダニ・テメンゴール作戦を開催し、七五年五月一九日に他のメンバーとともに逮捕され一、二審で無期懲役の判決を受けた黒川芳正の、

『「狼煙を見よ』への批判的評注、支援連ニコース 六九』(八七・六)では、

『』の作品は、いかなる意味においても、文学作品としては文句なく失敗作…筆にも棒に
もかかりようのない失敗作…薄々感づいている…自称「小心な」この筆者は…各所に言い
訳、言い逃れの布石を打つて…責任転嫁の罠を仕掛けている…「…努力はしますが、時間
的にむりでしょうねえ…出遇うのが遅過ぎました…」いいわけしながら、私は胸の内で残
された日数をかぞえていた…殆ど白紙状態…半年でその全貌をまとめられるはずはなかっ
た…取材はいつも不器用で日数がかかり過ぎ…絶対に不可能…』

このような言い訳はこの作家に特有のものではない。ノンフィクション作家とか、ドキ
ュメンタリー作家とかいう人々はたまに、そのジャンルやスタイルに固執するため分け入
って見ることのできないヒダの深さに撥ね返されたときこういう言い逃れをする。だが、
この怯えたように下手からへりくだつて、テーマに近づくのは、この作家には固有の手法
のようにおもわれる。またか、というシラケがまずやってくる。ときには、なんでこんな
に「ヘッピリ」といふのかと声をかけたくなる。文学作品というのなら、頼まれて期限つ
きでするやつは仕事ではないから無理だ、書く対象にも失礼だと、毅然として断ればい
いのに、最後には辻褄をあわせてこんな無理な状態でも書いてしまったぞ、とばかりに熱
心な彼のファンに微笑んでみせる。計算づく、という感がいなめない。

『…失敗作となってしまったのは、時間的制約のため…言いたいのかもしれない…時間的
制約が厳しいがゆえにかえって集中力が増し、すばらしい作品がつくりだされるというこ
ともありうる…半年間、狼の取材・執筆から逃げていたことを告白している。

…残された…少ない時間を奪いたくないという「やさしい」配慮から…言いたいのかも
しれない。失敗作となってしまったのは片岡利明の取材を怠ったからではあるまい。…失
敗の原因是将司一人に焦点を当てたということにあるのではない。

…現在も生き戦っている人物（たち）を主人公にしたため、対権力上公表できない部分
があった…この筆者は言いたいのかもしれない。…取材上の制約というものは、作品の
成否を左右する絶対的条件というわけではない…取材の制約、資料の不足を逆に文学創造
上のプラス価値に転じてしまう点にこそ文学創造者の、文学創造者たる由縁があるのだ。
東アジア反日武装戦線”狼”、ないしはそのメンバーの一人であった大道寺将司の軌跡
は、文学作品の素材としてこれを取り上げるに足るだけのユニークさを帶びた素材である
ことは確かだ。にもかかわらず、この筆者は素材じたいのこの積極性を生かし切れずに、
この作品を失敗作たらしめたのはなにか。取材・執筆上の物理的制約は、この作品が失敗
作となってしまったことを正当化する根拠となり得ないということは、すでに指摘した。

失敗の原因は、物理的制約の方にではなく、この筆者の主体の側にこそあつたのだ。結論を先に言つならば、素材じたいの文学的な積極性に安易にもたれかかり、文学創造者としての主体性を放棄してしまつた点こそ、この作品におけるいの筆者の主体的敗因なのだ

黒川芳正はこういふ。

彼が獄中からどういつても作家である松下竜一は痛くも痒くもない。きみの意見は、またひとつの意見として出版して世間に問え、ぼくの問題の把握ときみとでは解釈もちがうし、話し合つても平行線をたどるしかないと、という例の逃げ口上で批判をかわすだらう。

いつもそこにいることで、ワリを食つたことがない池田氏の、これまた情況の後から、時間軸のズレた安全圏から、オーバーなへりくだりかたで自己卑下し、対象へせせりよる松下竜一への賛辞と、『さそり』で闘つた（現在も闘つている）黒川の現場性をもつた視点、獄中から強いられた生をいきている黒川の解析は甘くないし、評論家となりかけたひとのそれとは根本的に大きく食い違う。

内にいなければ見えない領域がある。内にいては見えない領域ももちろんある。内にいたため比較対象化することができなくて、ワンクッシュョン置いて書くとか記録するとか、客観視することもできず、多くのひとはその生々しい結果に驚いたり、その過程の異常さに気づいて呆然自失し、沈黙し忘却の彼方へその情況の核心を押し流していく。

外にいた者は全体を見渡すことができる、それだけに小説にでもまとめるならかなり面白そうな素材にぶつかることもある。その対象にできるだけ近づきたいと思う場合は資料+想像力／ものいわせる。だけどもそれにも限界はある。同じ資料に接しても向き合うひとによってその把握の度合いはちがう。内と外…また内にはいろいろとした場合。外にとどまろうとした場合…内にいて外へ出た場合、最初から内を忌避した場合…

この内と外からの問題の捉え方の差（ある程度いたしかたないとしても…）、頭の回転の鋭い池田氏はそれにも気づかないで「記憶の闇」の作家を無条件で持ち上げてゐるのではない。彼も一枚の看板を巧み使つてゐる。「記憶の闇」に松下さんが登場するから、なにがなんでも松下竜一を支持する必要があつた。だから表現の公開の回路（普通の出版物には乗らないという意味）池田氏にとってはそれだけが意味を持つ）を持たない松下さんは、反論されることもないという安心から、開き直つて権力の下にいると悪ぶつたフリをする。他の読むひとはギャグかパロディだとおもい、正面から取り上げるひとがいない

(157)

のを見越していいるから、松下さんがいない場面では、自分こそは反体制派で良心的な知識人、反権力派だとアピールする。

ここまで一貫しているのは、国立大の官僚の一人となつて身分保証され批判されることはないからできる池田氏。感性のくもつた知識人の、△△△△△とのスタンスのとりかたが顔を覗かせる、ということなのだ。

一月一日の強制執行で△△△△△が当局によって封鎖されてから、現象的には△△△△△から持ち出され、京都地裁の執行官室によって京大教養部の地下の倉庫に保管された「執行の対象外の物品」をキイに、五人の原告を除く利用者による原状回復の裁判が提起されています。

さらに時間が流れ、【甲山事件の一審判決前、松下竜一は一審判決と検察側の証人や証拠調べをしないという決定をした二審のすみ具合に満足しきっていて、「二審却下で今度こそピリオドといきたい。これからわが国の冤罪を語る上で、「記憶の闇」は欠かすことのできない一冊となつて読み継がれていくだろう」と自信のほどを語っている。
まもなく訪れる自信の崩壊に気づかないままに。】

ぼくは胸騒ぎを覚えて、一〇〇七号室にとつてかえした。

あの警備員を追つて廊下に出てどれくらいたつていただろう。一分、二分、あるいは三分…あのまま松下さんが拘束されてしまつたのではないか？法廷侮辱罪？器物損壊？暴力行為、とにかく連中にその氣があつたら名目はなんとでもつけるだらうし…どこかに連れ去られたのではないか…法廷にもどるのには苦労した。

狭い入口は、どこから現れたものか人数を増した裁判所の職員、廷吏、警備員が傍聴者を法廷から出そうとしていた。もちろんみんなはそれに抵抗していた。

しかし、やつとなかに入ると、入口の混雑がウソのようにまだ席に座つているひとが何人もいた。抑えられていた松下さんは廷吏の手から解放されていた。エッと思った。なにじともなかつたという顔で控訴人席に座つてゐるではないか。

斎藤書記官が、迷惑そうに「もう終わつたんですから、とにかく出てください」

「閉廷、いうことですか」書記官に近づくと山本牧師が尋ねた。

「そうです、閉廷しました」黒い法衣を広げて威圧するように書記官がいった。

「ほくら、なにも聞いてないんです、確認してください」と山本牧師が聞き返した。

「いや、とにかく、終わつたんですよ」うんざりした顔で書記官がいった。

濱本さんたちとやり合つていた廷吏が、「閉廷です。さつき、裁判官室に聞きにいてきました。ちゃんと確認しました」

「いつ、そういうことになつたんですか」

「だからですねエ、裁判所が、退庭される前に言われたんですよ」

裁判長とは言わずに、司法関係者はときどき裁判官のことを「裁判所」と呼ぶ。建物と権威があの前時代がかつた黒い法衣のよう役職のうえにかぶさつてゐる。まったく不思議な感覚で、とても法の下の平等を構成してゐるところとはいえそうもない。

あつちでもいっちでも傍聴者が裁判所の関係者に尋ね、警備員や廷吏が出ていくように

説得する光景がくりひろげられていた。

ぼくは、飛んでいった酒パックのほうが気になつては裁判官席のほうを見た。ぶちあたつたはずの右陪席のイスを見たがなんの痕跡も残つていなかつた。前に行つて、もつとよく見ようとしたとき、廷吏に腕をつかまれた。

「ああ、はよう出て、出で」

「なにするんです、その手を放しなさいよ」「

「とにかく出て。終わつたんやから」

「終わつた？ 閉廷つてことですか」

「そうです。そやから、出てください。閉廷したんです」

「閉廷なんか、誰が言つたんですか」

「裁判長でしょ」

「そんなこと、ぼくは聞いてませんよ」

「とにかく、こゝは閉めます。はよう、出で」

「出でていわれても」

「終わつたのに、いともしうないでしょう」、もう一人が「はよう出てください」

「バッグ、置いたままでよ」

「そんなん…取つて、はよう出で」

ぼくがイスのバッグを掴むと、あつという間に、ひとごみのなかに押し込まれた。

あのときも、後から応援にやってきた警備員たちはまったく手荒だつた。機動隊も顔負けといふ感じで、荒れくるつていた。傍聴者の肩をつき、腕を掴み、足をふんばつてとどまろうとするど、その足を蹴り膝蹴りをくわせ、腹を肘でこづいた。彼らはなぜか無言のまま動いた。説得というより、黙つたまま体力で圧倒するというやりかたに徹していた。それでもネクタイをした牧師や、学生諸君より少し歳をくつたぼくなんかにはまだ手控えていた。もっぱら狙われたのは岡山大の学生諸君だった。

男も女も見境なしの乱暴口うぜキぶり。長い髪の女子学生が多く、その髪がかつこうの標的になつてつかまれ、引きずりまわされ、連れだされていった。

妊娠八ヶ月の後半に入つてぐつと實錄の出た鈴木そのさんも警備員に小突かれ、法廷からおしだされていた。

鈴木さんはこれまで何度も「荒れる法廷」を体験したひとだった。物の飛ぶ法廷をつぶさに見ていた。岡山地裁のタマゴ、R・B公判、つい四日前の東京高裁での拘束まぢかになってしまった傍聴席からの拍手等々で警備員に強制退去させられていた。被告、原告、証人、傍聴人になって何度も裁判所にやってきていた。こんなに裁判所・法廷と関わりの長いひとはそんじゅそこらに滅多にいない、そのひとが後で、

「わたしは、あれほど暴力的な警備をする裁判所職員というのを、今までみたことがなくて、なれないというのもあるかもしないし、何か非常に憎悪を感じたんです。後から推測すると、前回の一月十日に、わたしはいなかたけど、終わってた後でなかなかみんなが出来なかつたとか、根本さんを取り囲んで吊るし上げみたいなことがいろいろあつたら、事前に警戒してたんかもしれんけど…そんなことも…あるいは裁判とか来ている人たちへの何か偏見、汚いという感じで見てた人もいるみたい…でも、わからない、どうしてあれほど暴力的だったのか」、というくらいひどい警備員の無法ぶりだった。

そういう鈴木さんは、一度は廊下へ出されたが、それでもじきさくさにまぎれ、根本さんを従えるようにしてまた置いてきたカバンを取りに法廷にもどらうとした。

警備員は「ダメダメ」と強く制止した。

「でも、子どもの着物や、肌着なんか入ったカバンが、なかにあるから」と子どもをだしにしてなんとかはいった。

入っては見たけれど、控訴人席のあたりで、警備員三人に取り囲まれ、根本さんは羽がいじめられたうえ大島警備員に顔や胸を殴られた。

鈴木さんはあわてて、彼と大島の間に割りこんで、根本さんに抱きつくような形で、「なにすんのよ。やめなさいよーその手をはなしなさいよー！」と叫んだ。

つり上がった彼女の眼に射竦められた、廷吏が、

「だったら、あんたが連れ出しなさいよ」と怒鳴り返した。

根本さんは心身共に疲労困憊していた。彼女も深呼吸していた。とてもすぐに動きえる状態になかった。動かないと見てとった警備員たちは根本さんに飛びかかって、鈴木さんから引き離すとでもいうように、両手と服を掴んで、他に七、八人警備員がいる傍聴席の後ろの方へ、足蹴を加え、肘打ちをくわえ、ひとじみのなかへ引きずつていった。

そのひとじみのなかでの根本さんへの暴行はもうリンクいがいの何ものでもなかつた。

四人の警備員に取り囲まれた根本さんは、一人に背後からばがいじめされ、なんども顔といわす胸ぐらを殴られ、足を蹴られた。

今度もというより、今度は屈強な男たちに身動きできないようにされて、身動きもしないし、口で抗議も制止もしないまま。無抵抗の見本というか、生きたサンドバッグになつたように、無抵抗のままやられっぱなしだった。

相手は法を守り、正義を貫くという建前で機能することになっている裁判所の、そこで働く②職員、廷吏、警備員であって、制服を着ているとはいえネクタイもしていて、決してガチガチの右翼や暴力団や乱闘服に身を包んだ機動隊員ではなかった。街のチンピラでもなかつた。かなりの年齢のひとも見受けられた、暴力とは無縁のようにも見えた。見えただけれど、彼らに勝るとも劣ることのない暴力集団だった。

彼らはどういう指示を受けていたのか、日頃どんな仕事をしているのか、どんな家庭生活を送っているのか、抑圧をうけストレスのかたまりになつていていたのか、どういう訓練をしているのか想像もつかない暴れかたで、

鈴木さんが警備員に、「なにするのよ、無茶しないで」と抗議すると、

指揮していた大島警備員が彼女の顔を殴つた。その日は憎しみに燃えていた、家庭や女性というものを憎み続けているともいふ日だつた。

唇を噛みしめた鈴木さんは、根本さんとちがつて、一方的にやられるだけでは納まつていなかつた。彼女の資質はA三六七の強制執行のときに十二分に見せてもらつてはいたが、殴られるとすぐに、手に持つていた大判の紙封筒を丸め、「なんで、殴るのよー公務員でしょ、あんたもー」と言ひながら、それで大島の頭をパチパチと叩いた。

すると、「うるさい」、このアマアー因に乗るなよ」と怒鳴りながらの倍返し。子供の頃、ケンカしたことのあるひとは記憶しているだろう、一つ叩くと二つ叩き返す、といふあれを大島は見事にやり返した。そういうえば、この大島だけが暴力をふるいながらよく喋つた。ほかの警備員が黙つて暴れることに専念していたのに。

「アツ、見た?」この男、わたしを殴つたでしょ」と指さした。

「ジャカましいイわい。こっちの命令に従わんからじゃ、ドアホーー!」、
と毒づきながらまた一撃。それも、相手がおなかのおおきな妊婦だというのに手心も加えず、思い切り胸を叩いた。「手加減せえへんぞオ!」遠慮というものを忘れた次の撃に、鈴木さんは咽んだ。咽びながら、彼女も叩き返した。今度は相手が妊婦だということにやつと気づいたとでもいうように。それでも、彼女の肩口を殴つた。

彼女も突き飛ばされ、腕といわづ服といわづ攔まれ、身動きできない状態で廊下へ出さ

れた。カバンはいつの間にか持っていた。

法廷から廊下へ出たとたん、根本さんも鈴木さんと重なるように廊下へドサッと引きずり倒されてしまった。

根本さんがやっと立ち上ると、七、八人の警備員がまた取り囲み、大島が殴りかかった。とにかく、根本さんに対して、特に大島はしつこかった。根本さんに個人的な恨みがあるはずはないのに?おそらく、最初、ドアの覗き穴からなかの様子を見ていて、酒パックが飛び、ソレーとなかに入ったとたん、先頭の大島が眼にしたのは、傍聴席から素早く松下さんのほうへやってくる根本さんだったのだろう、大島の意識のなかへ元凶として擦りこまれ、権威へ横突く不遜のヤカラと映り、憎悪の対象になっていたのが根本さんだった、と考えることしか、繰り返される根本さんへの大島の暴力シャワーはわからない。

鈴木さんは、そばにいた背広の裁判所の職員たちへ、

「この人、ひどすぎる。どうかに連れてってよ。なんとかしてよ」といった。

別に期待していなかつた、といえぱうそになるが、背広の男は大島の後ろへいって、何か囁いた。その男は上司だったのかもしれない。と、他の職員も「三人なだめるように大島になにかいって、そこから立ち退かせた。振り返った大島は肩をいからせ、

「おまえら、さっさと出んからや」と捨て科白。激しい顔に冷たい視線。ヤクザがするようなガンをとばしてみんなを威嚇した。

「あの、大島がいなくなつて、数十分が経過してしまったような感覚があつたわ」と鈴木さんはいった。

大島の憎悪の源がどこにあったのか?学生が嫌いだったのか?裁判所のなかを自由にうじきまわるものがいる、それが認められなかつたのか?力関係を無視するからか、法廷の秩序というものを認めないからか?服従しないことが許されなかつたのか?ここに女性がたくさんいるから、弱い者イジメしてみたかったのか?日頃、上司や警備員以外の役職のひとに不当な扱いをされているから歯止めがきかなかつたのか?…ほんとのところはわからない。

わからないことは他にもあつた。その警備員の暴力を黙つて見ていた背広の男たちもわからない存在だった。その常軌を逸した警備員の振る舞いを楽しんでいた、とは思われない。というのも、女性を殴るというのはあまりいい光景ではないハズだと、ぼくらはおもうけど…それにもましてわからないのは、殴られ蹴られ、何度も突き飛ばされるのに、ひ

「」とも言葉を発つさなかった根本さんの胸のうち。あれだけ殴られたのに痛いとも、止める一とも呼ばなかった根本さんの沈黙。怒ることもしなかった。まるで風にヤナギ。警備員たちはそれをいいことに增長していく、というのか、その沈黙に堪えきれず、暴行をエスカレートさせていったのか？

傍聴者はみんな殴られれば口では抗議した。手を出したり蹴り返したりして警備員たちとおなじようにやりあれば、公務執行妨害、とかなんとか因縁をつけられるのを知っていたから、我慢にがまんをかねていた。栗尾くんや野口さんは大学の少林寺拳法部についてともに有段者だったが、なにもしなかった。無抵抗というのは賢明ではあったが、それが警備員たちの傍若無人ぶりを助長し、火にアブラを注ぐ結果になっていた。

佐藤さんもほかの学生と同じような手荒い洗礼をうけていた。

彼女はしばらく傍聴席に座っていた。警備員が排除行為をとりだすと、真ん中の列のいちばん前に座っているれいくんが危ない、と思ってそちらに移った。無意識に、れいくんの手を握っていた。

警備員が暴れはじめると、紙飛行機をもつていたれいくんは、彼らに向かって、「やめなさい、やめなさい」と小さい身体をのりだして一生懸命に叫んでいた。大人のなかにこんな小さな子どもがいることだけでも立つのに、その子が叫ぶというのはいたましいくらい印象的な姿だった。

彼女が連れだされたのは順番?として後のはうだった。いきなり両脇を警備員一人に抱えられ、持ち上げられた。「すぐ、出なさい」

「なにするんですか」

「出るんだよ」、「サツ、立って、立って」

「出るの?」、「立つしてです」

「終わってるやる、出るのが当然やないか」

「終わったなん?」、「聞いてません」

「終わり、終わり、退庭命令てるんだよ」

「そんな命令、聞いてないです」

「出てるんだって?」、「すぐ、ドア、閉めるんだから、出るんだよ」

「聞いてません、おかしいわ」

「あんた、聞かなくったって、終わってるや。ちゃんと、出るもんは出でるや」

「とにかく、出でくれ。出でるんだから」

「ちょっと待ってください」れいくんの手を取ろうとしたが間に合わなかった。

「つべこべいわんど、はよう出でくれ」

傍聴席の前の柵にしがみついたが、そんなことにおかまいなく警備員に引き剥がされ、後ろ向きのまま運ばれ、「れいくん」と言つたが、れいくんはひとりのみのなかに姿を消してしまった。気を散らした瞬間、入口のところで外にむかって突き飛ばされた。彼女はよろめいてドアにつかまつた、と思う間もなく、さらに肩のあたりを思い切り突き飛ばされ、後ろ向きに転倒し、後ろ頭を硬い廊下にぶつけた。

偶然見ていた数人がすぐに抗議した。やった警備員を誰とも特定はできなかつたが、その周辺にいた警備員が鼻しらんだ顔をしてみせた。

医師の濱本さんがひざまづいて、脈をとり、瞼を開けて瞳孔を覗きこんでいた。濱本さんはなにも言わなかつたが脳震盪らしかつた。

佐藤さんは固く瞼を閉じて横たわっていた。青白い顔だった。学生のひとりが濡れたタオルを持ってきて額にあてた。

佐藤さんが倒れて、横になっている場所のまわりに空間ができ、声を潜めて不安げに見下ろしていた。

大島は、さつきと出ないからやられたんだといつた。でも法廷を出たからといってそれで過剰な規制が終わつたということにはならなかつた。一〇〇七法廷からすこし離れているトイレのところで髪の長い射場さんが、その長い髪を警備員たちにつかまれ、引き倒された。それを見ていた姉妹（射場姉妹、そのころまだどちらが姉でどちらが妹かわからなかつた）が駆けつけて、「大丈夫？…あなたたち、なにするのよ」と抗議すると、妹を困んでいた警備員たちが、「なんや、えらそうな顔こいて」と毒づくと、やはり長い髪をつかんで引きまわし、床に突き倒した。彼女が投げだした紙バッグから書類をとりだし、二人のうえに投げつけバラバラにしてしまつた。

ここまで傍聴者だけが殴られたというのではなかつた。ほかに服を破られ、ボタンがちぎられたという被害をうけたひとたちは何人もいた。殴られなかつたというひとを捜すほうが早いくらいだった。

それでもしばらへすると、警備員に押さればなしだったみんなが元気を取り戻した。

というより、その頃には法廷からみんな廊下に追い出され、イケニエも出してしまったからだぶふ、「排除＋α」の目的を終えたらしく、やつと警備員も暴れなくなつた。

ぼくはトイレにはいって用を足し、ベンチに座っている松下さんに話しかけた。

「タマゴに続いて、お酒のパックが飛びましたねエ」

「裁判も自主ゼミの場です。シンポジュームの一種ですね、シンポジュームの元は、ギリシャ語で、お酒を飲みながら話すことだそうですかね」

笑いながら、二十日の東京高裁での様子を尋ねた。

「中尾さんも見えてましたか」

「ええ。横須賀のアメリカ軍基地に関係する日本の女性たちの、通訳か手紙の翻訳かなにかされてるようですがね、元気そうでしたね」

「そうですか。一昨年のことがありましたからね、気になつてました」

「ええ、まあちょっとありましたけどね。無事、ここまで帰還しました」

「帰還ですか」

「そうですね。ちょっと緊張する場面、ありましたけどね」

「ともかく、根本さん、鈴木さんも来られたのは、よかったですねエ」

「ええ、東京で鈴木さんは在廷証人として出てもらつたんです。で、根本さんと二人で傍聴してまして、裁判官が結審しようとするものですから、ぼくが抗議すると、一人も拍手してくれましてね。そのとき、ぼくも強制的に退庭させられて、ちょっと足をひねついためました」

「いまはいいんですね」

「大丈夫です」と穏やかに語り、初めて大阪から札幌までゼット機に乗ったのが飛行機に乗った初めてで「ワープしてるような、とても幻想的な気分になりました」と、その感想から雪のなかを歩いた話。札幌での鈴木さんと根本さんとの話。わざわざ岡山からまだ雪の残る札幌まで出かけた坂本さんと濱本さんとのかなりなドタバタのつかみ合いとか、のしり合い、子どもの奪い合いとかの話もきいた。

そのあいだ、離れたところに一人、三人と裁判所の職員が立つて、こちらを見ていた。ひと仕事終えたという表情をみせていた。別に序會外へ出て行けというでもなく、あの暴れようがウソみたいだった。かれらは所在なさそうにブランブランしていた。

それはこちらとしても同じことだった。何組にも別れて、窓の外を見たり、イスに座り、
「」んなり、緊張から解放されたという表情で何となく待っていた。まだどうなっているのか、みんなは推移をはかりかねていた。

「そうそう、あの佐藤さん、大丈夫なんでしょうか」

「そうですね、医師の濱本さんもいることですし…証人控室にすわって、裁判所の看護婦さんに見てもらってるようです…硬い床で後頭部をうつてますから、安心はできないでしょ。もうちょっと様子みて、病院の診断受けたほうがいいでしょうね」

「だけど、ほんとに荒いですね。根本さんに佐藤さんですからね」

「ほんとに。あのひとたち、なにか勘違いしてるんじゃないでしょうかね。東京でも、法廷から強制的に、押し出されるとにはなりましたが、警備員はこんなに暴れませんでしたよ…控室のほうの様子を、ちょっとみてきまーす」

証人控室に松下さん、パンチの洗礼を最初に浴びて机の上に頭を抱えこんでしまった根本さん、警備員に引き倒されて脳震盪でぐったりとなっている佐藤さん、竹中千恵子さんらが静かに座り込んでいた。

ぼくはそこが見通せる廊下のベンチに座っていた。すぐ横には山本牧師がいた。がっかりした胸巾の持ち主で、教会の牧師でありながら、長い間、日雇い労働者の一人として寄せ場に並び、トラックの荷台に乗って工事現場に行く土方をしていた。下請け労働者の実態を知るとか、その仕事を実際に体験してみるとか、歯の浮くような「ノゾキ」が目的ではなく、牧師の場合はまったくカネに余裕のない、妻と女の子二人の一家の生活を支えるためのものだった。この十年あまりは公民館を借りて、小学生から高校生まで集まる三十人ほどを対象にマンツーマンにちかい進学塾を営んでいた。それも最近では本格的な進学塾の攻勢にあって生徒が減り運営もパンチの連続、加えて高血圧に苦しんでいた…でも、その風貌には肉体労働で鍛えた名残があった。

そういうれば自主ゼミのなかで経済的にすこし余裕のあるひとといえば学生諸君。それ以外だと独身の公務員の八木さんくらいだったろうか。

坂本さんもまったく金には縁のない「フリーアルバイター。」

マージャン大好き人間だった坂本さんの東大英文学科の卒論は、イギリスの六十年代文壇の放蕩児、異端児といわれ、『アレクサンドリア・カルテット』（ジュヌティース、バルサザール、マウントライブ、クレア）の第一巻の扉に「ここに登場する人物たちは、語り手をふくめて、すべて虚構であり、現存の人物とは何の関係もない。ただ都市だけが現実のものである」と書いたローレンス・ダレルだった。

坂本さんの述べるところでは、「一巻と二巻には、時間が破壊され、事象が孤立し前後の詳細な部分が分割された記述がある」と。そのダレルが構築しようとした虚構に似ているとはいわないが、坂本さんが関与した事件／や裁判、その証言などは一読しただけでは何が現実でどこまでが虚構なのかわからないくらい複雑なハ闘争／を展開する。

ローレンス・ダールを選んだ坂本さんも、ある種の異端児的な生存を選びとつていた。大学から処分をうけたあと、半年ほどキャバレードイーチャー！と呼ばれながら、ボーイをしていたことがある。坂本さんはそう呼ばれることが気にいっていた。そういう状況に自らを即応させるキャパシティーとでもいうものをそなえたひとだった。その象徴的なものとして、東京地裁での八一年四月二一日の坂本さんの証言で、人定質問に対しても職業は「乞食」と坂本さんは答えたが公判記録には「なし」となっているひとだった。

その、いうところの「乞食」という状態は、七三年秋から冬にかけて、

「乞食に一夜の宿をめぐんでください」といつて全国各地の大学闘争に加わったひとのところをチリン、チリンとカネを鳴らして乞食巡礼をしてるき、訪問さきでへ古傷や新しい生活？には触られたくないひとの反発や異和も招いた、あのことの元況に続く情況を坂本さんは述べたものでもあった。

その、「乞食」について、

『乞食通信』No.1「乞食巡礼」のたどりつくところは……（岡山大南宿舎RB302）
「流れ者」が「過去」から「未来」への「ヴァニシングポイント」のむこうへ駆け抜け
て行こうとする者だとするなら、「乞食」とは重層する「過去」→「未来」をらせん的に
絶えざる「現在」へと登りつめていく者だろう、めぐりつづめぐらねながら…「明日」め
ぐるとき、「ひと」もまためぐりいくばかり。』

『巡礼報告　「その五」　「へ喪雪」ふりつむ「路頭」でひとりの「巡礼」に出会い
ました。そこを行きぬけようと身をもみ立ちつぶしている「私」はその「先行」者に「喪
雪」の数片を託しました。』

『巡礼報告　「その七」　「そこ」では「ひとびと」はひつそりと「へなにか」に耐えつ
づけている、そんな「雪」のなかをめぐつてきて、再び「都會」の「寒風」にさらされた
後、「油」こぶしに立った「乞食巡礼」は、ここで吹き上げる「雪」にめぐられていた：
そして駆けて落ちるようにも降りてきたうみのほとり、「その町」で最後に訪れた「そ
こ」で…訪れた「代理人」は…「死」者であった。

応対に出たおそらく「父親」である老人の、「死にました」という一見そつけなげな態度の背後から、ついに「乞食巡礼」のめぐり得ない「そこ」から、ひつそりと「死者」の「代理人」は問うていた。「乞食」とは…？「巡礼」とは…？

「乞食」とは「関係」の貧困な状態であるこのときの「関係」とは、まず閉じたそれ

故強いられた「関係—共同性」のことである。《従つて「乞食」はいわゆる「乞食業」とは決定的にちがつてゐる。「彼ら」はおそらく「国家」のそれに対応するような閉じた「関係—共同性」をもつており、「京」大に「乞食」がすわつていたときに「彼ら」がその前に現れて「いぢやもん」をつけたあげくなべのなかから何がしかの金をもち去り、十数日后再び様子を見に現れたことは、その「関係—共同性」を浸食されることへの「彼ら」の恐れを表現しているとみていいだろう。このような「浸食」への恐れは「乞食業」に限らず閉じた「関係—共同性」に「乞食」がふれるとき、どのように屈折しているにせよ何らかの形で「表現」される。）

大学紛争において「大学共同体」の閉鎖性（「外」にむかって閉じているのではない、「内」にむかつても即ちその構成員すべてに對して閉じてゐるのだ。）が露わにされたとき（「大学の解体」「大学の崩壊」とはまずこの意味である。）その紛争——カオス——のさなかから生まれ出た「私」（たち）はなお「そこ」に執着する限り、「大学」の「関係—共同性」から抜け落ちてゐる「私」を対象化していくほかない。

「乞食」はこの「世界」の「職業的関係」との断絶を強いられている（いく）、「それ故「乞食」は、どのようなことばを語ろうとも、その本質において語つてゐる（語り得る）ことはただ一つである。即ち、

《何か恵んでください》

「何か」とは「何」か？

「乞食」が「何か恵んで下さい」というとき、最もひんぱんに恵まれるものは「金」や「食物」である。

「乞食」とは「関係」の貧困な状態である、というときの「関係」のもう一の意味が視えてくるだらう。「何か」とは本質的に「関係」のことであり、「乞食」がこの「世界」の閉じた「関係—共同性」との断絶を強いられ、それを転倒していく以外に生きのびる道がない以上、「何か」とは閉じた「関係—共同性」を転倒していく新たな、開かれた「関係—共同性」にはかならない。」

その当時からの「家庭」問題をそのまま抱えこんでいる坂本さんの生活ぶりは、その当時とあまり変わっていない。というより金錢的には物価も上がった現在のほうももつときびしい状態かもしれない。だから、大学自治会の事務員や学生向けの英文テキストの対訳トラの巻をつくって生計をたすけなければならなかつた。その現実の生活ぶりもあわせて

法廷では「乞食」とのべた。が、裁判所にそんなことは理解されるはずもなかつた。

坂本さんはいま現在、岡山地裁では α ・懲戒免職処分取消請求、 β ・生活保護変更決定取消請求、 γ ・住宅扶助却下裁決取消請求という具合に生活に根ざす民事裁判が同時進行形で闘つている。その暮らしぶりは証言のとおりだつた。岡山大学へ国からは七三年五月以来、RB302の明渡請求を受け、応じないため損害賠償金と月額一万円に満たないが使用料の請求をうけて、その累積はもう百万円をゆうに越えている。

坂本さんと γ 対 γ 的関係にある濱本さんも、医師とはいっても、徳島大医学部からパージされ地域的な基盤を奪われている不安定な立場で、かるうじて徳島の山間部の病院で、非常勤の宿直医として週に一度、岡山と徳島を行ったり来たりする状態で、あまり寒入りのいい医者というわけにはいかなかつた。

根本さんは鈴木さんれいくん親子との生活を背負つてゐる郵便配達の職員。岡山のひとたちから鈴木さんとの関係を問われ、精神的にもストレスのたまる状態にあつた。まだ鈴木さんは籍が入つてゐる様子もないし、思想的な理由から扶養家族の手続きもしていないらしくて、カツカツの生活をなんとかやっていくという経済状態だつた…

竹中さんも女の子四人を生活保護で養い、生活を支え闘争も維持していく、と書くだけでもわかるところ。内実は火の車だつた。

廊下のあちこちに散らばつてゐるみんなは、引っくり返された佐藤さんの脳震盪の具合を心配していた。動かすのは危険だし、裁判所内の診療所からでもやつてきたらしい看護婦さんの処置にも信頼はよせていかなかつたから、時が必要だつた。

それに、あの裁判長のエスケープした公判のゆくえ? も気になつていて、理由も明かさず出て行つた、だから、なんの説明もなく再開するということも考えられた。

そして、ぼくもいのときはまだなんとなく、なにか待つてゐた。なにが起きなくてはならない、というのではない。なにが起きなくてもいいのはもちろんだけれど、じつと待つてゐた。あの警備員を追つかけいつて、質問されたときには、「元の参加者」と名乗つた。あのときははつきりA三六七の動産引渡請求事件の主体であり、昭和六〇年(ワ)第七四二号第三者異議参加事件の参加原告で、昭和六一年(ワ)第一号の即時抗告の関係者だ、という意識を持っていた。突つこんだ質問があればぼくは事件番号を言って答えていただろうが、その意識は頭のすみからすっぽりと脱け落ちていた。

A二二六七は国と大学が扉を太い垂木で打ちつけ、使用される」とを極度に警戒し、「バリケード」で封鎖したまま開かずの部屋をこしらえていた。それがもう一年以上にもなつていた。

その後遺症にかかったようだ、この大阪高裁の一〇〇七号法廷も、国民の申立てはどんなことがあっても法規に照らして審理することが本来の裁判所の業務であるハズなのに、その職務をなまけ、オズオズと逃げてしまつた。被告——原告——裁判所の関係が逆転して、原告が裁判所を裁く構造になつていて。

裁判所の脆さはどうからきているのか?…世にいう三権分立も、日本では「最高裁判所長官は、内閣の指名に基いて、天皇がこれを任命する。最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。下級裁判所の裁判官は最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する」という裁判所法によるヒューラルキーが足かせとなつて、民主主義の原則も、今では古典的な言葉アソビ。裁判所は上から下まで、国=行政の意向をそのまま受けいれる一部政府付属機関になりさがつていた。

「」では家主であるはずの裁判所も国=大学当局から「連中はなにを仕出かすかわからんぞ」と囁かれた痕跡をそのまま引きずつていて、実質的になにも知らない自主ゼミを過剰に恐れて、警備員を待機させ、力で排除すると、A二二六七のときと同じように秩序とう「バリケードで封鎖」してしまつた。

法廷のなかにまぎれこんでいた千田書記官は、いつの間にかあの混雑から姿を消していった。彼は、いつとおるとまたやつてきた。証人控室の松下さんに用事があつたらしく、一度ほど控室でほんのわずかすゞしく、出ていった。

そいつの話しさは部分的にしか聞き取れなかつた。

「裁判長が、…退去するように言つてます…から、出ていって下さ。」

「出るひて、もう出でます。」

「いや、 庁舎外まで…」

「……」

「一〇〇七号法廷を…開けてください」

「いや、 開けません」

「一〇〇七号法廷には、他の裁判で、使われなければならない資料の、原本性のあるもの



がある…」という女性の声。

「そんなものは、ない…」

「誰にも、裁判を受ける権利を妨害する」とはできないでしょ…」

「……」

「でも、一〇〇七号法廷には…」という女性の声。

「とにかく、退去して…」

「…」

「裁判長…は、庁舎外まで退去するように、命令が出てるわけで…」

「庁舎外まで、という法的根拠はなんですか」と聞く松下さん。

「それは…とにかく…」

間もなく千田書記官は控室でいった。と、五分もしないうちにまたやってきて、控室に入つて一言、三言話しかけ、出てきた。

山本牧師は、顔見知りらしく出でた千田書記官に話しかけていた。一人とも穏やかな様子だった。なんの話か、ぼくにはわからなかつた。記憶に残つたのは、千田書記官の髪の毛の薄さだった、牧師の量の多く硬いゴワゴワした髪の毛と較べていたからだろうが、なんだか書記官のほうが牧師、という感じにみえた。

間もなく裁判所の背広の職員たちも控室に入つていった。

ひとりの職員はへんに馴れ馴れしく、「もう終わったんだから、帰つてよ」とぼくに話しかけた。

「帰るといつても、ほんとに終わったんですか」四十なかばの男の印象を探つて聴いた。
「だからア、終わったからア、扉、閉まつたんやから。わかるやろ」

「終わつた、閉庭つていうのは聞いてないんですよ」

「聞こえなかつたんとちがうか? もうなんもないから、帰つたほうがええで」

「だけど、女性がひとり、頭、打つてますしねエ」左の瞼の下に小豆ほどのホクロがあるのを見た。

「あの学生さんなら、大丈夫。たいしたことないって」首をふつて頷いた。

「それは、あなたが保証してくれるんですか?」

話していくさいちゅうに、佐藤さんが白衣の女性と濱本さんに付き添われて治療室へ行つた。視線は伏せられ、ドロンとした表情は病み上がりというより、病人のそれであり、歩く足取りもおぼつかないものだった。

「いや、こつちは医者とちがうから、そつはいかんけど」小鼻がヒクッと震えた。

「付き添つてゐる女性は、医者ですよ」

「ほんまにイ、医者かいな？」

「ええ、医師免許をもつた医者ですよ」

「へえ…医者に、先生に、牧師に、学生。いろんなひとがおって、あんたら、ほんまにわからんひとたちやわア」

独り言を残して真っ直ぐ廊下を西のほうへ歩いていった。

そのうち、視界から警備員が消えて、背広の職員が増えた。五分、七、八分…また警備員があらわれた。彼らの様子が違つていた。さつきまでは、威圧するように睨んでいたのに、視線が合うのを避けていた。緊張している。

ぼくは給水チラーのほうへ水を飲みに行った。エレベーターホールのところまで行ってあの殴つた警備員が連れ去られたほうをみた。十五、六人の警備員がいた。ある者は軍手をしていた。カチカチと鳴る靴音に気がついた。みんな保安グツにはきかえている。

千田書記官が控室から出て、馴れ馴れしい男がぼくに話し終わつてまなしに、西の廊下でぼくらから離れていた職員が小声で、「拘束の用意を…」と言つのをぼくは耳にした。聞かれないように話しているハズなのに、耳に入つてきた声。話し終わつた声の余韻を追つかけで、ぼくの耳が勝手にそつちへ反応する。拘束だつて…拘束の用意だつて…背広の男はクルッと背中をみせた。指示を受けた職員が急ぎ足でエレベーターの前を右折して消えた。

いよいよ始まつた、と思つた。体温がわずかに上りはじめた。連中は「拘束の用意を」と言つた。きっと全員といふわけではない。だが、狙つてゐる。この展開ではぼくも拘束されるかもしれない…いや、連中の狙いは松下さんだ、また、松下さんが拘束される、去年に続いて、また松下さんが…

聴いたことを控室の松下さんに伝えた。いつもの声よりも低い声で話した。

「そうですか」と答えた松下さんは日常茶飯事のことのようにして微笑んだ。松下さんは、こつては、拘束される空間もこの控室も特段のちがいはない、ということなのかな。

「違法だぞ」と、へ違法な機關から、言わなければ、もう確たる未来にまでとじく表現としては一文の值打ちもない、といつことなのかな?そつ思つと心中穏やかならざるものがあつた…

だが、ぼくのわずかに昇っていた体温が松下さんの表情で、また平静にもどった。廊下のイスに座った。静かに深呼吸した。廊下の空気が薄く透きとおつていく。

見ておかなければ、いつかどんな形にしろ証言するときがくるから、ちゃんと確認しておかなければ…複雑な感覚で座っていた。

裁判所という厳めしい固有名詞をもつていても、それ 자체は無機質な建物だ。犯罪を犯したと見なされた人々の行為とその結果を法に照らし、世間の常識や風潮を汲みあげて、無罪から有罪へ死刑にまで割りふりし、その人々を判断していく。そのような、約束された機能を果たさなければ、ただ張り子のトラで、権威だけが独り歩きする機関で、「法の番人」として他から干渉されずに中立の立場にたった独自の存在理由を明らかにしなければ、ほとんど意味のない場所だ。裁判所は、これまで立法・行政府に憲法審査という機能は果たさなかった。またほとんどの工場排水・飛行場、基地、新幹線騒音・薬害・原子力発電所などの裁判では因果関係の解明を被害者側に押しつけ、公共の利益のためにといいながら大企業・国のサイドにたって判決を引き延ばし被害者無視の訴訟をすすめてきた。それを解明することが、広く未来にまでつながる公的な利益だという発想をもたない裁判所もそうだけれど、どこの公的な機関でも、そこを構成する人間が利益に踊らされネガティブな観念に毒されてしまふと、マイナスの側面をさらけだしていく。

その側面に松下さんは正面から向き合おうとしている。

ぼくが控室に伝えて五分も経つただろうか。

警備員がトランシーバーに向かって、「No.2からNo.3へ…」と喋りながらエレベーターのほうへ歩く。まるで芝居のようだ。作り物のように感情を抑えた声で、見えない相手にむかって、なにか楽しんででもいるように話しかけている。いよいよ来るんだな、と思つた。しかし、体温も上がる様子はなかった。

突然、「退去命令が出た。すぐ、庁舎外へ全員出なさい!」という干上がったようない通告。わかつていた、というように鈍い反応がみんなから出た。出ただけで動こうとする者はいなかつた。他人事という顔でみていた。

「制服、前へ！」

馴れた感じの呼び声の方を見ると、エレベーターの前から警察官がおよそ十名ばかりあらわれた。それからノタノタと道を確保するように並んだ。まつたく、刑事訴訟法の緊急

逮捕の規定どおりにことを運ぼうというのか。それとも、みんなパクるぞ、出でいくなら
いまのうちだぞ、と恫喝をかけているつもりなのか。

軍手をした警備員の一団が無言で控室のほうへ殺到していった。顔が引きつっていた。
あの根本さんを殴った男の表情にみんな似ていた。

と、乾いた通告をした背広の男が、「こっちへ来て！」と警官を呼んだ。警官は三、四
メートル動いたまま廊下にはやってこない。

帽子をかぶって「鑑識課」という腕章をした一人がカメラを持ってやってきた。シャッ
ターを切りかけ、迷っていた。彼らがカメラを向ける対象はいない。暴れるどころか、逃
げる者も動く者もいないからシャッターのおしょうがなかつたのだ。

裁判所の警備員たち五、六人が控室に向かい、十人ばかりの警備員がその後についてい
った。背広の職員たちが、通路から控室の間にあふれかえった。ソワソワしていた。どう
やら、ぼくらの視線を控室から遮るのが彼らの目的のようだった。

それから、拘束はあつという間の短い時間のあいだに行われた。ひとの運命はたった一
瞬の出来事によって決定されるという、典型的な一瞬だった。

すこし物音が聞こえた後、ぼくが目にしたのは、さきに根本さんが、両手・両足を四人
の警備員に持ち上げられ、根本さんの落ちた尻を引きするようにして連れ出していく姿だ
った。ゴボーゴボー、という言葉が思い浮かんだ。

だが、ここでとんでもない芝居が警備員たちによってうたれた。場所は一〇〇七号室の
傍聴人入口の扉よりも控室に近いあたり？（ぼくのところからは人垣によってはっきりと
は特定できなかつた）で、

「ゴトゴト、なにか言葉が投げ出され……おわいきがあり、

「いいつ、蹴つたな」

「蹴つてません」

「コウボウじや！公務執行妨害じや！」

「おう、蹴つた、蹴つた。やつたな」警備員の軽い声。

「ぼく、やってませんよ」

たつた一言、根本さんの切羽詰まつたその声には、リアリティの差がそのまま籠められ

ていた。

アツというまに裁判所の職員たちの人垣。黒いカーテンが分厚く、幾重にもかかってい るような人ごみの、その下の足の林の間から根本さんの片足が警備員の手から離れたらし く廊下にゴテと落ち、「こいつ、公務執行妨害だぞ」といながら、警備員がクツの甲で 根本さんの背中を蹴りあげるのが見えた。誰の足で、どのクツかわからないのはあたりま え、そんな感じで蹴った。アツ、あの殴った警備員じゃあないのか?ぼくは立ち上がりか けて思い止まった。これまでいちばんの被害者である氣の毒な根本さんが、よりもよつて こんな連中にやられるなんて…こんな根本さんの状態を見たら、飛び出してくるはずの鈴 木さんを探した。どんな顔をしているだろうか、と思って首をめぐらした。れいくんも気 になつたが…なにも見ることはできなかつた。

その根本さんを連れ去る一団のすぐ後から、松下さんが運ばれてきた。体重が重たいぶ ん、警備員の動きは根本さんのときは違つて鈍く、よたよたしていた。

ぼくの座っていた前のあたりで、警備員が、「監置じやあー」というのが聞こえた。ど ちらとも受け取れる位置からの声。松下さんのことだろうか?ふたりとも、ということだ ろうか?どういう意味だろうか、と思つたがそのままだつた。

裁判官でもなく、私服の刑事でまもなく、もちろんやつてきた警察の鑑識課員でもない、 この裁判所の職員である警備員が、裁判も開かず刑期を決めようとしている。それもあれ だけ殴る蹴るの暴力行為をほしいままに振る舞つていた警備員が、公安刑事のやる、「殴 つたな、抵抗したな、コウボージャ」という例の悪どい手口をそのままマネして、ついで また一人の犯罪者を仕立てあげようとしている。

証拠がなくても、権力に連なる連中が口にすれば、それだけで法的に有効であり、やつ ていようがいまいが、やつたと宣告すればそれだけで立派に現行犯ということが決まって しまう異常な空間。

まつたく奇妙な掠れのある声。その変なアクセントがいつまでも耳に残つた。

あの馴れ馴れしく話しかけた職員が騒然とした人混みのなかからわいたように、横に立 つて、ぼくに言った。

「あんたも、はよう出んど、ああなるでエ」

127

見下ろしたその田はすわっていた。田で脅迫していた。

「それは、どういうことです」睨み返しながらいった。

「さつきもいつたどおり、裁判所の退去命令、とおに、出でるんやからね。あんたも、つべいべ言わんど、出るほうが、身のためやと思うで」

「出ますよ。出ますけど、命令は、裁判長から？」

「やつ」

「ほんとなんですか。責任もってもらえるんですか」

「イヤ、とにかく、ムダ口たたかんと、はよう、出で」

「しかですよ、開廷したという裁判官に、終わった後の、廊下の秩序まで、じょうじつする権限が、ほんとにあるんですか？」

「あるある。あるに決まってるよ」一タツと笑つて応えた。

「まさかア」

「もういいから。出んかったら、あんたも、公務執行妨害やで…さあ、はよう、立って、下おりて、構内から、出でんかア」

ぼくは差し出された手が触れないようにのっそりと立った。

一つ飛んだ横のイスで、山本牧師は固い岩のように座っていた。牧師は真っ直ぐに眼鏡のなかから視線を固定していた。ぼくは、喉がいがらくなつた。いや、牧師にも誰にも、話しかけたいとも思わなかつた。ほかのひとの姿を求めた。数十人に離れあがつてしまつた警備員と職員以外にはだれも見当たらなかつた。

職員は、「オイッ」と警備員を呼んだ。ぼくは腕をとられた。この歳になつて、ひとに指示されるのも嫌なら、こういう具合に強引に腕をとられるのは、もっともつと耐えがたくて、もう屈辱にちかいものだつた。なんとも言いがたい、いやな感じだつた。あのときの、手錠をかけられ両側に並んだ機動隊の間を歩かされ、思うま連中から浴びせかけられた、あのリンクチトンネルとでもいう凄まじい暴行をうけた記憶が脳裏を掠めた。

ぼくの腕の肉に食い込む警備員たちの指先の力には、憎悪というか嫌惡の感覚が籠もつていた。

ぼくは黙つて、警備員たちの意のまま、力のままにまかせて、エレベーターのほうへ連れていかれた。そういうこと自体が氣を重くする。

エレベーターの前から根本さんと松下さんが連れていかれた方を見た。そちらにも、もう裁判所の職員と警察官の人垣ができていて、視界を遮っていた。二人は、もう警察に引

お渡されたんだらうか…警察を呼んできてしまい、コウボウじゅーは、でっち上げのバターンにしてあきすぎて、なんてやつらだ…

エレベーターへ押し込まれた。ぼくは、ひとりきりだった。残っている牧師がやってくる気配もなくドアが閉められた。廊下には姿を見ることのなかつた、学生も坂本さんも濱本さんもエレベーターの中にはいなかつた。警備員が七、八人そのなかで待つていた。ひょっとしたら、あのひとたちも拘束されてしまったのかしら？いや、そんなことはない、あのひとたちがそうなら、あいつ凄い怒号や抗議の声が飛びかっていたはずだ…でも、いないといつうことは…

職員が、「せいいち出でたら、こんなことにはならんかったのにな！」

「ほんまや、意地はつて、いつまでも、グズグズしてからやわ！」と警備員。

「ひまらん話しゃで！」といった職員がニヤッと笑つた。

ぼくらが庁舎外に出ても、裁判所の構内には立ち止まれないように警備員が柵の外までついてきた。

(129)

いつものように、北出口の前の喫茶店「パンプキン」にみんなは集まつているだろうとねもつてていたのに、入つてみるとまだ五人しかいなかつた。が、十分もすると三々五々やつてきた。みんな、緊張はしているものの落ち着いていた。退去命令が出て、警備員が排除にかかると、警備員のスキを縫つて、階段から下へ降りてきたグループがいた。彼らはその踊り場の壁にスプレーを使って大きな字で、

我々は、あらゆる時・空間を解放する！

△ 大学闘争、勝利！

自主ゼミは、裁判所を包囲・解体するぞ！

判決強行を粉碎！

と書いた。そのスプレーを前もつて用意するあたりに、この事態をあるていど予測していたフシがあつた。

一時間ほどして、竹中さんに続いて山本牧師がやってきた。牧師はあるの後、高裁の第六民事部の書記官室に行って、松下さんと根本さんの拘束の理由を確かめた、という余裕？ぶらだった。

ともかく、佐藤さんに付き添つていた濱本さんもパンプキンへやってくると、みんなの

まわりでおきた状況を確認しあい、雑談し、その流れに沿うように、以前、松下さんの弁護を引き受けた弁護士の事務所に連絡をいれて、逮捕されたふたりに接見してもらいたいから、これから会いにうかがってもいいですか、と頼んだのは竹中さんだった。変わらないちょっとハスキーナ声で、有無を言わせないものがあった。

馴れているといふのは恐ろしいもので、みんなはどう動くべきかよく知っていて、役割り分担ができるといふ、とでもいうようにそれぞれが連絡したり確認したり詳細なメモをとつたりしていた。

弁護士とのコンタクトがうまくいくて、接見に行く、という弁護士を待つて、ぼくと牧師は、どうせ二人は隣りの天満署に留置されるだろうから、身柄を移されたころ、とりあえずすぐ必要な身の回り品を差し入れしようということで時間待ちをした。

根本さんは氣の毒だけれど、一月十日のような後味の悪い気分は抱いていなかつた。これで何かが吹っ切れるのではないかしら、と思うところもあつた…空腹を感じてサンドイッチをほおばつた。

こういう落ち書きはあまり褒められたものではない。

(130)

ただしかし、ある程度、この事態はみんな避けられないといふ予感を抱いていた。たとえば、この日、仕事の都合で来なかつた八木さんは、一年前の東京高裁で松下さんと中尾麻理子さんが一二五日もの長期拘置をうけた、そのときのことを素材にして、釈放直後の七月に『九窮 2号』に『ゲーデルの拘置所』という一文を書いていた。

これは、八木さんが書いた物のなかで、わかりやすく飛び抜けてすぐれた表現である。

素材は、前に述べたとおり、事件は昭和五九年十一月一七日におきたことなのに、へこの日／＼未来／＼の予告めいた情況論でもあつた。つまり、またいつでも条件がととのえばそういう事態はおきる、といふものとしても読むことができた。(この自主ゼミの表現は本質的に、体制・秩序とは相容れない。あの反体制知識人と呼ばれたくてウズウズしている体制内の池田助教授が、松下さんに対して曰くじらたてるのもわかるというもの)『彼はそのときちょっとした動作をした。

「所持していた二十数枚の書類を裁判長めがけて投げつけ」た。…彼は書きつけられた内容よりも、投げつけるというアクションの方をとつた…何かが書きつけられている紙片はそれだけでは書類とは呼ばれない。何らかの組織において何らかの処理をされるべき文

書が書類と呼ばれる…彼によって投げられたとき、すくなくとも既に書類ではなくていた…ただの三十数枚の紙片である。だがそれを投げつけるとは？投げようとなればそれは決して目標物に至ることなく、極度に肥大した桜の花びらのように散乱する…かりにあるものめざして投げつけようとすればするほど、その意志の空軽をあかすかのように、紙片たちは空氣とたわむれる。」この文章は現実にはありえない出来事を記述している。

ところで「裁判長」とは何か。特権的な人を差す言葉である。…原告と被告の争いに対し裁判長は中立の立場に立つ。…原告と被告の争いは、たとえそれが身体的アクションを伴つものであっても、まず書類（書かれたもの）として裁判長のまえに提出される。書類の上で演ぜられる争いに対し、特権的な観客として裁判長は存在する…裁判長が書類を投げつけられるべき対象人物になってしまったらどうか？

—被告人は、～東京高等裁判所第八二二号法廷において、裁判長小堀勇が被告人に対し判決の言渡しが終了したので退庭するよう命じ、引き続き、同時に予定されていた別件の審理に映ろうとした際、「不当な裁判だ」などと怒号しながら裁判長席に詰め寄り、所持していた三十数枚の書類を同裁判長めがけて投げつけ、もって同裁判長の職務の執行を妨害した。— これは検察官によって書かれた文章である…起訴状…

裁判とはもちろん被告人に対し、刑罰もしくは刑罰なしを確定させるための手続きとしてある。この裁判はもちろん終わっていない。にもかかわらず、被告人は実際すでに長期間にわたって「自由を奪われ」、また金銭的にも巨額の金を支払われている。…

余りにも不当な処置が、平然と何の後ろめたさもなく行われている…実際それは全て法律に書かれてある手続きにのっとって行われている。「不当！」という一語は宙に舞うしかない。不当だと叫んでも誰も聞いてはくれない。とすれば人は不当であると言いつのり続けるしかない。幸いにも裁判という場が用意されている。そこでひとは自分の見解を好きだけ述べたてることができる。にもかかわらずそこで語る」とはひとにまったくカタルシスを与えない。法廷という空間ではどんなことを語っても、法的言語といったものに翻訳されて理解される…

条文と条文が支えあい緊密なネットワークを形づくってひとは条文と条文の網目でつぶられた迷路のなかで踏み迷うことになる。だが迷路とは何か？堅牢な論理によつて構築され精緻に体系化された迷路にこそ盲点はあるはずなのではないか…ゲーデルの不完全性定理（あるいはホフスタッター・柄谷によるその拡大）は、そのことを暗示している。

《どんな形式的体系のなかにも、その体系自体によって正しいとも誤っているとも決定す

ることのできない規定を見出すことができる』といふのが、その定理である。

法廷はある意味でシンプルな構造をもつ。裁判官は他の人たちより一段高いところに位置する（裁判官は被告人たちより高いレベルに立つ…同じレベルに立つてしまったら、裁判所制度自体が崩壊しなければならない…）

実際刑事訴訟法はこの問題に関し自覚的である。第二十条に「裁判官は、左の場合には職務の執行から除外される。一、裁判官が被害者であったとき」等々という規定がある。だが明文で禁止しなければならないような問題は、かならず形をかえてどこかで姿をあらわす…実際、レベルの混乱は時折は起ってしまう。コンピューター学者のホフスタッターも書いている

——階層がもつれている面白い領域のひとつは政府期間、とくに法廷である。普通に考えられているところでは、論争の二人の当事者が自分たちの言い分を法廷で申立て、法廷が事件を裁断する。法廷は当事者とは異なるレベルにある。しかし、法廷自身が法的事件に巻き込まれるとい奇妙なことが起きる。——「ゲーテル・エッシャー・バッハ」

この文章の主人公もまた…何らかの形で裁判長に恐怖反応といったものをひきおこしてしまった。そのとき裁判長は客観的にいつて公平な裁判をすることができないから、彼としては逃避を余儀なくされる。ところが裁判所は彼の申立てはあっても拒否しなければならないというオブセッションに取り憑かれていたからそれを却下する。悪循環がくりかえされ、裁判長は何がなんでもこの裁判を終わらさなくてはならないという思いに凝固してしまう。そして彼が書類を提出しようとしているのに、裁判長は自らの身体によってそれを阻止しようとする。このとき裁判長は自らの固守しなければならない自らのレベルから転げ落ちているのに、そのことも気付かずに。

彼に何とかして身体的ダメージを加えようとして、裁判所は彼を告訴している。その報復意識に駆られた振るまい方自体が、自己矛盾が存在することを明らかにしてしまっている。何故なら原告または被告が法廷でどんな奇妙なことを行おうとあるいは裁判長に敵対しようと努力しても、彼らとは別の上位レベルに属する裁判長という存在の仕方には、本來なら絶対触ることはできない筈なのだから。

紙片が散乱する。書かれたものがその上に定着している紙片の乱舞。言葉たちが言葉たれどしてではなく舞落ちる。そのような情景から私は書き始めた。書くことを無化するそのような情景を、逆説的な夢として書くことはやんてしまつ——わたしはその情景に固執した裏には、そのようなわけがあつたに違いない。

行われたのかかもしれない行為と「三五日間の長期拘留」とのアンバランスが、法廷というシステムから不可避的に出てきたその仕組について考えてきた。

彼は何故そにいたのか、について私は書いていない。ゲーテル的な手つきとは、あるものの内的・意味を見ないで、外的・形式から見ることである。

存在とは意味ではない。存在を記述可能なレベルに捉えることができるといった考え方こそ法的システムの根底にあるものだが、そういう固定されたレベル設定に必然的に矛盾を引き起こす契機としてこそ存在（その生きている捉えがたさ）はあるのだから。すべくとも彼の「存り方」はそのことを教えてくれる。

最後に、この文章の主人公である「彼」とは誰なのか？なぜ彼は固有名詞で呼ばれる」となく、「彼」とのみ呼ばれつけたのか？

彼の名は松下昇という。彼の名を口にするのは困難なことだ。

——いま私には、形式のむこうにある自己の位相と衝突しない全ての「表現」は、不毛であるとしか考えられない。（松下昇「情況への発言へあるいは遠い夢」より）…』というのが八木さんの『ゲーテルの拘置所』からの抜粋である。

この抜粋の「裁判官は、被害者であったとき、職務から除外される」という刑事訴訟法第二十一条がある。あるだけで、正しく当てはまるようには機能していない、隠れミノに使われていると思われる。

しかし、この書類三十数枚が酒のパックに変わった三月二十四日の場合、裁判官は一瞬の遅れで被害者になりそこねたため、登場するのもやや手間じて「ユッ…おれは、あいつらだ、そんなコケにされたのか？」でも、連中、怖いからなア…どうしよう？」と初めはもっていかれた被害者意識を喚起され、迷った末のノロマな顔を隠した加害者としてやってくることになる。

いや、もうと詳しくみると、裁判官たちはやはり、最初から最後まで怯えていた。ことにあの、おどおどとした逃げ足の早い状態を推測するに、まず、八木さんが述べるような「高いレベル」に立つこともなかつたし、当事者から距離をとることもなかつた。できるひとなら係わりたくないかった、何か背後でぶつかる音がしたが実害があつたわけではないから、見ても見ぬふりがしたかった。だけど結果的に、控訴人・原告を無視すれば別な非難や譴めを「下のレベル」の「身内」からかうのは目に見えていた…どちらからも攻撃的にされるのはプライドが許さないし、酒パック以外になにかをぶつけられる被害者に

もありたくなかったために、とりあえずそそくさと法廷から逃げた。

「」で問題になるのは、「レベルの違つ」現場に近い旧日本軍の下士官根性をそつくりそのまま引き継いだような、権威にはすこぶる忠実な、廷吏・警備員の情熱だった。その代表者である斎藤書記官によつて、裁判官はもつともつと権力的な役割を果たすよう強く要求されたと推測される場面がある。（そ）はのちの部分で明らかにする。）

いつも上から何食わぬ顔で見下している書記官から、裁判所の御威光を汚さないよう、ドスを隠しもつた暴力団のお礼参りにヒケをとらないよう、法の力をもつて、やられたらその倍も三倍も徹底的にやり返すよう「報復を」進言されたらしく、逃げそこなつた裁判官は、加害者という立場にたつことになった。ゲーテルの不確定性の定理がここで証明され。

この場合、一〇〇七年法廷のその後の展開を真に取り仕切つた司祭は斎藤書記官に象徴される、権威へのメカニカルな奴隸根性（裁判官も同列である）だと断言できる。

控室から松下さんと根本さんが拘束された後、松下さんに対して、裁判所は法廷等の秩序維持に関する法律違反制裁事件として、一時間後には制裁裁判をひらき、弁護士も認めず発言も禁じ、あつさり監置「十日」という決定をくだした。そのときの記録によると、拘束した時間は、二時二〇分となっている。

ところでその決定の理由がまったくふるつている。

『明渡請求控訴事件の判決言渡期日において、裁判長が陪席裁判官とともに裁判官席に着席した後、判決言渡期日延期についての告知を開始するや、裁判長の発言中であることを無視して控訴人席から立ち上がり、五〇〇ミリリットルの日本酒入り紙パックの蓋部分を開放したものの一個を右手に持つて頭上に差し上げ、「裁判長、審理しる。」等と不穏な暴言を繰り返しながら裁判官席に詰め寄り、裁判長が右告知を終了して両陪席裁判官とともに退席し始めたのに對し、その背後から右紙パックを裁判官席目がけて投げつけ、もつて裁判所の職務の執行を妨害し、かつ裁判所の威信を著しく害したものである。

(適用した法案)

法廷等の秩序維持に関する法律第二条第一項

昭和六一年三月一四日

裁判長裁判官 石川 恭

裁判官 堀口武彦

裁判官 小澤義彦

』といふものである。

何も知らないひとが、さうと田を通すと「酒パック」を投げた、ああそうなの、これじやあまあ仕方ないか、と読めないこともない。ところがその内実はここまで読みますんで来たひとにはわかるよう、まったくデタラメである。

「」という事態に直面したことのなかつた民事部の書記官は制裁裁判というものに興奮していた。だから、当然、いふでなければならない、と初めて決めてかかっていた。そもそも、裁判長が次回の「告知を終了して退席し始めた」ということは、その段階で裁判官

の職務は終わったということだ。しかしあつとはっきりしているのは、裁判官の職務を遂行しないことに控訴人と補助参加人、傍聴者が抗議した。そのことが、「裁判所の職務」の執行を妨害した、ということだ。こじつけというか、お粗末としかいいようがない、裁判官が退廷とも閉廷とも言わなかつたのに、言つたと見なしたうえに、その退廷が庁舎外まで退廷させることだ、とは笑止のさだだ。

(一)の裁判長が「松下拘束、全員退廷」とは言わなかつた件、後からこじつけたにすぎない事実についてはさらに次の章でより詳しく述べてみる。)

しかし、裁判所の機構にとって、そのことよりももっと厄介だったのは、この「酒パック」に引き続いて起きてしまつた「不祥事」で、予期しなかつた裁判所サイドはそれをなんとしても隠し、もみ消す必要だった。法と秩序と正義のトリニティのなかで働く者が、思いがけないことをしてかしてくれた。それが、どんな偶発的なことでも、このなかで職員が腕力を行使することは絶対にあってはならないことで、起きてしまつたことは無かったこととして押し通す必要があった。内からでも外からでも、ここにの權威にキズをつけることがあってはならない、という教条的な体質がおもてに出て、そのためにはボロ丸出しの「作文」を斎藤書記官はいしらえてしまつたのだが、形だけは事実関係に囚われる口頭の職業的なクセが顔をだし、警備員たちの証言もあとから次々と耳にはいってくる。そうすると、ここでいう「理由」が事実とあまりにもかけ離れすぎたことに気づいたのは、この文章をデッチ上げたあの忠実なる斎藤書記官本人だった。

問題に気づいた斎藤は、「書記官としての癖なのか法廷ではあまりまわりをきょろきょろすることなく、わりと下を向いて物を書くような体勢をとじており…」と言い逃れしながら、松下さんが暴言をくりかえしながら裁判官席に詰め寄つたという制裁の対象にまつりあげた「事実」には何も触れようとしない。もちろん最初から松下さんにそういう行為はなかつたし、警備員たちでさえそういう証言は誰一人として言つていない。

「不祥事」を隠すため、その禍根を残す元になりそうな根本さんを何がなんでも他のメンバーから切り離してしまつことが第一目標だった、そのためにはどうするのがいちばんいいのか?こじつけが攻撃・非難されるまでにダメージを根本に加えておくこと。やられる前にやつてしまつ。そのために他の連中から切り離してしまつ必要があつた、彼はその生贊だった。

裁判長が退廷命令を下したことにして、それに従わないヤツをパクる。そして公務執行

妨害でもなんでも適當な罪名をかぶせて、起訴する。松下さんの拘束、これは当然のこととして新たに発生した不可欠の「業務」は根本さんの拘束だった。この路線に沿って物事が運んでいった。

それを物語る証言は、第八回公判で警備員の阪口から飛び出す。控室の松下さんを拘束する前に根本さんをパクろうという打合せがあったというのである。

「まず、根本さんを排除しようという打合せの段階でそういうようになっていますので、その控室から出そうという行為を私達はやりました」と、うつかり事実を暴露する。

この証言は、弁護士が何度も同じパターンで質問し、事前に打合せがあつたことを確認しようとするという、うかつな追求で、その質問の意味を読み取ってヤバイと悟った阪口が巧みに、

「根本さんを名指しで、事前にあいつから先に排除してやるうと、こういう打合せは特にないです。妨害者がおつたら、それを排除しようということで、私言つたと思いますけど」と言い逃れてしまうのだが…

「足を蹴った」から公務執行妨害の現行犯逮捕ということになつた根本さんは、なぜか待ち構える警察官には引き渡されず、裁判所の地下にある（拘置所＝法務省・政府が管轄する）仮監に警備員たちによって収容され、数時間後に改めて天満警察へ移された。この仮監に移される途中でも根本さんは殴る蹴るの暴行を繰り返しきてている。

最初の山田警備員による暴行をみんなに目撃され、名前をいえさせまられ、大声で、公務員特別凌虐罪で告訴する、と抗議され、それでなくともおさまりそうにない傍聴者に騒ぎの火ダネを与えてしまった、その主役を現場から連れださなければ收拾できそうないと警備員たちは見てとった。彼らはとっさに仲間うちで判断して連れだした。

法廷管理官や職員たちもまた、この混乱状態におちいつたことに驚き、法廷から締め出すことを考えた。それから、書記官、警備員を中心に、何をすべきか考えた。『控訴人側につけこまれる口実を与えないために「殴ってしまった男」を他の控訴人や傍聴者から切り離すこと』だった。手つとり早いのは、男の身柄を長期間拘留して時間を稼ぐことだった。そのためにはどんな罪名をデッчи上げても起訴し拘留しなければならない、というのがその目的だった。

日は移された大阪拘置所で刑事に取り調べられて調書を取られている。

なかでも警備員に狙われた部分をみると、そのときの根本さんがどれだけのダメージを受けていたか、どんな状態にあったのかがわかる。（なお、原本はデス・マスク調で供述されているが文脈を損なわないかぎり割愛する）

【三月】五日—— 私が裁判所に来たのは裁判の傍聴のため。松下氏を知った経緯を述べたあと、京大A三六七に一度行った事実。さらに、二月十日の第一回公判を傍聴し、次回公判の三月十四日の期日を知ったが、十日には公判終了後、その足で大阪空港から千歳空港へ帰り、自宅に帰りついた。

昨日の公判も傍聴したかったので、二十日頃また飛行機でやって来て、キリスト教系の宿舎に泊まった。

一〇〇七号法廷に入り、傍聴席二列目の裁判官席に向かって左の中央部分に座った。他の二十名位も座った。

★しばらくして時間はわからないが、裁判官がたしか一人入廷してきたのが目に入った。するとすぐに、裁判官が出て行ったので何があったのか、わからなかつが、他の人たちと裁判所職員とが騒然となつて入り乱れているなあと思っていると私も職員に法廷内で顔を殴られたり、腕ごと引っぱられて法廷外西側通路に出された。

私は裁判官が開廷を延期するとか告げたことをまったく知らないし聞いてもいない。
廊下に警備員から引き出されていた場所は一〇〇八号法廷東南出入口前付近。

出たときにはそこで立っていたがしばらくして気分が悪くなり、うずくまつていた。

この間、約十分ぐらいだったと思う。私が立っていたときにはまだ他の傍聴者と警備員が数名いたように思う。

警備員がいなくなつて静かになつた。私はまだ気分がすぐれなかつた、どいか腰をおろす場所はないかと見回すと、ドアの開いた部屋に机と長椅子が二つあるのが目にに入った。
★証人控室——私がここへ入ったとき、横に誰か一人、前にもう一人いたようだ。人が目くらみ状態だったので、額に手を当てて下を向いていた恰好で詳しく記憶にない。人が立つたり、座つたり、入れ代わり出入りしていたように思う。

★私が証人控室に入つて、約十分位だったと思われる頃、数名の人の足音などのざわつきで、ほつと顔を上げたところ付近に五、六名位の職員の姿が見えたので、驚いて立ち上がり、二、三歩あるいた。

このとき四、五名位の職員が私目がけて入つて来るなり、その内の一人か三人が、私の



腕を取るなり、証人控室から引き出そうと力を加えて引っ張ったので、立ったまま少し足がすべった。

★そのすぐったままの状態で連れだされていた間に誰か知らないが、私を引っ張っていた三、四人の内の一人が、「けったなあ」といったので、私は、「けっていません」と言ったところ、「連れて行け」というような言葉とともに四、五名の者に両手両足を取られた状態で、身体が一時的に浮いたような形でエレベーターまで行き、それに乗せられ畳、二畳位の所へ連れていかれたが、そこがどこか知らなかつた。私が裁判所の職員を蹴つたり殴つたりしたことはない。

★エレベーターに行く間に誰かわからないが、後ろから頭とか、背中を何回か殴られた。排除される過程で何回か職員に殴られたのが原因で病院で治療を受けた。胸の打撲で。

★今回のことは私自身なぜ逮捕されたのかわからない。】

二月三一日には大阪拘置所で警察の取り調べを受け、ここでもやはり根本さんは、「住所や職業については私自身のことで、詳しく話したが家族関係や、その他のことについては言いたくない」と拒否し、現行犯逮捕手続書記載の「事実の要旨」を検事に読まれて反論している。

【★「私が蹴つたとされている証人控室出入口付近でのことはすでに話した。更に言うと、控室の出入口より奥に向かって左側の出口に近いところに座っていると、裁判所の職員が来た。灰色の服上下だった。この人たちのものも言わず入ってくるなり、椅子から立ち上がった私の両側から腕や手首を持ち抱きかかるようにして、私を部屋の外に連れだそうとした。

★私は何が何だかわけがわからず、少し足をかがめる状態で前に一メートル位引きずられた。その時、確かに私の横にいた人が「蹴つたな」と言つたので、私は「蹴つてません」と答えた。

私自身は裁判所の職員に、「蹴つたな」と言われたとき、私の両足はまだ廊下に着いていたので、「蹴つた」と言わされることに納得がいかない。

★その瞬間、裁判所の職員四、五人が私におおい被さるようになり皆で、私をエレベーターの方へ連れていった。】

四月九日になつて拘置所で外岡検事の取り調べがあつた。

その検察の聞き方はいいかげんにもほどがあるので、例えば、根本さんが「殴

られた」という供述をしているのに、それが誰によって殴られたのかまったく書いていない。たしかに根本さんは口が重いひとだ。説明が不十分だったのだろうか、やつてもいいなにこんなところへ抛りこまれるなんて、殴られたのは俺のほうだよ、と失望していくいい加減に言ったのだろうか? それとも、『言いたくないと言ったのだろうか? うつかり検事が聞き逃したのか、まったく聞いていないのか? 詳しく聞けばヤバイことになるから聞かなかつた。たぶんこういう観測に従つたのだろう。

検察調書に文学的な修辞も形容もいらない。過度に詳しくなくともいい。だが、すくなとも、「誰が、いつ、どこで、何を、どのように」という事実関係についてのポイントを押さえていくことは検査でもなんでも、物事を伝達しようとする場合は基本的なメヤズであるはずなのに、この検事は殴った相手が誰か聞いて確認しようとしたという、その痕跡すらない。

この根本さんのキズについて、松下さんが八九年七月の一四回公判で証言している。

「天満署の留置場において、(一四日) その夜風呂に入れてもらつたそのとき根本さんの後で私が入り、彼が全身裸の状態で出て来るところを擦れ違つており、彼は前身に無数のアザを作つており、數ヵ所から出血、呼吸をするのを、胸を膨らませたりしほませたりする動作が痛いという苦痛を訴えており、もしかしたら肋骨にヒビが入っているのではないかと心配して、警察で診断を受けさせてほしいと根本さんや私から要請した、一切認められず、その後私が弁護士と連絡を取つて、医療施設の整つている大阪拘置所のほうに早急に移監してほしいという要求を繰り返して、二日後にやつと拘置所に移監され、初めて一定の治療設備による治療を受けた。医師は大変驚いており、しかし診断書を書かないという条件でなら治してやるということを「これほどひどい負傷をしているんだから、診断書を書いてほしいとずっと要求した。結局それが今までに終わっています。」

拘置所に移されてからも根本さんは警備員に殴られたり蹴られた頭と胸、背中がずっと

痛み、骨折の疑いがあるから、レントゲン検査してくれという要求をだしているのに、検察はそのことになんの配慮もしていないし、質問もしていない。

(このとき天満署で顔写真をとった。それには殴打されたあとが写っていないから、山田警備員に殴られたという事実はない、と裁判所は判決のなかで述べる。しかし、公判で弁護士が、根本さんの身体についていたキズ＝レントゲン検査の要求、について拘置所の医療施設に紹介し、診断書を請求したが、それを蹴つた。この事実は、かなりひどいキズがあつ

た、治療もしたといふことを物語つてゐる。)

勿論、検察サイドの調書が「聞き書き」で「容疑者」なり「当事者」なりのへ私へが聞かることには包み隠しなく話した、という前提（仮定）で成り立つてゐる。その自発性によつて検察庁の中立性、普遍性が保たれているともいふのだろうが…

責任逃れの、旧来の形式を取つてゐるから、最初から取り調べ機関のつくる調書には限界がある。よくできた調書というものがあるかもしない。だが、調書が公的なものであるといつても「いろいろ目的を持った」人間の手になるそいつはキズモノである。あるていどは仕方ない。それにしても出来上がつたこの調書にはリアリティといふものがいっさいない。

裁判所の意向にしたがつて根本さんを起訴するなら、公判ではかならず「争い」になるのは目に見えてゐる。

これまで、「こと」とく国＝権力と対決してきた相手が「こともあるうに」自己ゼミであり、外岡検事は神戸大闘争で松下さんを起訴した検事で関わりの深い人物だから、因縁めいたものを感じたつて仕方ない。裁判所のなかで、裁判所の警備員がどんなお粗末を仕出かしたか、何をしたかは極力伏せなければならぬ、というのが国＝裁判所の権威のシモベである検察の姿勢だというのはよくわかる。それにしても、検察の調書はお座なりといふのも呆れるほどヒドいしるものになつていて、四月一五日の検事調書となると、たつた一枚。検事がもつと詳しく述べたりはないか、と質問すると根本さんが、

「私は詳しく話しているつもりです」と応えるといふもので、時間のムダ使いとしかいいようがなかつた。

【★】二月十日の第一回公判も傍聴したが、その情況については私の同居者の有無とともに調書にするのは困難。

私自身言葉にできないものであり、調書にすると、もつと大きなことが小さくなり、言葉は湾曲するから。（傍線は筆者）

今回三月一四日、第二回公判を傍聴した：傍聴した位置は裁判官席に向かって一番左の前から二列目あたり。

裁判官が入ってきたよくなじがあるが、何人入つて、その後どのような状況になつたかわからない。

そのうち警備員がたくさん入つてきたので私は逃げるようになつて審理する場と傍聴席を仕切つている柵の中に入つた。その後引っ張られたり、殴られたりした。

★胸を一回、鼻の上の眉毛の間あたりを一回拳骨で殴られたり、背中や頭を殴られたり、腕を引っ張られたりし、法廷の外に出された。私は乱暴をされている間両腕で頭や顔をかばうようにしており、どこでどのようにされたかという具体的なことは分からぬが、鼻の上を殴られたのは法廷の中央。

法廷から出され、法廷のなかに荷物を置いたままで、入ろうとしたことがあったかどうか、ゴチャゴチャしていく状況がわからない。

★その後、法廷前の通路に初め、立っていたが、気持ちが悪くなり、座り込むようにしていた時、証人控室の椅子を見つけ、その椅子に座って頭を下げ、手でかかるようにしていた。何分位だったか時間はわからない。その間、そこに何人か出入りし話していたと思うが、私は聞いていない。そのうち警備員が入ってきた、私は何事かと思い、ふいに立ち上がり、その場で何歩か足踏みのようなことをし、腕で頭をかばうようなことをした。

★警備員は「、三人がかりで私の腕を以て引っ張ってその部屋の表に出すようにした。私は腰を落としたが、足が身体の前ですべつていきドアの方に引っ張られた。その時、「蹴つたな」などと言われたので、私は自分の目で自分の足が床についているのを見ており、蹴つていないので、「蹴ってません」と言つたが、警備員は、「連れて行け」とか何とか言つて、腕を持って引っ張られエレベーターに乗せられた。

警察に行つてから左腕に赤いアザのようなものを見つけたが、それがなぜできたのかわからぬ。】

根本さんは逮捕直後の二五日には「顔を殴られ腕を引っ張られて西側の通路へ出た」のち気分が悪くてうずくまって、約十分後に控室の椅子に座った、その後約十分後に「職員が見えたので驚いて立ち上がり」、「三歩あるいた」とい、三一日には「何がなんだかわからず」と警察に供述している。検事にも「気持ちが悪くなり、時間はわからない」と供述している。根本さんは周囲の情況がまったくわかつていなかつた。わからないまま、条件反射的に山田警備員に殴られた記憶に怯えて頭をかばいながら立ち上がつてゐる。そのことは、不用意というかなんというのか…デモやバリケードが警察機動隊などによる実力行使を受けて持ちこたえられなくなると、人々は抗議と（無）抵抗の意志表示として、黙つてそこに座り込み、足蹴りやコン棒・金属の橋の乱打の暴行を恐れない人々は地面に寝ころがつてじつと待つものだが、そういう経験のない根本さんは、何事かと思い、ふいに立ち上がって足踏みのようなことをした、という。連れだしにきた警備員にとって、彼の

重心が高くなつた姿勢は恰好の標的になつた。つまり、根本さんはこの日、最初からこの連行～逮捕される時まで、「時間はわからないが～」というくらい疲労していた。裁判の進行にもまったく気づかない有り様で飛びだし、山田警備員に殴られ、譲歩状態でもうううとしていた。控室で顔を伏せている間にも回復しなかつた。

法廷をみんなが出たのが一時三十分。根本さんが逮捕されたのが二時二十分。この五十分間が根本さんの供述をつないでいくと、彼の感覚では二十分だったというくらい、気分が悪くて頭をかかえて俯いてる、その「眠りから醒めていない」状態のまま控室から連れだされ、逮捕されている。

二十日間拘留されていた松下さんが釈放されるのと前後するように、四月一五日に根本さんは大阪拘置所に拘留されたまま起訴された。根本さんが釈放されたのはさらに二ヵ月後のことだった。

その拘留の間に根本さんは、拘置所の『未決収容者生活のしおり』というパンフレットを彼の手書きの文字で書き写し、単行本としてまとめた。ここで根本さんの奪われた時間は不当なもので、理不尽なものである。根本さんの味わった苦痛は量り知れないものがあるはずだ。そのなかで書き写してぼくらの前に示してくれた仕事は、貴重な彼の表現のひとつだといふことができる。

パンフといつても、本文六三ページ、細かな字とイラストでまとめた別表一二ページといふもので、一般のひとが知ることのない拘置所のなかの、狭い空間と規則にしばられ強制づくめの生活をうかがい知るにはこれ以上のものはないというくらい用語の説明からはじまって、七時三〇分の起床から夜七時の就寝、九時の就寝まで、チャイムか号令で動作が規定される（衣服、寝具、洗たく、飲食物及び日用品、購入、差入れ、仮出し、宅下げ領置、領置金の預貯金、廃棄、保健衛生、健康保持の一般心得、入浴、調髪、ひげそり、運動、医療、検査、賞罰、告訴・告発、出願、苦情・不服申立て、面接、情願、処遇、動作時間、各動作を行つについての心得、室内生活、身上相談、宗教教誨、ラジオ放送、新聞紙、図書、その他の文書・図画、ノート、写真、外部交通、面会、信書、請願作業、派出所、その他応急用務、天災事変の際の心得、拾得物の届出、外国人登録の更新手続、運転免許の更新手続、出廷、訴訟書類の作成保管等、弁護人の選任、検察官調べ・拘留日数、保釈、上訴・控訴・上告又は抗告のこと、裁判の確定）ことと、遵守事項からなる生活規

（二四三）

則だった。本当は書き写すのも、それを外部にもちだすものも許されていないのではない
かと思われるものだった。

「未決拘禁の目的」――2 ここで生活は、集団で営まれてるので、生活環境を
整備し、秩序を維持することが平穏な日常を過ごすための非常に大切な要素となるので
す。そうした意味であなたの所内生活は社会における生活」となり、ある程度制約さ
れることになりますが、理解して協力してください。

入所に際しての注意事項――1、あなたの入出所は、権限のある機関の発する令状に
基づき行われます。

★根本さんは郵便物の配達を仕事にしていた。この「心得」のなかの信書の項には、
信書は、すべて検閲しますから発信は封をしないで提出してください。

発信者の住所は「郵便番号五三一四・大阪市都島区友淵町一丁目二番五号」と書き、大
阪拘置所名は、表示する必要はありません。

字の書けない人は、職員が代書しますから申し出てください。

外国文による信書の翻訳料は自分で負担しなければいけません。

検閲――次のようなものであるときは、書き直しを求めたり、まつ消又は削除し(て)り、
発受信を不許可にしたりすることができます。また内容が法令に触れるとき認められる
ときは関係庁に通報することができます。

符号や暗号を用いているとき。許可なく他人に依頼して書いたものであるとき。被疑
被告事件の証拠をいん減すると認められるとき。恐喝、脅迫などの犯罪を構成すると
認められるとき。他人に著しい不安や不快感を与えたとき、迷惑をかけると認められる
とき。

発信には次の制限がありますが、特に必要あるときはあらかじめ願い出れば事情によ
て許可されます。

信書は、日本語で書いてください。発信の受付けは、平日は午前、午後各一回（土曜
日は午前一回）で、休日は受けません。発信は、原則として休日を除き一日一通以
内です。封書による発信は、一通の使用便せんが七枚以内です。便せんの裏面や欄外
に書いたり、一行間に二行以上書いたりしてはいけません。

★――というものがある。これは拘置所がどれだけ開かれた施設かという外部へのアピ
ールを意識したもので、見せかけである。たとえば、物を購入するとき、一日一品だ
し、申し込んでから三日後に入手できるのが事実である。

(1月10日)

「これを事細かに書き写していく根本さんは何を考えていたのだろう…」

この『未決拘留者生活のしおり』を読んで、見事としかいよいのない本格的な不自由の規定を見るおもいがする。表現、書き方は「ぐうぐう平凡でわかりやすい。点呼のときの座る順序、食事、差し入れの受け方、不要になったものの宅下げの仕方、また控訴や上告の仕方、弁護士との交渉の仕方まで教えている。たしかに見かけは手取り足とりといふくらい丁寧で、学校の生徒手帳の規則にも通じる領域があって、デスマスという文体にしている。しかし、それはごく一部の生活の侧面にすぎない。根本的なところは問答無用で、疑問や質問を最初から排除している。言葉つきがやさしいという、それだけに自由な解釈のはいる余地はまったくない。開いた時間の大部分は監視され、疲れていても横たわることは許されないし、ヒマだからといってうたた寝することもできない。管理する側からの一方的な押しつけの断固とした姿勢・体勢を感じさせる。

ことに、「遵守事項」にいたって、「ここが個人の自由を認めない「監獄」そのものであり、許可されたことだけが認められるということを各自に銘記させる。

「遵守事項」——所内の規律秩序を維持するため、あなたが当所に収容されている間（当所の職員によって護送される場合も同じ）は、守らなければならない事項です。あなたが、この「遵守事項」に反する行為をしたり、企てたり、煽動したり援助すると法令によって懲罰を科されることがあります。また、その違反行為が刑法などの刑罰法令に触れるときは、更に刑罰を科されることがあります。

逃走しない。自殺を企てない。許可なく指定された席や場所を離れたり、禁止された場所に立ち入ったりしない。故意に職員の視線外に出たり、許可なく走ったりしない。集団で歩行する場合、隊列を乱さない。定められた手続きによらないで、他人と、手紙や口頭で連絡したり、頼みごとをしたりしない。他人の氏名、住所、家族関係などの記録を外部に持ち出さない。針や万年筆などの異物を飲み込まない。要求や反抗の手段として拒食を継続しない。他人の身体や財産に危害を及ぼすおそれのあるものを作ったり、持ち込んだり、あるいは所持した、隠したりしない。建物、道具、備品などを壊したりしない。電気や上下水の理容を困難にしたり、非常ベルなどの通報設備や視察孔などの視察設備の機能を妨害する目的で、刑事施設の設備などを工作したり作動させたりしない。人の通行を妨害する目的で、通路、出入口などに障害物を置いたり、工作を加えたり、あるいはこれらの扉の開閉を妨げたりしない。許可なく、マッチやライター、その他の物を用いて火を発しない。人を惑わす目的で虚偽の

風説を流さない。たばこ、酒、シンナー、又はこれらと類似のものを作ったり、用いたり、あるいは所持しない。前記に記載以外のものであっても許可なく、作ったり、改造したり、あるいは所持したり、使用したりしない。物品を壊したり、隠したり、又はその本来の用途外に使用したりしない。他人の糧食、飲料、その他の物を脅し取つたり、窃取したりしない。許可なく他人の物をもらい、若しくは借り、又は許可なく自己の物を他人に与え、若しくは貸さない。請願作業において、製品、材料、道具などを壊したり、汚したり、あるいは隠したりしない。またこれらの物を用途外に使用しない。他人を殺傷したり、暴行を加えたり、又は暴行の気勢を示したりしない。他人とけんかや口論をしたり、又はこれらに介入したりしない。他人をひばう中傷したり、侮辱したり、その他他人に対して粗暴な言動。他人を脅迫したり、強要したり又は悪ふざけやいやがらせなどにより他人を困惑させる言動。けんか、脅迫など不正な目的のために他人を呼び出さない。わいせつな行為をしたり、他人を不愉快にさせるような身体の露出はしない。わいせつな絵画、文書、その他の物を製作したり、所持したり、他人に見せたりしない。就寝の際、他人と寝床をともにしない。許可なく横臥したり、就寝位置を変えたりしない。文身を入れたり、無断で除去したりしない。また、髪やまゆを著しく特異な形に変えたり、額の毛を抜いたり、陰茎に玉入れ、その他自分の身体を傷つけるような行為。と博やその類似行為。動作時間に故意に違反しない。建物、建具、備品などに落書き、張紙などして汚損しない。大声を出したり、口笛を吹いたり、あるいは放歌したり、手拍子をたいたりして騒音を発し、他人に迷惑になるような行為。就寝時間、運動、面会等への連行途中、その他他人と会話を禁じられている時間や場所で会話をしたり、合図をしたり、一方的に話しかけたりしない。又、窓ごし等から他の房の者と会話をしたり、合図をしたり、一方的に話しかけたりしない。物品を居室外に捨てたり、構外に投げ出さない。残飯、ごみなどを投棄したり、たんやつばを吐き散らさない。許可なく水浴びをしたり、これに類似する行為。又、居室外に水をまき散らさない。窓ぎわに物を置いたり、鉄柵に物をかけたり巻きつけたりしない。定められた時間外に許可なく洗たくをしない。許可された方法によらず、かん詰をあけない。また許可された時間外に喫食しない。許可なく小動物を居室内に持ち込まない。職員の職務上の指示に對して、暴言又は抗弁したり無視したり、その他の方法によつて反抗しない。職員に對し、許可されない方法により要求を繰り返さない。転房を拒否したり、強要したりしない。人員点呼において

て所定の動作を拒否しない。集団で反抗する目的をもつて徒党を組まない。移送、取調べなどのための職員の呼出し、連行を正当な理由なく拒否しない。職員による衣体の検査や所持品の検査を拒否しない。職員の職務上の質問に対して虚偽の申告をしない。医師の指示に従わなかったり、医師に対して診断、投薬、食事の変更、横臥許可などを強要しない。不食を申告しなかつたり、偽って病気を申告したりしない。その他刑罰法令に触れる行為はしない。

★これら遵守事項は五四項目にわたる。その文末はいずれも、「しない」と。「となつて」いる。辞書では、「この用法は願望や軽い命令・禁止を表わす」と説明されている。しかしどんなに軽く表現されても、それに人間的な動きの多様性がうつかり抵触すると、ただちに刑罰と懲罰が待ち構えていて、有無を言わせない圧倒的な力でその芽を摘み、不平も不満も抑圧し禁止することの繰り返しによって欲望を塗り込められ、閉塞した情況を強いる。この專制のいきとどきよう…

この法的＝人為的な秩序に支えられたこの生活そのものが本質的には刑罰そのものであることを、この文体は暗に陽に囁きかけている。

この遵守事項だけに限らず、拘置所内で生活する人（容疑者、被疑者で犯罪とは関係・無関係を問わず）はその与えられた環境・条件・状況下での生活のすみずみまで、このようないの禁止と命令の行きとどいた網の目にからめとられている。

これは日本版『監獄の誕生』のヒントになりそうな「しおり」である。変な言い方だけれど、根本さんが拘置所で過ごしたことに何か意味を見出すとすれば、ぼくにとってはこの「しおり」を見せてくれたことだけのようにも思われる。もちろん、根本さんにとっては苦痛と無為以外に意味などあるハズはない、それはぼくにもよくわかっている。

ミッセル・フーコーの『監獄の誕生』を読んで思うことは、洋の東西を問わず、バタルによれば、監獄は規律・訓練の徹底的な装置でなければならない。／＼監獄は個人の身体的鍛錬・労働への適性・日常の行状・道徳的態度・性向など、個人のあらゆる側面に責任をもたなければならず、学校や工場や軍隊などつねに或る種の特定化をふくむ施設よりはるかに監獄は《あらゆる点で規律・訓練的》である。／＼

第一の原則としての孤立化。外部の世界への、犯罪を動機づけたすべての事柄への、犯罪を容易にした共謀関係への、受刑者の孤立化。被拘禁者相互の孤立化。刑罰は個人別であるのみならず個人化を行うものである。

／＼企てられるかもしけない陰謀や叛乱を抑圧し共犯関係が将来つくられたり恐喝の可能

性が生じたり（被拘禁者が釈放される時に）するのを防ぎ、かくも多くの《秘密結社》の背徳行為を阻止する措置が必要である。要するに監獄は、そこに集めた悪人をもとにして同質的で連帶的な集団を形つくつてはならないわけである。「」という個人の個別化を基調にしているということ、集団とはいへ、集団化しないための同質同等の個性収奪によるサイレント・マジョリティ的な集団づくりを目指すもので基本路線は自由の收奪である、という」とだ。

四月二八日、大阪高裁の第六民事部は予告どおり、判決を言い渡した。これに対して坂本さん、濱本さんは裁判官忌避を申立てたが、裁判長は簡易却下。二人はその場で抗議しが認められず、持っていた申立書を裁判官席に投げつけ、今度は裁判長、裁判官も逃げださず、その場で拘束命令を一人に下し、残る傍聴人へ退庭命令を出した。

拘束された一人には、法廷の秩序を乱したということで監置二十日の制裁をうけた。坂本さんたちの、この抗議、それによる拘束は、予定のコースという感じがしていた。ぼくは二八日の法廷には行かなかつた。裁判所の北門をはいるとすぐに職員がやつてきて「所持品の検査をして傍聴券を受け取らないと、建物のなかには入れない」と言つた。ぼくは何もしない、できる根拠がないと思っていたから結果的に、ぼくは裁判所のその条件を拒否して構外へ出た。

パンプキンでコーヒーを三杯おかわりして時間つぶしをしていると、学生が興奮してやつてきて、坂本さんたちが拘束されてしまった、という話を聞いた。

濱本さん、坂本さんたちは、ある種のバランス感覚とでもいうものから逃れられなくなつてゐた。酒パックを投げた松下さんが二十日間で釈放になつたのに、その執行に抵抗したというデッチ上げの罪（たとえ彼が、裁判所の警備員がいうような抵抗をしていたとしてもこんなことでは起訴されるはずがない微罪）で、根本さんのほうが正式に起訴されたうえにズルズルと拘置所に拘束されている。

A二六七に関わったのも濱本・坂本さんのほうが最初からではあるかに長いし、関わりも深い。当然、明渡請求の当事者でもあった。控訴審でも控訴人という立場にあってそれなりの表現を続けていた。それなのに、これからは、「根本という批判対象にあつた」男が拘留されていて、次の段階の主役になるのは目に見えていた。

この逆転した情況のまえにあって、根本・鈴木批判をずっと展開し、岡山からわざわざ

雪の北海道にまで学生数人と出かけていて、札幌の根本さんたちの住むアパートの周辺に数十枚のビラを貼りまくったほどの感情的な行動（ターゲットになった鈴木さんたちはどう思っていたのか知らない）をしていた。そのようなことからみても、裁判官逃避や「判決不可能性の申立」書のような書類による審理の時間的な引き延ばしを試みても、もう到底おつかなくなっていた。

法廷でいかに高度な書類提出を繰り返しても、それ以外の逆転するようなアクションをどこでおこないとか、他には何もしないというのでは論理的にも存在的にも恰好がつかないし、学生たちにとつても「唯一の造反教官である坂本さん・最もラディカルな演本さん」という畏敬の念をもっていたひとの姿勢に疑問の目が向けられかねなかつた

控訴審の検事の答弁補充書でも指摘するように、

“松下に対する拘束命令はその身柄確保の必要上、可及的速やかに執行しなければその目的を達成し得なくなるおそれがある（被告人ら傍聬人への排除は必ずしも急を要するものではない云々” という。

拘束命令の執行の対象は松下で、それを妨害する者を排除するというのは、建前であつて、事実とはだいぶ違う。

拘束命令の執行の対象は、酒パックを投げて裁判所の権威を否定し法廷の秩序を乱した松下さんで、根本さんは傍聬人の一人で、急を要するような対象ではない、と建前ではいうが、問題の露出の仕方、事態の流れ（控室からの排除に止まらない。その後の裁判所の根本さんに対する、拘束～公判の比重の置き方）から見ると、松下さんは拘束されるのが当然という対応を裝っているが、緊急・不可欠の狙いは根本さん、だった。

松下さんの拘束に際して、結果、暴行＝抵抗したと、裁判所の職員によって強引に烙印を押された根本さんは、典型的な弱いスケープゴートで、ガードする者もいないと見なし当局にとって狙いやすかつた。

たしかに、弱いものが負ける。

(弱者について、特に、裁判所・裁判制度では、初めから弱いものは排除されている。第一、アキヒトがそうだったように権力をもったヤツはどんなことをしても、法の網の目にはかからない。バレそうになると、政治力で機構を揺さぶり、マスクミ丸がかえで握りつぶしてしまうから公になることはない。

とにかく、金がないひとは弁護士を雇うこともできないし、訴訟を起こすにも、バカに

149

ならない高額の印紙を申立の書類に貼らなければ最初から裁判所は受け付けてくれない。もちろん見せかけの扶助制度はあるが、それも勝訴が確実でないと弁護士を利用できないし弁護士も相手にしない。この弁護士にもカネがないと相手になつてももらえない。相談だけでも高額の、弁護士会でカルテル的に決められた相談料がいる。法廷で取り上げられれば、それだけの訴訟費用もいる。何からなにまでカネ。つまり法のもとの平等という概念はカネ持ちのブルジョアの描いた理想というよりも幻想である。)

残酷なジャングルのように逃げ遅れた者が狙われ、容赦なくいじめられる。それが根本さんだった。

警備員たちは、二月十日の根本さんの置かれた状況を見て知っていた。あの二月十日、閉廷した後、傍聴席で黙つて座る根本さんに詰め寄る光景。廊下に出るまで学生たちにこづかれたり、押されたりしている姿も「弱い者イジメ」と映つただろうし、廊下で激しく一方的に言いつのられるのに、一言も返さない根本さんは異様に見えただろう。

実際、よつてたかって、吊るし上げられ、無言の根本さんは完全に孤立していた。
(その孤立をぼくもほつておいた。根本さんの息苦しいばかりの沈黙、集会や会議など)で彼が質問されて黙りこむところはこれまでたびたび見ていて。話しても一言、ふた言。彼がいても声を一度も聞いたことのないという人は珍しくない。ぼくと個人的には話してもする…しかし、正直に言うと、あの場面ではいったい何ができるのか、何が必要か、わからなかつた。彼は何を考えているのかわからなかつた。なぜ、彼はこんなに黙つたままなのか、なぜ反発しないのか…それは過去のことではぼくでは答えられない、そこは鈴木でなきやわからない、対幻想、対関係…それこそ坂本さんと濱本さんが解決する問題じゃあないの?と尋ね返すしか答えようがないのに、と思われる部分もあつた。

彼にとつては不条理と見えるかもしれないが、その黙り込む彼の姿にぼくは腹立ちさえ覚えた。ぼくなら手をだしているのに、なんで遠慮してるんだ、と言いたかった。
その一方で、イジメ、内ゲバ、リンチ、団体交渉、吊るし上げなどいろんな想念が去来自して時間の鈍い経過にイライラしていた。とにかく不愉快だった。動きまわる学生の、その軽さに妬ましさをおぼえていた。おまえら、なにが問題かほんまにわかつてゐるのか?といふ言葉をつきつけられない自分に腹をたてていた。

彼は何を言われても黙つていた。あのとき一切の言葉には応えないという前提を設けていたのだろうか、そのへんもわからなかつた。ぼくが何を言えば場面が動くのかもわからなかつた。

裁判所の建物のなかにいたとき、ぼくの脳裏にあったのは、あの甲山事件の非公開の法廷で弁護士や検事、裁判官、見知らぬ大人たちに二十数人に取り囲まれ、証言をしつゝ求められて黙りこんだ証人の子どもたちのことだった。萎縮してしまい、「何分何十秒間沈黙」「何分間沈黙」「突然泣き出す」「机にうつ伏してしまふ」と公判記録に書かれた元園児たちのことだった。裁判所の構内では遠巻きにしていたとき、近寄りがたく、また逃げ去りがたく…もう見たくない、逃げだしたい、という思いだった。

あのときじつと見ていた、山本牧師はわかつていたのだろうか？八木さんは…後味の悪い、結末のない終わり方しかしなかったあの日の午後…ぼくは我ながらこの真相がわからなかつた。

裁判所の構内からみんな出たその後、路上でも彼を取り囲んだ輪がゆらゆら揺れていたが、ぼくはパンプキンに入つてコーヒーを飲んだ。

あれからの根本さんのことを、後日知ったのだが…カバンには航空券や財布も入っていた。それを取り上げられ、自主管理されてしまった根本さんはこの関西の土地勘がなく、一銭のお金も持たず、前の晩泊まっていた六甲の学生センターを目指して歩いた。気持ちはそうでも、知らない土地で、うつかり宝塚の方に向かって歩いた。歩いて、歩いて、どこかで神戸方面という看板を見つけたらしく、そちらに向かって歩いた。時間にしていくらになるのか、距離は何キロだったのかさっぱりわからない…とにかく歩き着いたのが、神戸の灘区のキリスト教会。面識はなかったものの、そこでお金を借り、どこかで寒い一夜を過ごし、翌日飛行機で札幌まで帰りつくことになる。

といふ行き場を失うと、あの根本さんも、そういうアラワザがこなせるひとだったのか、と認識を新たにしたものだ…)

エレベーターで下に降りてからも数人の学生に取り囲まれ、無言のままカバンを握りしめ渡すまいとする根本さん。背の高い栗尾くんに奪われかけている根本さんへ、法廷からずっと遠巻きにして二タニタしていた警備員たちも見るに見かねたらしく、

「なんなら、警察を呼んでやろうか？」と声をかけたくらいだから、根本さんの、みんなから浮き上がった姿を最初から、ぼくらとはちがつた目で見つめていたのは警備員らだったハズだ。

根本さんは他のメンバーから批判されているのに無抵抗で黙りこむだけ、ということでも立っていた。あの二月から、警備員はそんな彼を見ていたのだ。

根本さんは四月一五日に拘留のまま大阪地裁に起訴された。その起訴状もまた短い。
 ここで、すぐ目につくのは、検察の起訴の名目の方向転換である。松下さんの制裁裁判の拘束の理由のなかで裁判長（その実質的な彈劾者は書記官だとぼくは信じている）がはつきり述べていながら、あとでこつそりと軌道修正したように、控室から連れだす際、根本さんに、「蹴った」な「公妨じや」と叫んで罪を告知し（根本さんはすぐにきつぱりと否定した）現行犯逮捕したのは坂口警備員だったはずだが、起訴状の第一の対象に顔をだすのは松下さんの拘束の指揮をとった大島邦男警備員に対する暴行があつたという容疑だつた。彼は、根本さんに腕をつかまれ、引っ張られ挫傷した、それが公務の執行を妨害した行為だったと、まったく告知もしなかつた行為？を新たにチッチ上げていることだ。

『公訴事実——被告人は、昭和六一年二月一四日～大阪高等裁判所一〇〇七号法廷において、第六民事部（裁判長石川恭）開廷にかかる昭和六〇年（ネ）一七八号建物明渡請求控訴事件～第三回口頭弁論期日を傍聴し、その際控訴人松下昇及び傍聴人が法廷秩序を乱したため、裁判長石川恭が右松下の拘束並びに被告人ら傍聴人全員の退庭を命じ、法廷警備員らによって同法廷から排除され、同法廷西隣りの証人控室に前記松下昇らと共に入り込んでいたものであるが、

第一 同日午後二時二〇分ころ、前記証人控室において、前記各命令を執行する公務に従事していた法廷警備員である大島邦男の右腕を両手で驚づかみにして引っ張るなどの暴行を加え、もって、同人の職務の執行を妨害し

第一 前記日時ころ、前記証人控室において、前記各命令を執行する公務に従事していた／岸野喜代志の股間部を一回右足で蹴り上げる暴行を加え、もって、同人の職務の執行を妨害し、たものである。

罪名及び罰条 公務執行妨害 刑法第九五条第一項』

★)の「松下拘束並びに被告人ら傍聴人全員の退庭を命じ云々」は後で扱う。

これから、引用するものは初期の検事調書を中心にしてこの「事件」の成り立ち、

その証言を検討していく。なぜ初期を検討するか。もの」とは最初が肝心だから。

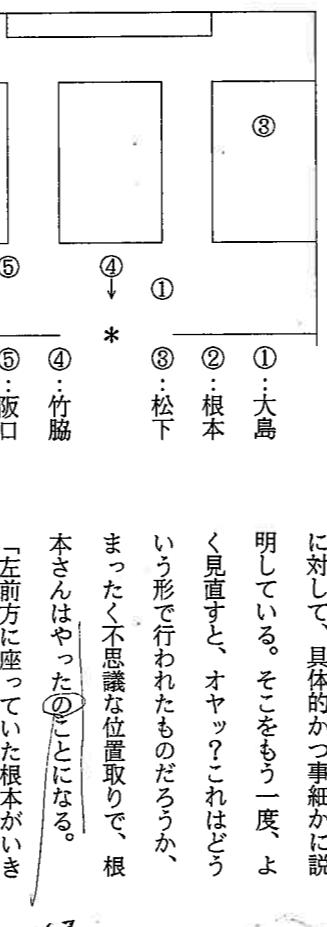
大島は、三月二一日の検事に「右腕を引っ張られて怪我をした」と述べ、四月一日には具体的に引っ張られた状況を説明し、裁判所指定の近所の小山病院で診断書をとった、といい、検事もその診断書をみたと記録している。ところが、実際に一件書類として診断書を検事が綴じこんだのはなんと四月十一日でその診断の日付は三月二九日であり、

「一四日午後二時二〇分ころ受傷 向後約四日間の通院加療を要する見込みである。」

「病名：右上腕、右手関節、左上腕、右前腕挫傷」と簡単に書くのみで、刑事事件の書証というにはあまりにも具体的な説明に乏しい。しかも、通院して治療したという記録も領収書も、証拠となるような物はなし添えていない。

この小山病院が裁判所の指定医院ということについても客観的な中立性はまったく期待できない。

大島が引っ張られた状況を検事



に対しても、具体的かつ事細かに説明している。そこをもう一度、よく見直すと、オヤッ? これはどういう形で行われたものだろうか、まったく不思議な位置取りで、根本さんはやった(⑥)ことになる。

「左前方に座っていた根本がいきなり立ち上がり、右腕の手首の所を根本の右手でわしづかみにして自分の方に思い切りという感じで

引っ張った」という。

根本さんがイスとテーブルの間に立ち上がったとすると、そこから大島の体までの距離がおよそ、八〇センチ。テーブルの幅は六〇センチ。つかまれたという手首は、松下さんを真っ直ぐ指していたわけだからもと前にあり、距離はさらに離れていたということだ。根本さんが立った位置からグッと前かがみになって人並みはずれて長い手でも伸ばさない限り届くとは思われない空間にある。

さらに信じがたいのは、「引っ張ったので、私の体は根本の方に斜め前のめりのようにな

なり」という部分だ。

座ったまま下から引っ張ったなら、斜め前めりになるかもしない。が、柔道や空手を少しでもかじった人はわかるだろう、前に延びた大島の手首を本当に根本さんが掴んだなら、瞬間的・条件反射的に、反対側の左手で、払はすだがその素振りもみせず、黙つて握られたままだったというのか？本当なら大島と根本さんの力のベクトルによって合成された方向、すなわち大島の体の方に腕はたたまれる。また、親指と人指し指の環のほうに腕を持っていくとどんなに握力の強い相手でも掴みとおすことはできない。これは護身術のもとも簡単な基礎動作である。

それにもっとおかしいのは、拘束命令を伝えるときの松下さんの方に向かっていた彼の姿勢だ。肩幅に足を広げ、正対するいわゆる自然体で立つのがごく普通の体勢なのに、ヤクザがケンカをするときのように半身で身構えたのだろうか？体の中心が根本さんに向かうようにしていたのだろうか？

それにいちばんおかしいのは、彼の体の関節はどうなっているのだろうか、ということだ。とっさに手首をつかまれ、外すことができなくて、引っ張られたなら、肩から円を描くように手は根本さんの方に向くだろうが、体ごと腕に加わるモメントのままに引っ張られて前にのめったという体の構造はピノキオ的な構造ということになる。あのがつちりとした体格の大島の体が、斜め前にのめったという外力はどういう方向から働いたものか、難しい問題ではない。この大島の説明がウソだということになる。

ウソというのは、つぎの大島の調書・証言の検討でも明らかになる。

「～根本は～そのような体勢になつてゐる私の右腕の肩のつけ根より少し下の部分の後ろ側を左手でやはりわしづかみにし、さらに強く引っ張り、そのため私は根本の方に体がぐるっと回り、根本と相対するような形になつた」という部分だ。

根本さんは左手をどうもつていつたのだろうか？上から順手でつかんだのか？下からすくうように握つたのだろうか？そもそも前のめりになるといふのは、座ったまま根本さんが引っ張った場合しかあり得ないがこれは大島が最初に否定している。前のめりになつたという姿勢と、相対する根本さんの姿勢はオジギするような前傾の姿勢でなければならぬが、そんな形は説明されていない。

ここで、もう一度あの小山春海医師の診断書にもどさう。この病名のなかで、右前腕と左上腕部も挫傷（広辞苑では、打撲・衝突・転落・転倒など、鈍性の外力の作用によって皮膚表面には損傷を生じないで、皮下組織あるいは深部の組織を損傷すること）うちみ）

したことが診断されている。だが、大島はこの左上腕の挫傷については、「どうでどうしてついたのか具体的にはわからない」と言い、右前腕（これが肘関節部ではないのは、関節のところに内出血があつたと四月一日に説明するのだから明白である。）については、何の説明も加えようとしない。

右手首や上腕に関しては、もつともらしくあれだけ詳しく述べて、根本さんがどういう手つきで掴んだかを描写したつもりでいる。もちろんそこまでの説明が真実なら、大島の左腕にも右の前腕にも根本さんは掴みかかるような行動はとっていないことになる。もし、その挫傷が根本さんによるものというなら、根本さんにもう一本腕がなければ、内出血するような行動はとれない。

それでも、「右手首と右肩下の怪我は今回根本に乱暴され、できた怪我に間違いない」と固執し、二九日にわざわざ小山医師に書いてもらった診断書には明記してあるのに左上腕と右前腕の挫傷について大島自身なにも述べないし、ベテラン検事も一言もこの二ヵ所のキズについては確認しようとしない。横で、根本さんのつかんだ手を放すようにしたと証言する竹脇、阪口の二人もこの、左腕に挫傷するような場面がどのようにして発生したのか、一言もふれない。

だいたい、この「左上腕、右前腕」の点もそつだが、小山医師が書いたということの診断書には信じられないところがある。医師が患者を直接診断して、その結果を記載するハズの診断書に、この医師は無責任に、「付記 昭和六一年三月二四日午後二時二〇分ごろ受傷」とまで書く。つまり、大島が申告したから書いた、という程度のもので、現場にいたかった医師に書けるハズがない。頼まれるまま書いた、診断したかどうか怪しいものだと推測してもそれを「ちがう！」と否定できない、キズをバクロしている。

たとえまた、曖昧このうえもない、この診断書が、事実患者として足をはこんだ大島の裸の上半身を診て医師が責任をもって書いたものだとしても、だからこれが根本さんによって受けたキズだという客観的な証拠にはならない。

もつとも端的に「根本さんの暴行」が成り立たないことを証明するのは、大島の「今までの証言でも十分である。さらにそれを傍証しようとする「仲間」たち警備員の証言の曖昧さをもつてくれば、いっそう明瞭になるし、次の岸野への根本さんの暴行も不存在といふこと、捏造されたものであるということが明らかになる。

大島は、「～暴行を受けた際、竹脇と阪口の二人が根本の両腕をつかんで制止してくれて云々」など。では、制止したという二人と、蹴られたという岸野、それを田撲したと



いう西尾の証言はほんとうに、真実らしいことを述べているだろうか？うういと断ったのは真美は最初からこの警備員らの逆にあつたからである。

阪口→根本の右側へかけ寄つて、「君はなんちゅうことをするんや」と叫び、左手で根本の右腕、右手で根本の右手首を掴んで引っ張つた。根本の右手がはずれた。

根本は私の方へ一步くらい近寄つた。竹脇が、大島の背後を回つて根本の右側へかけより、掴んでいた根本の左腕を右腕で抱えこむようにし、左手で根本の左手首のあたりを掴んで引っ張り、はなした。

西尾→「寝かすなよ」。阪口、竹脇→「いらっしゃい」といながら

岸野→根本の足をまたぐような位置で、股を開き踏んばってくつかんで引き起しそうとした。根本→伸ばした右足の膝を少し折り曲げた後ぽんと前へ蹴りあげ、岸野→股ぐらを一回蹴り上げた。岸野→「痛い、なにするんや」と叫んだ。

西尾→「こいつ蹴りよつた」。阪口→「お前なんちゅうことするんや、お前蹴つたな」と叫んだ。西尾→「こいつ公務執行妨害や逮捕しろ」。阪口→「公務執行妨害や逮捕する」と告げた。

根本→歯をくいしばつた状態で何も言いません。

★大島の手を握った根本を引き離したという主張には時間的なズレがある。しかも、緊急の場合に「君は」となどと悠長な呼びかけをするだろうか。阪口のクセは、「なんちゅうことをするんや」という大阪弁にあるらしいが、この呼びはやはり他の警備員の証言のなかにも出てこない。阪口の供述にしても、西尾、竹脇の証言にしても、控室のなかで警備員たちが口走つたことが多すぎる。実際はこんな怒鳴り声も叫びもなかった。この証言の多さも、後からこしらえたもので、作為的にすぎるというべき性質のものだ。内心では叫んでいたと思いたいのかもしれないが、微かに残っていた良心とでもいうものが、ウソを粉飾したいため、こんなムダ口を叩かせている。

この阪口の証言のなかで、いちばんひどいウソは、蹴つたなと言われた根本さんが、歯をくいしばつた状態で何も言わなかつた、といふところだ。根本さんはそれを否定したし、控室にいたひとたちもぼくもそれを聞いた。

竹脇→先頭に大島、左に阪口、右に私、うしろに西尾、岸野。私まで控室に入った。

男はどうやらかの手で大島の手首を、どうやらかの手で腕付近を引っ張つた。

大島の右手を掴んでいる左手首を左手で掴んで引っ張り、上半身を男の方へ向け、

男の左脇へ右手を入れて引っ張った。阪口→男の右手を引っ張った。

検事の質問→大島、阪口のうしろを回って男のうしろから左手を持ったのではないか?

竹脇→男がく掴んだあとすぐ、男の手を掴んで引っ張ったから、くうしろを回る余裕はなく場所的にも一人の後ろを回っていく隙間はありません。

①・大島

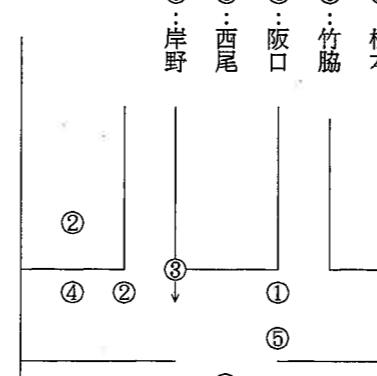
②・根本

③・竹脇

④・阪口

⑤・西尾

⑥・岸野



男の前から私が左手を引っ張り、男と私が正面に向く恰好になり、男は腕を握すつても

がき、体重をかけ、足を突っ張り、暴れて抵抗。私、「こいら静かにせえ」。控室から一人で徐々に出す。手こする。

岸野→男が後ろ斜めに体をそらしているのを立たせようと、おとこの胸あたりに手を近づけた時、上半身を男にかがめていた。股間を蹴り上げた。

岸野→「痛い」か、蹴るな」と。誰か→「蹴った、蹴った」

誰か→「公妨や逮捕せえ」と言ったような気がする。

阪口→「公務執行妨害の現行犯や、逮捕する」

誰か→「寝かすな」 私→「こら起きんか」

阪口、私→男の手首とズボンのベルトとをうしろから持つて連行した。

岸野→控室のなかから、「なんでや、理由をいえ」というような声が聞こえた。室内で何

かもみ合うような状況。竹脇、阪口が男の両腕をかかえて控室から出てくる。

連れだされるのを嫌がって両腕をゆすり体重を二人にかけるようにし、足を前に突つ張つてあはれていた。

抵抗をやめさせようと思い、男の足元あたりに近づき、少し半身になるよう、股を開き、うしろ斜めになっている男の胸倉を掴もうと上半身を前にかがんだ。

掴もうとした途端、いきなり下から股を蹴り上げてきた。

足のつま先と甲のところが、陰部と太股の付け根に当たったように思う。

私→「こら蹴るな」

陰部に当たって痛みを感じた、うなって動けなくなる程のひどい痛みではなかつたが、カッとなつて、「公妨や、パクるぞ」といったように思う。

抱えていた阪口さんたちが、「公務執行妨害で逮捕する」と言ったかも知れない。

私→カッとなつて、男の胸倉を掴んで、きちんと立たせ阪口、竹脇と一緒に連行。

全員退去させ終わつた頃、下腹がうずき熱くなる、根本に蹴られた影響が出て。

蹴られたことをはつきりさせる必要があると思い、事情を説明した警官からも医者に行っておくように言われ、同様く根本から暴行を受けた大島と一緒に、小山医院に診断を受けに行くときは痛みはほとんどなく医師に痛いかどうか触られ、痛みを感じる部分がいくつかあつた。治療はなにもしなかつた。

「右大腿部会陰部打撲により向後四日間の経過観察を要す」という診断書。

その後特に痛みは感じなかつた。

★控室のなかから聞こえてきた声も六回公判の証言では「何で退庭せなあかんねやとか何で出て行かなあかんねやとか」「何で退廷せなあかんねん、理由言えとか」「書面で持つて来いとか、そんなんも言うてました」と付け足しが増える。弁護士が「アクトセントとしては大阪弁みたいでですね」といふと、「そうですね」と答える。

しかし乱暴なヤクザじみた発言も大阪弁で喋るひとも控室にはいないし、他の参加者、傍聴人にもそういうコワモテの芸当のできるひとは一人もいなかつた。

★また、胸ぐらを掴んで引き起しそうと考へたことを岸野は、結局、「やれませんでした。そのあと觀念したといふんですかね、彼がスッと立つて連れて行かれたようと思いますが」と公判で答える。このスッとかどうかはわからないが、立つて連れていかれたというのは真っ赤なウソである。また、その後、岸野が「周辺に傍聴人が残つており、序外へ排除し執行する役目に従事」というのも違う。

★診断書は警察から取つておくようにすすめられ、診断もうけたと供述するが、その診断書は一件証拠として扱われていない。それでも受傷したという。そのくせ、大島もこの岸野も傷害罪では告訴していない。彼らのキズとはもともとなかったのだから、告訴して争いになれば、キズの証明も中途半端には済まされないことを知っていたからだが、証拠として価値のないもので告訴する、このいい加減さがこの後も維持されるのは、何が何でも根本さんを起訴してしまえばいい、あとは裁判所と検察庁がなんとでもしてくれるという露骨な約束ゴトが読み取れる。

西尾→大島が控室に入つたところで、右奥に座つていた松下の方へ右腕を真っ直ぐに突きだし指さしく左の手前に座つていた根本がいきなり、椅子から腰を浮かして前に出

ていた大島の右腕を両腕で掴んで引っ張った。グワッと爪を立てて驚撃みく

控室の入口のところで見ていた。拘束命令の執行の妨害だと思い、排除しないと大島の背後を回って根本の方へ向かい、

「君ら傍聴人は退去命令が出ているから、妨害せんと外へ出ろ」と怒鳴った。

だんだん仰向けになる状態で控室の入口の方へ出されて、私は「寝かすなよ」

両足を入口の方に向かって前に出し、両手を阪口、竹脇に抱えられぶら下げられる

ような状態で入口の線あたりに来たころ、

根本の真正面に岸野さんが来て根本の汚れた運動靴かスニーカーを履いた足の先を股ぐような恰好で右手を伸ばし、胸倉のあたりをつかもうとしていた。

根本がぽんと右足先付近で岸野の股間を蹴り上げるのが見えた

岸野→「痛つ、蹴りよったな」「蹴ったな」と三回叫んだ。大島→「公務執行妨害

や」私→「蹴りよったな、公務執行妨害や」と叫んだようと思ふ。

大島、私→「公務執行妨害や、逮捕せい」竹脇か阪口が→「公務執行妨害で逮捕する」と叫んだ。

★これが西尾の位置説明である。

ここではみんなが言わなかつた場

所に主役としてとして登場したい

という浅ましい欲望・功名心がこ

んな勝手な証言を生み出させた。

たとえば、控室のなかで②はど

うして大島の左、根本の右に入り

込む余裕？ができたのだろうか。まったく不可解である。なぜ

は大島の後ろを回っていく余裕はなかった、という。それなのにいつ、どのようにして、

西尾に②の位置に割り込むことができたのか、という疑問がうまれる。もっとも西尾がこの位置にいたという他の警備員は一人もない。

この西尾の主張はいかにも観察ポイントとしては絶好の位置であり、控室を出た②も岸野が蹴られる場面がもしあつたとするなら、これほどの観察ポイントはない。

ここまで、三つの画面で警備員たちの主張する位置関係をみてきた。

ところで結論から先に述べるようになるが、平成二年十月八日の大阪地裁は検察
院が起訴した事実関係（といふには実際に起つたことと違ひがありすぎる）とその検察
サイドの状況証拠＝証言をそのまま追認してしまった。

「被告人を懲役八月に処する。この裁判の確定した日から二年間右刑の執行を猶予する」
というデタラメの判決を宣告する。

そのなかで、大島、岸野、阪口、竹脇、西尾の「各公判供述はいずれも具体的かつ詳細
であつて、その記憶がはつきりしない点についてはその旨明らかにしている上、その供述
内容は大筋の点、ことに被告人の暴行があつた状況について十分に符号しそう自然かつ合理
的であつて、その信用性は高いというべきである。」と完全に誤認したうえ、根本さんの
暴行があつたとまで断定する。どこがどう符号するのか耳を疑いたくなるような証言を警
備員たちは続け、内容も変遷している。なかでも特に、なにがなんでも根本さんをやつ
けてやろう、という悪意に従つたと思われる西尾の証言は他の四人の偽証と比較してもそ
のデタラメぶりが突出している。その矛盾の解明もなおざりにした裁判所の程度の低さ、
無能力さに驚いてしまう。

ここまでくると裁判所を公平に裁く機関がやはり必要になってくる、と思わずにはおれ
ない。

検察院も、「冤罪」というよりは根本さんの暴行がなかつたのに、裁判所が告訴するんだか
ら起訴した、暴行の有無より裁判所という場所のネームバリューに押されて起訴してし
まつたように思われる。これは起訴も公判も最初から決まつていた、もちろん判決もよほ
どのことがない限り書換えされることのない予走路線どおりだつた、呆れはて怒るにもそ
のコブシのもつていき場のやり場に困つた二文小説、それ以下の笑えない架空裁判という
ことになる。

それでも裁判所で審理するなら違つた側面が徹底的に審理されなければならない。裁判
所のメカニカルなシステム～なかでももつとも重大な役割の解明には大阪高裁第六民事部
の石川裁判長と一人の陪席裁判官の証言をまたなければムリということはわかつてゐた。
証人として呼び出し、入廷から退廷までの事実関係を証言させる。石川裁判長らのウソが
ばれる。地裁もなんらかの判断を避けられない、ということとは、上級の裁判官を地裁の下
級の裁判官が裁くということにつながり、法のもとの平等の実験になつただろう。また、
警備員がほぼそろつていながら、退廷と庁舎外までの排除の執行にはなぜか私服の裁判所
職員（書記官、警備担当者、法廷管理官、総務課員ら）は十五、六人以上はいたのにまつ

たく手をかさず、危険・汚れ・嫌われの3K的な役割を警備員だけに任せて遠巻きにしてみていた。この場面には職制の問題がうかがわれ、身分性や差別の構造の解明にもなるはずだった。しかし、地裁はこれらを除外して審理は検察サイドの証人六人、被告サイドの証人申請は削りにけずつて三人という偏った証人調べで単純化しようとしてきた。

裁判所には「金貸し業者と取立て暴力団」的な家庭の事情と身内かわいさの意識があつて警備員や書記官、管理職員、裁判長らの立場の違いによつて「見せかけの理念」を内部から崩壊させ、利益関係に浸食させた末の、「つくられた」犯罪?に取り組もうとした。根本さんの事件は裁判所内部の人間によつて作出された「犯罪」である、それを審理する資格は最初からこの大阪高裁・地裁にはそなわっていない、裁判所を裁く第三機関でなければ無理だ、といふことができる。

いやそれを嫌つてといふか、それゆえ、被告側からの石川ら裁判官の証人申請も認められなかつた。石川も地裁第八刑事部の河上裁判長らみんなの偽証、無能が明らかにされない裁判などは最初から期待していかなかつた。

(c)の根本さんの裁判所での審理は根本さんだけが被告人として裁かれるわけではない。法廷に出てくる証人みんな、それに根本さんに付隨するひとたちも審理の対象になつてしまふ。外から見ると何がなんだかわからない、興味ないよ、勝手にやりなよ、と言うかもしれない。関係者・関係性が漠然としてマージカルで非常に個人的な問題に見えるかもしれない。だが、その実、思想的には眠りこけたように閉塞している現代の一断面とその情況を明かしていく過程のひとつとして審理されるひろがりをもつてゐる。裁判所の審理などたまたまそのようなステップだったとも考えられる。)

もう改めて指摘するまでもないが、図面の位置からして、どれひとつとして一致するものがない。これまでの「位置」だけでなく、あの短時間のうちにに行われた「執行」なのにそれに携わった当事者の発言や説明は、じく限られたある部分ではびったり合う（執行の後、集まつて口裏合わせの確認作業をした痕跡がある）のに、多くの部分で五人が五人みなズレているのは当然の結果である。

証言は個々人の記憶であるから、曖昧なところがあつても、すこしづつ食い違つていても別に問題ではない。彼らが自主的に証言していることの証だ、と検察・裁判所は好意的に判断するのだろうが、真実に基づかない記憶?に依拠するのだからバラバラになるのは無理からぬことだ。真実、事実がベースになっているものなら、多少のズレはあっても、

161

これほど極端に食い違うハズはない。それでも自然で合理的だとお墨付きを与える裁判所の感覚は異常だというしかない。

「」今まで付き合った手前、検察へ裁判所の判断のアヤマリを解析してみる。

(1) 位置について。

とくに竹脇の図面で③に印をつけたのは、八七年五月の第十回公判での証言をもとに記入した。

「左側におり、彼の左腕、左手首をつかんだと思う、掴んでる腕を離さなければならぬない、引出したらそんなに思い切り掴んでなかつたと思う、大島さんは阪口さんの後ろに回つたような気もする」→西尾グワットとは爪をたてるような驚掴みだったと述べたが、直接腕を握った竹脇は、思い切り掴んでいなかつた、という。とするなら挫傷はいつしたといふことになるのか？

「あなた、被告人、阪口さんはどっちの方向を向いていることになるのか」

「入口のほう、北側ですね」という発言に弁護士も聞きなおす、

「そのまますっと出れば入口に出て行くような状態になつているわけか」と。

警備員たちは、松下さんの拘束にやってきていた。「可及的速やかに」とか「奥緊の任務」とかいうもつたいぶつたその執行には各班の班長があたる、という「打合せ」にしたがつて、控室に入った。それなのに、竹脇はこういう位置取りをなせしたのか？大島は松下さんにに向かって、真っ直ぐ腕を出して、それで指さすような形で「あなたに拘束命令が出ていますので執行します」と言ったという。だとすればなぜ、竹脇は大島が上げた右手を掴まれたというつきの瞬間、根本さんの左手を彼の左手で抑えることができ、北側の出口の方を向くような体勢になることができたのだろう……最初から根本さんが対象だったから、松下さんには背中をみせるというか、半身をみせるような位置に立っていたとか思われない。

それはまた松下さんの拘束が奥緊の任務というくらい重大で、班長がその執行にあたらなければならぬ「五人が執行班で残りの者がいわゆる班員が妨害排除しようやないかと、いうことで決まりました」（岸野六回証言）といふほどのものなのに、根本さんの腕を取つた班長一人と同じく班長の岸野、西尾が現行犯逮捕と連行（六回公判では傍聬人の排除にあたつたと主張するが、それなら班長が拘束することになつていた松下さんの拘束になぜ岸野が関わらず小野警備員があたつたのかという次の疑問を生む）にどうしてあたつた

のか?岸野は根本の連行に付いていっていないように証言するが、事実は彼もついてエレベーターまでいく。

この姿勢、立った位置は前の章で取り上げた阪口の八回公判の証言、「まず、根本さんを排除しようという打合せの段階でそういうようになっていますので、その控室から出そうという行為を私たちはやりました」と、ぴったり符合する。(この発言は阪口が弁護士に追求されるうち、気づいて訂正したことは前に述べた。それを受けるよう裁判所も拘束命令執行を妨害する者がいたら排除しようという打合せであり、あらかじめ被告人を排除しようと決めていたのではない。と言いなおしたうえ警備員の証言を合理的だと認める)

(裁判所がそれを認めたとしても)しかし、そのことは第十一回公判で西尾警備員が、「公務執行妨害やと言つてから逮捕することになつていたんです」と口をすべらせた証言からも、班長たちによる根本さんの逮捕は最初から仕組まれていたことが裏付けられる。やはり根本さんが最初の「標的」になつていたのは間違いないところだろう。

(2) 根本さんのクツ

第一審で、岸野を蹴つたと主張する、そのときはひいていたクツについて、警備員たちにそれぞれ証言を求めたところ、それはみなことなワソの証言で一致した。

警備員には根本さんが雪のまだ積もつている札幌からやってきて底の厚みのある革靴でなければ濡れて滑つて歩きにくい、という点の配慮がないから、学生の何人かがはいていたスニーカー、運動靴という記憶をそのまま根本さんの履物にも当てはめたのだろう。

現行犯逮捕手続書に署名捺印して「茶色のカジュアルシューズ」と書いたあの阪口でさえ「白のクツ」と明らかに「デタラメの証言」し、他には「ズックかスニーカー」「汚れた運動靴」「運動靴かスニーカー」「革靴じゃなかつたことは確か」「グレーに近かった」、また被害者ということになっている岸野は実況見分調書では控室の入口から外側四十センチのところと語ったのに、六回公判では入口よりやや控室内に入ったあたりと訂正?し、「白の運動靴」とまで言い切り服装についても、「ジャンパーみたいなもの着てた下が白っぽいズボンだった」とまでいう。

それぞれの証言にはその説明にニュアンスの違いがあるようでも「運動靴かスニーカー」という形・白系統の色合い」という把握ではほぼ一致している。ここに口裏を合わせた痕跡をうかがうことができる。

一審の判決ではこのクツの矛盾については一言も触れていない。二審の高裁と検察は弁護側から指摘され、「靴の色などについて格別虚偽の証言をする必要性は認められず、單なる記憶違いだから、証言の信用性は左右されない」、「正確でない点もあるが、これは記憶違い、感違ひの類であり、信用できないとされるいわれのない」とは当然である」という判断をする。

岸野に根本さんがクツと服装に関して被告人尋問をしている部分は、「（私の服装～着衣靴について）ジャンパーでしたか、ジーパンやったかな、ちょっとよく、ジーパンか、とにかくあれですか、ズック靴ですか、それしかちょっとと思いつ出せませんな、着衣は（先ほど、なんか白っぽいズボンと～違ひなかつたんですか）そう言われてみるとジーンズやつたかもわからんし（ジーンズと言われたら青になりますか）青、それちょっと分かりません（靴は運動靴だったんですか）運動靴だったと思います（白い靴ですか）はい、白っぽい運動靴です（それは確かにですか）はい、それは覚えてますね、運動靴は覚えてますね（白い運動靴）はい、足元は覚えてます（私は白い運動靴というのは履くということはないんですけど）そうですか」一日瞭然。

着衣、ズボンについて岸野は記憶の正確さに疑問の余地を残している。しかし、靴に関して、履いていた根本さんから違うと指摘されても岸野は自信をもってそれを受け流す。記憶まちがい、感ちがいという可能性も排除している。

「はい、足元は覚えてます」というのは、彼は被書者であり、その凶器は足元のクツであるという認識を確として持とうとしているように見える。

殺人事件ならこのクツはいわば死に至らしめた「凶器」に値する性格のもので、その重要性の認識は警備員たちもちゃんと持っていたらしく、「自分は岸野の股の間に足が消えるのは見たが、クツは直接見ていない」とか「記憶がない」とか「忘れた」とか「はつきりしないが…」と言葉を濁したり保留しようとする証人が一人もいない。つまりクツの説明の必要性は各自持っていたということである。

殺人事件の犯行現場を目撃した証人が四人いたとする、四人がそれぞれバラバラに「凶器」を認定して、それが記憶違いや感違ひですまされるハズがない。証言の信用性そのものが問われないハズがないのに、裁判所は警備員たちに好意的に肩いれして「格別虚偽の証言をする必要性がない」とまで補強し、弁護側の反論を切り捨ててはばからない。これはヤクザが愛用するドスと、アメリカ海兵隊が使う双刃のサバイバルナイフと、板前さんが使う柳刀包丁を複数の目撃者が混同しても記憶違いだと言うに等しい。

(154)

もともと蹴ったという主張をするのに、その現場など存在しない。蹴っていないのだからそのとき根本さんがはいていた靴に注目しなかったとしても無理はない。

(3) 根本さんの姿勢

根本さんの胸ぐらをつかもうとして相対したという岸野が蹴られた位置を変えたのは既にいった。

岸野→「胸元ばかりみていた～足の位置はどこにあつたかはちょっと蹴られてわからなかつた」 「足がどう動いたかは見ていない」、「お尻を下にさげて体重を下にかけ足をこうバタバタさしている状態」という。「胸を持って引きずり上げようとした瞬間私の股間をめがけて一回蹴られた」「アッ蹴られたなという感じがするくらいで特に痛みとかそんなはありませんでした」

岸野に足先が当たったという場所。

第六回公判で、「股間部」「股ぐら」「陰陰部」というんですか、睾丸の奥ですね、それから睾丸にかけてですか」「睾丸の肛門より」と一定しない説明で特定することができない。それも当然といえば当然だ。弁護士に「根本君の右足のどの部分があたつたかというのははつきり答えることができますか」と質問されると、「つま先か、甲からつま先にかけてだと思うんですけど」と本人も想像でしか答えられない。

当たっても痛みを感じなかつた、という程度にとどめているが、うつかりしてはいけない。根本さんは蹴つたりしていらない。この事実を忘れていたら弁護士たちのようなバカげた質問しかできなくなる。

「根本君が意識的に蹴ったのですか、それともたまたまたたんですか～」

「意識的だと思いますが」というやり取りはなんとも理解しかねる。岸野にしてみれば「これくらいのウソは意に介しないだろうが、金を依頼人の被告からとる弁護士のノーナンセンスな質問は戦術的とも、テクニックとも思われない。

下手をすると、意識しないまま当たつたかもしれない、という付け入るスキを与えてしまい曖昧な反論しかできないことになる。

岸野は蹴られた瞬間、「痛いとは感じなかつた」から「痛い」とは言つていないのに他の警備員たちは岸野が「痛い」と言つたと思うと想像で断定し、言つた、ともいう。これは検察サイドにとって「小さな親切、大きな迷惑」であるハズなのに、検察は意に介しない。「こんなのは矛盾ではないとでもいうのだろうか。

根本さんと岸野の距離についても証言はバラバラになる。

阪口→「顔と顔が一・三メートルぐらい」「一・五〇～六〇メーター」「一人にぶら下がるような状態で足を突っ張っていた」「感じでは、～排除されるのを抵抗する意味で足を伸ばしていた」「尻が床から四〇センチくらい」「お尻も大分床のほうにいた」当たるところは見ていないが、「足が蹴り上がるのを見た」「～膝が岸野さんの股間部のへんぐらいまで上がったと思う」「岸野が痛いといったので、当たったんじゃないか」「足をバタバタしているところは見ていない～岸野は痛いと言った、足がバタバタしていなかつたから蹴るつもりで上がったと思った」「西尾が蹴りよつたと言つた」

竹脇→「顔と顔は一メートル」「一メートルはないね」「はい」「尻の位置が、床から七、八〇センチくらいあった?」「はい」「それまで突っ張った足をですね、がんとして移動しなかつたのにですね、彼が前にきたのに足をパッと上げた」「足をバタバタさせていなかつた」

西尾→「お尻と床の間は四〇～五〇センチ?」「あの時はかなりくうべつたと寝てへんけど大分うしろい」と「二人の腰のへんの距離は」「一メートルもなかつた」「岸野蹴られるといふに足が当たつておった」「岸野はなんで蹴るか」「何回も当たつておったように思います」「足を突っ張っていたような状態」「それは、バタバタというような感じ～」「岸野はなぜ蹴るか、と三回くらい言つたんです」

(4) 選捕という告知

前にもぞれくらいバラバラで曖昧で、言わなかつた警備員まで言つたことにしてしまつたかということを述べた。もう一度公判の岸野証言もからめて整理する。

「(蹴つたな、公妨やといふ声は聞こえなかつた)はい。聞こえました、それは(どこから)私が言いました(あなたが言つたんですか)はい(西尾さんが言つたんじやないですか)西尾が言つたかも分かりませんが、私も言つたかも分かりません。それはどちらが言つたか分かりませんけど、私も言いました、それは(あなたは、そう言つたんですか)はい、私も言いました」

? ? ?なんという証言だらう。自分が言つたというかなり強いハズの、断定であるハズなのに聞こえました⑥と自分の声を他人ことかコドマを聞いたようにいう。また弁護

168

士の追求に自信を持ちきれなくなつて、「私も」と並列の言葉づかいをしたうえ、「かも分かりません」と焦点をぼかし、おまけに「どちらが言ったかわかりません」と無責任を暴露している。「これまつたく不自然な言葉のやり繰りで」します。

竹脇→「西尾さんか阪口さんが蹴つたから逮捕しろと言つたと思う」

竹脇→「西尾さんか阪口さんが蹴つたから逮捕しろと言つたと思う」

大島、西尾→「公務執行妨害で逮捕するぞ」といった。

西尾→「竹脇、阪口は、そういうことは言つていない」「公務執行妨害や、逮捕するというのはぼくも言つたし、大島さんも言つた」「全員が言つていた、竹脇も阪口も言つていた」

大島→「公妨やなどと発語していない」

(5) その他の疑問

岸野は根本さんと松下さんを拘束した後、他の傍聴人は根本被告人のように抵抗するのも含まれているか、と質問されると、「抵抗するひともおりましたし、自分からもう仕方なくおられる人もおりました」、抵抗したというのは何人ぐらいかと聞かれ、「ほとんどの何らかの形で抵抗したと思う」、抵抗は口でかと尋ねると、「もちろん口でもすく手を持つていくとバツと払つたりとか、体当たりをこういうふうにしたりとか、いろいろ妨害がありました」と答えている。そのくせ逮捕するとも言わないし、公務を妨害するとも言つていない。これはなぜか? 体当たりといえば相当明確な妨害であるのに…

ぼくは、あの一〇〇七法廷での警備員の暴走と、その後の欺瞞にみちた証言を余儀なくさせたのは、斎藤書記官の判断ミスによるところがおおいにあると思ってるので、最初の「松下拘束並びに被告人全員の退去命令」を出したという架空の裁判長の命令について、書記官の検事調書(四月一、二日付け)、公判での証言に照らしてその矛盾をもう一度見てみる。

この裁判長の命令を聞いたといふのは何度も指摘するようだけれど、あの斎藤書記官だけである。その前段階には、

「三月」四日の午前中、裁判長が退廷とのみ言つた場合は、全員を庁舎外に退廷させるという意味であるといふことを裁判長と取決めておいた」という。

「酒バッカが投げられると同時に傍聴人が立ち上がり、法廷内は騒然となつた。裁判長が『退廷。拘束』と言つた。白い紙の飛んだあたりの下には濱本多恵子が来ており、気をと

(167)

られており、その後に裁判官席を見たら、裁判官はすでに退庭を始め、「

「私は大きな声で、全員退廷。松下を拘束。といったのであり、そのような時、私のまわりに一、三人くらいの者が書類を持って、つめ寄って来て、口々に補助参加の申立はどうなったのか。この書類を受け取ってくれ。先に出したものは見てくれているのか。などと書いており、それに対し、私はすでに提出された申立書は受け取って裁判所には出たという」とは伝えてある。今日の昼に出されたもので、私も内容を見ていないので、裁判官も見ていない、新たな書類なら受付に出してくれ、あんたらの出すものは昼出したものと同じなら受け取る必要はない、などと応酬した。」

「そのようなやりとりが、それぞれがいつに言ったのではなく、区切り区切り口に出された」

「私は詰め寄ってきた者との問答に気をとられ、他の状況は具体的にわからなかつた」「法廷内では警備員が傍聴者などを退庭させようとしていた」

「そのような状況のなかで、裁判官が無事に退庭できたか確認しようと思ひ、法廷から職員出入口を使って合議室に行き、なかをのぞいた。裁判官の姿はなく、無事だと思ひ」「出入口から法廷にもどった際に、山田延吏から、退庭命令が出ているんですか、と聞かれ、出でている、『直應えたよう』と思う」

「（傍聴者などに、退庭命令が出ているから出でていきなさい、と何度も大きな声で）歩いていた」

「その後、裁判官に状況を報告することと、拘束命令が出ている以上、拘束者を釈放するか制裁裁判をするかしなければならずそのことの指示を裁判官に受けるため法廷を出た」

「石川、堀口、小澤裁判官のいるところで、報告。退庭、拘束は（とたずねた）。石川裁判長は、そのとおりだ。」

拘束命令が出ているのに、拘束者を釈放するか（）というのは論理的にもなりたたない言い方である。拘束した、つぎにその人間を制裁裁判か、釈放かという質問ならわかる。それなのに、なんの指示が欲しかったのか？さらに、状況を報告しつたずねたら裁判長はそのままのとおりだと答えたという。この日本語になつていない説明のクドサは、まぎれもなく後から付け足し、斎藤が拘束命令と戸舎外までの退庭を進言、ないしは要求をだした、という裏付けである。

「その後、松下拘束の準備等にあたつた」

「しばらくして、法廷の状況がどうなつているかと（）〇〇七号法廷はすでに電気も消え

て、誰もおらず、松下も表に出ていて、松下拘束を完了したという報告もないのに、松下を拘束できたかどうか気になり、法廷の前方へ行った

「責任者の大島君に、松下に拘束命令が出ているのに、まだ拘束できないのか。警備員だけで、拘束命令を執行できないのか、という意味の話をした」

「大島君は、このままの状態で警備員だけで執行してできない」とはないが、そうすれば怪我人ができるおそれがある。警察官の派遣を要請してくれ。警察官の背景があれば、執行できる」

「裁判官に状況と大島君の言つたことを報告。裁判長は派遣要請する旨」

「書記官室の前に来ていた警備員の大島君などに、派遣を要請するから、松下に対する拘束命令を執行するように、指示した」

「大島君が、執行は警備員でやりましょう。しかし、松下をしらないので、誰か特定してください」

「法廷に入り、松下の顔を知っている千田書記官に特定してもらいうそ、それが大体午後一時五十分過ぎである」

「松下を特定する方法や執行方法については千田書記官や警備員に任せた」

「その後書記官室にいた時、～拘束し、仮監に入れられた。もうひとり、警備員に乱暴した者がおり、一緒に仮監に入れられた。などという意味の話を～」

「拘束が完了～警察に留置命令を裁判所がだす手続きをしたり、～制裁裁判をその日のうちにやることで～その準備などにあたたつた。制裁裁判は午後四時三十分頃、一〇〇七号法廷で～」

★」のように、初めからウソにウソを重ねた斎藤書記官の証言の矛盾を一つひとつ指摘することは難しいことではない。彼は最初から、無かつた事態から次の悪い段階を想定し、架空の場面を脚色し「罪」を捏造している。

「作、ならびに演出は、火をつけて水をかけるマッチ・ポンプ」と斎藤基樹」。

彼の手にかかると、退廷・拘束命令を下してもいい裁判長が、その命令を出したままスタッフさ～さと、その執行も確認しないで、法廷を出てしま～うというチグハグを仕出したことになる。初めから逃げ腰で、まったくやる気のない裁判長であっても、大島が証言したとおり、

「もめた法廷で裁判長が退席する例は、過去には皆無といふぐらいなかった」という。」

これが普通の裁判長・裁判官たちのトラブルの起きたときの処し方だろう。それなのに、拘束命令の執行は誰を、という特定もしないで、またその執行の確認をすることもしないまま出たということが、齊藤証言からは読み取られてしまう。

さらに齊藤証言の投げかけるこのナゾについて、この石川裁判長のとった行動の不自然さについて、裁判所の判断はなにもない。

とにかく齊藤のこしらえた筋書きの矛盾、その原因是、二十日の裁判官との、

「退廷とのみ言つた場合は、全員を庁舎外に退廷させるという意味であるということを裁判長と取決めて」いたという段階から始まっている。この緊張感を強いる打合せが、齊藤のなかで過剰にはたらき脅迫観念になっていただらうことは容易に想像できる。

裁判官が立ち上がって法廷を後にすると、ほぼ同時に酒パックが権威の象徴のような法壇にむかって飛ぶ、異常な出来事、その進行なら、裁判長は「拘束！」と命令するハズである…だが、背後からは何も聞こえなかつた。一瞬待つ。聞き耳をたてる。なにも聞こえない…下を向いてメモしていたからうつかり聞き漏らした？裁判長は何か命令したかもしない、どうしよう？という躊躇と迷いが先の打合せと条件反射的な「裁判長は、こういう時こうするだろう」という予測が重なりあい、うつかりして書記官の頭を占拠したとしても不思議はない。

裁判長の幻の命令？を受けて、齊藤も「全員退廷。松下を拘束」と大きな声で言つたことにしている。何回もいうように裁判長の命令を聞いた、と証言するのはこの齊藤だけである。ところが、ここにまた、それも熱血漢齊藤の頭のなかでの独り芝居ではなかつたのか、という疑惑が頭をもたげる。齊藤が大きな声を出した、と言うのに、彼の声なり、復唱？なりをそこにいた廷吏や警備員たち、傍聴者たちもだれひとりとして聞いたと証言するものがいない。

同じく傍聴席に座つて推移をみていた千田書記官は、裁判長の命令や開廷の声を、「はっきりとは、私のところまで聞こえなかつた」とい、拘束といったかどうかについて、「記憶にははっきり聞いたという記憶がない」。

退廷命令が全員にわかるように伝達されたのは、

「裁判官が退廷されたあと齊藤主任書記官のほうから指示があつたようだ。全員法廷から出てください」と証言するがこれも思う程度の弱いものだ。

警備員と傍聴人の間のトラブルについて、山田警備員が根本さんの顔を殴ったあの事実

は否定するものの、他の場面ではわりと良心的というか率直に証言をして、警備員や斎藤の証言を否定する形になっている。

「すぐにはなかった、初めは一応出でてくださいと退廷命令が出ていますんで」と指示といふか口頭で傍聴席のほうにあつたとおもう。そういう話のやりとりがあつてしまふやうな状態が続いた、様子を見ていたというか、だから自発的に法廷から出でてもいいやるような形の話し合いが続いたように記憶しています」

「その後、警備員の方の実力行使と言いますが、～押し合いと言いますか、そういうのがその後そういう形になった」

「大きな混乱はなかったと思つ」

「根本さんが松下さんを守るかあるいは法廷警備員の人を松下さんから離すか、そういうふうな気持ちだったんじゃないですか～それから～何かもみ合いみたいな形で、傍聴席でワア～という声で騒然とした～状況ができたといいますか」と述べて警備員らが根本さんが体当たりしたり暴行したという証言は否定している。

みんな外へ出たあと、ドアに鍵かけたのは、

「法廷が始まって三〇分ぐらいしたあと～だから、一時半かそれぐらい」

酒パックは見つからなかつた、「記憶ちがいかもしれない」

「ビ～玉は松下さんのときにはなかつたと思う」

「紙飛行機はその後の関係の、松下さん以外の時にはあつたような記憶がしていります」

法廷を調べたあと、「法廷を出て、書記官室にもどつた～自分の仕事をした」

拘束命令が出ているとわかつたのは、「書記官室にもどつてしばらくしてから」

「斎藤主任のほうから拘束命令が出ているんで実際に執行するということがあつた」

「私が書記官室に帰ってきてからですから、だから三〇分ぐらいしたあとでしおうね」

「一時過ぎか、二時前後かもしませんね」

松下さんの特定に控室に行く、そのとき、

「庁舎外まで出て下さい」というような話をした記憶がないんですね、そういう庁舎外という言葉を使った記憶もないんですよ」

「根本さんの現行犯逮捕について、公務執行妨害という言葉は耳に、「していません」

「どういう事実で公務執行妨害ということがあったということをおえわからんんですね」

「退廷命令の執行はいつ終わったのか、「全員三〇分くらいして出ましたので、現実にいつと廊下側に出ましたので、法廷内での退廷というのはそれで終わったんじゃないかなと思

いますが」

千田書記官の証言によって齊藤証言のボロがますますはっきりしていく。裁判長が命令し、齊藤も裁判長になり代わってほんとうに号令したとするなら、傍聴人が何人書記官席につめ寄つて、ようど、撥ねつけ、警備員を法廷に呼び入れ、排除の執行にとりかからせているハズだ。

裁判長とは書記官の上司であるばかりか、自他ともに認める裁判所の制度・機構そのものと一体化し同一視されているところがある。それほどまでに権力を欲しいままにする上司から下された命令を、忘れたり無視することがあるだろうか?…拘束命令は「可及的速やかに行われ」なければならない、というのに他のことと同列それ以下に扱うことのあるだろうか?…

事実、齊藤は自らの仕事である書記官という身分にすぐ気づき、いろいろしながらもねちっこく質問し、補助参加の申立をしようとする傍聴人へそれなりに誠実な対応をみせている。その回答に気を取られ、他の状況は具体的にはわからなかつた、というのは松下さんの拘束命令が出ているという「非常時に」信じられない、ということもできないではない。それはあの事態を回想した部外者の弁である。実際には拘束命令は出なかつた。

ところで齊藤が、酒パックが飛ぶところを横目でかすかに見た、だが裁判長は無言で退廷した、というあの時の事実を知る人たちには頗くことができる。あの日、彼はまさに岡山の大鳥くんに話しかけられ、証言のとおりの対応をしていたし、それを証言するひとが何人もいる。

だが、齊藤の態度、主張はその後、裁判官のいるところに行つて、報告したあたりから大きく様変わりする。

弱腰だった裁判長、裁判官も書記官に状況を告げられ、「退廷命令は?拘束はどうしましょう」と促され、黙つておられなくなつたのではないか?「当然、投げた男は拘束。残る全員、戸舎外まで退廷」ぐらいは言わざるをえなかつた場面が想像できる。

雰囲気が変わり、対応が一変した。その変わったすべてに矛盾がデーンとあぐらをかいてしまつた。齊藤は、上には弱い権力的な官吏の本性が頭をもたげて、その「既定路線」を突っ走ることになつた、ということは容易に想像できる。

それに刺激された裁判所も、書記官がそういうのなら、その路線を踏襲することになつた、と想像してもあながちまちがつていないとと思う。

だから警備員たちの証言に大きな矛盾があつてもすべて記憶違い、感違いとして認めてしまった。

だが、それも長くは続かなかつた。一審ではそうであつても、二審・控訴審の第三回公判で証言した山田警備員（当時三三才）はいっきに事実を暴露してしまつた。

山田はあの三月一四日、控訴人席の松下さんの背後から羽がいじめした一人の警備員の一人で、もう一人は伊東警備員だった。その警備員の動きを止めようとして飛び出していった根本さんの顔面にストレートのパンチを無言で浴びせた男が彼だった。

同じ警備員でも彼は最初から一〇〇七号法廷に座っていた。事実も知っている。それに、大島、竹脇、阪口、西尾、岸野らとは一味ちがう証言になる、その理由はすでにおわかりになると思う。根本さんを殴って、抗議されるや、混乱の元凶として同僚に連れ去られた人物、それが山田警備員だった。

控訴審第三回公判での 山田証言の要約。（ ）は弁護士の質問。

「（裁判官の判決の言渡期日を延期するといふんじやなかつたですか）～警備に従事する者は、裁判官の声を聞いてやるのは法廷が荒れた場合のみで、それ以外のときには法廷秩序維持ということで傍聴人のほうに目がいってるんで、はつきりしたことは記憶が残つてない」

「（いちばん記憶に残つてゐるのは、～控訴人～酒パックを裁判官のほうに向けて投げたといふのが～主文かなんか～言うて、起立して出ていくところじやなかつたかと思う…（裁判官に当たるような状況だったのか、）近いところへんまで飛んだといふふうに記憶しますけど」

「（三名の裁判官がまだ壇上におられたときなの）壇上におりました。（裁判官の向きは）退席する状態やつたんか、終わつて立つた状態なんかちょっと～多分退席する状態じやなかつたかなと」

「（酒パック、ビューッと飛んでいったの）放物線じやなかつたんですか。中身もはいつていたように聞いておりますけど。（それは聞かれた話）その当時覚えてなかつたんで、後でどんな状態やといふことは聞いた記憶が～（それは事件直後ですか）事件直後です」

「（投げられ裁判官は何かされた）あとで聞いたことなんでわからない～（あなたの記憶を書いてください）裁判官から、そういうことがあったので、退庭命令とかそういうこと

を発せられたという、それを間接的にぼくは聞いたという記憶があるような気もします」

「（あなたは聞いてないんですか）～傍聴人のほうを重視してたので、裁判官のほうに向いてなかつた～今は完全に忘れてます」

「（酒パックが投げられたとき、あなたの視線はどうに向いてたんですか）～だから裁判官のほうじゃないですか。（そのとき裁判官がもし何か言われたとしたら、注意して聞くんじゃないんですか）～裁判官の喋ることはがすべて終わって、～そのへんであったので、その後については覚えてないと言うしかないんです。（あなたとしては裁判官の言葉を耳にしたんですか、しなかつたんですか）私自身はやってないです」

「（その後どうなりましたか）～後ろのバーを越えて来られた～何人かおひて、そちらのほうに対処していました。（松下さんの制止には行かなかった）そうです。（あなたは具体的にどうされた）書記官のほうに行かれた傍聴人の～制止を～。（書記官席にはどなたからいらっしゃった）千田書記官と思います。」

「それから收拾つかないまま～傍聴席から入つて来る者がおつた～なかに多分根本がおつたと～それに対し私は制止したと～根本くんを制止してたと～法廷内が騒然としてたので～定かじゃない。（制止する位置、最初に座つておったイスの近くで根本を制止している）はい。（制止して、その後どうしたんですか）前後～しとるかわからないんですけど、法廷内で控訴人がタバコを吸いだしたと～そちらへ向かった記憶がちょっとすぐに取りに行こうとしました。違う警備員がとつたとおもう。（どなたか踏み消しましたか）ちょっとそれは…大島氏か…大島氏じゃなかつたかと～」

「（根本さんを制止しておつたのは最初はあなたですか）そうです。（それから）押し切られ～一旦バーのなかへ入つたから、外へ出して後ろへ出すつもりでしたけれども、押し切られて、中で～制止を振り切つて…中へ完全にフリー言つたらおかしいですけど～最終的にはぼくは多分根本君からはずれてるということで…制止したけれど、応援に何人か来て～一人ではできなかつた～根本君があまり暴れるもので、何人かの警備員が退出させようとしてた行為に加わって、廷吏の机がある～その位置のへんから外へ出したという記憶しか残つてないです。（あなた先ほど途中で根本から離れたと言いましたね）はい」

「（最初に根本の制止にあつた）そうです。（逃げたら追つかけるん違いますか）手におえんかつたらどうしようもないんで、～あとの警備員が対処してくれたら自分は違うところに回ることも考えられると～（あなたの横を擦り抜けていったわけ）そういうことです。（その先是見てな）そのあとは…（見てない）はい。（そんなバカなことないでし

よう)自分にはそういうふうにしか言えないです。(あなたは正直に証言しないとダメですよ)自分裁判所の人間やからウソを言つことはないです」

「(あなた、根本の制止行動を記憶ありますね)なんで記憶に残ってるかというと、根本自身がやっぱり大分他の者よりも激しくあちらこちら動いてやってるというのが記憶に残っていますんで、しきり覚えておると(書記官席の近くにいて、その後根本の制止に向かった理由は)前回警備にあたったとき何人か特徴ある者、その中に根本が、根本は大分暴れてる、入ってきたらまた同じような結果になるとアカンということです」

「(書記官席に行つたのは)抗議いうんか、その後の進行、ちょっとわからない、暴言と汚い言葉でやりとりがあったということで、それがいけないということで、対処」

「(根本を当事者出入口から外へ排除後は)何人か、法廷内におる者を退席させ、(何人くらい出した)ちょっとわからん、四、五人くらい(傍聴席にいた人は何人出した)今は記憶ないです。中に根本がいたことは確か、もう一度根本が中に入ってきてそれを退席させた(退出させるのにはどれくらい時間かかりましたか)何分か記憶してません」

「(全員外へ連れだした後どうなりました)控訴人と根本一人、証人控室におつた(あなたはどうした)退庭命令、構外まで、庁舎外でしたんで、その行為をやってた(具体的にちょっと)傍聴人を構外へ出す行為をやって、警備員の人数がすくなかった、それで時間を(出そうとしたのはあなただけか、それ以外の警備員もか)そうです(どちらの方向)法廷専用廊下、法廷専用エレベーターから出すと、結局その時にすべての人が出せないところへ連れていった)一、「三人違いますか(手を離した。その指示は誰がした)多分大島さんの指示だと思います。聞いたと思います」

「(それからは)松下が裁判官に向かって酒パック投げた行為に何らかの処置があつたと思つんです。」指揮者大島氏が松下氏を先にだす行為に入った」

「(手を離し、もう一度やり直すという指示)その後、警備員はどこにいた」この辺

↓公衆廊下のベンチ六席の西の外れの前のあたりに図示する。このイスのところにぼくと山本さんが座つて見ていた。その間に、警備員が一列に並ぶなどという光景は一度もなかつた。これも山田の空想にすぎない。

「(松下氏を排除する行動に入った)裁判長の命令が出ている、書記官が松下氏に言う、それやってから警備員が排除する(書記官がその場にきた)そうです(それは先ほどの印をつけたところで聞いた)はい。たぶん大島氏から」

125

「(何時)ころ警察官はきた) ……」一時前くらい(何人くらい) ……」十名くらい(警

官が来て実行までにはどれくらい時間が) 大体五分までくらい」

「(執行の着手は) 書記官が最初に言葉をかけ、警備員が着手すると(その話をあなたが聞いたと) はい、それは聞いております。班長と大島氏以外の警備員については松下氏を出すときに妨害があつたら~妨害排除に回りました~一列に並んで(松下さんはど)におられたか) 証人控室の長椅子に座っていたということだけは知っていますけれども(中は何人くらい) 一人だけやつたんと違います(一人はどうちらが先に排除されてきた) 多分松下氏を排除するんじやないですか」

「(法廷の中の)ことも一つへん聞きます。」の廷吏の席の周辺で何かもめてたという記憶は) 根本を排除する時、根本が暴れて廷吏の机の上の物を全部落としたと~」

「(根本さんの体にあなたの手が触れたとか) 排除するときには手を摑んだり、背中から押したりで(何か打撲を負わせるようなことは) やつてないです(彼がうずくまつたといふことは) 見たことないです(根本さんの排除にからんで、どなたから抗議を受けたといふことは) 一切ないです(特別公務員の暴行凌虐罪で告訴するぞ)、言われた記憶は)

私自身がそういうことをやつてないので、多分警備員もそういうことをやらないと思う」「(裁判官は酒パックを投げるところは見ておらない。飛んできた所も見ておらない) 法壇の後ろの壁に当たった時に分かたんじやないですか。音で(想像ですか) 想像じやなしに~退庭命令というのを発しているといふこと~山田廷吏に聞いた(その時点では聞かれた) 聞いたのは裁判官退出後です(退出後のいつの時点ですか) 傍聴人が中に入ってきた時点ですか(あなたは制止行動にあたっていた) はい(山田廷吏に聞く時間があった) 真ん中きて、証言台の付近に来て、大きな声で、裁判官から退庭命令が出たので傍聴人全員出なさい、という指示を再度聞きました(裁判官が退庭されてどれくらい後) 二、三分か長くて五分くらいして」

「(あなたが書記官の)いろいろから、根本が入ってきて接触点まで行く時間はおなじ) はい(距離は大分違いますね) そうですかね、はい(あなたは相当なスピードで行かれた) そういうことになりますね(その時当たっていましたか、強く) 当たるというような行為は絶対しないですね(その時にあなたに強く手拳で顔面を殴られたと) 警備員というのはそういう行為はやつてはいけない~そういうことは一切やるという行為はしません。今までやつたことないし、全員同じ気持ちやと思ひます」

「(あなた自身は全員傍聴人が法廷から出るまで残っていたと) そうです」

正木裁判官が「じゃ、山田廷吏以外に同じように裁判官から退廷命令が出ているというようなことを離した人は記憶ないですか」と聞くと「ないですね」

「暴力を（根本から）受けたということは」と裁判長が聞く。

「それはちょっとないと思つんですけどね」

検察側からも証言はさせたくない、必要ないと見られていた山田警備員の証言は、初めの説明で足りるから載せることも考えていなかつた。あの場にいなかつたのだから、事実関係はどう動いたのかは知らないし、それでも証言するとしたなら大部分ウソか、教え込まれた範囲しか応えられないのはわかつていた。

しかし、出動要請でやつてきた警察官の数を知らないことを明らかにするような証言をすることでやはり彼が、根本さんに最初の暴力をふるい仲間に連れ出されて、以後はいかつたという事実はこの要約で明らかになつたと思う。

彼は松下さんらの拘束にタッチしようにもその場にいなかつたし、そのとき一列に並ぶような「妨害排除」（こういう場面はあのときあまり実感がない）の場にいなかつたこともチグハグな証言のすべてからわかるだろう。

しかし、控訴審での証言を高裁は「暴行を加えたという山田は当公判庭で右事実をはつきり否定しており、当審において弁護人から同証言に対する弾劾証拠として請求され特にうそを言つているような不自然な点は認められない」といてバカな親が子の失敗を隠すように、肯定的に評価する。そもそも、やつた本人が、その誤りを認めるというような人間なら、最初からひとを殴るようなマネはするハズがない。

ともかく、高裁にしろ地裁にしろ基本的な理解力・国語力とでもいうものが欠けているし、常識的な想像力も乏しい。あれだけトンチンカンな供述をする山田の証言に不自然なところがないという。山田の証言が正しいのなら、一審で証言したほかの警備員たち、千田書記官、斎藤書記官らの証言が間違つていてことになる、といふ一考選択を強いる部分がある。そのことを裁判官たちは無視しようとしている。ウソも百回繰り返すとホントになるというが、不自然さどころか、他の警備員たちとまったく相容れない証言をしているのに不自然な点がないというのは、ヒイキの引き倒しである。二審の第一回公判を聞いた後、検事は答弁補充書を出している。そのなかで、「山田証言については、前期大島証言らとの内容において食い違う部分も存するが、これは年月の経過からくる記憶の薄れによるもので、何ら不自然ではない」と肩をもち、「なお、右の暴行の事実が存するかどうか

かについては、そもそもこれらを論じてみたところで、本件各反抗とはその時刻、場所が異なっているため、本件犯罪の成否に關係がなく、所論の法廷警備員らが特別公務員暴行凌虐罪で告訴されるのを封じようとして本件を作出したとか、仮にそうでないと至ても法廷警備員らは被告人への暴行が問題になるのを恐れるあまり被告人の消極的抵抗が暴行と映ったものであるという主張については、全証拠を検討してもそのような事実は全く認めることができない」とまで開き直ってみせた。見事なアホぶりとしか言いようがない。この「主張」は根本さんの被告人尋問の例の質問部分を転用し、弁護人の不用意というか、頼みもしない逸脱した主張を悪用したものであった。

しかし、虚心に山田の証言をみると年月の経過からくる記憶の薄れではない、大きな矛盾のあることはあきらかである。

その典型的なものは、山田警備員の証言によると、バーのところから入ってくる根本さんを止めることができず、横を擦り抜けられ他の警備員たち（いつどこからやつてきたというのか）に任せていた。その後、根本さんが暴れて廷吏の机のうえのものをぶちまけたりしていた（こういう証言は他の職員からまったく出ていない）から、書記官席の近くにいた自分はその根本さんの規制にむかつた、とも言っている。

そういう暴れるほどのパワーをもつた根本さんの姿は、この日、あのバーから入ろうとしたこと以外、まったく見られなかった。それにまた、廷吏の机の物を誰かがブチまけるような場面もこの日なかった。

そして、法廷から傍聴人を出し、「警備員一人がかりくらい、手を握って、もしくは押して出す／＼法廷専用エレベーターから出す／＼（十四、五人の警備員ほぼみんなででか）ほぼ全員でやっている」という山田の証言は彼単独の妄想で、他のほぼ全員はこういう排除の行為は証言していない。これもそこにいなかつた山田の描いたウソだ。

山田はなぜ根本さんがこれほど素早く立ち回ったり、暴れたり、目立つ人物だったといふ縫空ごとに固執するのだろうか？ 横をスルッとすり抜けられ、手のつけられない酔っぱらいみたいに暴れていた、そう言えば、多少とも自分の愚行に理由づけができると錯覚したのかもしれない。

法廷の証言において、またこれだけ根本さんを特徴のある人物として印象づけようとするのも、やはり自分がどれだけ理不尽な暴力を、郵便配達という現場仕事＝立場は似ている公務員の、あの根本さんに振るつてしまつたかということをよく自覚している、ということのアカシのようなものだ。

「自分は裁判所の人間やからウソは言いません」と言う彼の、これだけデタラメな証言には悲哀をおぼえる。なぜ、言えばいうほど傷口をひろげていくような明白なウソを並べるのか?…偽証ではあっても他の大島ら警備員の証言(共同でウソをつきあっている)とも丸っきりくい違うあからさまなウソを並べるのか…あの後のことをほとんど知らないに等しいウソで、同僚に教こまれたというよりも、偶然あとのことを小耳に挟んだという程度の、あやふやな情報にしか接する機会が彼にはなかつたのではないか?…他の警備員たちから孤立していたのではないか、仲間はずれになつたのではないかとさえ思われる。迷惑がられ、こんな混乱を引き起こしてアホか、と軽蔑され相手にされなかつたのではないか?…

彼は職場のみんなにも上司にも受けのいいウソをつく必要があつた。彼は裁判所の仕事をしているが、裁判官や裁判長ではない。法廷の警備という補助的な現場の仕事をする人間で、体力以外には特にこれといって必要な技能がいるわけではない、交代要員はいつでも用意できる。つまり、足手まといになるようならいつでも切り捨てられる。

警備員という存在は縁の下の力持ちである。彼らの仲間の警備員の一人は警戒訓練をしていて、同僚に投げられ、受け身に失敗して脊髄欠損をし、長期入院したが下半身マヒにおいて、国を相手に保障を求める裁判をおこしたが、大阪地裁の一審では国の過失はなかったという判決で切り捨てられた。

山田もこのウソを主張し続けなければ、職を失うと思っているのだろ?か。しかし、ウソはバレてもバレなくても彼の職を奪うことはない。彼は、斎藤書記官のウソにより、石川裁判長や検察官、検察サイドの証人のウソに守られ、審理する裁判所の身ビキと能力のなさに守られている。

その小心な彼は少林寺拳法を身につけているらしい。禅宗のなかから生まれた少林寺拳法の基本的な態度は防御である。その技はなにかの瞬間に、条件反射的に出なければ、武道を身につけているとはいわない。とっさにどう反応するかは、反応しなかつたということよりも優先されるとは言い切れない。だが、飛び出す相手の姿勢・その目の動きを見れば、専門的な武道家ならそれが攻撃的であるのか、無目的であるのか、闇雲なものであるのか、危険なものであるのかは瞬時にわかるものだ。山田は透徹した目を持つてゐる武道家でもないし自己抑制のきくタイプでもない。職務に忠実かもしれないが、あわて者だ。あの仲間に連れだされるときの怯えた目は武道によつて鍛えられた人間のものでもなかつた。確信をもつて臨んだのなら何も逃げだす必要はなかつたし、追及されて反論できない

ハズもなかつた。鍛錬の技であつたら、無防備の相手を殴るようなことはない。誤つて手が出てしまつたなら、反射的にその場で「ゴメン！」と謝るのが武道をやつている人間のいさぎよさと心構えであり、それは誰にもあり得ることで、いつもやつていることだ。しかし山田にはそういう鍛えられた精神性がまったくない。

それでも、弁護士に少林寺をしているのか、と聞かれている。大学一年から始めて（ここにちょっとと引っかかるものがある。大学の拳法部や空手をやつていた連中の多くはスト破りや暴力団まがいの連中だったことだ。そのイメージを山田に重ねるのはもちろん偏見だが…）五段だという、昇段試験は勝ち抜きだから周りの競争相手が相当弱かったのか、かなりの努力家なんだということは想像できる。その後も道場にかよっているという、彼の心のなかは眞実への恐れと自己の人間性への裏切りの念であるとしているのではないかと想われてしまう。

ぼくは九一年一月二一日に証言し、同日に証言する山田警備員の顔を久しぶりに見た。

食い入るようにして覗きこんだあのときの顔だった、髪の形も変わっていなかつた。

ぼくは彼が殴つたとはつきり証言した。特別公務員凌虐罪で告訴するぞ、と怒鳴ったことも証言した。名前を言いなさいよ、と廊下を追つかけ何度も迫つたことも言った。ほんとはなんで殴つたりしたの？と尋ねたかった。ぼくが告訴するぞ、と言つてしまつたために彼は逃げ、彼の行為を警備員と書記官は隠さなければならなくなつて連れだした。きみにやられた根本さんがその隠蔽工作のため逆に追いこめられ罪をかぶせられてしまつたじゃないの、と言いたかった。

ともかく、ぼくは裁判長に職業は？と聽かれて、「作家です」と言つた。記録しているメモに基づいて証言しているとも言つた。ぼくのその証言がウソというのなら、山田にぼくが名誉棄損で告訴されることを想定していた。結果からいうと、高裁の裁判官はぼくの証言は間違いだ、そんな事実はなかつたという判断をした、けれど偽証といった判断はしなかつた。

さきに山田証言に対する裁判所の判断を引用した。その続きはすぐ、ぼくの証言の信憑性への疑問と否定になつている。

「証人は、当時の状況をメモに残していたので正確である旨供述している。しかし、関係証拠によれば、本件事件発生直前、被告人は証人控室内で、入口からみて左側（東側）手前に座つていたと認められるのに、大島に暴行を加えにくい位置の奥に座つていたと事実

に反する供述をするなど被告人を庇おうとする態度が窺われ信用できないといわざるを得ず、その他の関係証拠を検討しても、当日公判廷で山田警備員が被告人の顔面を殴打した事実はなかつたと認められ、所論は前提を欠き採用できない」

「ここで注意しなければならないのは、ぼくが控室に入ったのは松下さんに警備員の話を伝えなければ、と思っていた。松下さんは動かないだらうけれど、とにかく強制執行にかかるから、と切迫する気配を背にして入つた。そのとき根本さんには悪いが、机に肘をついて顔を手で覆う根本さんのことはほとんど眼中になかった。なかつたけれど、根本さんの座っている姿が脳裏にあつたから、証言の通りに記憶していたから、それを言葉に託した。裁判所は関係証拠によると述べるがその証拠なるものは物象ではない。ぼくの記憶する時間とも、他の人の証言する時間が一致するとは思われない。また、証拠となる写真の一枚も残しているというのでもない。さらに、ぼくは「大島に暴行を加えにくい」云々などという証言はどこにもしていらない。そのへんのことは弁護士も尋ねていらない。勝手に裁判官が作ったもので、客観的な説得力はまったくない。

ぼくはぼくが控室に入つて、そこで見た位置の記憶を言ったまでのことである。ぼくの証言記録はB-4判袋とじ二六行で五一ページある。裁判所が問題にしているのはそのなかの一七ページの後半から二八ページのはじめにかけての「（根本さんが座つてた場所は同じ場所ですか）はい（その位置を速記録末尾図面に⑯と記入してください）記入した（控室内の東側の椅子の一番奥ですね）はい（手はどうされておったんですか）机に肘をついて、こういう感じで（顔面を覆うようにして、俯いた状態ですね）はい」という十行の部分である。これより他の九九%以上の部分はその他の、この事件の本質的な問題の展開について証言していく、山田が殴り、それを追及していく部分は七ページにわたる。この山田が殴つたことを証言するのは傍聴席にいた裁判所職員、警備員ら関係者を除くほぼ全員がしている。廷吏と話こんでいてその暴行を見なかつた人も、「特別公務員凌虐罪で告訴するぞ」という抗議と追及の声は聞いている。山田が仲間に両腕をかかえられて法廷から連れだされるところも叩撃されている、ぼくだけがそれを主張しているワケではない。意見が二分しているというのではない、裁判官を筆頭に裁判所関係者はこの事実を隠そつとしている。だから、山田が他の職員と行動をしたという判断をし、まともに答えられない山田の証言に矛盾があつてもその点は黙殺していく。

また、ぼくがいくらしたくても、見えなかつた（見せなかつた。警察の鑑識課員がカメラをもつて控室に行こうとしたが、裁判所の職員が証拠写真を写されるのを警戒して控室

から根本さんと松下さんを連れだすまで近づけないようにした)控室での「大島に暴行を云々」の証言はしていない。ほんとはしたかった。根本さんや栗尾くん、松下さんの話も知っていた、一審での警備員たちの証言を聞き、竹中さんの証言記録を読む機会があったから、マコトしやかに仮想証言しようと思えば、山田警備員よりマシな話をする」こともできた。しかし、そこまではしなかった。(だから、これまであれだけ長いスペースを割いて根本さんが大島の腕を掴んで挫傷させたという不可能性について推理してきた。)

このぼくの証言について、三ツ木検察官は、

「証人は、当時、一〇〇七号法廷で、被告人根本が法廷警備員から顔面に暴行を加えられたのを目撃した。且同被告人の弁解に沿う証言をしているが、右証言については、本件後すでに六年近く経過しているのにその内容が余りにも微に入り細にわたっていることのほか、同証人と被告人らとの関係などに照らすならば、到底信を置くことができない」というおかしな判断をする。詳しいから信頼できないという主張も納得できない。また、根本さんとぼくの関係をぼくは述べていないし、検察官も裁判官も尋ねることはなかったのに、推測で判断し、だから信頼できないと否定的に解釈する。まったくどうかしている、という他に言いようがない。

裁判所はぼくの証言を否定的、かつ懷疑的に取り上げるのは「」だけで、「など被告人を庇おうとする態度が窺われる」という。事実を供述することが根本さんを庇うことになるのは当然だ。裁判所の警備員と書記官、裁判官がグルになってウソを正当化し、なかつた暴行をもって事件をデッチ上げ被害者に罪を被せようとするから、ぼくの述べる事実は彼らと対立する。ぼくの証言が、そんな小手先の工作はやめたらどうかと、いう批判を含まないなら証言したって無意味だ。ただ、ぼくのなかには根本さんを庇うというだけの特別な意識はもっていない。実をいうと、氣の毒だと思っていたが・根本さんのあのような沈黙もヘリンチを受けた者の一つの硬い表現、拒絶の身振りとして判断すべきものかもしれないが、ぼくにはそれが一貫性のある必然的な沈黙のようには思われない。それでも根本さんのすべてが理解できていたワケじゃないし、ここにきての沈黙もあまり愉快なものじゃない。

A三六七から始まるいくつかの事件とぼくの関わり、位置関係を確認する作業の一端になるからこそ証言した。だから、当然のこととして事実は述べている。その結果、ゴリゴリの裁判所にそう聞こえたというのならばぼくの証言の目的は多少果したことになる。

ただ、ぼくの「審での証言も山田の証言も根本さんには間接的にしか伝わっていない。

山田を根本さんが見ていたならどういう対応をしただろうか?…

構成があっちへ行ったりこっちへ行ったりとわかりづらいことをお許し願っておきたいと思ひ。

裁判所へ嫌々やつてきて聞いていた根本さんの怒りと失望、絶望、目の前でやり取りされていることへの違和感と諦めが段々と深くなつて行くのが彼の姿から伝わってくる。その例は一審の公判の前半まで、根本さんは検察側の警備員や千田書記官に対して、被告人尋問を証言の終わる前に毎回しているが、その口調、言葉づきにあらわれている。

六回公判の岸野に聞く根本さん。「当日法廷内で、多くの警備員に殴られていて、その証人控室にいた段階では貧血気味で、蹴るとかそういう状態ではなかつたんですが、そして岸野さん自身が私をエレベーターのほうへ連れて行った段階で、いつまで残っているんだって、残つていなかつたらこんなことになつていなかつたのに、残つているからお前をパクるんだというようなことを一言いつてるんですけど、それは」「存じですか」

「そう言つたかもしませんね、そしたら、それは覚えてません」

「要するに、蹴つたからじゃなくて、蹴つたという事実はありませんから、要するにそこに残つていたからというような言い方をしていねんですがね、後ろから何回も殴つているんですけど、覚えていらっしゃいませんか」

「そんなことしてませんね、覚えてませんね」

「覚えてませんということは、あつたかもしないということですか」

「いやいや、そんなことしてません、第一ありません、そんなことあんどうしたことも覚えていません、あなたと」

六二年五月の十回公判は竹脇への被告人尋問。口調がそれまでとはガラツと変わつていい。今までの推移からみると対等に話してもしようがないという絶望感と焦り、接点を見出そうといふことへのあきらめがそのときの口調にも表情にも出ていた。

「根本被告が大島警備員の腕を引っ張つてと言つたが、大島警備員が根本を掴んでそれを根本が放そとしたというのが正解でないか」

「……、その放そつとうのはどういうことですか」

「先に大島警備員が根本の腕を掴んで、それを根本が放そとしたという順番で言つたほうが正確じゃないか」

「そうじゃなかったと思います」

「根本は岸野の股間部を足の甲で蹴ったと言つたが、それは竹脇証人がまわりの声にまどわされてそう思つたんではないか」

「いいえ、そうではありません」

「蹴つてないものなんぞ見えるんだ」

「……、私にはそう見えました」

翌日の十回公判は西尾への被告人尋問。この西尾の証言する姿勢、ことに神経を逆なでするような言い方に煽られるように根本さんの質問は一貫性を失い、感情的で怒りがあらわになっていて、聞くものの気持ちを冷やかにさせてくれた。あの言葉数のすくないひとが、こんな投げやりで暴力的な言い方をするなんて…彼は自分だけが正義の側に立っている、どんな質問もできる、どんな言葉遣いもできる、という一種の権力者的な錯覚をしていたのではないだろうか…みんなそろいも揃つて何やってるんだ、ウソをいうな、俺は何もしてないぞ、という彼の無念さがわからないでもない、だが、しかし…

前回公判の一月十日の被告を警備していく見て見たという証言をもとに、

「そのときの様子を言つてくれ」

「そやから、北出入口付近で女性となんか掘み合いみたいなしてるので、よく覚えてい

ます」

「三月一四日、壁に落書きしたのを見たと言つたな」はいと答えると「壁にいろんなこと書いてあるな、禁煙とか非難口とか。それと西尾の言う落書き」という違うんだ

「あれは禁煙とかそういうはったものは案内板であって落書きではない」

「拘束人を執行するために証人控室に入ったな、西尾は」はい、といつと「その入つていく前に被告のことに対しても、警備員と何か話したか」

「別に話していない」

「せつぎ、証人控室に入つて中腰で乗り出し、大島に乗りかかるようにして腕を引っ張つたと言つたな」はい、といつと「それはちょっと違つんではないか。大島が初めに被告の腕を掴んでそれを被告が振り払つたというのがより正確ではないか」

「いや、違う」

「自分の言つているのがあたつているというのか」（うなずく）

「仮監に連れて行くとき、被告は蹴つていないので蹴つていないと言つたら、警備員の一人が蹴つていなくてあんなところにいつまでも残つてゐるからパクられると言つたんだ

186

けれど、それは初めは岸野だと思っていたんだな。ところが今日ここに西尾が来て、今見

たら西尾だということが分かって、岸野はそのとき否定していた。西尾、言つたんだな

「おれはそんなこと言つていないです」

「でたらめばっかり言つて、蹴つていないのにどうして見れるんだ」

「見えたから見えたんです」

「何か落書きの写真を撮つたと言つたな、何枚撮つたと言つた」

「二、三枚撮つたと思います」

と聞き、最後には「三月二四日、被告をでたらめに逮捕してその後いろんな供述とか取つたと思うんだけれども、その前に警備員同士話し合つたりしてゐるか」

「そんな間、なかつたです」

「警備員といろんな話していないということですか」

「そんな時間がなかつたです」

この最後の一行のやり取りがまた聞くものを殺伐とした感情に導いていった。普通の感情を抑え、怒りを表に出そうとしていても最後にはこういつもの口調を使わざるをえない根本さん。

あのときぼくは、なぜか、あなたには、友達がないのか尋ねてみたかった。

十三回公判では山本牧師が証言している。その後に根本さんが牧師の証言に戸惑うとうか、多少の違和感をおもてにだしながら被告人尋問を試みている。その言葉遣いもいつもの根本さんのものではなかつた。

「（～法庭において控訴人である松下さんが何か物を投げ～あなたも見ておられますね。～物を投げたという行為はどういうふうな意味合いに取られましたか。）一つはイエスキリストという存在が敵対するパリサイ人や律法学者によって食を貪るものの大酒を飲むものと言われている～キリスト教のなかでは聖餐式という儀式が大変重要で、～パンを食べそしてぶどう酒を飲むというそのことの意味を象徴的に伝えてきて今日に至つて～食べるということ、それから翌日には裁かれて死刑になる～過酷な面と、他からはちょっと計り知れない祝福というか喜びというかそういうのが松下さんの行為にも、あるいは聖書で伝えるイエスのプロセスのなかに私には重なつて見えるところがあります」

「（証人としては松下さんの行為をきつかけに法庭が騒然としていく状況になり、～いう事態に発展していく、根本さんは刑事案件として起訴されて審理に至ると、～いう

事態に拡大されていったことについてあなたの目から見てこれは当時の認識でもいいんですが、その点はどういうふうにお考えになられたでしょう（大変過酷な面と同時にいわく言いがたい祝福だろうと、大胆に言わせてもらえば）キリスト教の信仰というのは、死刑十字架で死刑を被った存在がキリストなんだと救い主なんだと、人類を贖う意味を持った本質的な存在なんだというように把握するのがキリスト教の信仰の共通項だと思うんです（どうのような過酷な事態のなかでもそれは私たちの言葉で言えば、神なりキリストなり主なりの導きなんだと、その闇がもっとも深いように見えるその向こうに実は光が差し込んできているんだと、そのような意味で未知なる祝福を手繕り寄せるプロセスだと思っております）

「山本証人はさつき裁判官から退廷命令及び拘束命令は出ていないと言ったが、それがこの裁判でも重要な一つのポイントだと思うんだが、弁護人側からこの裁判官の証拠申請が行われているんだが、裁判所は今のところ認めていないんだが、それを牧師としてその日本キリスト教団等と重ね合わせたときどのように見えるか意見があれば」と根本さん。

「イエスの行動軌跡と重ねて言うしかないんですけど、イエスが裁かれたのはローマ帝国のポンテオピラトと言わっている（彼自身も被告人だったと、というのは変な判断なり判決を下すとローマ皇帝自体にさかかれる高級官僚の一人です／あるいは民衆を含めてイエスを裁いてパリサイ人あるいは律法学者といわれる存在自体がイエスを裁くことで、何者かによって歴史を通して、二〇〇〇年以上にわたって裁かれ続けているという信仰の日からそうちなので、やはり事柄は本質的に最終的に明らかにされるだろうと、ただこの裁判のプロセスそれがこの明らかにされ始めるならばそれ以上のことはないと思っていますが」

弁護士が聞く、「この事件で証人になるということでいろいろ難しい点があるよう伺つておるんですが、その点について証人が知っている事実がありますか」

「私が考えていることを最後に付け加えさせていただきたいんですけど、証言のしにくさとかこの事件の分かりにくさというのは、私個人にどうまらずにいろんな形で引き出せると思うんですが、それは綿はまさつき（やどりき）証言のなかで述べましたが、松下さんの事件について高等裁判所で証言したときの視点は権力の水準に対する宗教者の視点、見る眼差しというそういうことで証言してきたわけですけれども、この事件についてはそれだけではというかもっと深い存在に対する視点、宗教者としての視点ということが私にも問われてきていました（）」

（）というふうに思いましたし、それは抽象的な言い方ですが、権力の水準や法的な水準よりもそれを含んでもうと歴史にかかる問題であるとか、子供とか連れ合いにか

かわる問題であるとか、そういう対的な問題あるいはその他、闇的な領域の問題も含めて存在総体の問題として問われているんだという感じがさっきまでの証言をさせていただけながら感じたことですね。それをお伝えしてという気持ちで証言させていただいたわけです」

「この山本さんの、特に後半の証言はひたすら表面化した事件（正しくは表面化させティフォルメさせた根本さんの事件）を単純化し短絡化させてしまおうとする裁判所の興味の対象にはなりにくいものだった。

裁判所の審理は、A三六七の明渡しからはじまって一〇〇七号法廷でもへ　事件へ
にいたるまでの「く一部の表面に引っかき傷をつけた。それは形式にのつとつて審理した
という、つまらないアリバイづくりのようなものだった。しかし、すべてを否定的にみて
いるのではない。裁判官、書記官、廷吏、警備員、傍聴人、補助参加人、証人、弁護士、
そして、親子、家族関係、学生など法廷で証言するうちに、その様々な人々は限界はあ
つてもそれぞれの抱えている問題をある程度アラワにしてくれたという付隨的な点では、
たいへん比喩的な裁判だったといふことができる。

ここで内緒のお話をあなただけにお教えしよう。

これまで根本さんの嵌められたワナについて、そのでき具合のあまりよろしくない構造
について話してきた。そのへ構造へはこれまで何度も権力によって手アカまみれに使われ
てきたものであることは言うまでもない。もちろんその続きも述べなければ、ここまで
読者に消化不良をおこすだろうから、すっきりとはしない統編も述べるつもりだ。

イヤイヤ、その内緒の話というのは、あのモヤモヤを差し引いてもオツリがくるほどの
秘密ですよ、ひょっとして、うまくいくと、あのへ構造へを権力はもう一度と使うことが
できなくなるかもしませんよ、と前宣伝しておこう。

根本さんは、一四回の公判まで北海道から割引の往復航空運賃五七三〇〇円、さらに日
帰りができないためこの金額に大阪での宿泊費と食費が加わり、空港から目的地までの往
復の足代もばかにできない額を払ってやつてきていた。収入の少ない彼にとって、鈴木さ
んの証言を待つまでもなく出廷する経費はとてつもない出費になっていた。とにかく彼は
やってきて、証言を聞き積極的に被告人尋問もしていた。

しかし、「四回公判に鈴木さんが出廷し証言したのをシオに態度を一変させた。根本さ
んは「不出頭許可願」なるものを法廷に提出して認められたがその後も不出頭を続ける」
とになる。それは彼の戦略的な方法かとも思つてみていた。だが、どうやらそれも違つて

いたらしい…そのことの判断はひとまず置く。

鈴木さんの証言は、大学闘争に関心を持つようになったという仮装的な体験からはじまり、自分の経験を述べていく。これは松下さんの裁判で彼女が証言した内容とほぼ一致している。

『岡山大に入学するのは七三年。六九年に神戸大の現場に行って、寮に泊まつた。松下さんは意識するようになったのはもっと後。大学に入ったとき大学闘争は下火。一部教室がまだバリケードの持続。七五年に京都大の学生が自主的にゼミを申請し学外講師を呼んでゼミができるという制度の自主ゼミに参加。七六年以来A三六七が占拠され、誰でも出入りできる場所、まあ京大のなかの島宇宙みたいな空間』

根本さんのA三六七と鈴木さんとの関わりを説明するために、彼女自身がどのようにしてA三六七にまで至ったかを語った。

れいくんについて弁護士が質問。彼女の解答はもちろん弁護士の知らない、前に述べたあの『六一枚の総括』にもかなりの部分で対応していた。

『八一年十月に岡山で出産。岡山で一つの、最後まで続いていたバリケード～その中でもっとも深い関わりのある人との間でもうけた。（れいくんの問題を中心として岡山の人たちとの間柄が変わったことがあるか）最初からあった問題が、根本さんと暮らすようになって一挙に噴出してきた。（どういう問題）私も相手の人も、それを支えてくれた人も、れいくんを生めてない～育てる根拠がない～しかし、誰かが育てねばならないので、子供の奪い合い～』

子供のいないばくは暗澹とした気持ちで聞いていた。れいくんを生めていない～とはどういうことだろう？生まれてきている子どもに、生める・生めないという恣意的な概念があてはまるのだろうか？イヤイヤ、れいくんだけに限つたことではない、新しい生命が胎内で形成される。その前、性交の段階では認識される生命という形ではまだ存在していない。曖昧模糊とした分子でもないかもしれない。でも、性交の後、胎内にできたモノは、それから数カ月を経てこの世に生まれ出た、子供にはまだ意思も意識もない。だが、生めるとか、生み得ないというような規制基準を大人たちが設けたとしても、それに対しても、新しく産声をあげた子供は抗議も抵抗も何かの意思表示もできる存在ではないということなのか？…これは大人の論理ではないのか？…れいくんの身柄を引き取るため、人身保護法の適用を求めて坂本さんたちは家庭裁判所に提訴したこともあった。あのれいくんが、

189

このやり取りを知ったなら、どういうだろう?…

『私とその男の人の間なんですかけど、周りにいる人たち、学生とか他の方とも含めた対立…最初、自分がどういうふうに子供を育てようとしているのかということをしつかり考え方で生んで、その時相手の男の人との間も意思一致というのか、共同的に子供を育てる、母親であること父親であることを拒否し、家族というものを解体させたところで、というイメージがあつた。そういう発想が非常にあやうい、観念的、その無理が私自身のなかで積み重なって来ていた。その最初からあった問題というのは、私が全く生き方を変えてみてるわけですけれど、その時に最初のイメージを持続しようとする人たちからは対立してしまつ』

根本さんのA三六七の闇わりかたを尋ね、明け渡しの強制執行後の鈴木さんの八五年夏からの変化を聞く。

『アパートを引き払って（れいくんを連れて）根本さんのいる札幌に行つた。（何か具体的な考えがあつて）なくて。（れいくんを京都駅に残して立ち去つた）直接的には私はそこにいなかつたけれども、問題としては私がそのようにした。（具体的には）唐突にいなくなつた。根本さんのところにいるのがわかつた、問題と一緒に考える、話し合いの必要がある、裁判があるのでその場に来るよう、わざわざ札幌まで言いにきた。私は行かないといつても根本さんが行つた。子供を行かせたら、岡山に連れて行かれた。半分は分かっている。自分のなかで、まだ自分が育てたほうがいいのかどうか決断しかねる部分もある。根本さんが岡山に行って、鈴木さんを待ちなさいということできづれいくんを連れて行き、そこで札幌から私が来るのを待つと、ちょっと人質的な感じなんですかね…』

鈴木さんのこのへんの証言は裁判官にはまったく通じていない様子だった。裁判官は三人とも無関心で興味を示さなかつた。弁護士と鈴木さんのやりとりは熱気もなく続いた。そのうち裁判長は目を閉じたまま椅子の背にもたれかかっていた。左の陪席判事はうたた寝をし（芝居や見せかけではなかつた）うつらうつら舟を漕ぎ、ガクッとする場面が何度も見られた。腐りかけた魚の目のような右陪席もただ腕組をしてボーと夢想をたのしむ風情だった。

裁判官には鈴木さんのこののような証言はわけのわからない身内の裏バナシで審理の参考にはならない、時間の浪費程度にしか聞こえていなかつたのだろう。

それでも一月二十日のこと、三月十四日、に結びつく伏線的な問題に鈴木さんの証言は続いた。

ぼくは、ここまでくると、根本さんの間近にいるひとから述べられる彼の胸のうち、想像で描き出される根本さんという遠い存在に食欲を誘われていた。また、それ以上に鈴木さんの証言は彼女の自己史であると同時に岡山大闘争の総括の一ページであり、政治的闘争に急進化しその遠心力によって、大学キャンパスへをとびだし、連合赤軍の「瀬清・浅間山荘事件」の公判などとは違ってほとんど他のひとには知られることのない、自己表現運動へ求心化？した全共闘運動の十五年間の展開として興味以上のものがあった。鈴木さんという全共闘的な表現主体に根本さんというある種場違い的な存在がA三六七で接点を持ち、そこから視角がひろがった、という見方も可能だった。

『…根本さんは見ず知らずの人にお金を借りて帰つてきた～そういう経緯があつたのち～問題をもう少し立体的にというか、鈴木、根本が悪いんだという発想を少し変えて、自身はどうなんだ～岡山の坂本守信さんとれいくんが札幌に来る～その後松下昇さんが立ち寄られ～岡山からあと二人来られたりして、そこでかなりドタバタの～つかみ合いとか、ののしり合いとか、奪い合いとかあります～言われたのが、三月二十日の東京高裁に鈴木は行くべきじゃないかと～それが了解できたからというのではなく～ドタバタ喜劇みたいなことがたまらなくイヤで押し出されたという感じで東京に向かい、そこから三・二四に行っている～』

『（根本さんが一月十日、三月二十四日大阪高裁の事件に出廷したのはどういうことでですか、知っていますか）：知りませんというか、正確にはわかりません。（A三六七の判決送達に関して証人となるべきだということでも傍聴に出ていたんじゃないですか）～提起されたその趣旨通りに答えるというのではなくて、どうしたことだろうという感じで出かけられたんじゃないか～一言で～こう言うのが非常に難しい～根本さんとしてもそれまでの閉塞状態というのか、関係の～それを乗り越える何かというのか、それを越えたい何かといふか、そういうものがあって行動されたんじゃないかと思う～（開廷前の状況）：私にすれば来たくて來てる場所じゃない～根本さんはまた違う～何か予感というのがその前夜からあつたような気はします～私は早めに床につきましたが根本さんを含めて何人が話し合つてている～』

続いてあの日の二人の拘束から彼女が連れだされると～これが証言される。このあたりでやつと裁判官たちも夢み心地から覚めたらしく居住まいを正し鈴木さんを見つめだした。

それから特にぼくの印象に残るのは、根本さんが控室から連れだされるとき、鈴木さんが公衆廊下の東から見ていたという証言だった。

『（蹴ったとか公務執行妨害とかいう言葉を聞きましたか）言葉というものはそのときに全然聞いていません。ただ、連れだされるということに全部の神経が集中してしまって、他には何も考えられなかつた（根本さんが逮捕されているんだという認識は）ありません。何らかの拘束、拘束室に連れて行かれる可能性も考えました。（頭にあつたのは建物の外にああいうふうに引きずつて行くんだということを考えましたが、とつさに最悪のことも考えて（どんな状態で連れだされて行った）足は踏ん張りながら、それ以上の力で腕を引っ張られて服をつかまれて引きずられて（二）四人という印象）』

鈴木さんが耳にしたのは無。意識のなかで目の前の動きを必死に追っていた。あのときぼくは警備員が投げ、根本さんが言い返したほんの数語を聞いただけ。警備員たちが証言しているような、日々に逮捕せい、とか蹴つたな、きみはなにするんや、といった「それらしい」言葉はほとんどなかつたあの時の事実を鈴木さんは形を変えて傍証している。

『（どうして根本さんが内側、裁判席側に入った）酒パックの直後、松下さんが羽交締めにされたのをほどこうとしたんだと思います、直接的には（何かにうたれたんじゃないですか、感銘を受けたという意味で。（岡山の人たちとの関係で必ずしもつまへいっていない状態だったことと根本さんの当日の行動との間には何か関係がある）うまくいつていいないというか、ずっと対立は続いていた（松下さんの存在というものが双方の）対立の根拠を何とか高度の次元に持つて行こうとすれば、苦痛とか祈りとかそういうふうなものに満ちて感じられていました（それ以前から、これは私の言葉ですが。それに答える行為が彼の行為だったんじゃないかと、一つには。（松下さんを守ろうということでしょう）それに対する暴力というのは許されないと）』

『（彼が逮捕されてからの生活はどんなようなものでしたか、保釈を許されるまでの間）その間、私は子供のいる岡山に一緒に暮らすんじゃなくて、別にアパートを借りて暮らしました。生活保護を受け（（札幌に行けば彼と暮らした部屋がありますね。）そこに戻らなかった。）それは、彼のより側にいたかったというのが直接的な理由（もう少し私自身も自分がやろうとしていることに確信を持つてやってきてるワケではないので、そういう状態の対立とか、そういう問題を少しでも動かすというのか、そのためには岡山、正に対立の存在する人たちのところに身を置くと、それが遠回しのようで一番近い道じやないかという判断（住民投票は）札幌です。（根本さんが拘置所から出られるようになつてからは（）裁判のある間というか、最初は間隔が狭まつてあり（岡山と一緒に暮らしへ途中で引き払つて札幌に行っています）』

『(収入の面とかは)逮捕によって休職処分になつていて郵便局に勤めていたんですが、給料が六割になつていて、それで普通に暮らすこともままならず、もちろんこの裁判に来るために一人十万円単位のお金がいるんですけど、その出費が不可能と、実際に不可能なんですが、借金をするしかないんだけれど、そういう生活状態です』

『(この事件について、あるいは他に特に述べておきたいこと)「子供をめぐる問題といふのは解決されたワケでも当事者が納得してるワケでもない」ことによつて自分自身が子供というものを本当に産めないまま産んだり育てたりしてきてたこと、それが子供にどういう傷を与えてきているかということがよく見えてきた(私はそれまでにいろんな批判をされたりしてきましたが、逆に自分が徹底的に批判されたり追及されたりする立場になつて、自分のしてきたことの欠損、欠けていた面が見えてきた、これは私の財産ではないかともう一つ、ある意味では根本さんは私のせいでこういうことに巻き込まれていき、逮捕休職までに至つたと(彼が)一月十日リンチという言葉で言つていましたが、そのやられた人という立場から想像できない展開を三月一四日にして、それができる人であると、あるいはすごいいろいろな批判とか実際的な行動を受けてきながら、それにある判断を留保した状態を保つてこれたという彼の資質の深さというのがそれをこの事件で改めてわかりました』

『(リンチの主体になったのは)私が聞いているところでは、竹中さん、濱本さんが直接彼に手を触れたのかな、後、学生の人も触れているのかもしれません』

『(子供のこと以外に対立点は)～岡山で随分長いこといろいろなことしてきたんですけど、その質というのは変わらず続いている(非常に感性とか想像力という点、対立点というより問題点ですね、それから発想に一方通行的とか、その集団内部と外部というのが非常に図式的に分かれています)、敵といわれるものが固定的に捉えられる傾向にあつたり、それと主観と観念とかそのまま行動に結びつく、結び付き方に奥行きがないなどありますが、一言でいうと、その根底にある祈りのようなものが欠けて、それは私自身にもそうなんですが(長い間岡山において得られたものはありますか)一つには、子供のような目で追及するときに周りがどのような反応を返すか(これが私自身いろんな人を追及したりして、逆にまたいろいろ拘束されたりというなかでよく分かつたというんですか)』

『(欠損が見えてきたというのは具体的には)私なり根本さんなどを例に取ると、唐突にいなくなったり、今までしてきた活動を放棄したり、みんなで話をするのをいやがつたりする(ことはよくないんだと批判の対象なんだというところでひたすら批判するといふう

この段階で数回の不正行為が続き、通常ならば保釈かとリリースされ、裁判まで勾留されるのが、
少なくとも弁護士への効果が半減する。辛うじて、その事態は止むを得ない。

「×、仮釋初申田の心配を、そんなりにせず、感したレバ個人の
本剣竹への——判決にはちへくるへる。保釈取扱いをして
なそういうやり方というか、そこで見落とされていることがたくさんあるんですが、そう
いうものをさして欠損という言葉でいたんだですが」

『(最後にあなたのはうで付け加えたい、言っておきたいことは)一つは根本さんはこの
事件が実際にはやつていることをやつたとされ逮捕されて、休職という事態に一ヶ月やそ
ういうことを作り上げていった裁判所の職員あるいはすごい暴行を加えた職員というのは
何事もないし、また裁判官と検察官という方たちも給料という形でちゃんと保証されたな
かで、この裁判をやっているんですね。このギャップ、これは被告と検察官と裁判官とが
到底対等とは言えない、最初からすごいハンディだと思っています。これはやっぱり裁判
というふうな制度上の根本的なおかしさの一つだと思うということ、それから同じく公務
執行妨害という場合、公務である裁判官がそれを裁判するというのは、当事者なワケで、
やはり偏らざるを得ないだろうと。少なくとも、それを是正しようとするとなるなら当日の裁判
官が証人としてあつたことを、真実をそれこそ述べるということが保証されないと、當日
の事実関係ということだけでも明らかにならないと思います』

鈴木さんが証言してから後、根本さんがまったく法廷に来なくなつたことはすでに言つ
た。その理由を支援者に明かすことなく、彼の気持ちが鈴木さんからこつちに伝わること
もなかつた。しかし、関係した者は、とにかく彼の話が聞きたかった。そのため、決ま
った仕事がなく、収入のあてもほとんどない松下さんが翻訳やビルの掃除などのアルバイト
で稼ぐ細々としたバイト料をなんとかやり繕りし、まさに身銭を切つて、出廷のための
旅費に使ってほしい、となにがしかの金を公判期日に間に合うように送つても、それを受け
取つたのかどうかの返事も彼は返さなくなつた。

根本さんが保釈されるときの身元保証人・身元引受人は宝塚の山本牧師だった。彼にも
札幌の住人はナシのつぶてだった。誰かが手紙を出しても音沙汰なく、その手紙がどうな
つたのかもわからない状態が続き、弁護士が公判記録を送つてもそれに対する質問も印象
も根本さんから聞くことはできなかつた。思いあまつた弁護士が出す手紙に必要最小限の
短い返事がくるだけという状態になつた。

一審の審理が終わつて判決の言渡しのときにも彼はあらわれなかつた。

例の形だけの審理を終えて、一審の判決があつた。

役割を最低限終えると、弁護士も自分から解任をのぞんだ。

(左) 国の人は、自動的に弁護士は終了する。
控訴する義務はない。

しかし、

かおこなわれた。

トレともかく、一審のあのデータラメな判決に対して控訴した。
【★】一審の判決に控訴したのは、仮装被告団であつて（根本さんでも）一審の弁護人は
い。控訴のため一審判決を批判したのも、控訴のための裏証プランを練つたのもやはり仮
装被告団だった。

★この仮装被告団についての説明は二十年前、七〇年一一月一一四日の同志社のEve祭
に松下さんが「仮装としての被告とは何か」というテーマで話している。

私たちは、法^{II}国家やそれと岐立する固有の存在条件に規定され、しいられた仮装をし
つ生きざるえない。それをあらためて確認し転倒していく契機としての裁判闘争が始
まつとしている。

異常な（？！）服装や、歌や、雪のように舞う紙片……などは、すべて闘争手段や表現
方法と同じように、へ＼としての仮装をしいてくる力に対する反撃の模索である。

といふで、きみにとって仮装とは何か。

裁判官、廷吏、検事、弁護士、傍聴人などは交換可能であるのに、被告だけが交換不可
能であるのは、矛盾していないか。法的時・空間においては、被告こそ、最もいられた
仮装者であり、かれにとっては、被告を出現させるこの世界の仮装性を解体していく仮装
者として登場する他に生きる道はない。

一方、権力によって、同じ時・空間に召喚されている、いわゆる被告たちは、まだ、外
在的にいられた統一性しか与えられておらず、眞の内在的な統一性を創りだす仮装者と
はなりえていない。

従つて私は、何かの力にひきよせられて、この裁判にかかわっている全ての人間たちに
仮装とは何か、とりわけ、仮装としての被告とは何か、を追求するようになにものか
もちろん私自身も、この要請に従つて権力や存在条件の矛盾を逆用しつつ、なにものか
にもかつて仮装し続けていくであろう。

トレ
仮装被告（団） 松下 昇（）よしやまとむちある。

全国全公闘運動～大学闘争のなかから松下さんが生ましめた仮装被告団の概念^{トレ}、十數
年後に、ほんとに裁判所・國家権力によって仮構され、被告をしいられ仕事を奪われた、
この根本さんの公闘闘争の場で現実のものとして応用されていることに感心し、改めてそ
の島のながさに驚きをおぼえる。
モ、別の二ヶ町と不^よねばなら、ようたに
これでもうすでに宣伝しておいた秘密に気づかれたと思う。裁判を維持する、公判を支
えるというのは常識的には弁護士や裁判所・検察官たちである。根本公判で、その役割を

トレ
前に山た（リ）へ王國各地の法律や、法典を二二三場で応用されてモたれ
だそ向^{むか}の大字外への大字をめぐらす改修^{かいしゅう}をやぢる

195

1-0-0

(前ページ) まーこのもと行との向連で

用精めか

心平

放りのちにはともかくとして
日程の調整がつかない、との理由で
になったのは本質的に仮装被告団である。つまり、お金がないから弁護士も雇うことがで
きない、公判の推移に納得できない、判決に疑問がある、不条理だ、と思う人々はこれか
ら、このように被告を本質的に仮装し、裁判でも自分から主体となって、直接法廷や弁護
士を動かしてみる、諦めず、何度も……
ただし、根本さんは公判に出廷はしない。弁護士がやはりある種の仮装をし、松下さん

が提案した「札幌での出張尋問」を裁判所に申し入れたが(相手はメンツにこだわり)そ

れを拒否した。

根本さんは法廷には出てこなかつたが、仮装被告団が二審、三審と控訴したことには無

言の同意を続け、最低限の意思表示を裁判所にもしている。

弁護士がわざわざ話し合いを提案して札幌まで出向いた、約束していた時間に遅れてや
ってきた根本さんに、「是非出廷してください。本人が法廷にいないというのは、それだけでも心証を悪くするし……あなたの弁護士はもう一人いるわけですから、彼がいるところで、一緒に話を聞きたいし、これからの方針も考えたいし……とにかくあなたがどうい
う気持ちなのかわからないと、弁護のしようが難しい」と言つても「お金がないから…」
と言つたきりであとの三十分間一言も話さずじつとうつむいているだけ、弁護士もこれに
よつてやる気をなくしてしまつた、という。

根本さんと、生活保護を受けながらやつている竹中さんの経済的な困窮の度合いを比べ
ると甲乙つけがたい。そのサイフの底をはたくようにして竹中さんは、法廷の動きに黙つ
たまま動こうとしない根本さんの意向を確認しに札幌まで行つた。そこでわかつたのは、
鈴木さんと根本さんは別居していることだった。(鈴木さんが一四回公判で証言した後ば
くらのところに一泊し、翌日空港まで彼女を送る車中で、根本さんと鈴木さんの性格は違
いすぎる。これからうまくいかないと思つ、無理があるんじゃないか、別れたほうがいい
かもしれない、と勝手なことを話した。彼女はどんなことがあっても絶対に別れることは
ない、と力説していた。それでもその絶対という言い方にはそれとは違うニュアンスが含
まれていた)あの根本さんは幼い一人の子供と暮らしていて、鈴木さんはれいくんと暮ら
し、何か仕事をしているらしく、二人の住まいは近所だったというが根本さんの裁判に臨
む真意は推し量ることもできなかつた、ということで…

根本さんが出廷しない理由について、そのいくらかはこれまでの法廷の進展、鈴木さん
の説明からみても想像することができるかもしれない。ただし、ぼくが思うに、根本さん

が出廷しない、沈黙するというのは経済的な理由、嫌気なんかではとても説明しようもない。たとえば、A三六七の強制執行のとき、執行の作業員たちにカメラを構えシャッターを切って威圧するように迫り、執行補助人として立ち会った京大の教官たちに厳しい質問を浴びせ相手をたじろがせていた彼のあの時のさうとした姿は、鈴木さんとの関係が進展の兆しをみせていたのか、そういう深い関係がすでにあったのか?そういうことが彼に、あのガンバリを促したのか詳しいことはわからないが、根本さんの「黙らしみ」は鈴木さんとの距離に比例していく、あのガンバリと対極にあるのはほぼまちがいのないところだろう。この落差は、ボタンのかけちがいや認識のちがいがあったとしても、根本さん自身にとつても惜しいし、おしい以上に不可解なものがある。

ぼくは彼が法廷に出てこない=証言しない、そのことによつて、ありもしないへ罪▽を黙認することになる、マチガイを犯す根本さんを残念におもう。それこそが、彼のほんとうのへ罪▽であることに気づいていないらしいのが歯がゆい。正直にいうと、悔しいし、残念を通り越している。

根本さんの不出頭、そこからひろがる問題に、誰より詳しく要約しているのは、一審の一四回公判で証言した松下さんで、三點をあげている。

松下さんは根本さんともつとも長い付き合いで個人的に手紙も書き送つていて、彼の性格も知っている。それにまた、三月二十四日、一〇〇七号法廷で控訴人席に座つていた。傍聴席から見たぼくらとは違つて根本さんがバーを越えて入る姿を迎えるような角度から見ていた。また、控室でも連れだされ逮捕される全ての段階を目撃していた。あのとき大島が松下さんに向かつて声をかけ、きせずして根本さんが立ち上がつたのは、バーを越えて法廷の松下さんの方に行つて警備員の手をほどこした気持ちと同じものを松下さんは見ていたのではないかと、ぼくは思つてゐる。

『最初の瞬間に根本さんが一番目立つ行為をした、その行為が警備員等によつて余談といふか、一方的な判断を受けたわけですけれども、本来、根本さんは公務の妨害、執行を妨害する意図というよりは、子供が溺れそうになつた時とか、あるいは自分の家族が倒れそうになつた時に、誰もが駆け寄るような様子で私に近寄るうとした。それが一方的に、過剰警備の犠牲とされて、且つ、公務執行妨害罪で起訴されている、そのあまりにも矛盾が大きいために、その裁判に十分関わりきる意欲を失つてゐるということ。

(根本の激しい突進の一瞬を警備員が単純に公妨性のものと把握したことが、事件としての錯誤の発端であるが、本来的には、この一瞬の構造を刑事案件の枠をこえて、より重曹をも属した視点から審理しないと真実の総体に迫り得ない。いま一言でいうと、根本は、このようない瞬間に自らをかけうる資質をもっているが、それを持続・深化する条件が自他の双方の限界から宙吊られ、その抜けがらく残像が刑事案件としてのみ審理されているリレジュメより)

自分が充分に準備したり、意識的に行動して起訴された事件ではなくて、あえて言えば私なりが作り出して来た構造の中で、ひとつの犠牲になってしまっているということに、かなり絶望していると推測できます。そのためにも、充分にこの事件に関わる意欲を失っているのではないか

不出頭の理由は、公訴事実とされているものをやったからではなくて、～やつていなにもかわらず起訴され～且つ、単なる冤罪とか、仮構された事件というだけではなしに、非常に根深い背景～恋愛問題～、子供の問題～、私との長年の関わりとか、そういうなかで、事件が一番浅い水準で扱われ、しかも、警備員の証言の段階まではずっと出庭し～警備員の証言が、あまりにも事実に反することへの怒り、また、それを充分に突破出来ない自分や、弁護人や、私たちへの絶望、そういう問題が基本にあって、出頭する意欲を次第に失ってきた

私、松下の証言がないと解明出来ない問題があるけれども、松下は一度も公判に来ていないし、証言する意思表示もしていない。従って真相の解明がかなり困難であるということへの絶望。

公判を準備する弁護士との会合に、たえず多数の人が参加して、公判以外のテーマについて激論が闘わされて、その結果、弁護人も弁護活動が出来ない程の状態になり、また、自分もそれらひとつひとつの問題に立ち向かうには、あまりにも力不足であるということへの絶望。

そういうことが基本的な理由であって、しばしば裁判所宛てに申し立てている”休職処分による収入の減少”というのは、補充的な理由ではあるとしても、決して本来の理由ではなくて、これだけを理由にしているという段階に対しても、私は非常に残念で～先程述べました本当の不出頭の理由を公然と明らかにして、私の証言を要請し、私が最初の一瞬に作りだした法廷での事件の意図とか、意味とかを充分に、被告人のほうから私に聴いてほしいと～

198

私自身が証言することを決意するまでに、三年近く、証言しないということを言っており、その責任がありますから、一方的に根本被告人を責めるつもりはありません。』

この松下さんの証言は裁判所の審理を遠くのり超すもので、ほとんど形式的、機械化した裁判長や検事、弁護士など法制度の枠組み内で問題を処理しようとする者を相手にしていないように見える。松下さんは自己の情況を開示する一方で、根本さんにも裁判所と同じ距離をとり（彼はそのことを冷たいと感じるかもしれないが）、事態を事件よりも深く対象化し客観的に止揚し、根本さんの無言と沈黙を包括している。

この証言記録は弁護士を通じて根本さんも読んでいるはずだが、ぼくは根本さんが本当に自分の位置・方位がわかつていないのではないかとおもうことがある。残念ながら……

大阪高裁も程度の低い一審の原判決を鵜呑みにし支持するマチガイを犯す。

「被告人の暴行の事実が認められる本件においては、被告人に原判示のとおり公務執行妨害罪が成立することは明らかであり、原判決に所論の法令の解釈適用の誤り（①退廷拘束命令は発せられなかった。②法令適用の誤り）免訴判決（山田警備員の被告人に対する暴行の事実は動かし難い。この点は傍聴人が一致して証言するところでもあり、これらの者全員が通謀の上づくりあげた事実と解することも到底できない。事件当時の閉廷後の混乱は松下の行為によるところもあるが、右の山田警備員の暴行によるところも大きい。このような国家職員の違法行為が、何ら問題ともされず、被害者の被告人のみが処罰され、職を失う結果となることは正義・公平に著しく反するというべきである。本件において国は处罚適格を有せず、免訴の判決がなされるべきである。原判決はこの点において法令の解釈適用を謝っている）は認められない。論旨は理由がない」と一方的に否定したのは、九二年三月三一日。

(一) 内は弁護士の意見陳述であった。ところが、弁護士の最終弁論要旨は、なんと三月三一日の高裁の判決があつた日に裁判所へ提出された。弁護士はなにを考えたのだろうか？裁判官はもう読まないだろうが、出さないよりは出したほうがいい、そう思っていたのだろうか…

仮義被告団にとって、被告側の弁護士が傍線部のような、論理の組み立てをするとは予想もしなかった。事実の把握に欠けるし、基本的な認識と姿勢に問題がある。被告人のみが处罚される、という仮定・発想は最初からの敗北主義で、事実あつた山田の暴行と根本



さんのなかった行為を並列させ裁判官にバランスをとらせようともしているように見える。こういう感覚は仮装被告団の思ってもみなかつたことだ。残念なことに、弁護士の裁判所のペースに迎合する職業的なナレ。論理の構築につまづき、言葉遣いにも緊張を欠いている。先にみてきたよな阪口証人に対する失敗や、頼みもしない文脈をこしらえるとうのは勇み足というより、たしかに大失態だった。

イヤイヤ、ここにきて弁護士をあれこれ言つたって仕方ない。弁護士、検事、裁判官を消した審理は自己解体の場でもある。それなのに、自己を表現しきることは、自己を他者から問われることよりも難しく、互いの意思の疎通を欠いたまま、公判に臨まなければならなくしたのは、弁護士の責任じゃなかった…

二審の判決に対し、最高裁に控訴した。その主体も仮装被告団である。

一〇二審が死刑判決である事件以外は三審で口頭弁論が開かれる事はない、文書提出のみが唯一の主張の場であるのに、九三年の夏まで、根本さんは何の意思表示もしていない。

このまま最高裁の結審があつても根本さんは黙つたままだろう。事件は、根本さんの嵌められたワナの意味を明らかにするだけではなかつた。それはそうだが…

どちらにしろ、根本公判、最高裁への仮装被告団の判決は決まつている。



最後に、A三六七から撤去して京都地裁の執行官が保管していることになつていていた物品をめぐつて、山本牧師、北九州市の永里さん、ぼくら三人が原告になつて提訴していた動産引渡請求事件 昭和60年(ワ)一一〇七号 は八五年六月一五日から一二回にわたり審理されていて、九〇年十月二九日の一二回公判に当事者が「本件の審理をより本質的に進めていくために当事者および本件にかかる(未出現)の当事者(裁判における訴訟行為をなしうる資格を認定された者)によって開かれた会議の討論」によって、全員不出頭したため京都地裁は願つてもみなかつた事態に待つてましたとばかりに、休止の決定をくだした。

『休止』というのは延期とは異なり、休止後三ヶ月以内に当事者から再開を求める申立てがない場合には、原告が訴を取り下げたとみなして処理される。訴の内容は物品の返還要求であったから、一見すると、当事者どくに原告が、この要求の意思をなくしたと受け止め

200

られかねないけれども、逆に、原告を含む全当事者（A三六七の自主ゼミに積極的に参加していた。）は、訴の内容や位置をより深く応用するために、五月と十月の討論集会をして、原告から期日の延期申請を提出しつつ法廷に非存在したので。」（松下昇 概念集・トートル）

4 「当事者」より

その日初めから、傍聴席にいたのは岡山の宿里くんだけで、ぼくは電車に乗り遅れ定刻に到着することができず、ちょうど裁判長が話し終わってたところで法廷に入った。書記官が困ったという顔でこっちをみたが裁判官は何ともなかつたような顔で出ていった。

この動産引渡事件に八木さんは途中から参加原告となつたため平成一年（ワ）四一〇号も併合されている。このため八木さんはこの決定を不服として同じ日に京都地裁に長文の準備書面をただちに送つた。

山本牧師は三人を代表して一月にはいって「休止期間延期申立書」を送つた。

八木さんのものも、牧師のものも地裁は無視し、三ヶ月後に「訴の取り下げ」の処置を強制的にとり、その一年半後には京都大学教養部の地下倉庫にあれからずっと保管してあつた物を廃棄する、という脅かしをかけてきた。あの膨大な資料群が地下倉庫のなかで時間と情況を糧に息づき、成長し、当局の手が出せなくなつたため、形式的には引き取れといふ脅しであった。そのため、ぼくと竹中さんは九二年八月一二日と中旬の二回小型のトラックで主要なものは自主管理しつつ、「総体の占拠のイミは持続する」と当局に宣言して伏見の山区に運んだ。↓自ら車内にゐる竹中さん一行のモービルをへ

竹中さんは『大学闘争に関する資料集』のこれからの方々のためにも応用するだらうし、ぼくも引き取つた『石の枕』のコピーを今次の校正のために応用する。

あの強制執行のときA三六七にいた竹中さんの女の子たちもやってきて、地下倉庫を普馴染みのA三六七のように動き、物品の確認を独自に、トラックに積み込むと荷台の荷物のスキ間すきまを暑い真夏の午後の陽射しの下で、柔軟なドライバーと洒落るわけにはいかなかつたが、そくに乗つてもらった。

（ほよ、たゞ、車体の中では、汗が不しい体験だったと、
引き取りの最初のときは阪大闘争～その十年後の寮闘争を闘つた「静かなる男」、お酒を独り黙々と飲みつづける男というイメージをもつ広部さんが知人のオデッサ書房のひとと来てくれた。

ダンボール箱七十個あまりにぎっちらりと詰めなおし、（捨てられる）（自主ゼミ参加者のそれぞれにとつてそんな物はないハズだったが意向を確かめることもできないまま）電化製品、衣類、寝具、食器類などはその場で捨て、当局の処置にまかした。

とまじに
にあらわす
にあらわす

二
一
日

201

本件の審理は開けへどもすまつたり
すみりこちし。

このへ節へ

この間に牧師は自主ゼミと距離をとり、永里さん、松下さんと距離をとり論争が続いている。

この間に牧師は自主ゼミと距離をとり、永里さん、松下さんと距離をとり論争が続いている。根本公判にもかかわらなくなる。

判する自己の
立場の開示
とその用意
かれどく
かりて
二審の最終弁論で根本さんがどのように意見を述べるか期待をのせて時間はすぎていく。
ひよつとすると、根本さんは仮装被告団の発想を乗り越えやすいかも知れない。
どうぞ記り
と同時に生きとこぼしておこう。

イヤイヤ、ここにきて弁護士をあれこれ言つたって仕方ない。なにしろ意思の疎通を欠いたまま、公判に臨まなければならなくしたのは、弁護士の責任じゃなかったた…

一審の判決に対し、最高裁に控訴した。その主体も仮装被告団である。

かりて
三審の最終弁論で根本さんがどのように意見を述べるか期待をのせて時間はすぎていく。

ひよつとすると、根本さんは仮装被告団の発想を乗り越えやすいかも知れない。

☆

最後に、A三六七から撤去して京都地裁の執行官が保管していることになっていた物品をめぐって、山本牧師、北九州市の永里さん、ぼくら三人が原告になって提訴していた動産引渡請求事件 昭和60年(ワ)一一〇七号は八五年六月一五日から二回にわたって審理されてきたが、九〇年十月一九日の二回公判に当事者が「本件の審理をより本質的に進めていくために当事者および本件にかかる(未出頭)の当事者によって開かれた会議の討論」によって、全員不出頭したため京都地裁は休止の決定をくだした。この動産引渡事件に八木さんは途中から参加原告となつたため平成一年(ワ)四一〇号も併合されている。このため八木さんはこの決定不服として長文の準備書面を地裁に送った。山本牧師は三人を代表して一月にはいって「休止期間申立書」を送った。いずれも、地裁は無視し、三ヶ月後に「訴の取り下げ」の処置を強制的にとり、その一年半後には京都大

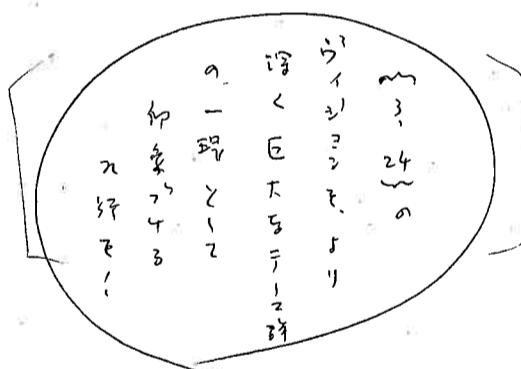
学校教養部の地下倉庫にあれからずと保管してあった物を廃棄する、という脅かしをかけてきた。そのため、九二年八月の下旬、二回小型のトラックで引き取りにいった。段ボール箱にぎっしり詰めなおし、捨てられる物(そんな物はないハズだったが)はその場で捨て当局の処置にまかした。

山本牧師は九一年一月二十四日に最高裁に、第三者異議申立ての執行停止の不服申立てと動産引渡にかかる裁判官忌避を併合して平成二年(マ)二八号、「特別抗告(第九次)」
申立・理由書を出した。

かく
の
内
事
件
の
不
了
て
け
た
か
ら
の
え
は

12

13



それにてこの段階
後退し開示してある
山本氏
へ
これにより、この段階ニテ一時
ハ根本レヒトの主文ハナトする
以上、何への作品で
ハ可能性を示す
R3の人物